

富士宮市文化財調査報告書 第24集

元富士大宮司館跡

— 大宮城跡にかかる埋蔵文化財発掘調査報告書 —

2000

富士宮市教育委員会

富士宮市文化財調査報告書 第24集

元富士大宮司館跡

— 大宮城跡にかかる埋蔵文化財発掘調査報告書 —

2000

富士宮市教育委員会

大宮城跡

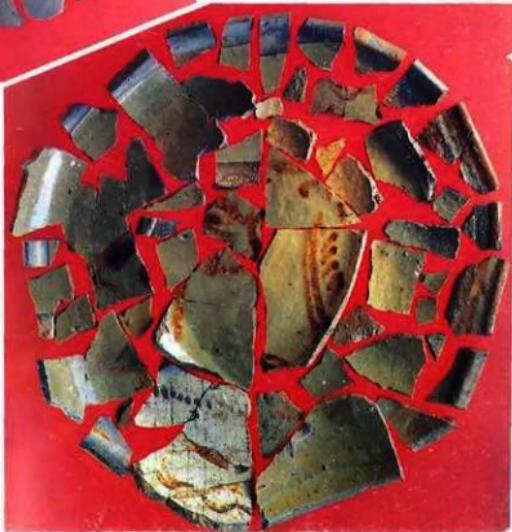




1.元富士大宮司館跡と富士山本宮浅間大社



2.堀1と堀2



序

文化財は、わが国の歴史・文化等を理解する上で欠くことのできないものであり、先祖が営々と築いてきた文化の遺産です。これは将来の文化創造の基礎であり権であり、これらを保護し活用することは国民の義務でもあろうと思います。

このなかで、埋蔵文化財はその言葉が示すとおり地下に埋もれておりなかなか正当な評価を得られない側面をもっていますが、「土地に刻まれた歴史」と称されるように、文献や絵画等に劣らない貴重な歴史の証人であります。

当市には歴史的遺産として昔から地域の人々に親しまれてきた富士山本宮浅間大社があり、この神社が郷土の歴史的な景観を形作り、人々の暮らしの支えとなってきたことは誰もが認めところであります。

そこにかつての駿河一宮、富士浅間神社の神官であり武人でもあった富士大宮司の居館の跡が発掘されましたことは、まさに歴史の証人に出会ったようであり、また間近に見た大きな堀跡がまぼろしの大宮城のものであるかも知れないことにあらためて感動すら覚えた次第であります。

発掘調査という地味な成果の積み重ねが明らかにしていく「歴史の証」は単に学術的意義だけではなく、今後の市民生活のなかに根づいた文化行政として、大切に生かされていくべきであろうことは再々述べさせていただいているところであります。

この度の本調査報告書の刊行が、そうした郷土のもっとも身近な歴史を保護し活用していく第一歩となり、共にふる里の景観づくりを考えていく一助になればまことに幸いと思っております。

最後になりましたが、大宮城にかかる元富士大宮司館跡の発掘調査につきまして、各方面の方々のご配慮を賜わり、また関係機関及び関係者のご指導とご協力をいただきましたことに対しまして厚く御礼申し上げます。

平成12年3月

富士宮市教育長 藤 井 國 利

例　　言

1. 本書は静岡県富士宮市元城町1番1号、同2番2号一帯に所在が推定される大宮城跡の中枢であった元富士大宮司館跡の発掘調査報告書である。
2. 本居館跡は、市立大宮小学校屋内運動場建設、防火用水槽付設工事などの公共施設建設事業に伴う事前調査によって昭和59年（1984）より平成10年（1998）まで、4次にわたる発掘調査と2次の確認調査が実施されたものである。詳細はⅡ章調査を参照していただきたい。
なお、1次調査は昭和61年3月31日付をもって『大宮神田曲輪跡』として概報を刊行しているが、本書をもって正式報告とする。
3. 整理作業、ならびに報告書刊行業務は平成8年（1996）より平成12年（2000）まで4年次にわたり富士宮市教育委員会が実施したものである。
4. 本書で使用する遺構名称は全て平成7年9月30日発行『新装版日本城郭辞典』東京堂出版に従っている。
5. 空中写真撮影は（株）フジヤマに委託し、巻頭空中写真は静岡県教育委員会刊行（1998）の『静岡県の重要遺跡』より借用掲載したものである。
6. 木製品、金属製品の保存処理及び樹種の鑑定は・静岡県埋蔵文化財調査研究所に委託したものである。
7. ケヤキの年代測定は、静岡大学理学部和田秀樹教授に委託したものである。
8. 陶磁器の鑑定には、舶載陶磁器を小野正敏（国立歴史民俗博物館）、瀬戸・美濃を藤澤良祐（瀬戸市埋蔵文化財センター）、常滑を坂本和弘（菊川町教育委員会）の各氏からご教示をいただいている。
9. 地形図は昭和45年2月に建設省国土地理院長の承認を得て、富士宮市役所が調整した富士宮市都市計画図を使用してトレスし、また実測図に記す高度は全て海拔高度をもって示している。
10. 土器観察表に記す色調は破片面積のもっとも広い範囲を専有する色合いである。『新版標準土色帖』農林省農林水産技術会議事務局監修で補っている。
11. 本書の執筆はI、II、III、IV-2～6を馬飼野行雄、IV-1を渡井英誓が行い、V・VIに若林淳之、植松章八、建部恭宜、永浜真理子の各氏に玉稿を賜り、馬飼野、小岱史芳、小野田晶の論考を載せていく。
12. 本書の編集、印刷、出版に関わる事務は富士宮市教育委員会文化課が行った。
13. 発掘調査に関する資料は全て富士宮市教育委員会で保管している。

目 次

I 遺 跡	1
1 富士大宮司とその居館	1
2 富士大宮司館跡の立地と沿革	2
3 元富士大宮司館と大宮城	4
II 調 査	6
1 調査に至る経緯と経過	6
2 調査の成果の概要	10
III 遺 構	14
1 層序	14
2 居館関係遺構	14
3 古墳時代遺構	32
IV 遺 物	39
1 土器、陶磁器	39
2 石製品	88
3 金属製品	96
4 銭貨	104
5 玩具	104
6 木製品	105
V 考 察 —富士大宮司とその居館を考える—	115
1 元富士大宮司館跡の変遷と復元	馬飼野行雄 116
(1) 元富士大宮司館跡の変遷	116
(2) 元富士大宮司館跡の復元	120
(3) 元富士大宮司館跡の鳥瞰	126
2 元富士大宮司館跡出土の木材の建築史的考察	建部恭宜 128
(1) 出土木材	128
(2) 構造物	131
(3) 構造物に対する考察	132
3 元富士大宮司館跡出土の陶磁器	小野田 品 134
(1) 船載陶磁器の分類・編年について	134
(2) 元富士大宮司館跡出土の船載陶磁器の分類	134
(3) 元富士大宮司館跡出土の船載陶磁器の年代	137
(4) 元富士大宮司館跡出土の国産陶器	138

4	元富士大宮司館跡出土の雁股轍	小岱史芳	142
(1)	雁股轍について		142
(2)	雁股轍の分類と変遷		142
(3)	雁股轍の用途		145
5	元富士大宮司館跡出土の錢貨	小岱史芳	147
(1)	元富士大宮司館跡出土の錢貨について		147
(2)	市内遺跡出土の錢貨		148
(3)	錢貨の歴史		150
6	元富士大宮司館跡出土の獸骨	永浜真理子	153
VI	特論		155
1	古代・中世の富士氏	植松章八	155
(1)	古代の富士氏		155
(2)	中世の富士氏		171
2	富士大宮司館の発掘調査に寄せて	若林淳之	183

挿図目次

資料-1 富士宮浅間大社神職社僧屋敷址図	1
資料-2 『静岡県富士郡大宮町誌』1930	2
図-1 位置図（大宮字割図）	3
図-2 周辺遺跡の遺構・遺物図	5
図-3 伝大宮城出土陶器実測図	5
図-4 調査位置図	7
図-5 確認調査位置図	9
図-6 調査全体図	11
図-7 A区調査全体図	15
図-8 建物1実測図	16
図-9 建物2実測図	17
図-10 建物3・6、周辺土坑実測図	18
図-11 建物4・5実測図	19
図-12 溝1実測図	20
図-13 溝2・4、水溜実測図	21
図-14 溝3・4実測図	22
図-15 溝5実測図	23
図-16 A区出土土筑実測図	23
図-17 E1グリッド整地面遺物集中区実測図	23
図-18 土壙1実測図	25
図-19 土壙1の削取状況模式図	26
図-20 架橋部集石、木製品出土状況実測図	27
図-21 土壙2、堀1・2実測図-1	28
図-22 土壙2、堀1・2実測図-2	29
図-23 土壙2、堀1・2実測図-3	30
図-24 堀3、井戸、竪穴8・9、坑7・8実測図	33
図-25 堀4・5、建物7、竪穴1~7・10・18、坑9実測図-1	34
図-26 堀4・5、建物7、竪穴1~7・10・18、坑9実測図-2	35
図-27 堀4、竪穴11~18実測図	37
図-28 最終末期遺構模式図	38
図-29 土器、陶磁器実測図-1	41
図-30 土器、陶磁器実測図-2	42

図-31 土器、陶磁器実測図-3	43
図-32 土器、陶磁器実測図-4	44
図-33 土器、陶磁器実測図-5	45
図-34 土器、陶磁器実測図-6	46
図-35 土器、陶磁器実測図-7	47
図-36 土器、陶磁器実測図-8	48
図-37 土器、陶磁器実測図-9	49
図-38 土器、陶磁器実測図-10	50
図-39 土器、陶磁器実測図-11	51
図-40 土器、陶磁器実測図-12	52
図-41 土器、陶磁器実測図-13	53
図-42 土器、陶磁器実測図-14	54
図-43 土器、陶磁器実測図-15	55
図-44 土器、陶磁器実測図-16	56
図-45 土器、陶磁器実測図-17	57
図-46 土器、陶磁器実測図-18	58
図-47 土器、陶磁器実測図-19	59
図-48 土器、陶磁器実測図-20	60
図-49 土器、陶磁器実測図-21	61
図-50 土器、陶磁器実測図-22	62
図-51 土器、陶磁器実測図-23	63
図-52 土器、陶磁器実測図-24	64
図-53 土器、陶磁器実測図-25	65
図-54 土器、陶磁器実測図-26	66
図-55 土器、陶磁器実測図-27	67
図-56 土器、陶磁器実測図-28	68
図-57 土器、陶磁器実測図-29	69
図-58 土器、陶磁器実測図-30	70
図-59 土器、陶磁器実測図-31	71
図-60 土器、陶磁器実測図-32	72
図-61 石製品実測図-1	89
図-62 石製品実測図-2	91
図-63 石製品実測図-3	92
図-64 石製品実測図-4	93
図-65 石製品実測図-5	95

図-66 石製品実測図- 6	97
図-67 銅製品実測図- 1	99
図-68 銅製品実測図- 2	100
図-69 鉄製品実測図- 1	101
図-70 鉄製品実測図- 2	102
図-71 鉄製品実測図- 3	102
図-72 錢貨拓影図	103
図-73 玩具実測図	105
図-74 木製品実測図- 1	106
図-75 木製品実測図- 2	107
図-76 木製品実測図- 3	110
図-77 木製品実測図- 4	111
図-78 木製品実測図- 5	113
図-79 堅果類実測図	114
図-80 元富士大宮司館跡変遷図（1）	118
図-81 元富士大宮司館跡変遷図（2）	119
図-82 城山、藏屋敷周辺地籍図	121
図-83 明治初年大宮町市街地図	122
図-84 地籍と造構の相関図	123
図-85 字界方位図	124
図-86 土地利用図	124
図-87 周辺地形図（等高線、法面抽出図）	125
図-88 室町後期の元富士大宮司館周辺模式図	126
図-89 柱計測図	128
図-90 柱頂部、及び腕木計測図	129
図-91 脊綫計測図	130
図-92 塀の組立と構造図	131
図-93 塀、及び土塁の復原図	133
図-94 県内遺跡出土雁股鑑	143
図-95 雁股鑑の変遷	144
図-96 富士郡家周辺の古墳群と墨書き器	160

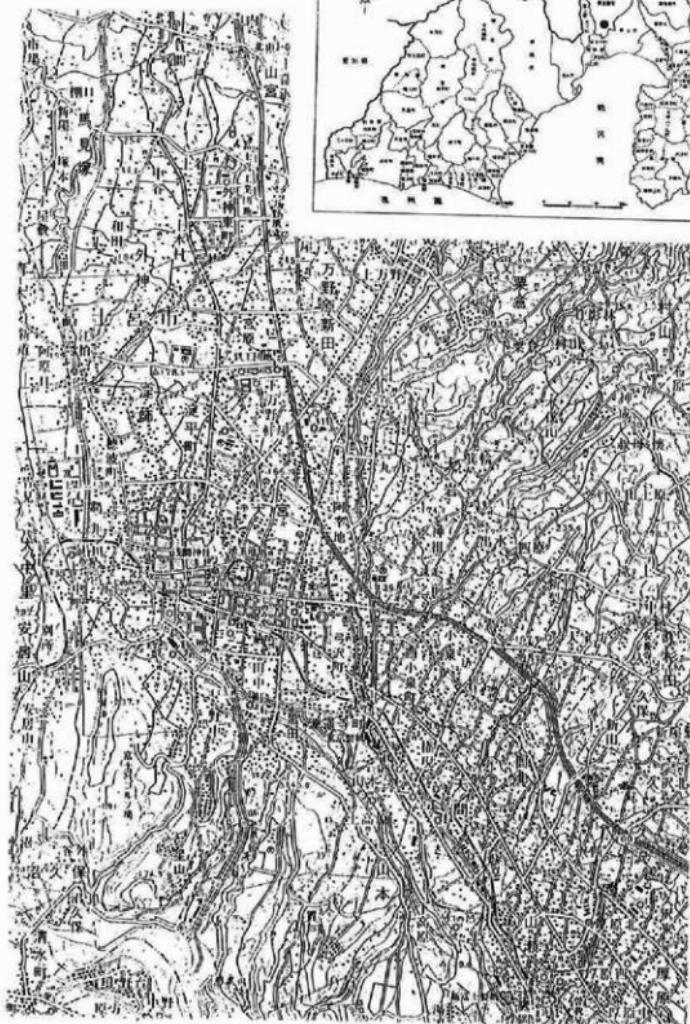
挿表目次

表-1	発掘調査経過表	6
表-2	土器、陶磁器観察表-1	73
表-3	土器、陶磁器観察表-2	74
表-4	土器、陶磁器観察表-3	75
表-5	土器、陶磁器観察表-4	76
表-6	土器、陶磁器観察表-5	77
表-7	土器、陶磁器観察表-6	78
表-8	土器、陶磁器観察表-7	79
表-9	土器、陶磁器観察表-8	80
表-10	土器、陶磁器観察表-9	81
表-11	土器、陶磁器観察表-10	82
表-12	土器、陶磁器観察表-11	83
表-13	土器、陶磁器観察表-12	84
表-14	土器、陶磁器観察表-13	85
表-15	土器、陶磁器観察表-14	86
表-16	土器、陶磁器観察表-15	87
表-17	船載陶磁器（青磁）の出土数	134
表-18	船載陶磁器（白磁）の出土数	135
表-19	船載陶磁器の出土数比較	136
表-20	船載陶磁器の出土数と消長	137
表-21	国産陶器（瀬戸・美濃）の出土数	139
表-22	裁貨内訳表	149
表-23	『和名類聚抄』にみる富士郡・郷名	157
表-24	富士郡域の群集墳	161
表-25	富士郡の古代氏族	163
表-26	富士大宮司系図（浅間文書纂から）-1	164
表-27	富士大宮司系図（浅間文書纂から）-2	165
表-28	駿河浅間神社旧蔵『和邇氏系図』	166
表-29	富士郡家・元富士大宮司館関連遺跡の消長	170
表-30	文書の発給者と受給者	186

図版目次

- | | |
|---------------------|--------------------|
| 図版-1 大宮城跡 | 図版-12 1.水溜 |
| 図版-2 1.元富士大官司館跡と富士山 | 2.溝4 |
| 本宮浅間大社 | 3.建物5 |
| 2.堀1と堀2 | 図版-13 1.建物1 |
| 図版-3 1.青磁 | 2.建物2 |
| 2.白磁と青白磁 | 3.建物3と建物6の重複 |
| 3.黄釉鉄絵盤 | 図版-14 1.建物4 |
| 図版-4 1.調査見学 | 2.ピット |
| 2.調査作業 | 3.柱穴と礎石 |
| 図版-5 1.元富士大官司館跡遠景 | 図版-15 1.堀5と古墳建物群 |
| 2.堀1と堀2（第3次） | 2.雁股鐵出土状況 |
| 3.堀1と堀2（第4次） | 3.棒杭に接する壠跡 |
| 図版-6 1.堀1 | 図版-16 1.坑9かわらけ出土状況 |
| 2.堀2 | 2.坑9出土かわらけ |
| 3.堀3 | 3.郭内出土かわらけ |
| 図版-7 1.堀4 | 図版-17 1.常滑甕 |
| 2.堀5 | 2.瀬戸陶器類 |
| 3.土塁2断面 | 3.伝大宮城出土天目と小皿 |
| 図版-8 1.架橋部 | 図版-18 1.銭貨 |
| 2.橋脚穴 | 2.鋲製品 |
| 3.架橋下部の礎群と木材 | 3.鉄釘 |
| 図版-9 1.堀2東側折れ | 4.雁股鐵 |
| 2.堀2西側折れ | 5.足金物 |
| 3.堀1緩曲部 | 図版-19 1.石皿と鍋 |
| 図版-10 1.郭全景 | 2.温石、硯と砥石 |
| 2.溝3 | 3.玩具 |
| 3.土塁1 | 図版-20 1.木製品出土状況 |
| 図版-11 1.郭西側 | 2.木材 |
| 2.溝1 | 3.板材と鉄釘 |
| 3.溝2 | 4.胴緑とワラナワ |
| | 5.人形 |

富士宮



静岡県位置図



1:50,000

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

I 遺 跡

1 富士大宮司とその居館

富士大宮司家　富士大宮司家は、延暦14年（795）5代孝昭天皇を祖とする和邏部臣豊麿が駿河国富士郡大領を拝して以来、弘化2年（1845）44代富士重本の就任を経て、明治に至るまで駿河国富士浅間宮（現富士宮浅間大社）の大宮司職であったことが知られる。

その居館は昭和初期にかつての浅間神社の屋敷配置を描いた「旧神職社僧屋敷址図」（資料一）に浅間神社の西側高台に（1）で記され、その跡地には富士氏の遺徳を忍んで芙蓉館の碑が建てられている。

明治29年（1896）に建てられた碑文の冒頭には、「芙蓉館は、駿河富士郡大宮の郷に在り、富士氏累世之に居る。其の地富嶽を負い駿洋を面す。原壁溝壑有り。宛ら城郭を成せり。庭園の美、又四隣に冠たり。所謂大宮城の郭なり。……」とあり、この居館跡が富士氏累代の居住の地であり、また大宮城に関わるという認識が長い間地域史のなかに浸透していたのである。

こうしたなかで、昭和59年に市立大宮小学校屋内運動場建設予定地より、12世紀前半から16世紀後半まで連続と営まれた居館跡が発見され、これが芙蓉館以前の元富士大宮司館跡であり、終末期には史料に言う大宮城とも充分な関わりを持っていたことが判断されたのである。



資料一 富士宮浅間大社神職者宿屋敷址図

第一節 神田城址

神田城又稱神田の跡といふ。然れど年代詳ならず。城址は神田町の北東字安山一帯の地を包み、成層岩溶岩質の大門延びる大木本通に亘る東側の町屋敷なり。其直手門のあるところといふ。而してその東北隅に有する小門改めて古老の言に依れば今的小字久保村原水谷の邊、城池の施形を存せしるを記述すと云。此城元今川家の出城にして、天文大和守水谷司兵部少輔信重といふもの、今川義元が守護し此城の城代となり、子能登守信通又に代り城代となりし由富士系源氏より、又舊大宮司所領の今川家補任狀に

年中島基左衛門長へ申付富士大宮司分代守護之事

右只今基左衛門令改易化粧には信忠爲城代申付之家人夫吉公事等細新計候當城營請以下無精考可相勸之名思悟件

永正四年七月二十日氏真

富士兵部少輔殿

ごあり、さればこの城大宮司富士氏の所管なりと申明けし、精國釋志云、永祿十一年今川氏真没落の後式田信玄に屬す。故武田家の軍士此量を成れり云々。同十二年氏真を再び駿河に歸入れんとして、神田北條氏康と御心を寄せ給ひ、大井河より打入り、大井は駿河より駿府に入り、神田屋敷の戦をとて、神田北條氏康と御心を寄せ給ひ、御室は甲府に歸り、氏真は駿河より駿府に入り、神田屋敷の戦をとて、氏康死に駿河郡を攻め、御室は甲府に歸り、氏真は駿河より駿府に入り、井出藤九郎は北條氏康守氏勝の子を守る云々。初の武田の歸りと此曲輪を守りける時井出の住人、井出藤九郎正行といふの為北條に属して神田御館を攻め、寄手取京せり。正行も力戰して殿戸八人を討殺といへども深手を負ひ退却、もともと加政を好む汝諱言「貴君よみ徒者につけられ、吾君春日御食の城に退き度云々」はかならず三歳にあまる九年夢もつしか。附の空、正行)井出が先祖は、鈴木三郎宣行以後として伊豆の江口に住す、重行五代至高野井出に來りて住す。是より在名を以て氏す、也々富士の士なり、神田屋敷跡今神田町にあり、かき壇にして上に大杉一本存せり其下に小祠あり百姓の神なり。甲陽元年天正十四年四月二日甲州守入の時、北條氏康後駿に来て大宮守と火を云々、此後失るかと駿河守に見えた。

駿河記云常城へ、其勢大宮某ノ築城スル確ニテ、今川義元朝臣ノ頃、富士兵部少輔信重代氏真ノ時富士源人某、元祐元年武田信玄入道當城ヲ攻め、敵人殺戮抄襲シテ不戻ヨ、ニ於テ北條氏康謀ノ以テ謀入信ス、解シヨリテ田氏ノ持城トナリ、軍士守護ス云々、三國志元祐十三年正月も氏康舊原城ハ北條三郎、大宮守某ハ北條守正熙、南守某ハ大宮左近右四葉外十餘ヶ所ノ城々ハ、勢ヲ篤

キ小田原ニ歸採ム云々をあり。

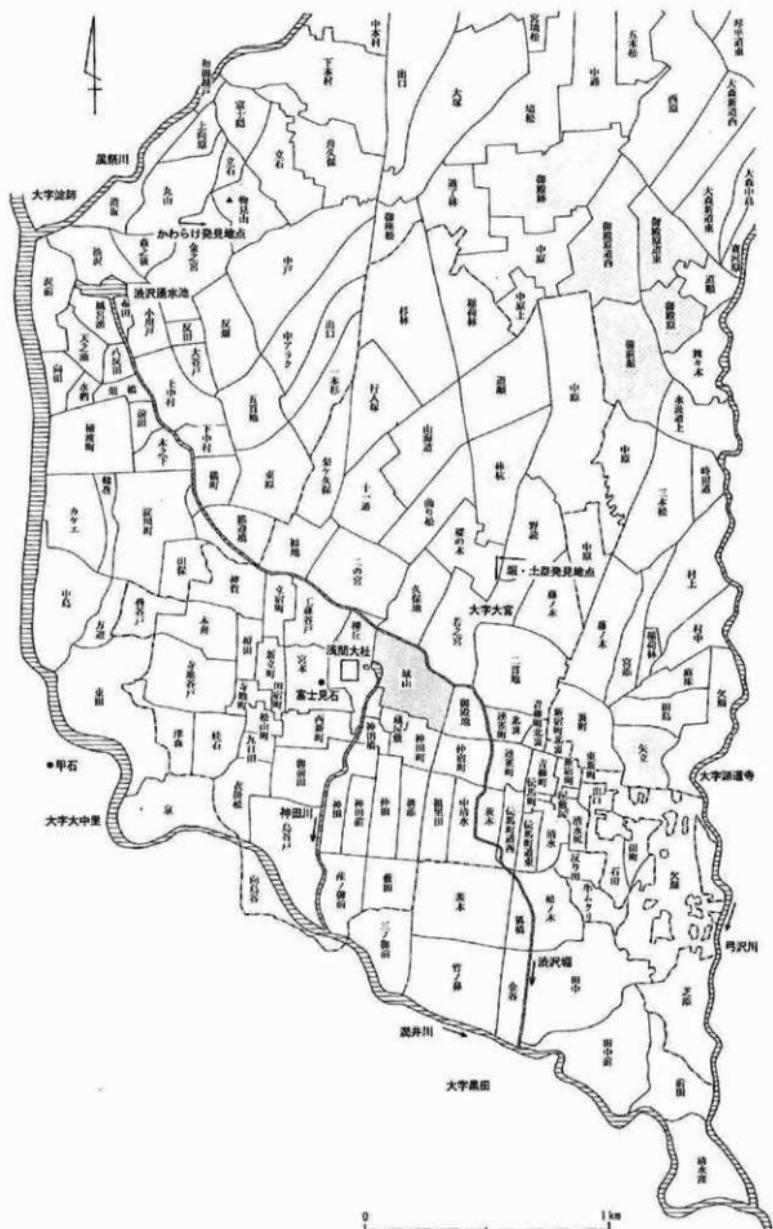


図-1 位置図（大宮字割図）

城が歴史的に実体を見せ始めていた時のことであり、これについては『地誌』の大宮町誌（史料-2）がまとめている。

3 元富士大宮司館と大宮城

元富士大宮司館が営まれた時代は、一般に居館は日常的な政治の場、あるいは居住の場であるが、非日常的な臨戦状態にあると城郭に構えられる。その様子は『太平記』巻第二十に「深田ニ水ヲ懸入テ、馬ノ足モ立又様ニコシラヘ、路ヲ掘切テ扉ヲカマエ、橋ヲハヅシ構フ深シテ、其内ニ七ノ城ヲ搭ヘ、敵セメバ互ニ力ヲ合テ後ヘマハリアフ様ニゾ構ラレタリケル」とあり、知行地を直接城郭化することが知れる（注1）。

大宮の地は（図-1）、西から南を潤井川、北を風祭川、東を弓沢川に囲まれた東西3km、南北4kmの広がりをもった土地である。潤井川は大宮断層を下って湿地帯を伴い、風祭・弓沢の両河川は新富士堆積物を浸食して深く陥しい浸食崖を作り、それらが自然と「總堀」効果を生んでいる。渋沢湧水地から新富士溶岩流の肩の部分を通す渋沢堀は大宮の町の生活用水の供給とともに「外堀」を兼ねるのか、神田川ともっとも接近したなかに「城山」が見出せる。

城 山 城山はかつて元富士大宮司館と公文・別当兩館（資料-1）が建ち並ぶ中枢の地であり、棒 杭 この遮断に甘い北方には「棒杭」と、字を接する「桿の木」に総幅約6mの土壁と薬研堀 物 見 山 が築かれ（図-2）、なお北方には物見山を配している。物見山は富士山麓緩斜面に忽然とそびえる独立丘で、その裾を巻く渋沢遺跡より元富士大宮司館跡出土と同時期のかわらけが採集され（図-2）、その関係が取り沙汰されている（注2）。

以上が、武田氏の大宮侵攻に際した大宮城の構えとして捉えられるものであり、事実、信玄が衣を掛けた「衣掛松」や、武田の武将が甲を置いた「甲石」などの言い伝えが大宮の地に入れないのでに対して、織田信長の「富士見石」や、徳川家康が信長を接待した「御殿地」、陣屋を構えた「御殿跡」などの言い伝えは大宮の地に深く入ることができているのである。

なお、伝馬町は江戸の運送用施設、備前堀は万野用水工事の監督者伊奈備前守忠次の名が残つたものである。矢立は源頼朝が矢立てたら水が湧き池となったと言う伝えと、矢立は墨斗で戰陣に臨むにあたり武人がこの水を呑んだと言う者もある。

注1 中澤克昭 1994 「空間としての『城郭』とその展開」『城と館を想る。読む』 山川出版社

注2 山上英吾 1989 『渋沢遺跡』 富士宮市教育委員会

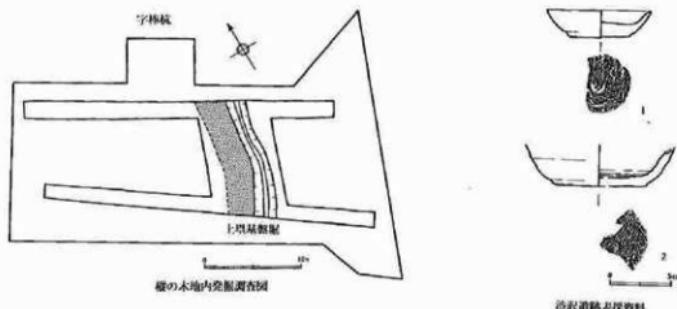


図-2 周辺遺跡の遺構、遺物図

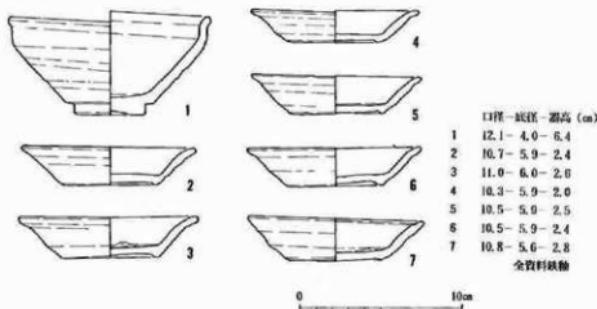


図-3 伝大宮被出土陶器実測図

天目茶碗と小皿 昭和7年大宮町大火後、大宮町役場（旧富士宮市役所）建設の際に地下2m 50cm ぐらいのところより発掘されたと伝わる古瀬戸の天目茶碗と小皿である。その深さから堀の中に遺存されていた可能性がたかく、生産年代は16世紀中頃（大嘉3）であるから、天文末期から永禄年間にかけて富士大宮司館跡に關わった遺物と思われる。

寄贈者 故高山栄次郎氏

II 調査

1 調査に至る経緯と経過

1 次 調査 1次調査は、富士宮市教育委員会庶務課による市立大宮小学校屋内運動場建設に伴うものである。事前の確認調査で運動場下層には良好な包含層の残存が知られたため、必要最小限の建設面積に設計変更がされた。

調査箇所 静岡県富士宮市元城町2番1号
調査期間 昭和59年5月21日～7月20日
調査面積 500m²
調査主体者 塩川隆司富士宮市教育長
調査員 馬飼野行雄、渡井一信、伊藤昌光
作業員 望月秀雄、佐野秋男、勝赤英雄、塩川浩正、平井孝行、
望月馨、花倉宏文、高野英治、加藤秀樹、渡辺房子、
市川よし子、吉野ふみ子、二間瀬萬子、中山民子、木内俊子、
田村陽子、土井満里子
整理員 芦川美智子、渡辺麻里、辰巳光世
事務局 遠羅伸一郎、清水敏靖、赤池敏和、渡辺孝秀

2 次 調査 2次調査は、富士宮市芝川町消防組合による耐震性防火水槽設置工事に伴うものである。
防火対称地域に近いことが優先され、市道と大宮小南側通用門の接点に計画された。

発掘調査箇所 富士宮市元城町1番1号地先
発掘調査期間 平成7年12月8日～12月25日
発掘調査面積 60m²

第1次調査 (昭和59年度)	本調査	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12
			■								
第2次調査 (平成7年度)	本調査	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12
			■								
第3次調査 (平成9年度)	本調査	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12
			■								
第4次調査 (平成10年度)	本調査	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12
			■								

表-1 発掘調査経過表

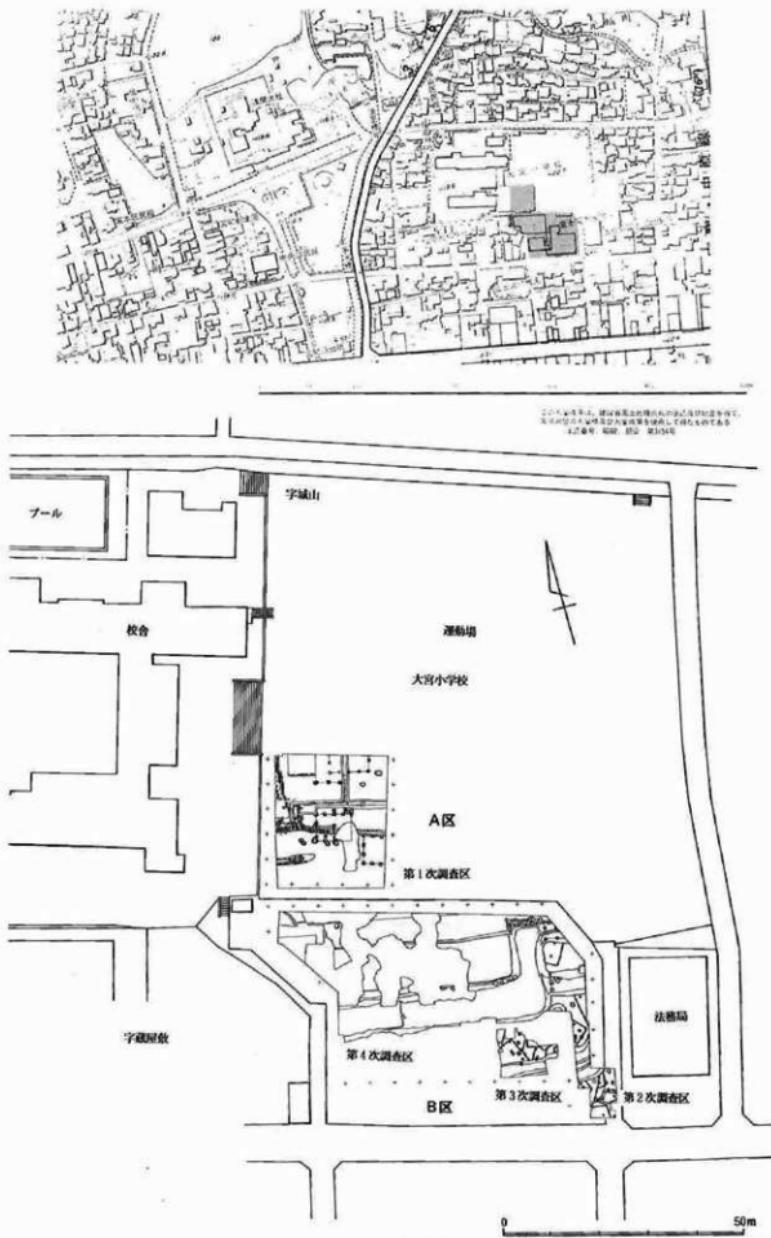


図-4 調査位置図

調査主体者 藤井國利富士宮市教育長
調査員 馬飼野行雄、渡井英誓
作業員 望月秀雄、天野秀男、天野一作、太田川忠雄、勝俣利雄、
大平美奈子、山崎英美子
事務局 塩川哲章、井出千歳

3次調査 3次調査は、富士宮市教育委員会生涯学習課による旧市庁舎敷地への公用施設建設設計画の事前調査であったが、諸般の事情から調査区が2分され東側が対象となった。

調査箇所 富士宮市元城町1番1号
調査期間 平成9年5月7日～10月30日
調査面積 1,700m²
調査主体者 藤井國利富士宮市教育長
調査員 馬飼野行雄、小岱史芳、渡井英誓
作業員 天野一作、天野秀男、太田川忠雄、勝俣利雄、佐野治男、
田中敏夫、村野立巳、望月秀雄、佐藤法夫、大平美奈子、
勝俣秀子、錦見秀子、山崎英美子、吉野ふみ子、寺西生恵、
中村千世子、宮崎史恵
事務局 佐野利夫、井出千歳

4次調査 4次調査は、富士宮市教育委員会生涯学習課による旧市庁舎敷地への公用施設建設設計画の2年次の調査で、前年の残り半分が対象となった。

調査箇所 富士宮市元城町1番1号
調査期間 平成10年6月8日～11月30日
調査面積 1,300m²
調査主体者 藤井國利富士宮市教育長
調査員 馬飼野行雄、小岱史芳、渡井英誓
作業員 天野一作、天野秀男、太田川忠雄、古郡善明、勝俣利雄、
佐野治男、田中敏夫、村野立巳、望月秀雄、佐藤法夫、
田中進、村野正景、小野田晶、大平美奈子、勝俣秀子、
山崎英美子、吉野ふみ子、寺西生恵、佐野幸江、渡辺修子、
山崎里恵
事務局 佐野利夫、井出千歳

(以上、図-4)

整理作業 整理作業は、昭和61年3月31日の『大宮神田曲輪跡』概報発行後、平成8年度より再開し、平成9年度からは調査と並行して行われた。

整理作業員 芦川美智子、渡辺麻里、望月利恵、藤巻千代子、佐藤節子、

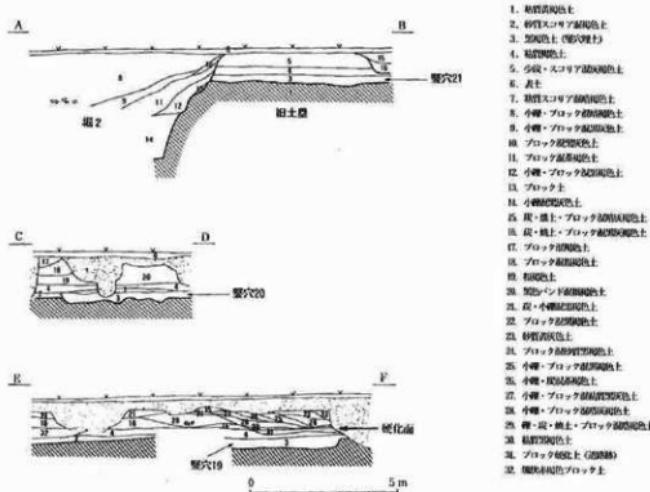
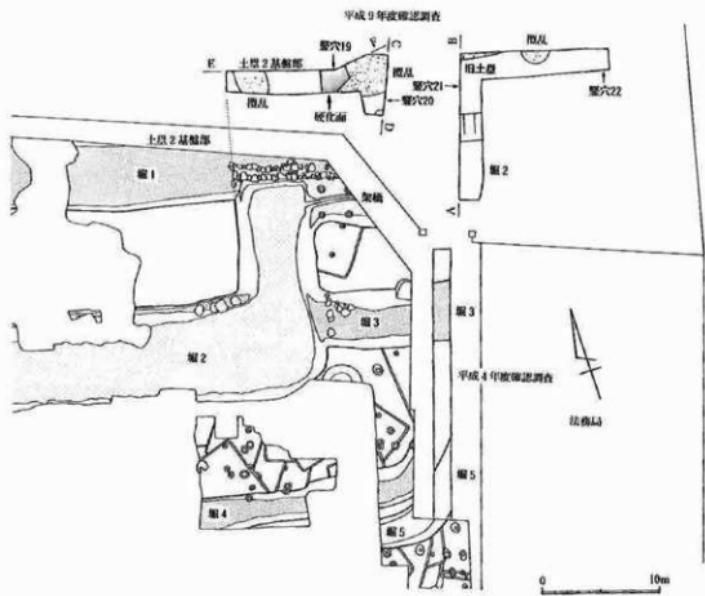


図-5 確認調査位置図

錦見やよい、中村静香、佐野元都芽、小野田晶、佐野恵里
 事務局 石川猛、成瀬正光、赤池敏和、小島富子、滝川由美子、
 古屋博克、赤池厚司、村松明美、渡井一信、伊藤昌光

確認調査 以上の発掘調査の合間に2度の確認調査が実施されている。

1. 旧市庁舎解体工事 平成4年5月1日～5月4日 80m²
2. 大宮小学校運動場改修 平成10年3月23日～3月25日 40m²

(以上、図-5)

2 調査の成果の概要

昭和59年より実施されてきた元富士大宮司館跡の調査面積は約3,700m²になる。今後の調査の便宜を図るために付けた大宮小学校運動場内のA区が500m²、その外郭地域をB区として3,200m²を調査した結果であるが、その外郭地域の搅乱は土層の項で述べるように異常な程であり、検出された遺構が大規模な龜であった故に辛苦じて確認できたという状況にあった。したがって調査面積が直接構造・遺物の確認面ではなく、庁舎構造物の基礎にあたる部分の堅穴住居などは全て失われていると言って良い程であったのである(図-6)。

しかし、それでも当地に類例の少ない古墳時代中・後期集落の資料や、その存在と構造さえ知られなかった元富士大宮司館跡の掘り出しの手掛かりまで得たことは非常に有意義な調査であったと言える。調査の成果をまとめると以下である。

- 成果の概要**
- ① 5～7世紀の古墳時代中・後期集落の発見
 - ② 12～16世紀の元富士大宮司館の発見
 - ③ 藩山北条氏関連遺跡に匹敵する舶載陶磁器などの威信貢の発見
 - ④ 16世紀中・後半の元富士大宮司館と大宮城の関わりの発見
 - ⑤ 16世紀後半の武田氏による元富士大宮司館の改修痕の発見

発見された遺構	堅穴住居	22棟	(古墳時代堅穴21棟、中世堅穴1棟)
	土 坑	9基	(古墳時代坑2基、中世坑7基)
	掘立柱建物	7棟	(中世)
	溝	5条	(中世)
	水 溜	1基	(中世)
	整地面	1箇所	(中世)
	井 戸	1基	(中世)
	土 堪	3条	(中世)
	堀	5条	(中世)
	架 橋	1基	(中世)



図-6 調査全体図

架橋部石積み	1箇所	(中世)
発見された遺物	土器類	31,492点 (古墳前期土師器13点、古墳中後期土師器58点、須恵器21点) (かわらけ31,377点、瓦質土器23点)
	陶磁器	1,809点 (船載陶磁器335点、瀬戸・美濃窯陶器257点、常滑・渥美窯陶器1,007点、その他140点)
	漆器	5点 (中世桶・皿)
	土製品	2点 (古墳時代土玉1点、土錐1点)
	石製品	61点 (古墳時代勾玉1点、管玉1点、円盤1点、砥石1点、磨面をもつ石製品2点) (中世石臼10点、石鉢1点、石鍋2点、硯石3点、温石3点、砥石11点、板状石製品8点、磨面をもつ石製品6点、打痕をもつ石製品9点、火打石1点、軽石1点)
	銅製品	17点 (中世)
	鉄製品	507点 (中世雁股鎌1点、刀子1点、火打金1点、鍔1点、鍔2点、釘501点)
	錢貨	27点 (中世24点、近世3点)
	玩具	6点 (中世おはじき6点)
	木製品	73点 (中世棚材および杭27点、建築部材40点、木刀1点、把手3点、木皿1点、人形1点)
	その他	26点 (中世竹9点、クルミ16点、ケヤキ1点)

調査指導協力 発掘調査、ならびに資料整理において、下記の方々にご指導、ご協力をいただきました。
記して感謝申し上げます（敬称略、順不同）。

若林淳之、植松章八、建部恭宜、永浜真理子、齊藤宏、山内昭二、
中野国雄、鈴木敏中、小和田哲男、中野晴久、遠藤秀男、野村昭光、
関口宏行、加藤理文、鈴木裕篤、原茂光、原多江子、池谷初恵、
足立順司、河野眞知郎、塚本利弘、清水尚、芦川忠利、長野康敏、
松井一明、岩名健太郎、辻真人、渡井正二、小野正敏、藤澤良祐、
信藤祐仁、鈴木敏則、加藤政司、和田秀樹、渡辺邦子、西尾太加二、
静岡県教育委員会文化課、富士宮市防災交通課、富士宮市立大宮小学校、
富士宮市文化財保護審議会

III 遺構

1 層序

発掘調査箇所は、かつて大宮町時代より小学校、図書館、庁舎など公共機関が林立して
掘削・盛土された地区で、それらの建設工事による掘削、盛土など土の移動と変更は著しい。さらに建
大宮大火 物間の堆みには、昭和7年発生の「大宮大火」の瓦礫が埋められ、表層はほとんどが搅乱
された状況にある。

そして本来、本地域では20~30cmの表土層の下に約2,700年前に富士山より噴出された大
大沢ラビリ 沢ラビリ層（富士マサ）が10~20cmで堆積している。これが健層となって縄文と弥生時代
搅拌状態 以降を区別しているが、本調査箇所ではこれが上下層と搅拌状態になり、地域の基本層序
を欠陥している。この原因には数次の居館の普請や廃絶後の田畠開墾が考えられる。

以上を大まかにまとめると、

- a. 表土層（搅乱埋土）
- b. 包含層（搅拌暗褐色土）
- c. 基盤層（古富士泥流上部黄褐色粘質土）

で、基盤層には居館関係遺構と古墳時代遺構が同一面で検出される。

2 居館関係遺構

概観 居館に関わるひとつの郭に市立大宮小学校屋外運動場が予想され、およそ100m四方を測
る運動場は、外法で1町四方（約109m）、内郭90×80mの規模の推定が可能となっている。

発掘調査箇所は、その内郭部南西隅の南北25m、東西20m、郭全体の約7%を占める範
囲と、その南側に5条が並ぶ堀の部分である。内郭の西側には土塁が残存し、南側には幅
10m程の遺構空白帯があり、ここに土塁を想定することができる。南側中央の規模をもつ
堀（遺構名称、堀2）の条線上が『城山』の字界になっている。

居館関係の遺構は（数字は遺構番号）、

（内郭遺構）建物1, 2, 3, 4, 5, 6 構1, 2, 3, 4, 5

土坑1, 2, 3, 4, 5, 6

水溜 整地面 井戸 計20遺構

（周囲遺構）土塁1, 2, 旧土塁 堀1, 2, 3, 4, 5

架橋 架橋部石積み 計10遺構

（外郭遺構）建物7 堅穴4 坑9 計3遺構

合計33遺構である。

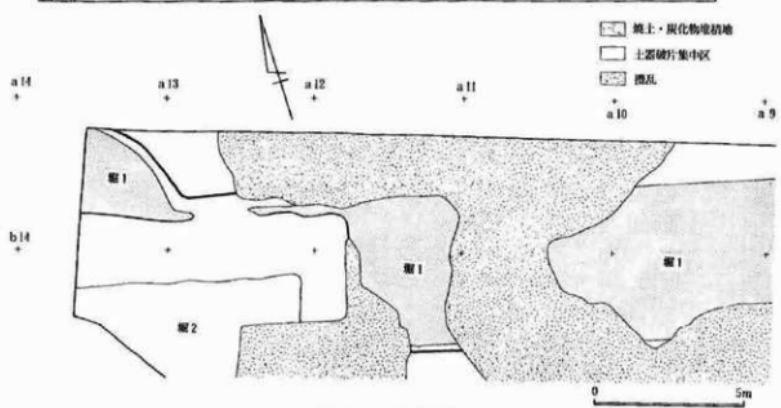
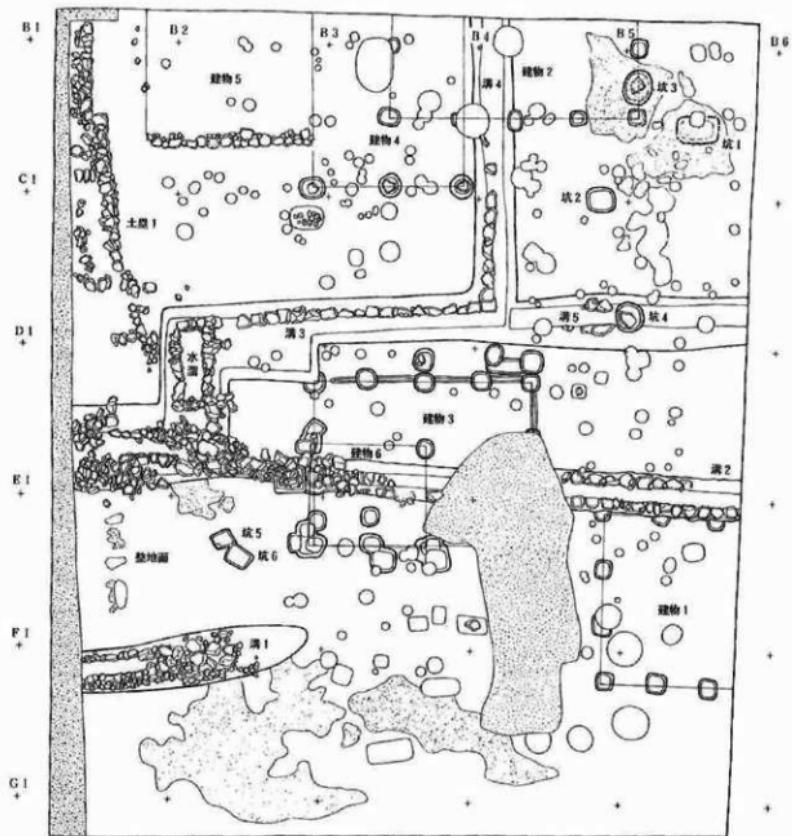


図-7 A区調査全体図

建物 建物は、側柱による掘立建物（建物1・2・3・6・7）、礎石建物（建物4）と土間建物（建物5）がある。

掘立建物 掘立建物はいずれにも東西棟であり、建物1・6がN-70°-W、建物2・3がN-72°-Wで互いに相關性を感じられる。建物7はN-77°-Wで、規模が見劣りして、前述の大型掘立建物群とは性格を異にしよう。建物3と建物6に重複があり、この新旧判断から、（建物2・3-建物1・6）への変遷が予想される。

建物1（図-8）

桁行4間、梁行3間（推定7.2×5.46m）が予想され、柱間は1間（1.82m）をもとに整然と並ぶ。南側は造構が空白で、大型建物群の南端にあたろう。溝2より古く、かわらけNo56・57より13世紀前半の年代が与えられる。

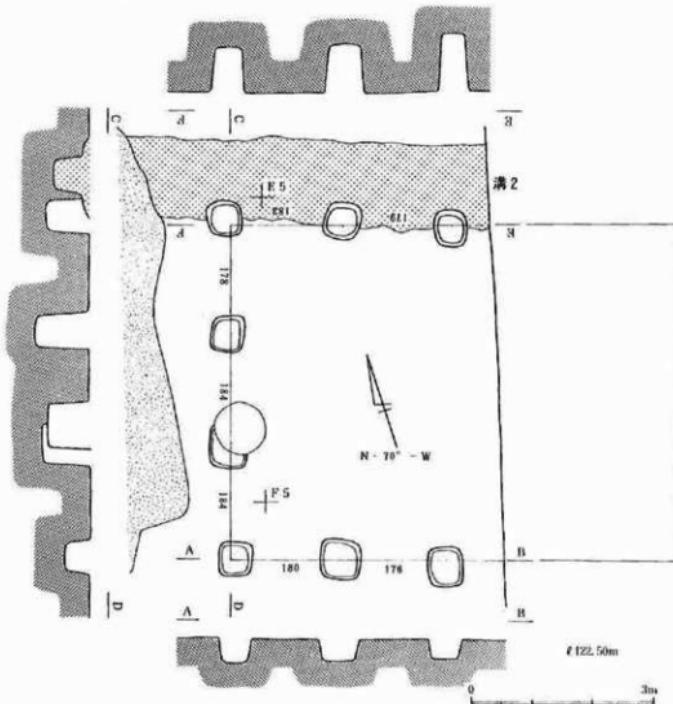


図-8 建物1実測図

建物2 (図-9)

桁行4間 (8.3m)、柱間は2.1m前後で7尺幅があてられる。梁行は不明で、柱間は桁より長い。溝3・4、坑3より古く、石臼1は上層にあって因果は無いと判断される。

建物3 (図-10)

桁行4間、梁行3間 (7.24×5.36 m) で、柱間は1間に少しバラツキがある。北柱列から南へ「コ」字状に厚く灰色粘土が堆積し、その下部に幅0.2m、深さ0.15m程の小溝が柱をつなぐ。壁土の残存と思われ、粘土は柱穴にも詰まる。南西側検出面が低いために消失するが、それはおそらく全周していて、いわゆる「溝もち」掘立柱建物と称されよう。大型建物群の西端にあり、建物6、溝3より古い。

建物6 (図-10)

桁行1間、梁行1間 (3.9×3.2m) の4本柱建物で、平地式より高床構造 (物見台など) が予想される。建物群の南西隅に位置し、建物3より新しい。

ピット群 (図-10)

建物3・6周辺にピット (坑) が群がる。P1は深さ1.5m程の方形坑で、溝2に覆われる。周辺のピットもあわせて、このようなピットを三島市山中城跡兵櫓庫 (注) で見る。P2・3は同形で1間幅をもってなるが、建物との関わりは不明。P4・5は縦が充満した同形のもので、両者は「布堀」風につながれている。建物との関わりは不明。P6も不明。

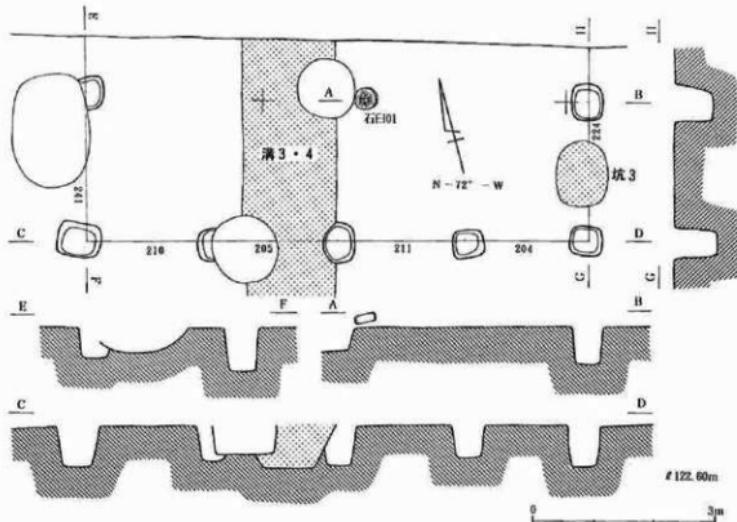


図-9 建物2実測図

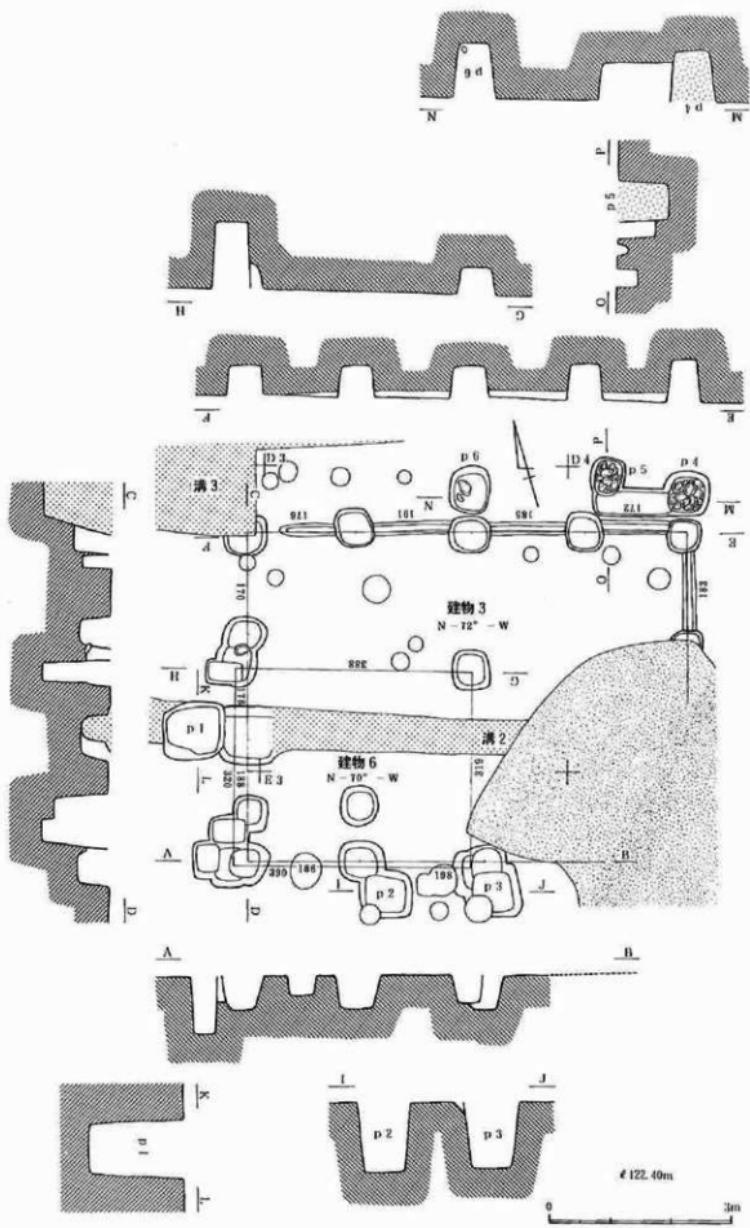


図-10 建物3・6、周辺土坑実測図

建物 7 (図-25・26)

北柱列の3坑が確認される小振りな建物である。大型建物群より南東へ60m程離れるが、建物方位に大きなズレはなく、外郭にも区画の意識があったものと思われる。

礎石建物 建物4 (図-11)

礎石が除かれ、根石が残る3坑が2.5m間隔でN-71°-Wに並ぶ。建物はそれより北側に想定されるが、直に置かれた礎石の痕跡は求められない。溝4に軒を接した南北棟が予想され、建物2より新しく、建物5と連結したものと思われる。

土間建物 建物5 (図-11)

東西に5m程で組まれた石列の北側に0.1m程の貼床が施された土間をもち、北側は調査区外に及ぶ。柱跡は確認されないが、南北棟が予想され、梁行の幅は建物5と同じである。かわらけNo76から16世紀後半の年代が与えられ、最終末期の造構とされる。

溝 溝は、溶岩疊とその割離を利用した石組み水路（溝1・2・3）と素掘り水路（溝4・5）がある。郭内の排水が目的とされ、最低位の南西側（発掘調査箇所）に集合して郭外に排出されているようである。

石組み水路 溝1 (図-12)

幅0.5mで、Fラインに沿ったN-76°-Wで、長さ6mが検出される。下面には幅1.5m

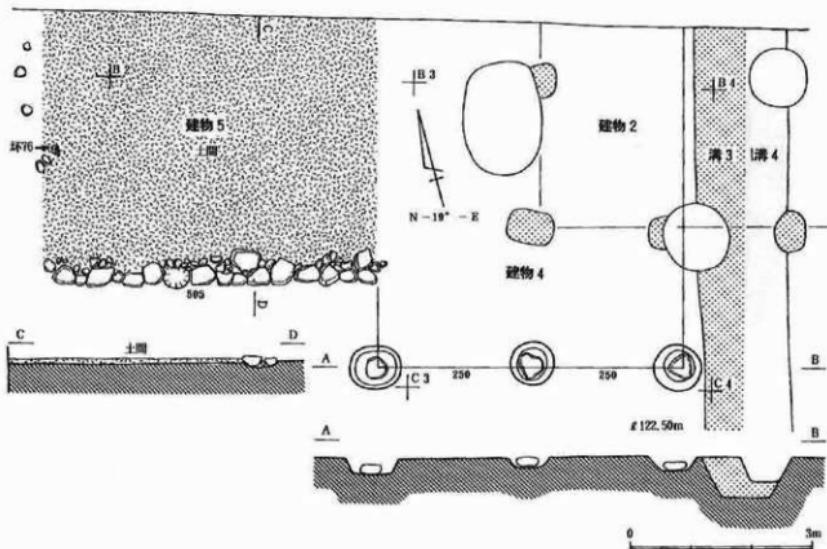


図-11 建物4・5実測図

前後の掘り方が長さ8m程で確認され、それは素掘りとなって東へ延びる可能性もある。これとB区堀2との間に幅12~3mの土星が予想されて、その縁を西流したものと思われる。かわらけNo.1から16世紀後半の年代が与えられ、建物5とともに最終末期の遺構とされる。

溝2(図-13)

幅0.5mで、Eラインに沿ったN-68°-Wで調査区を横断している。水路の上端に削壁を1段に並べたもので、西半分は水溜から延びる溝4によって崩されている。溝1構築以前に郭内の南側の排水を担っていたものと思われる。

溝3・4(図-14)

溝3・4は、重複して3が古く4が新しい。両者とも4ラインを調査区境からN-17°-Eで南へ10m下り、そこで溝5に接して直角にN-73°-Wで西に折れ、10m先で水溜に当たり、そこから鉤の手となって土星1を巻きながら郭の西に向かっている。

溝3は、上幅1.5m、下幅0.7m前後の箱形の溝の内側に0.5m前後の巨礫を並べてひとつの区画を作り出している。1~2段が確認されるが、構築時には内側法面を覆っていたものと思われる。

素掘り水路 溝4は、溝3の埋没後に幅0.7m前後で「U」字状に築かれた素掘りの水路で、埋土には

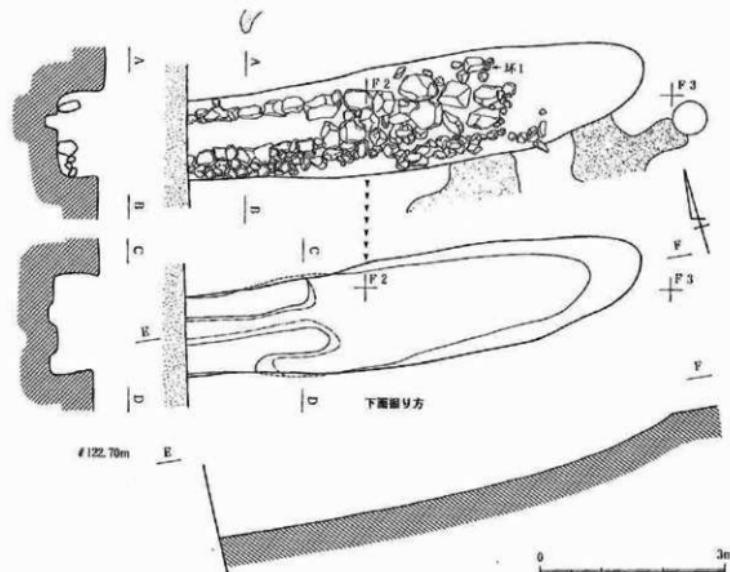


図-12 溝1実測図

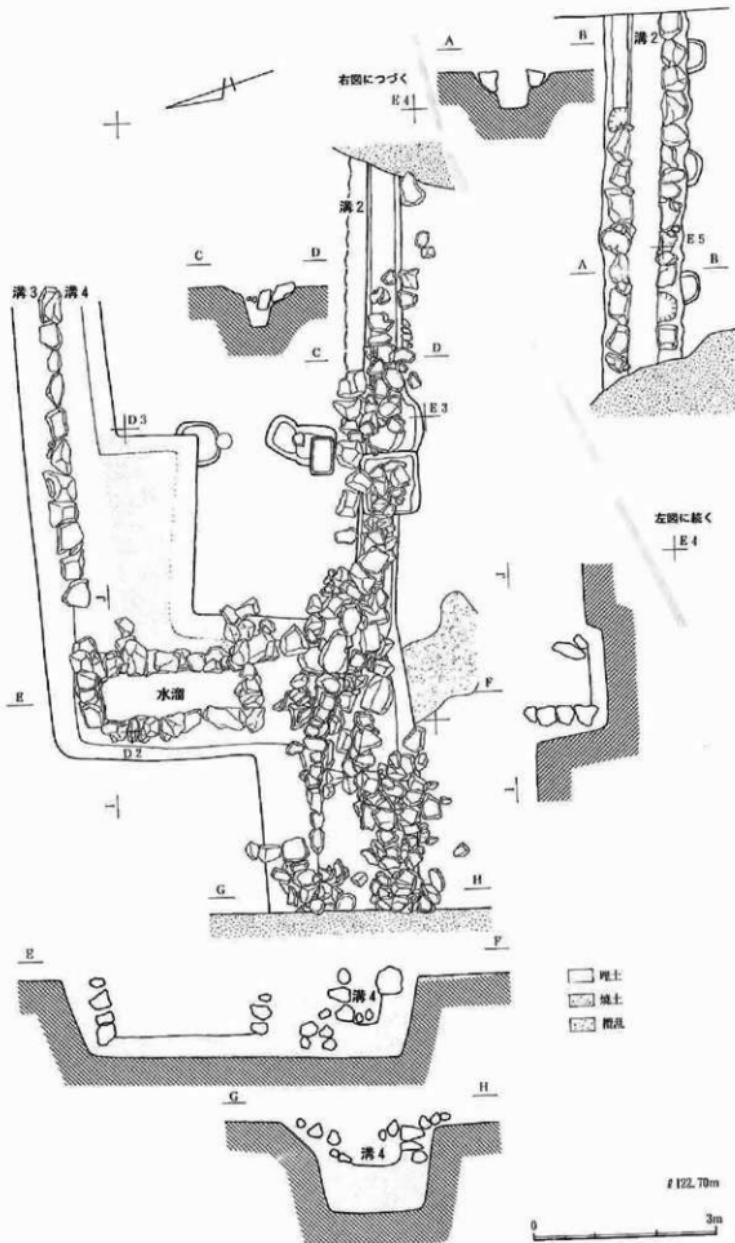


図-13 溝 2・4、水池実測図

1. 淤土
 2. 砂質褐色土
 3. 粘土質褐色土
 4. 粘土質褐色土
 5. 粘質褐色土
 6. 多砂褐色土
 7. 泥質褐色土
 8. 黑色土
 9. 粘質褐色土
 10. 粘質褐色土
 11. 砂質褐色土
 12. 粘質褐色土
 13. 多灰·小颗粒褐色土
 14. 多小砾石褐色土
 15. 粘质褐色土
 16. 砂质褐色土
 17. 粘质褐色土
 18. 粘质褐色土
 19. 粘质褐色土

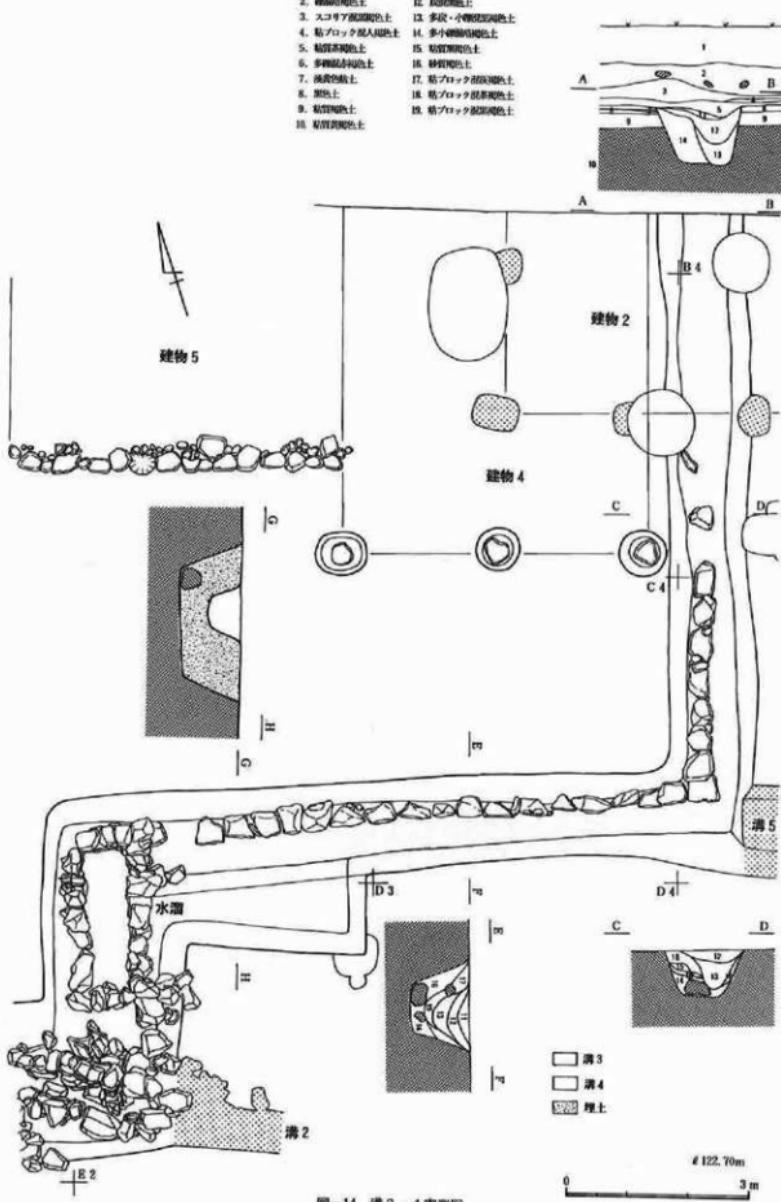


図-14 池3・4実測図

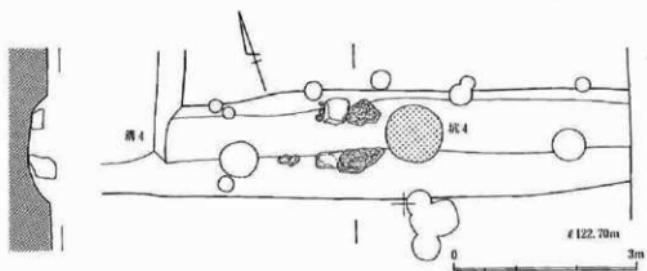


図-15 溝5実測図

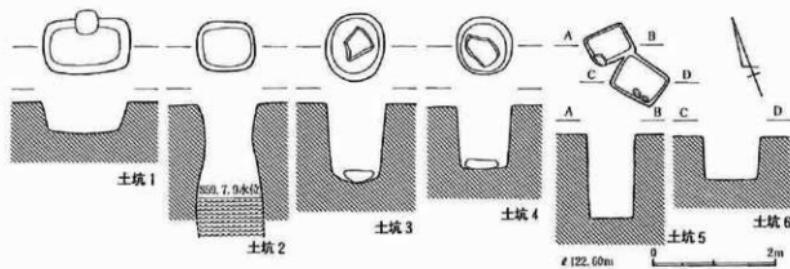


図-16 A区出土土坑実測図

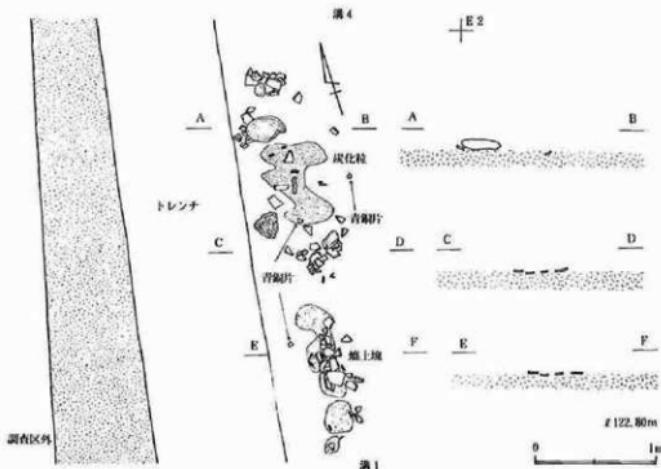


図-17 E1グリッド整地面遺物集中区実測図

炭化物や土器片が目立つ最終末期の遺構である。水溜を過ぎると石組みがされて溝2を改修し、整地面を挟んで溝1に対応している。

溝5（図-15）

溝3・4の東西方向（N-73°-W）の延長に8m程が確認され、さらに東側へ延びることが予想される。幅1.8m前後で深さ0.3m程の浅い皿状の構で、接点より3m程東に幅0.5mで「渡し」の偏平礫が2個ずつ置かれている。片側の礫は多孔質の溶岩礫である。溝3と連動していたものと思われる、重複する坑4より古い。

土 坑 土坑は、検出時に建物に関連しないとされたものであるが、以下に述べるようにそれに特徴をもつ（挿図の表示は坑に路している。）。

土坑1（図-16）

バスタブ状 長さ1.4m×幅0.9m×深さ0.5m（以下、同表示）のバスタブ状で、炭化物、焼土、粘土等が埋土に詰まる最終末期の遺構である。

土坑2（図-16）

井 戸 最終整地面に覆われて検出された1.0×0.8×2.0m以上の深さを測る小判形状の素掘りの井戸である。検出面より1.4m下で水面を保っていた。

土坑3・4（図-16）

礎 石 柱 穴 土坑3・4は、坑底面に偏平礫を置いた円筒状の礎石柱穴である。土坑3が1.05×1.0×1.3m、土坑4が1.0×0.9×1.0mで、構造はほとんど同じである。両者は7.5m程を隔てるが、溝3に平行して穿たれており同時性は高い。土坑4は溝5より新しい。

土坑5・6（図-16）

方 形 坑 土坑5・6は、壁を接する方形坑で、土坑5が0.7×0.6×1.3m、土坑6が0.8×0.7×0.7mを測る。両者の同時性は知れないが、周辺には同形状の3坑が建物6や溝2に重複して位置するから、このような土坑の集中区であることは間違いない。三島市山中城では兵櫓庫に並んで見られる。

水溜（図-13）

石積み水溜 水溜はN-17°-Wに長さ2.2m、幅0.7m、深さ1.0mで長方升形に溶岩碎石を3～4段に積んだものである。この使用確はおそらく溝3の石垣から調達したか、東側に重複する同形の掘り方から移動したものと思われる。北東隅に溝4からの取り入れ口が0.5m幅で開き、南壁側を暗渠とし、それから石組みされた溝4が土塁1の縁を通って郭外に排出している。最終末期の遺構である。

整地面（図-17）

整 地 整地面を遺構として挙げるのはE 1・2 グリッド辺であるが、整地が郭全体に及んでい

ことは遺構の切り合い、焼土・炭化物の重なり合いなどで知れる。とくにGラインに淀
土 畳で止まる焼土・炭化物の散布状況は、それより南に土星が築かれていたことの証左であ
ろう。

E 1・2グリッドの整地面は溝1と溝4に挟まれた幅5mの道路状硬化面で、最終末期
虎 口に築かれた虎口のひとつと思われる。以前の郭内遺物を片付けた混土を突き固めて地盤を
座ブトン状に上げ、雨水が両側の溝に流れ込むように工夫されている。混土には陶器片の
他に、被熱で歪んだ青銅片が目立つ。

井戸（図-24）

素 堀 り 井戸は素掘りで、堀3より1.5m南に離れたe 3グリッドに築かれている。円形でラッパ
状の断面をもち、外径3.5m、すばんだ部分で径2.3mを測る。南半分を搅乱で欠き、全形
を知れないが、内部には人頭大から拳大までの砾が充満して廃棄されている。堀3と堀4
に囲まれた同期の遺構と理解される。

土 畠 現在、土星跡を表面観察できる箇所はない。過去には「明治9年城址の東北隅に残留せ
し、物見様の小丘を夷げ、小学校舎の敷地となす（大宮町史 昭和5年）」とあり、大宮小
運動場の東側道路沿いに「土手」が残存していたことを地元の古老人も言う。

土星1（図-18・19）

溶 岩 割 碓 基底に溶岩割礫を2段で積んだ土星で、溝4から水溜横を通り、N-16°-EからN-20°-

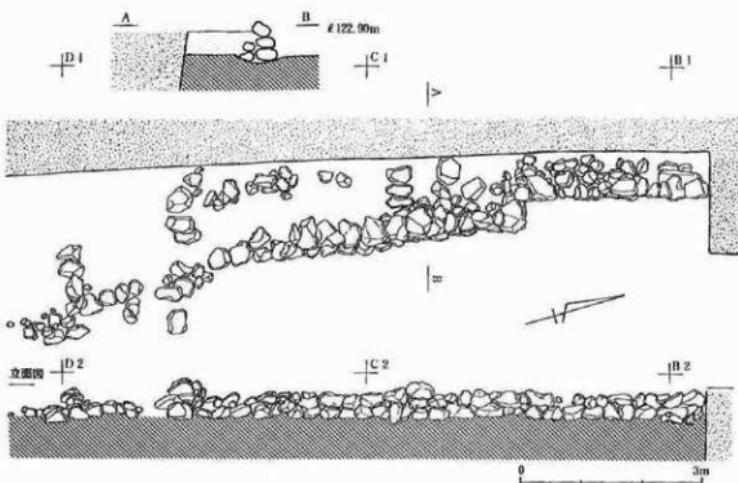


図-18 土星1実測図

Eに向きを変えながら北へ向かって郭の西側を囲繞している。建物5に対応する最終末期の造構であり、また、旧土壘に対応していた継続造構である可能性も大である。上部と西縁を校舎造成工事で削取されるが(図-19)、当時の状況を探ると7~8m幅の土壘基底が予想されるようである。

なお、B区a14グリッドで確認される堀1を土壘1に沿わせてくると、底面は現校舎造成面より0.6m下を巡ることになる。

土壘2(図-21・22・23)

版築盛土 堀1のa5~7グリッドに、基底幅11mで、黒、褐、灰色系混土によって版築盛土された土壘である。盛土は南北に向いて施されており、架橋部の内側に作られる升形空間から堀2に沿ったものと理解される。このように堀1に盛られた土壘2の痕跡はa14グリッドでも確認され、郭内の溝1とで作る土壘幅は11~12mになり、この規格が最終末期の土壘幅と思われる。

ケヤキ ※堀1のa7グリッドで南北に横たわっていた径1m強のケヤキの伐採木は、土壘西縁の土止め役をなしたものである(遺物の項参照)。

旧土壘(図-5)

平成9年度確認調査で、架橋より10m程東北側に旧土壘が検出された。基底幅5.5mでN-自然堆積層 79°-Wに向き、自然堆積層を形成した基盤部が残る。最下層には竪穴21が重複している。この旧土壘の内法には炭、焼土、ブロック土の混土が積まれており、土壘2はこれを覆つて補強したようである。

堀 堀はいずれも素掘りの箱堀であり、堀2に湧水があるが、畠等の「溜め」の施設はなく、5条とも空堀と理解している。堀底に乱坑、竪穴等の防護施設も全てに確認されない。堀1・2・3と堀4・5に重複があり、(堀1・3・4-堀2・5)の変遷を予想している。
※計測値は確認面であることを再度確認しておく。

堀1(図-21・22・23)

経営当初 居館の経営当初の堀で、上端幅6.0m、堀底幅5.0m、深さ1.3m、壁の立ち上がりは160°を測る(以下、同表記)。平成9年度確認調査地点よりa7グリッド辺までN-79°-Wで進み、それよりN-75°-Wと若干北に折れ、a14グリッドで北に折曲した後、再度西へ下っ

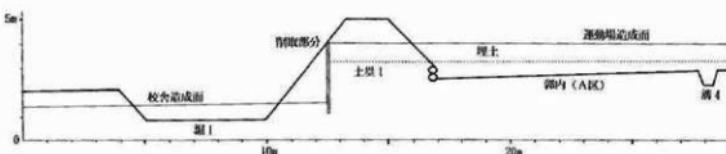


図-19 土壘1の削取状況模式図

ている。これは城山と巣屋敷の字界にあたる。a 3 グリッドより西側は全て埋土され、土壌や架橋施設が築かれるが、その架橋より東側は堀 2 の規格に掘り直されて、内側法面にその痕跡が微かに残っている。

a 7 グリッドで堀を塞ぐように横たわるケヤキの伐採木は土壌 2 の項で述べている。

堀 2 (図-21・22・23)

最大規模 最大規模の堀で、最終末期の造構である。c ライン (J-K) で $7.5 \times 4.0 \times 2.5 \text{m} \times 60^\circ$ 5 ライン付近 (L-M) で $9.0 \times 7.0 \times 2.8 \text{m} \times 80^\circ$ 10 ライン (P-Q) で $8.5 \times 5.0 \times 3.0 \text{m} \times 45^\circ$ 外 75° を測る。南北の数字ライン (5・10) の計測値が湧水による壁面の崩壊で一定しないが、 $\langle 9.0 \times 5.0 \times 3.0 \text{m} \times 60^\circ \rangle$ を基本値にしておきたい。

架橋東側(平成9年度確認調査地点、図-5)で堀 1 を掘り直し、架橋に至る所で内側法面を進めて升形空間を作り、架橋を越えて N-14°-E で南に下り、堀 3 も掘り直して N-76°-W で西に e 11 グリッドまで進む。そして再度 a 12 グリッドで堀 1 を掘り直して出現し、折れ角に屈折して西へ向かい、字界を進む。つまり、架橋を伴う虎口に対して「折れ」を作り、「横矢」を効かせた構造を改修の目的としているようである。堀底は古富士泥流上部層まで掘り込まれるため、壁面中段の新富士ローム層の隙間より激しい湧水をみる。湧水には隣接の特別天然記念物湧玉池採集サンプルより15倍に近い溶解性鉄が含まれており、所々ベンガラで酸化鉄(ベンガラ)のペーストを見るなど壁面を赤褐色に染めていた。

e 9 グリッドの段差は堀底が砂層に達して浸透されたものである。

堀 3 (図-24)

堀 1 より南へ 8 m 程離れ、それに並行するように N-77°-W で築かれている。土層断面

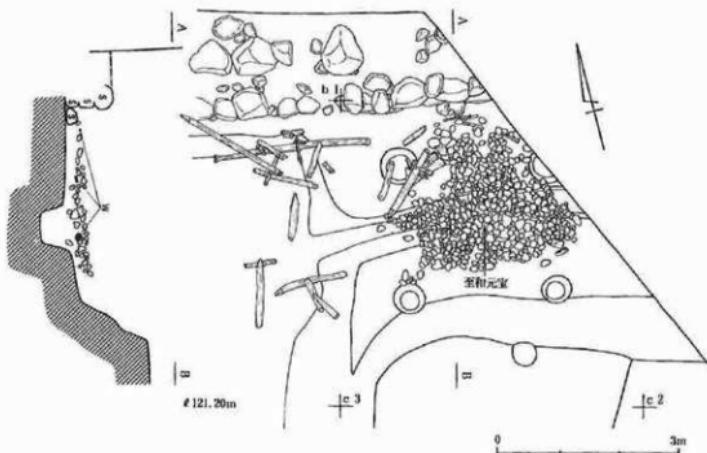


図-20 架橋部集石、木製品出土状況実測図

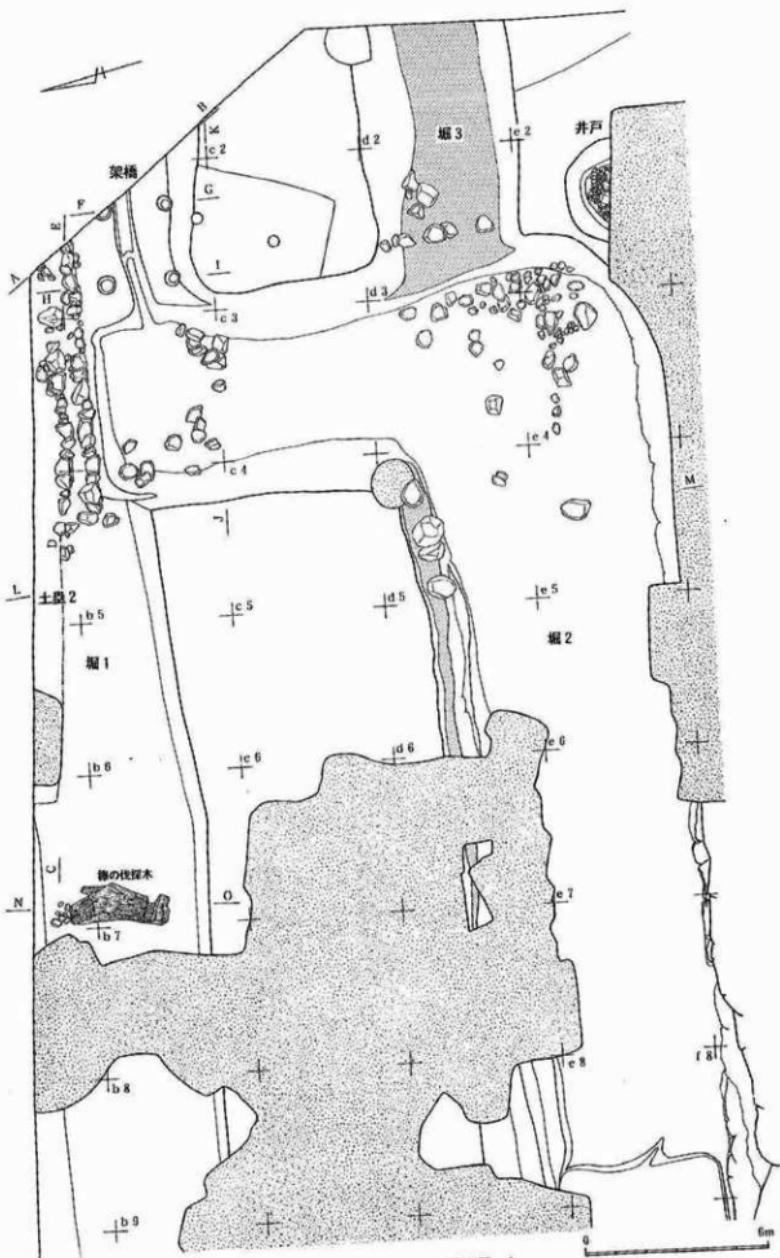


図-21 土器 2、塚 1・2 断面図-1

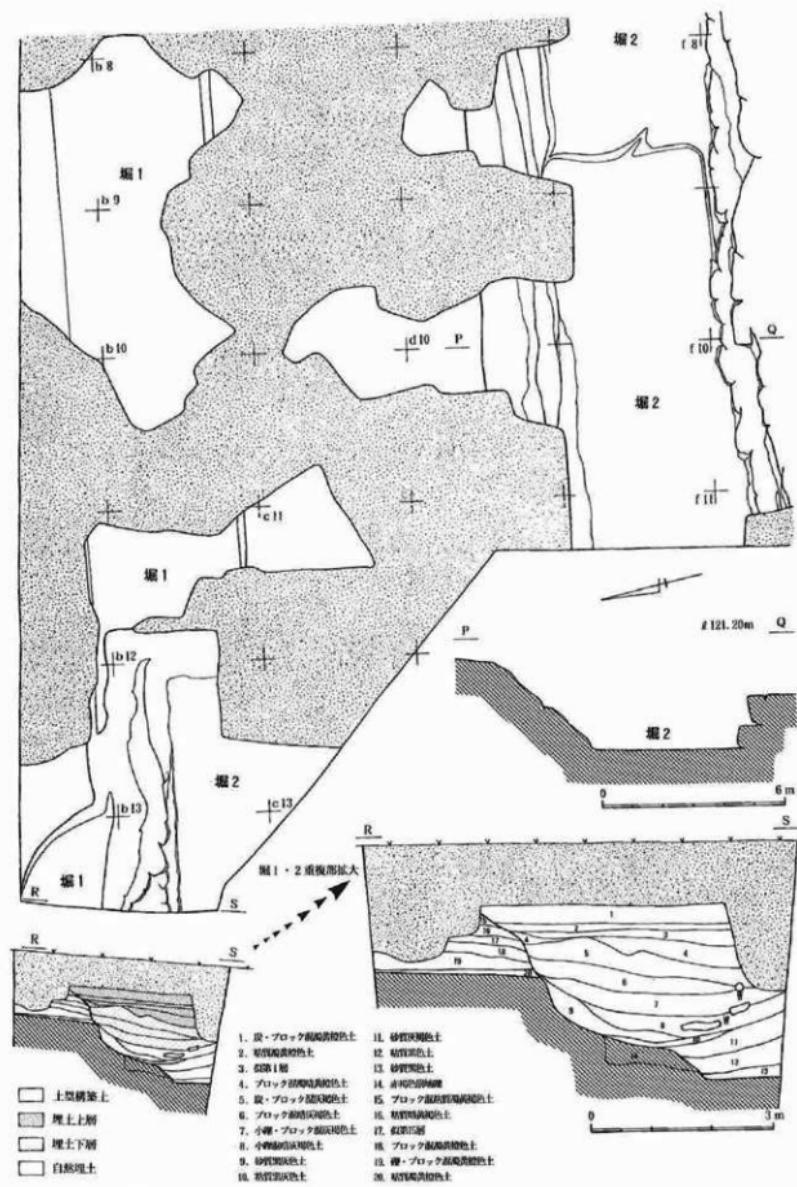


図-22 土堀2、堀1・2実測図-2

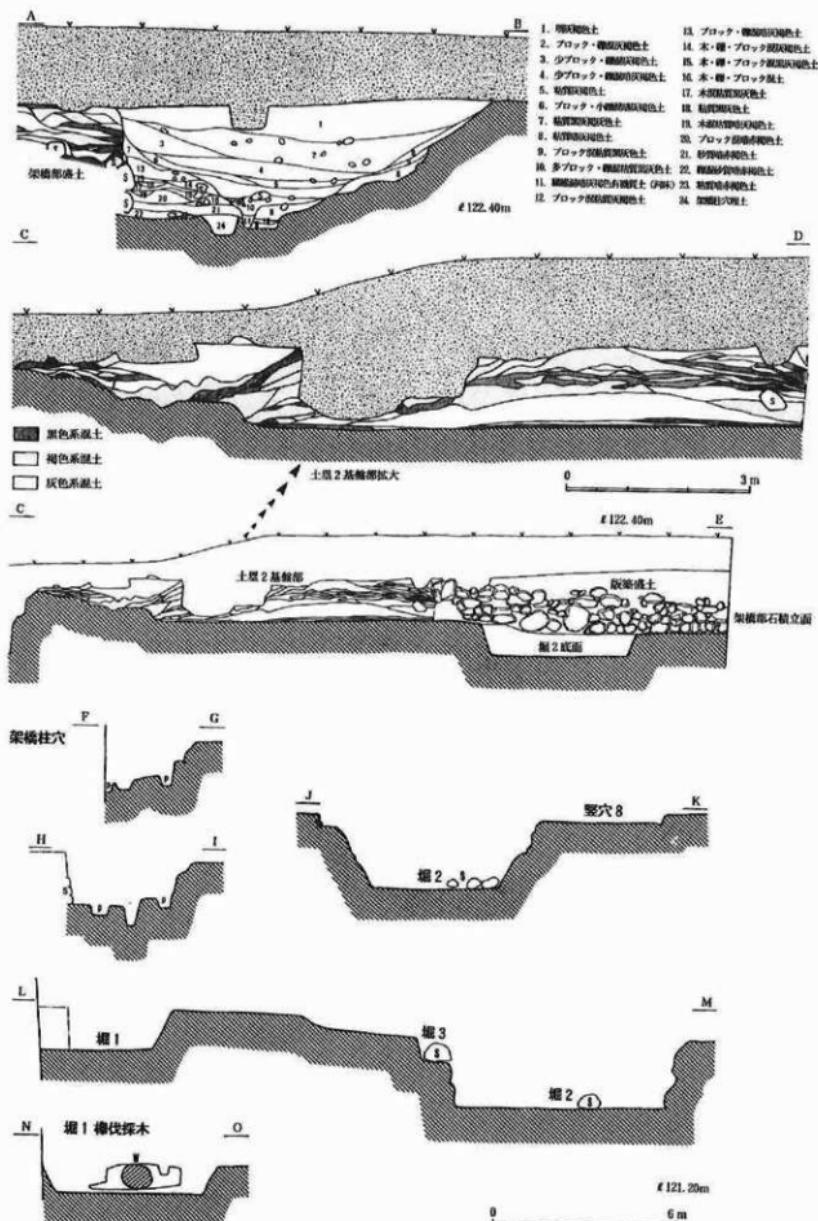


図-23 土星2、堀1・2実測図-3

より $6.0 \times 3.0 \times 2.0\text{m} \times 50^\circ$ の規模が知れ、堀2に掘り残された内側法面がd10グリッドまで確認される。規模、方位とも堀1に近く、関連した遺構である可能性は充分であるが、堀削が粗い

そして、その埋土の状況は大型礫や砂質ブロックで一気に埋め戻されており、廃棄まで長い時間を考える黒色有機質土の堆積もない。このことは堀3から堀2への転換は予想以上に早く、また、大型ブロックの利用は架橋前面の壁の補強と平場に堅固な埋土行為が必要であったためと考えられる。

堀4 (図-25・26・27)

堀3より南へ11m程離れ、それにおおよそ並行したN-80°-Wで進むが、g5グリッド以西は搅乱で欠く。f2グリッドで北へ屈曲するが、平成4年度確認トレント(図-5)までは延びず5m程して終わり、その内側には井戸を抱えている。2ライン(E-F)で $3.5 \times 2.0 \times 0.8\text{m} \times \text{内}25^\circ$ 外 40° を測り、もっとも浅く堀3より全てに粗い堀である。

雨水の浸入 構造的に土壌の崩れも少ないから、井戸への雨水の浸入を防ぐ程度のものが予想されるが、その後は礫、炭、砂ブロックの混土で一気に埋められて堀5が築かれるから、堀3と消長を共にしたものと思われる。

堀5 (図-25・26)

堀4を埋め戻し、壁をなぞるようにして築かれるが、h2ポイントより西には確認されず、むしろ、そこを西端として湾曲気味に北へ回り込む可能性が高い。規模は $3.0 \times 2.5 \times 1.2\text{m} \times 60^\circ$ で小振りながら丁寧に築かれ、構造は堀2に似る。位置的に架橋を伴う虎口の

橋の役 正面で¹³橋の役をなしたものと思われ、それに作られる馬出の空間は $10 \times 20\text{m}$ 程が予想される。

架橋 (図-20)

4本橋脚 架橋は、郭の南東側で堀2が「折れ」を作った東側の直ぐの縁に、堀底から0.7m程高くした平場に東西 $2.4 \times$ 南北 2.2m の幅で、4本の橋脚穴をもって築かれている。脚穴は円形で径 $0.5 \sim 0.6\text{m}$ 、深さ $0.3 \sim 0.4\text{m}$ と大掛かりなものではなく、脚材の遺存はないから外された状況で埋設したものであろう。

礫群 しかし、架橋下の礫群や、架橋の範囲をはずれた堀材等の遺存状況をみると、その廃棄時には架設されていたものと思われる。礫群には至和元宝が混じるが、その行為と性格はまったく不明である。

なお、平場中央には幅 0.7m 、深さ 0.5m を測るU字溝が東西に築かれ、上流からの排水に工夫がなされている。

架橋部石積み (図-23)

架橋外縁から4.0mの幅をもって渡る郭側には、堀1を版築盛土して縁部に石積みをした
桁掛け部 平場が築かれている。架橋の桁掛け部は直立した3段の石積みの上部に 1.0m の盛土がされるなど丁寧で、堀底平場より 2.0m の高さが保たれている。それより西は巨礫も雜じて段

を築き、少し雑な作りとなって土里2まで達している。礫は堀2の掘削時に調査したものと思われる。

調査区境ではっきりしないが、平成9年度確認調査E-F土層図の土里基盤と道路状硬
升形空間 化面から判断すると（図-5）、架橋の内側（虎口）に南北5×東西12m程の升形空間の存在が予想される。

竪穴4（図-25・26）

据立柱建物群の外郭部分に位置する3.0×2.9m、深さ0.3mの隅丸方形、皿状断面の竪穴
簡素である。床面には拳大の礫が数個集められている。簡素な小屋掛けで棟向きなど判断され
ないが、建物群の方位とそう変わらないように見える。

坑9（図-25・26）

竪穴4の2m程東に穿たれた0.4×0.3m、深さ0.5mの円形ピットである。竪穴3のカマ
ドの出土を切り込み、坑底より0.4mの位置には坪296～299の4枚が2枚ずつ小穂1個を
挟んで重ねられていた。何らかの祭祀的行為であろうが、掘って直ぐ埋めた状況にあり、
そこに何らかを立てていた痕跡は認められない。居館に関わる初源的な遺構で12世紀前半
の年代が与えられる。

注 三島市教育委員会 1985『史跡山中城跡』

1994『史跡山中城跡 II』

3 古墳時代遺構

概観 古墳時代の遺構は、居館の普請など相次ぐ土地整形で、郭内から土里付近まではまったく確認することはできない。反面、整形が及ばなかった郭外には地山面を探すことが困難な程、重複した竪穴住居群を見る。その傾向は南へ向かうに従い顕著になり、北の郭側に向かうと散在的になることを考えると、本来より北辺一帯の遺構密度は高くなかったものと思われる。

庁舎建設などの擾乱と、居館を囲繞する堀の掘削部分を除く250m²程の包含層の残存部に検出された遺構は（数字は遺構番号）。

（古墳時代中期）竪穴5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14,
15, 17, 18, 19, 20, 21, 22

坑 7, 8

計19遺構

（古墳時代後期）竪穴1, 2, 3, 16

計4遺構

合計23遺構である。

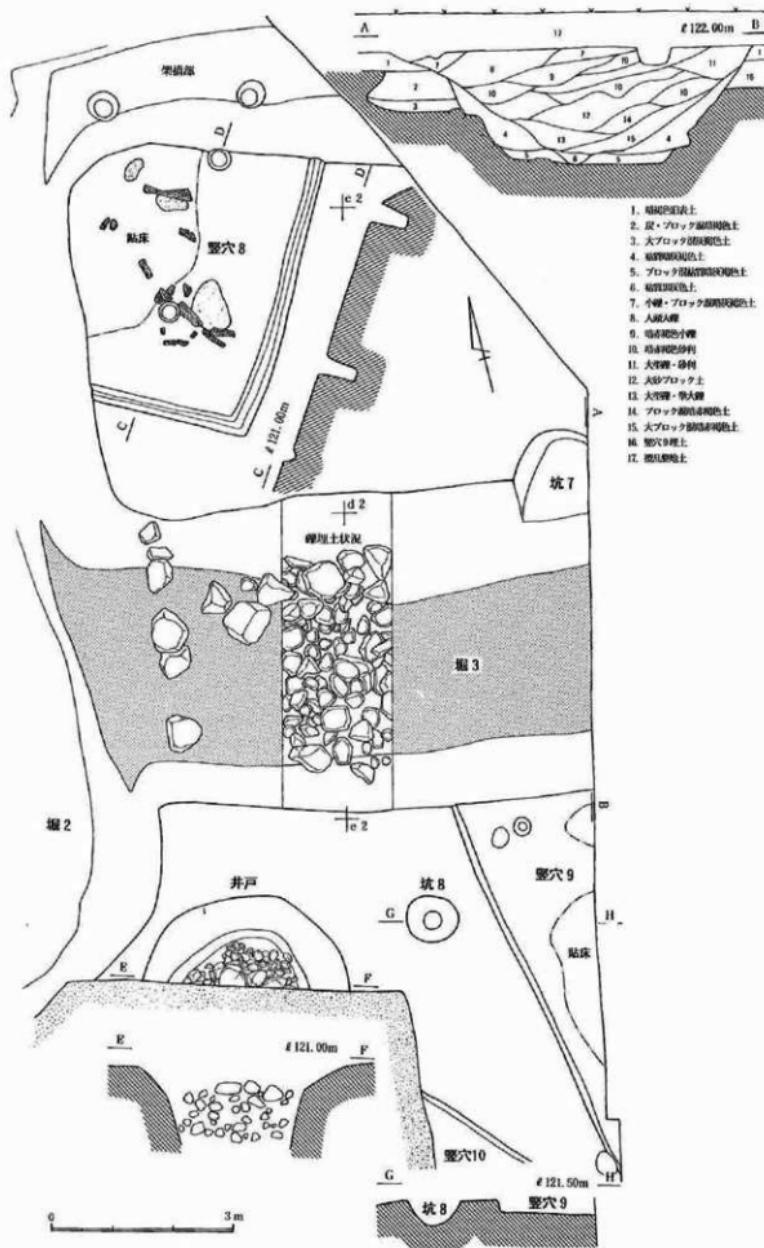


図-24 坑3、井戸、豊穴8・9、坑7・8実測図

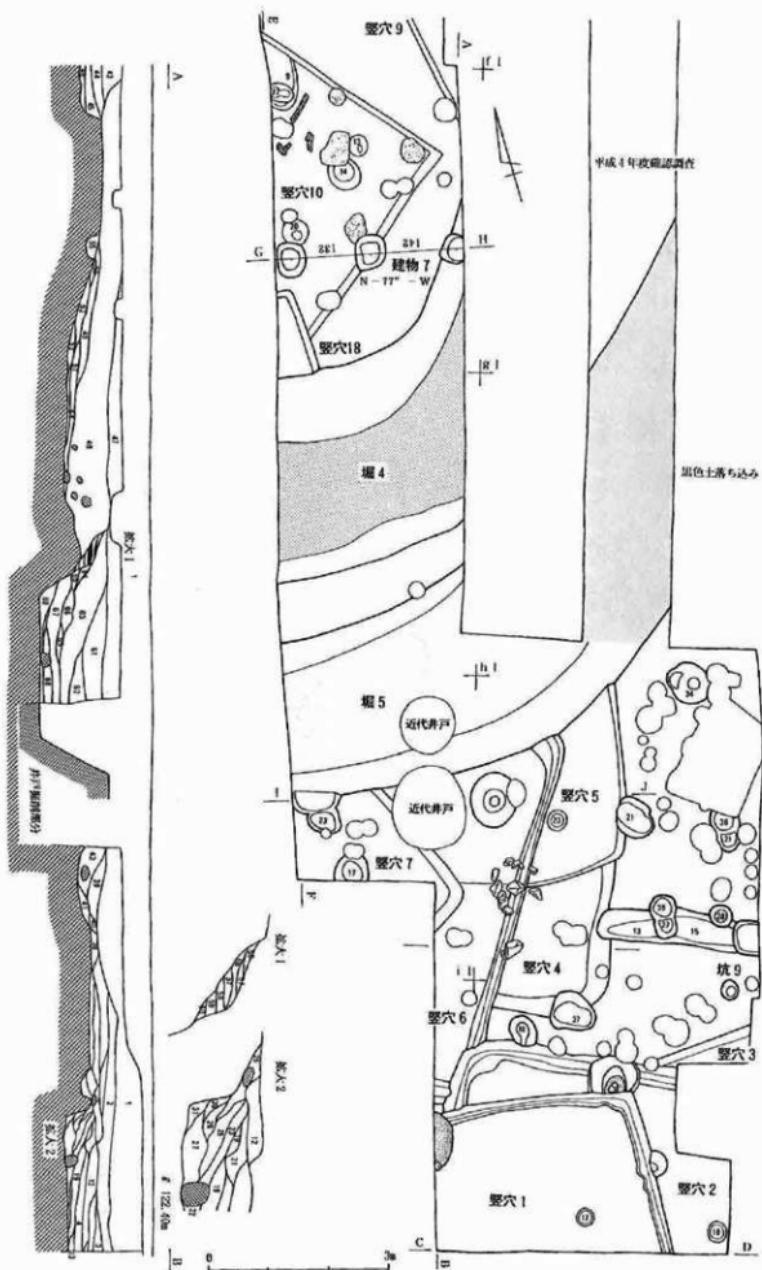


図-25 墳4・5、建物7、竪穴1~7・10・18、坑9実測図-1

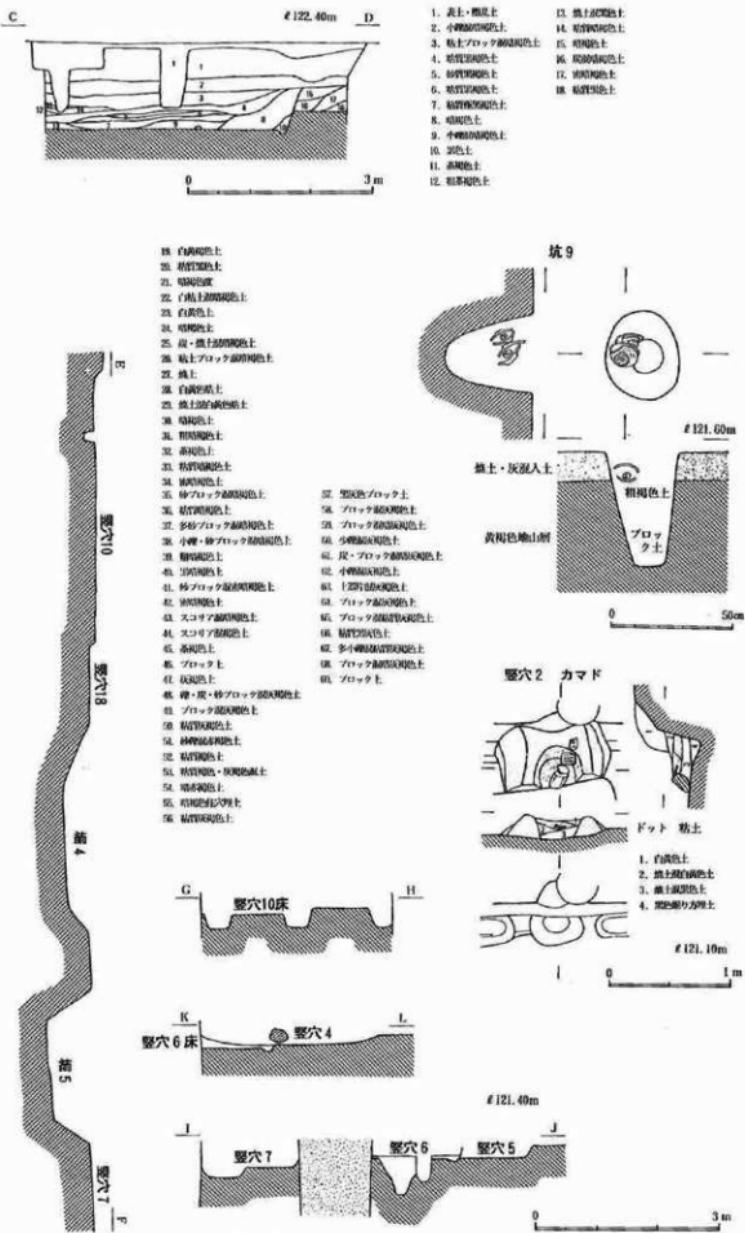


図-26 堀4・5、建物7、壁穴1~7・10・18、坑9実測図-2

整穴住居 整穴住居は、カマドを伴う竪穴1～3・16が一様に深い壁面を持ち、他の中期整穴は周溝だけで確認される例があるなど非常に浅い。これが起因して土地整形の頻繁な箇所に分布が確認出来ないこともあろうが、後期整穴の南に片寄った分布を見ると、中期集落の立地も神田川や沖積灘地帯の縁部に寄っていたものと予想される。

古墳時代中期 竪穴5・6・7 (図-25・26)

堀5の南壁に切られて3棟が重複する。竪穴6が新しく、竪穴5・7の関係は不明である。竪穴6の東壁周溝が6.5mで確認される。竪穴5には径0.9×0.8m、深さ0.6mのV字形の巨坑が穿たれている。

竪穴8 (図-24)

被火災住居 架橋の南でおよそ半分を切られている。はっきりとした方形に壁周溝が巡る被火災住居で焼土、垂木が散乱する。径0.4m前後、深さ0.6mで丁寧に穿たれた柱穴が2坑残り、柱間は2.6mである。それから東壁の長さを推定すると6.0m程になる。

竪穴9 (図-24)

堀3の南壁に切られて、長さ7mが推定される西壁が残る。貧弱な柱穴1坑と貼床が確認される。

竪穴10・18 (図-25・26)

被火災住居 竪穴9の南西で重複し、堀4に切られている。竪穴18が新しいが、大半を搅乱で失い微かに残る北壁で4.8mを測る。竪穴10は竪穴8同様のはっきりとした方形の被火災住居で類焼の可能性が高い。上部は中世建物7に重複される。

竪穴11・12・13・14・15・17 (図-27)

被火災住居 堀4の北壁に接して7棟が重複し、このうち竪穴16が後期に属す。竪穴11・12・15が被火災住居で、特に竪穴15に焼土、垂木の散乱が著しく、竪穴8・10と共に共通している。この残存する東西の壁幅は4.4mであるが、他に規模を知れるものはない。竪穴11・12が壁に周溝を持ち、竪穴12の埋土上層に穀の集中廃棄がある。竪穴の11・15が新しく、次いで12・13・14・17と古くなる。

竪穴19・20・21・22 (図-5)

架橋部の北側で実施した平成9年度確認調査で、土壌下部より4棟が検出される。竪穴19・22に焼土が認められ、竪穴8からのグルーピングも予想される。重複はないようである。

坑7 (図-24)

袋状土坑 堀3の北壁に南北分を切られた袋状の土坑で、径2.0mの不正円形が予想され、深さは0.6mである。グロック土が主体のしまりのない埋土のなかに細かな土器片が混じる。

坑8 (図-24)

ポール状土坑 竪穴9の西壁より1m程離れて穿たれた、径0.9×0.8m、深さ0.5mのポール状の土坑で

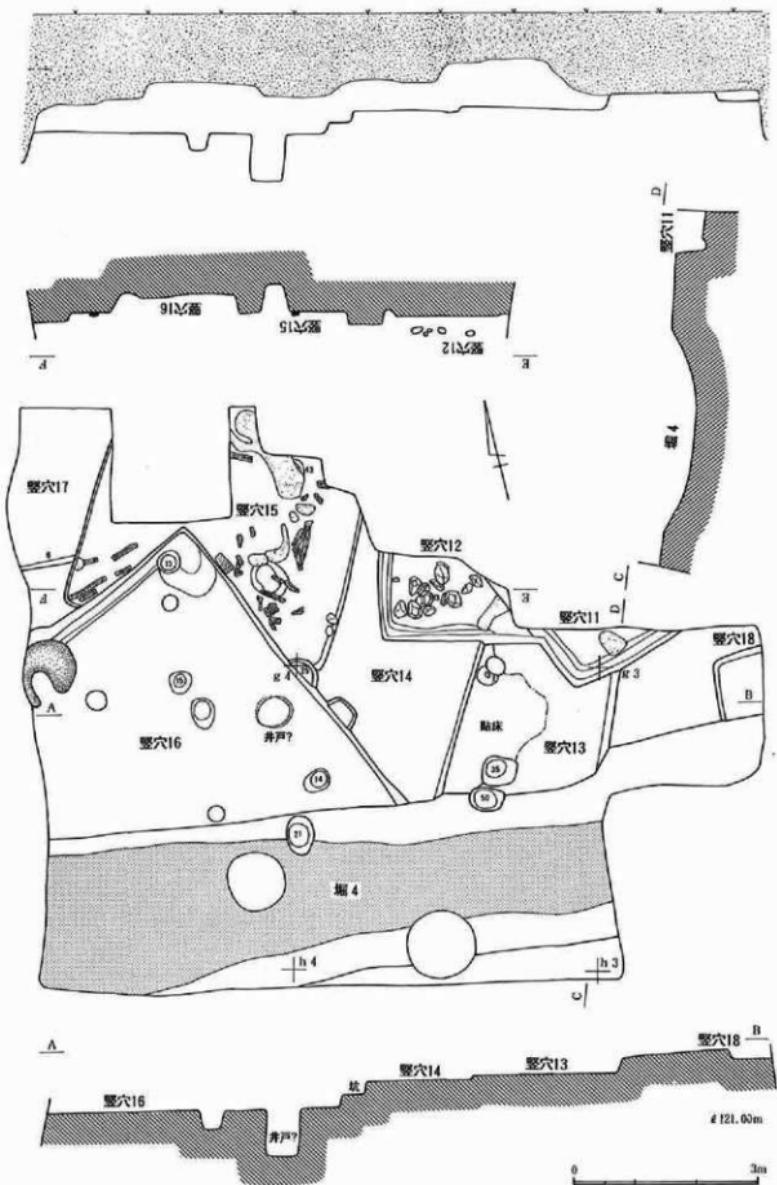


図-27 堀4、聖穴11~18実測図

ある。内部には土師器坏、甕片、須恵器甕片(550~553)が集中廃棄されている。

古墳時代後期 竪穴1・2・3(図-25・26)

B区南東端に竪穴3→2→1の順で重複している。全形を知るものはないが、竪穴1・2には壁周溝が巡り、壁の深さも竪穴1が0.7m、竪穴2が0.5mと中期竪穴の構造とは大きくマド違いである。カマドはいずれも北壁に付けられ、竪穴2は幅1.0mの規模で、燃焼部に脚を伴っている。

竪穴16(図-27)

掘4北壁に南半分を切られ、カマドも搅乱で右袖部を失う。北壁に周溝が認められるが、深い壁 東壁で浅くなって消える。壁高は0.5mで竪穴1・2同様に深い。東壁沿いに規模をもつ坑が穿たれて湧水を見るが、おそらく後世の掘削によるものと判断されよう。

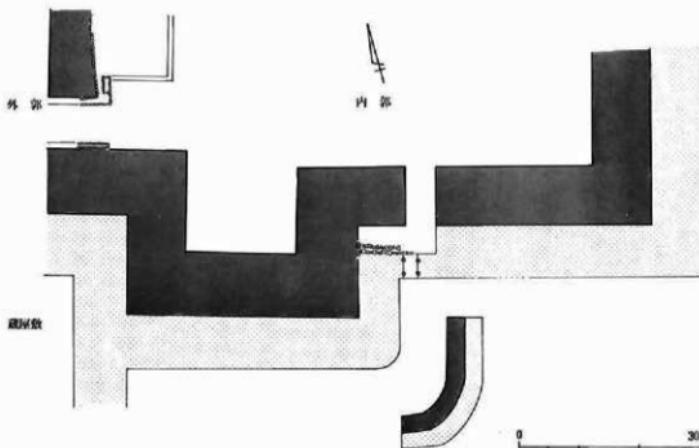


図-28 最終末期造構様式図

IV 遺 物

1 土器・陶磁器

直接元富士大宮司館跡に関連する土器・陶磁器類は、その調査面積に比べて非常に多い。

出土状況 特に、建物跡が確認されているA区における出土数は目立つものである。これらの土器・
総点数 陶磁器の内遺物実測図として図化できたものは、総点数640点に上るが、船載陶磁器を除いた国産陶磁器及び土器類は490点である。船載陶磁器の点数150点に比べるとほぼ3:1になるが、土器類を除いた国産陶磁器：船載陶磁器では、3:2となり、船載陶磁器の比率が比較的大きいことが分かり、その構成の特異性が浮かび上がってくる。しかし、図化していないその多数を占める常滑など壺胴部破片などの点数と、その存在が目立つ故に抽出
船載陶磁器 されやすい船載陶磁器の性質の違いを考慮すると、大きく国産陶磁器の比率が大きくなるのが実態であり、その数は本質を表していない。ただ、船載陶磁器の相対的な数の多さについて、他にあまり例を見ない状況だけは指摘できるものではある。

これらの土器・陶磁器類の個々の特徴やそれらの器種構成などは、遺物観察表やV章の考察に詳しい。

出土土器・陶磁器は、確認されている遺構が多種多様な状況を示しているわりには、遺構に直接関連しそうな一括資料の例は少ない。遺物観察表に記載してある遺構は、堀及び溝の覆土中の出土が大半であり、一括性は弱いものである。

遺構に直接関連しそうな出土例は、遺構の項でも記述しているように、1のかわらけが溝 1 溝1の石組み内より出土しており、溝1が構築された時に遺棄された状況を示している。両者の年代にそれほど隔たりがないことを表している。

296~299は、口径8.5~10.0cm、底径4.2~5.2cmを測る小振りの完形品で、ロクロ成形によるもので、すべて回転糸切りが認められる坏頃である。法量の小さい297と299は、柱状高台 器高のわりに底部の高い柱状高台の皿類(注1)に属するものである。299は底部のほぼ中央に盲孔が穿たれており、他のものとはその型式を違えている。

坑 9 これらは坑9より一括で出土しており、その年代を11世紀後半~12世紀に想定している。遺構の記載で詳しく述べているように、4点とも土坑に埋納され祭祀行為に関連した遺物として捉えることができる。一般に饗宴に供されたものとして理解される『かわらけ』とすると、その出土状況はうまく整合しないことになる。土師器の範疇で捉えられるものであろう。

かわらけ 土器の大半はかわらけであるが、ロクロ成形のものと手捏ね成形の2者が認められる。そして、その構成比は圧倒的にロクロ成形のものが多い。手捏ね成形のかわらけは、比較的堅固な焼きの良品が多く、器壁も薄い。色調は一様に淡黄色を示しており、非常に特徴的な土器である。65,303,340,426,427などがその類例であるが、体部が内彫しながら開く

ものと大きく外反するものとに大きく分けることができる。後者は、その例が303の1点だけであるが、直接、京都で生産された土師器皿（かわらけ）（注2）の可能性があり、15世紀前半の年代が想定されるものである。

5 世紀 古墳時代に関連しては、今回の調査において富士宮市で初例となる5世紀代の集落に伴う土器類が確認されている。B地区の竪穴8では、壺と甕および高坏の共伴例が知られる。526は内面にハケ整形が認められるナデ整形の甕であり、527は4世紀以来の系譜を辿る屈折脚高坏の破片である。駿河の場合、この屈折脚高坏は、陶邑TK216～23併行段階（以後陶邑を略）にはほぼ消失しており、代わって低脚の高坏である駿豆型高坏（注3）へと形式的な交換が図られる。また、甕もこの段階に胸部外面ナデ整形からハケ整形の甕へと代わる。ハケ整形の甕は以後「駿東甕」として独自の型式変化を示し、地域色豊かな平底甕として定着するが、その6世紀代の例として竪穴16出土の542,543を典型として上げることができる。

大 画 期 高坏や甕の型式変化が大きく、土器組成の構造的な変化が認められる古墳時代の中で大画期と目されるTK216～23段階に比定される資料は、竪穴8以外に竪穴10や坑8などの出土土器である。526以外の552,553,584,585は、いづれもこの段階通有のナデ整形甕であり、ハケ整形甕にはない頭部の器壁を比較的厚く作る共通の制作技法が確認できる。このような5世紀後半代の竪穴8と竪穴19は、カマドを持たない竪穴住居であるが、今回調査された古墳時代集落は、それらを集落の開始としカマドの出現を挟んで、奈良時代まで継続する集落のようである。カマドを持つ典型的な例は、竪穴2や竪穴16などである。

初期須恵器 今回は、この5世紀代の集落に相応してTK208～23段階の広義の初期須恵器が確認されたことも大きな成果であろう（注4）。これらの初期須恵器は、すべて表土中出土の破片資料で構成などで確認された例は少ないと、A、B両区とも出土しており、思いの外その点数は多く多器種に及んでいる。その例としては、315や316の内面ナデ消しの甕、319や320の無蓋高坏、556の筒形容器台と思われる波状文を施す破片、558や559の甕の口縁部などが上げられる。富士地区における初期須恵器の出土は、今まですべて富士市において確認されており、伝世品としてTK73の把手付碗が出土している中原4号墳と沢東A遺跡第27号住居址出土のTK208の甕などである（注5）。この内、沢東遺跡は、今回確認された集落と櫛井川を介して同じ地域に展開する集落遺跡である点やそれぞれ拠点的な集落を形成していた点などで類似しており注目される。

注1 板本美夫 1986『柱状高台の皿、壺について』『シンポジウム古代末期～中世における在地系土器の諸問題』神奈川考古同人会

注2 繩柄俊夫 1999『中世村落と地域性の考古学的研究』大巧社

注3 池谷初恵 1999『駿河伊豆型平底甕について』『東国土器研究』第5号

注4 須恵器の型式については、鈴木敏則氏（浜松市博物館）に御教示していただいた。

注5 鈴木敏則 1999『静岡県内における初期須恵器の流傳とその背景』『静岡県考古学研究』No31

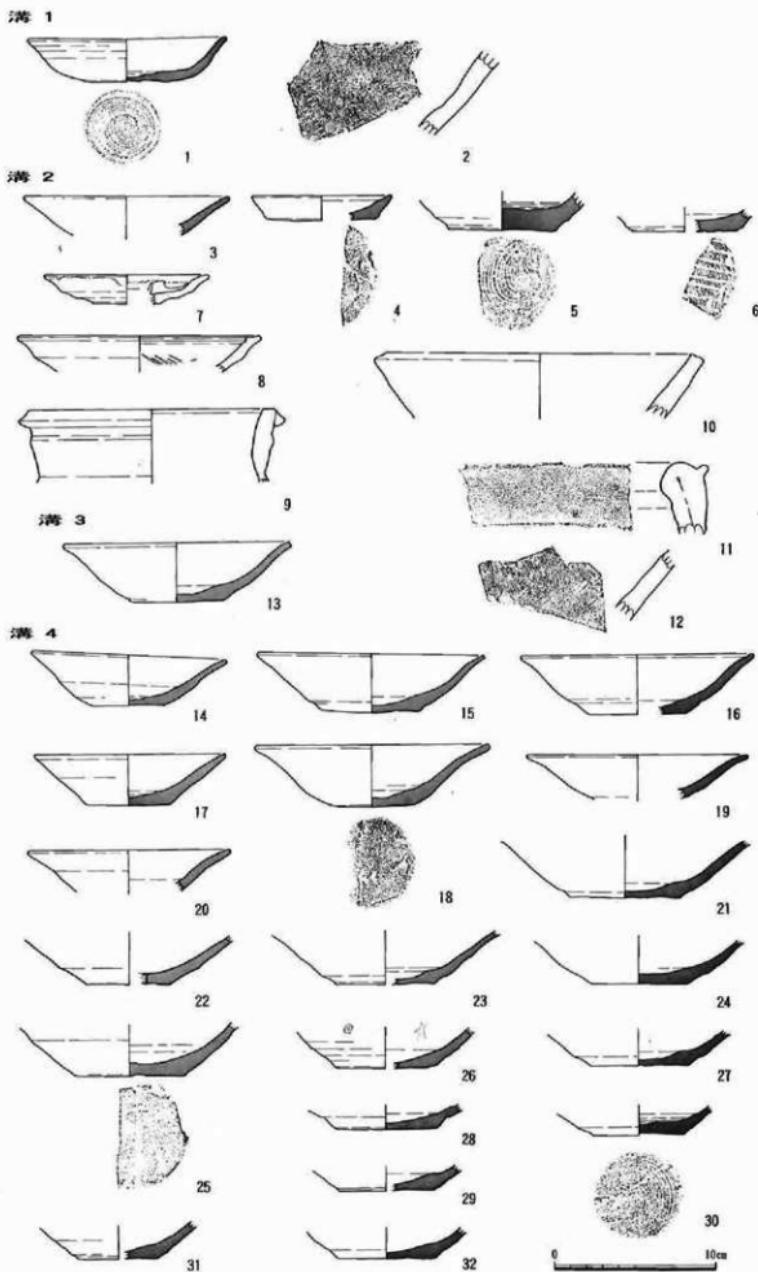
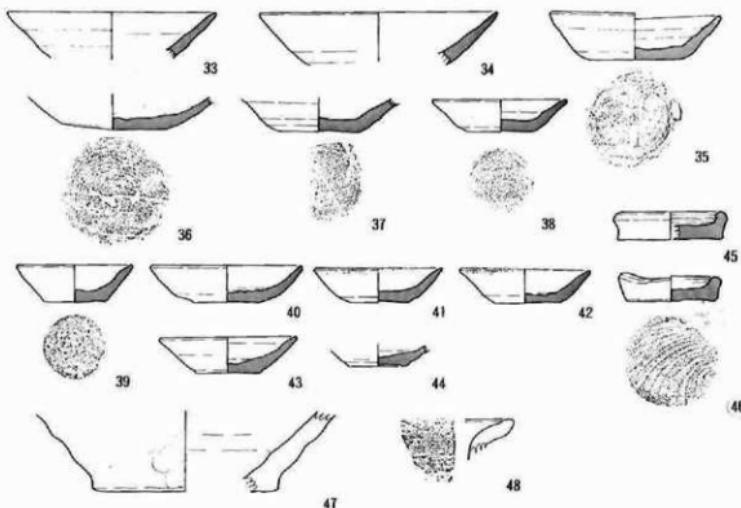


图-29 土器、陶磁器实测图-1

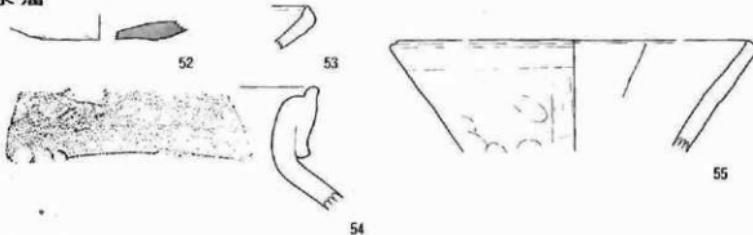
溝 4



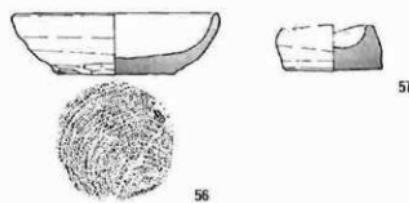
溝 5



水溜



建物 1



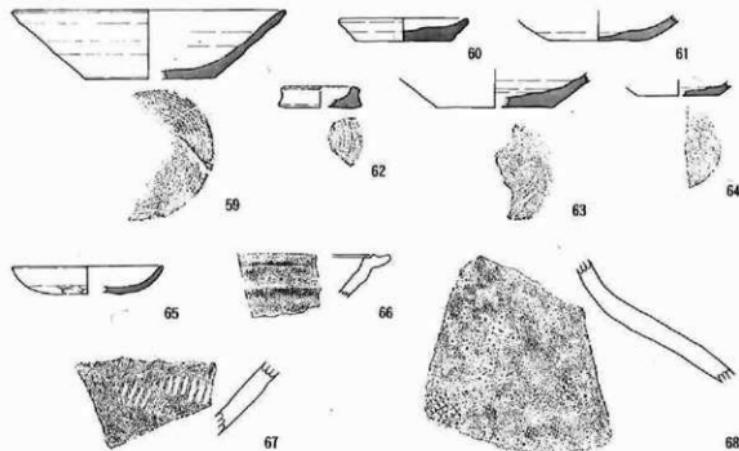
建物 2



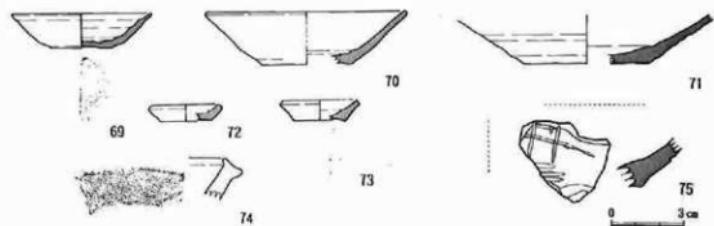
0 10cm

図-30 土器、陶器実測図-2

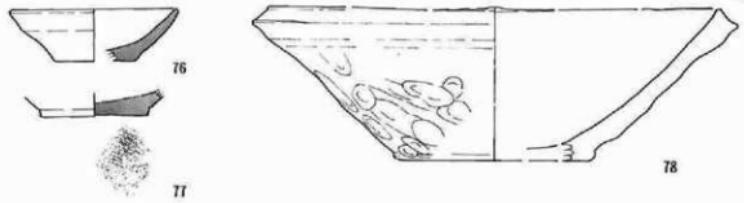
建物 3



建物 4



建物 5



坑 1

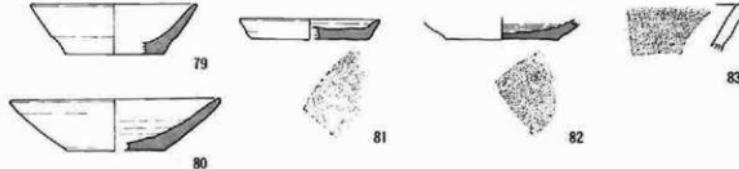


图-31 土器、陶器实物图-3

坑 2



84



85

E—1 整地面



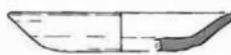
86



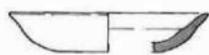
87



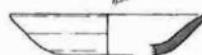
88



89



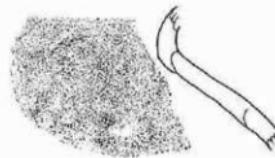
90



91



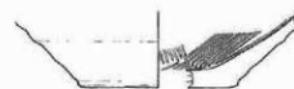
92



93



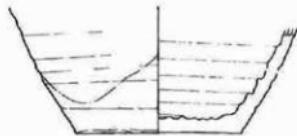
94



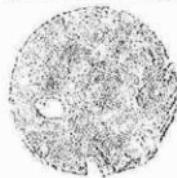
95



96



98



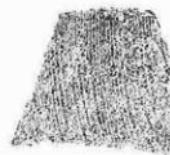
97



98



99

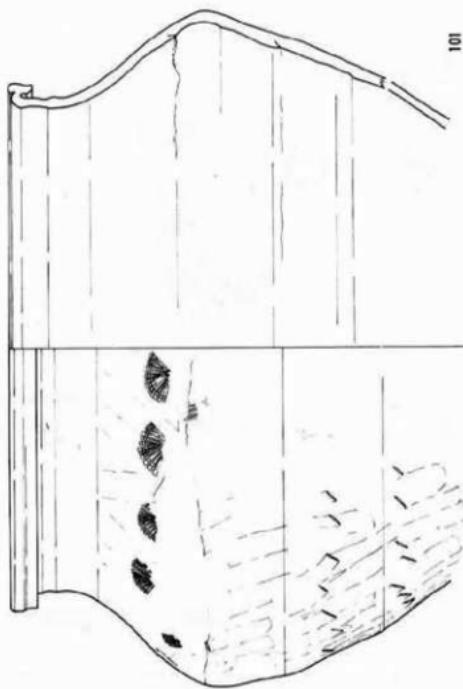


100

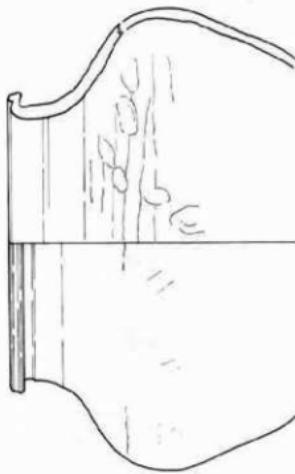


图-32 土器、陶器实测图-4

E — 1 砂地层



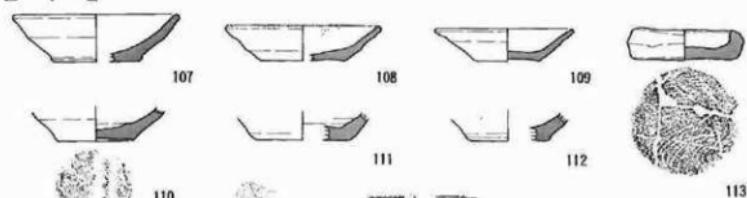
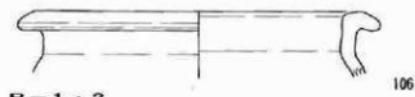
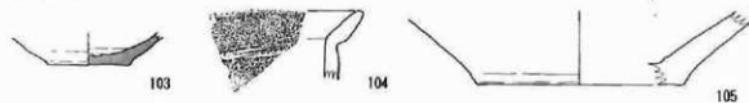
101



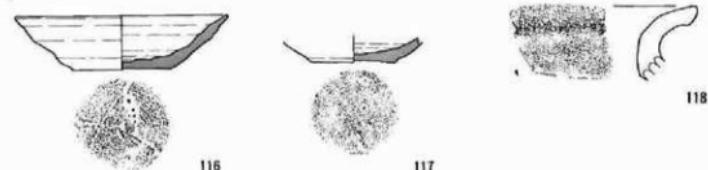
102

图-33 土器、陶器器类剖面-5

土器 1



B-3



B-3・4



0 10cm

図-34 土器、陶器実測図-6

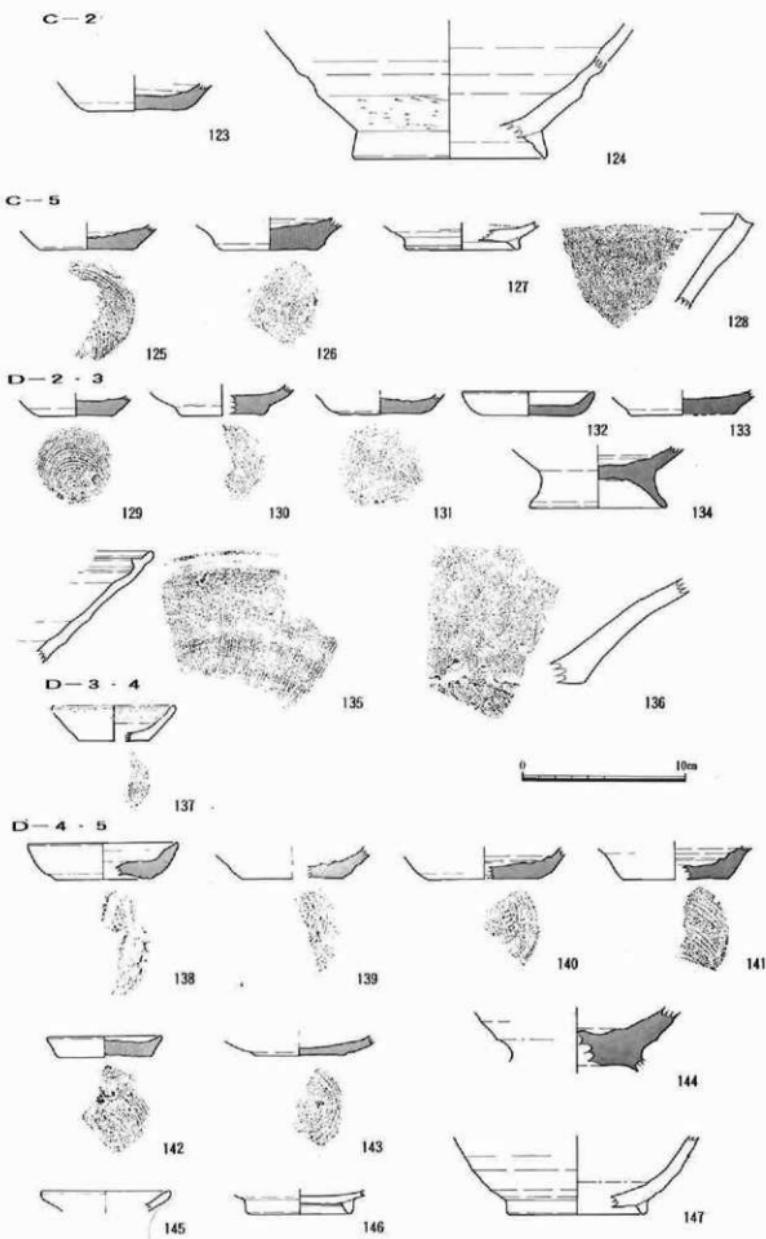
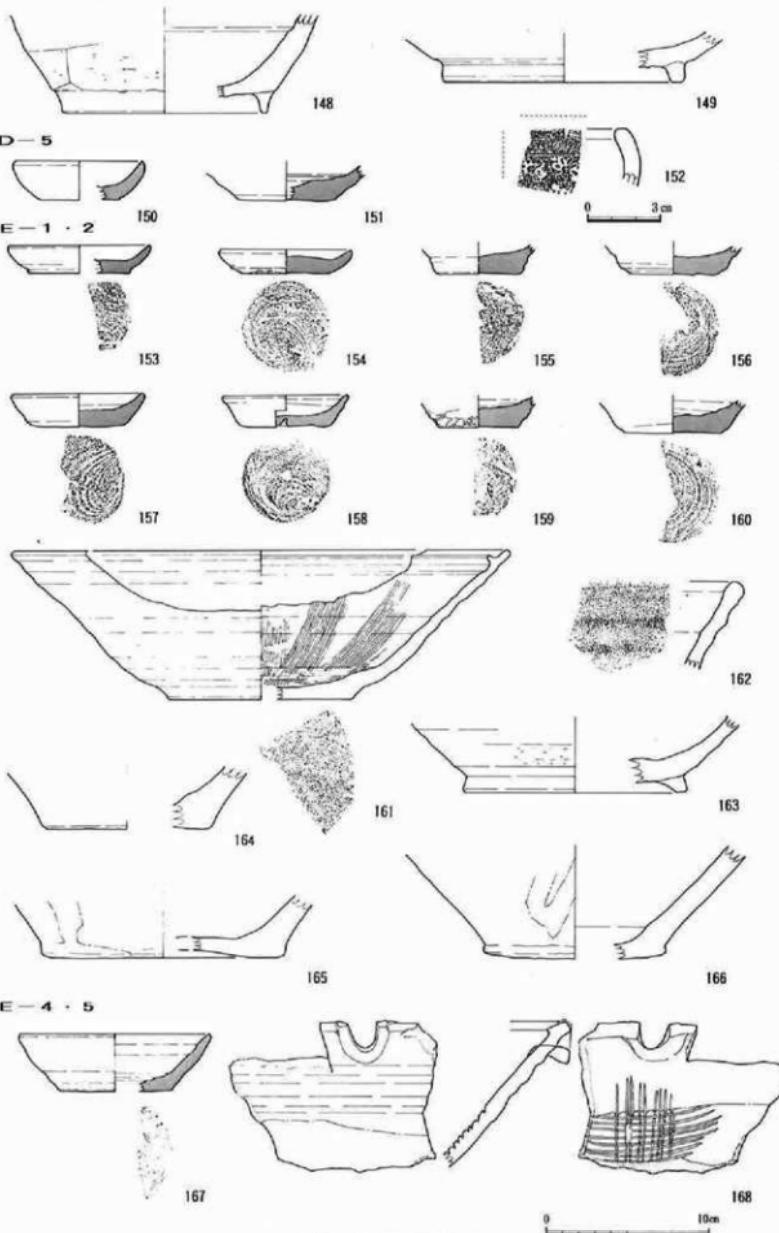


图-35 土器、陶器器实物图-7

D-4 · 5



图—36 土器、陶器实物图—8

E - F - 3



F - 5



G - 2



G - 3

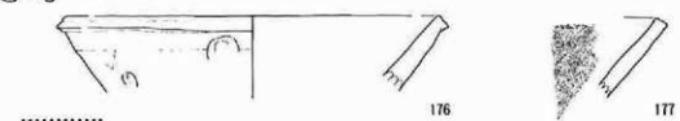


図-37 土器、陶磁器実測図-9

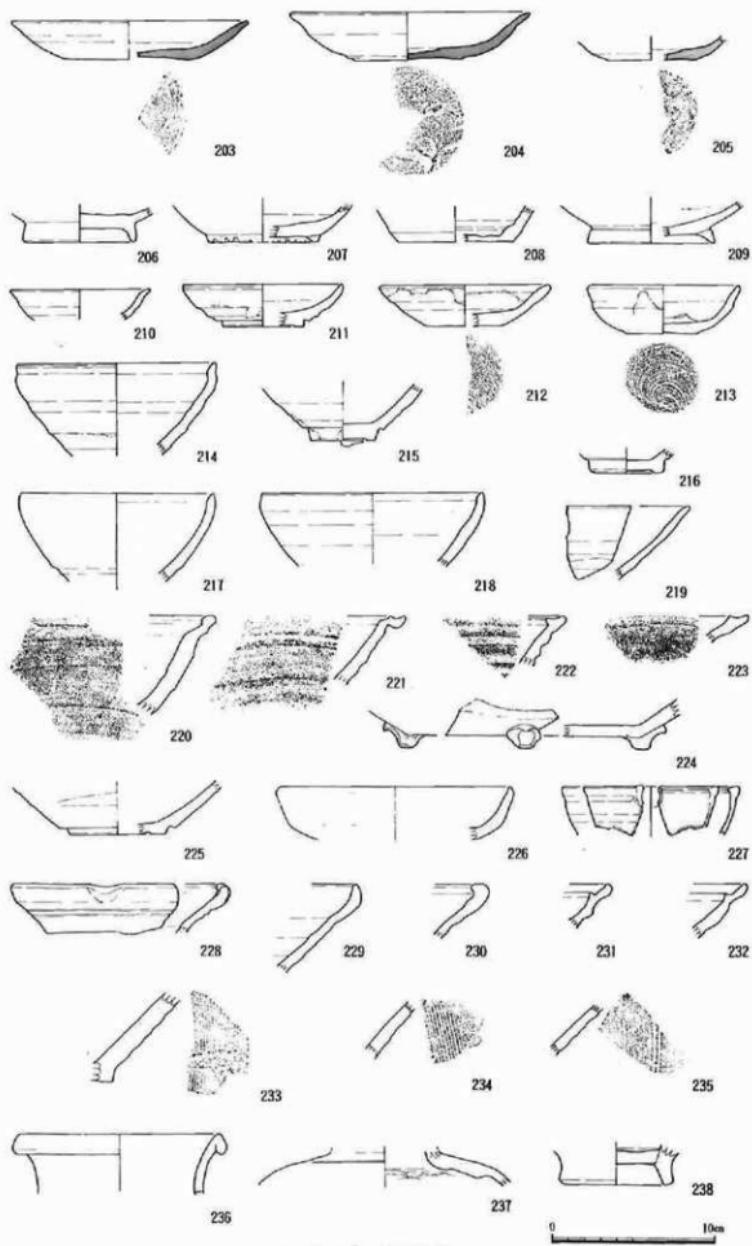


图-38 土器、陶器实物图-10

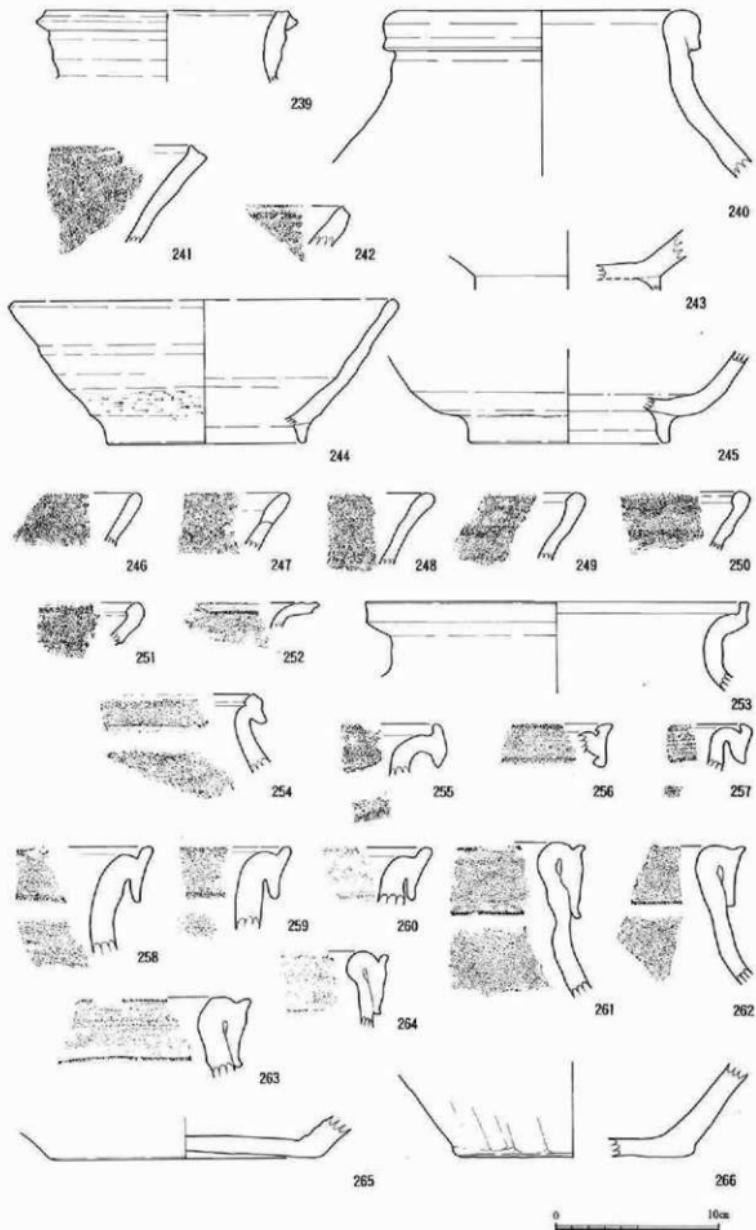


图-39 土器、陶器器物图-11

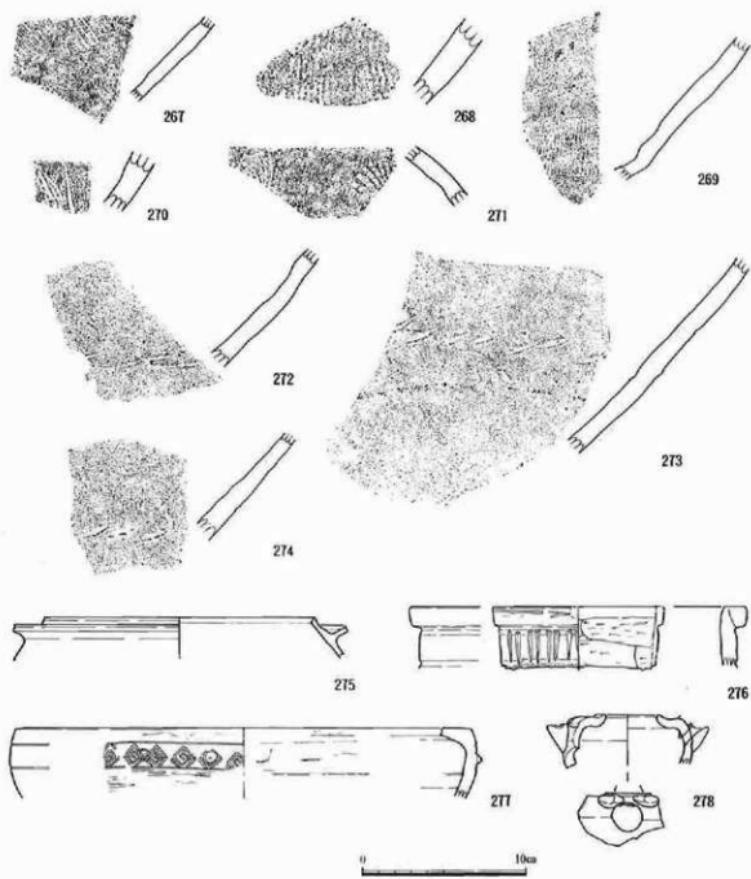


图-40 土器、陶磁器实测图-12

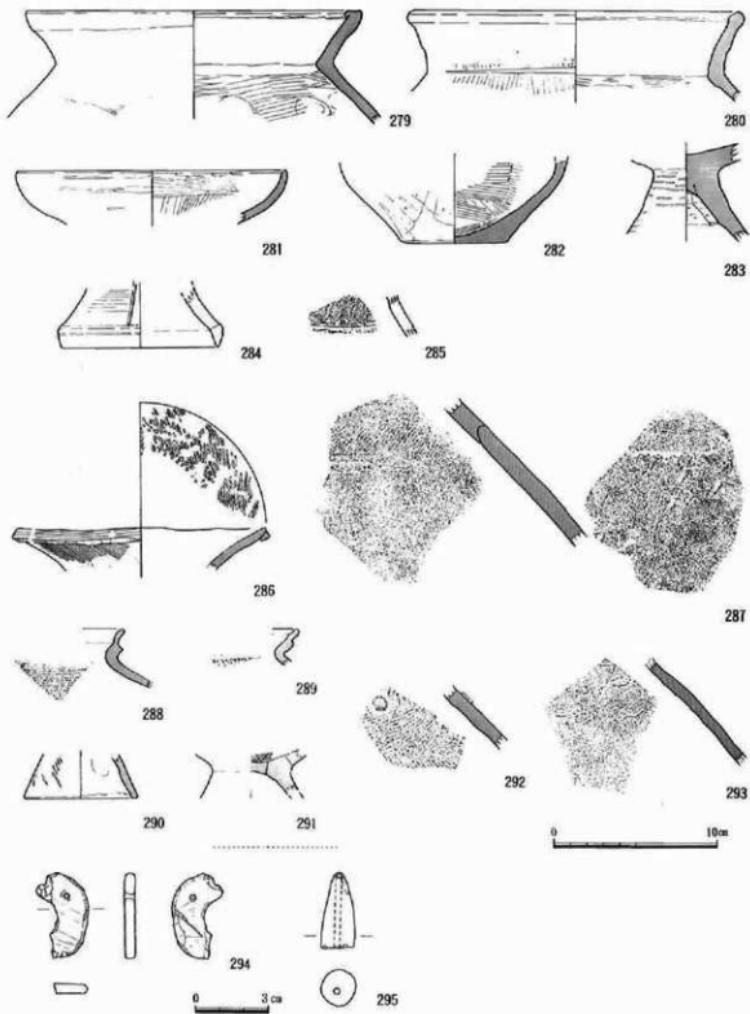
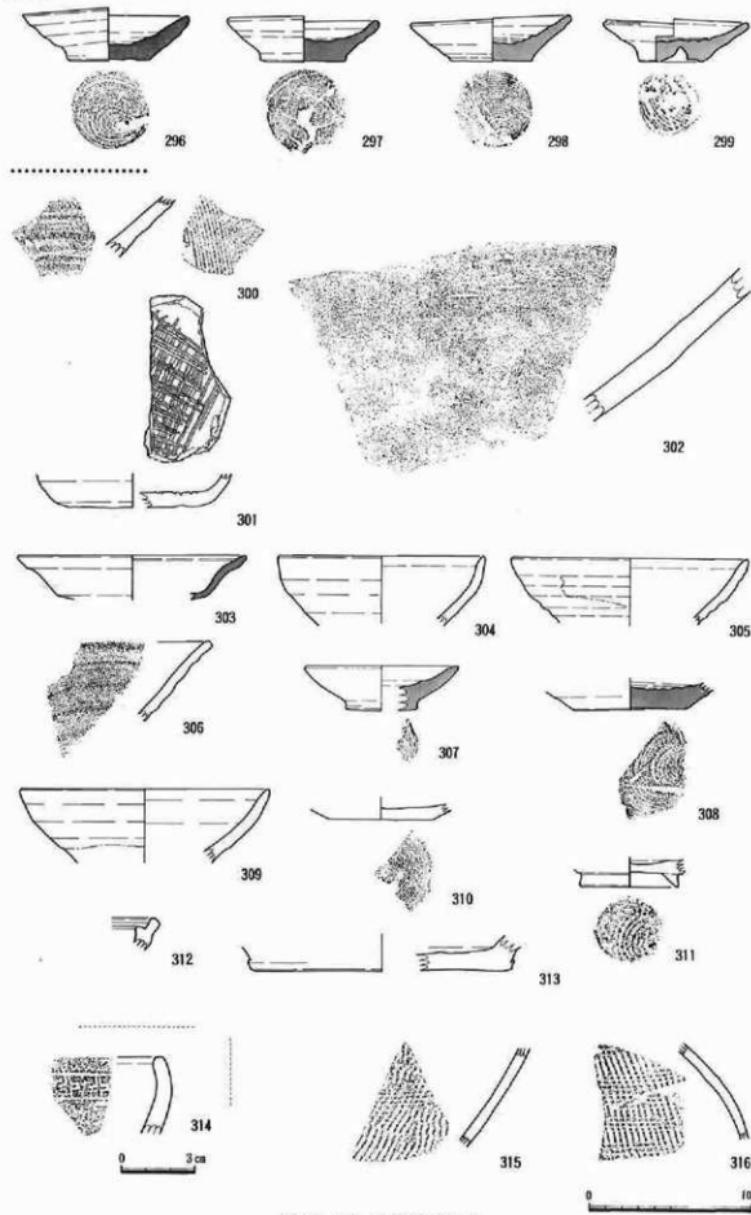


图-41 土器、陶器器实物图-13

坑 9



圖—42 土器、陶器器物圖—14

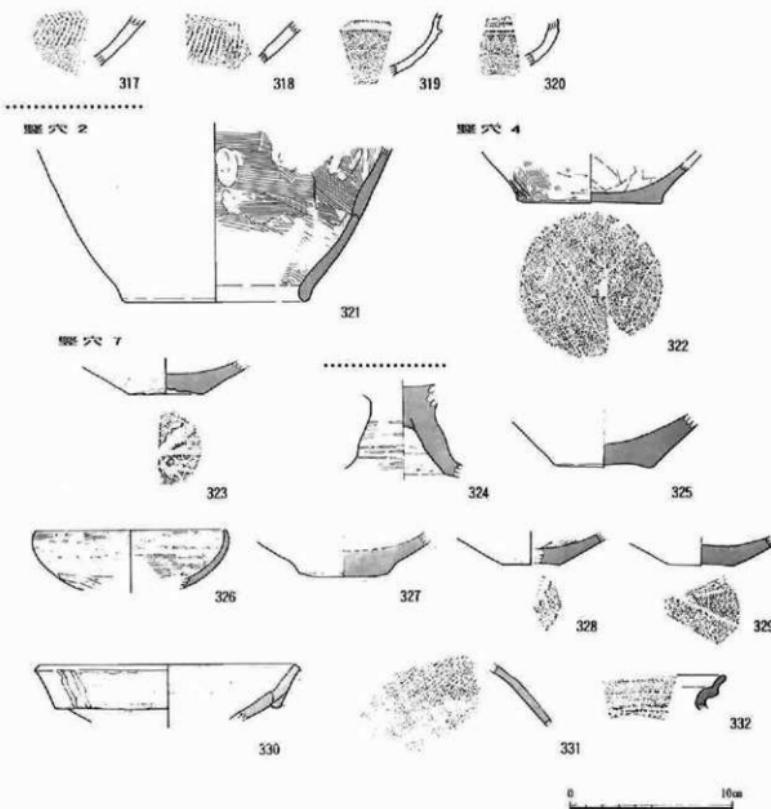
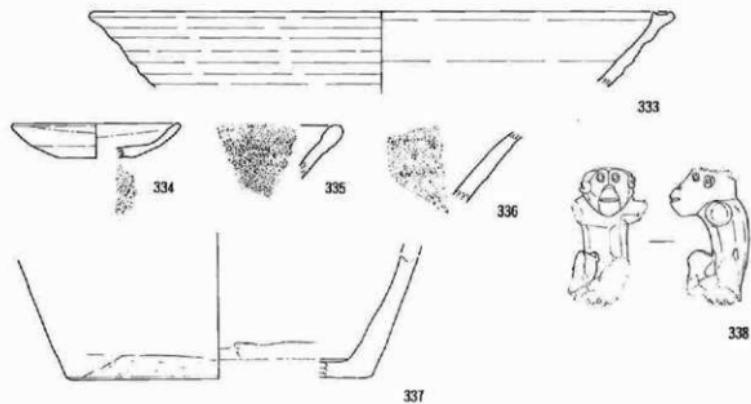


图-43 土器、陶器器物图-15

図版 1



図版 2 (東側屈曲部)

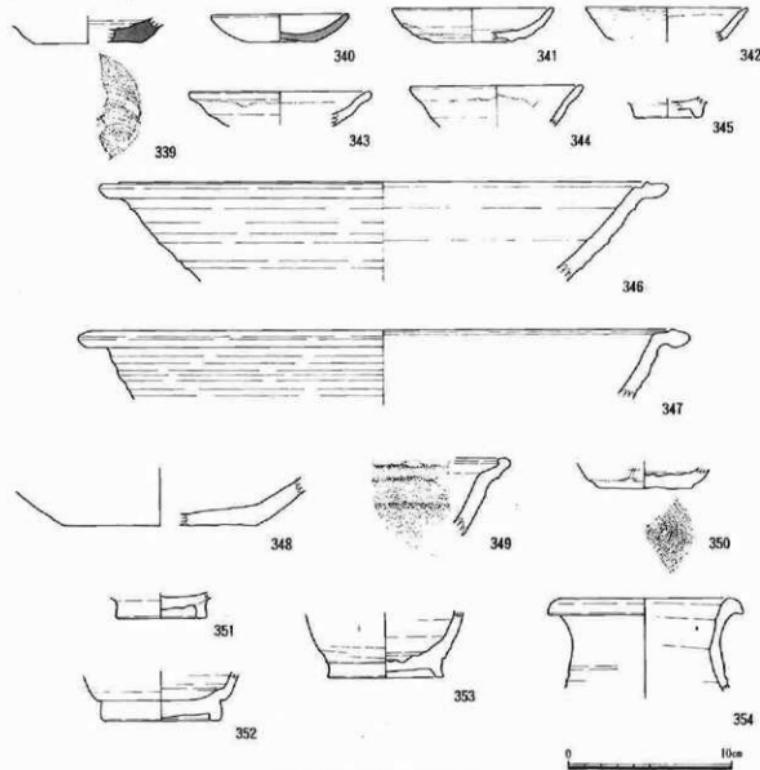


図-44 土器、陶器等実測図-16

図2(東側屈曲部)

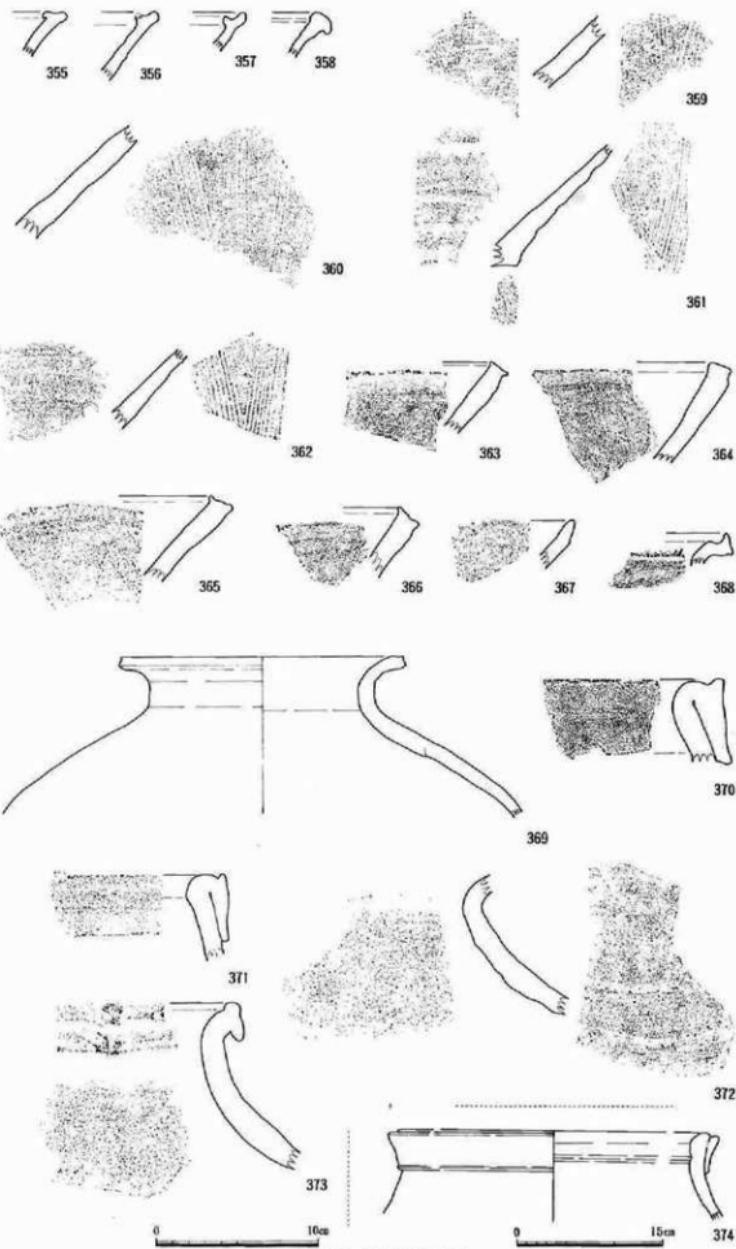
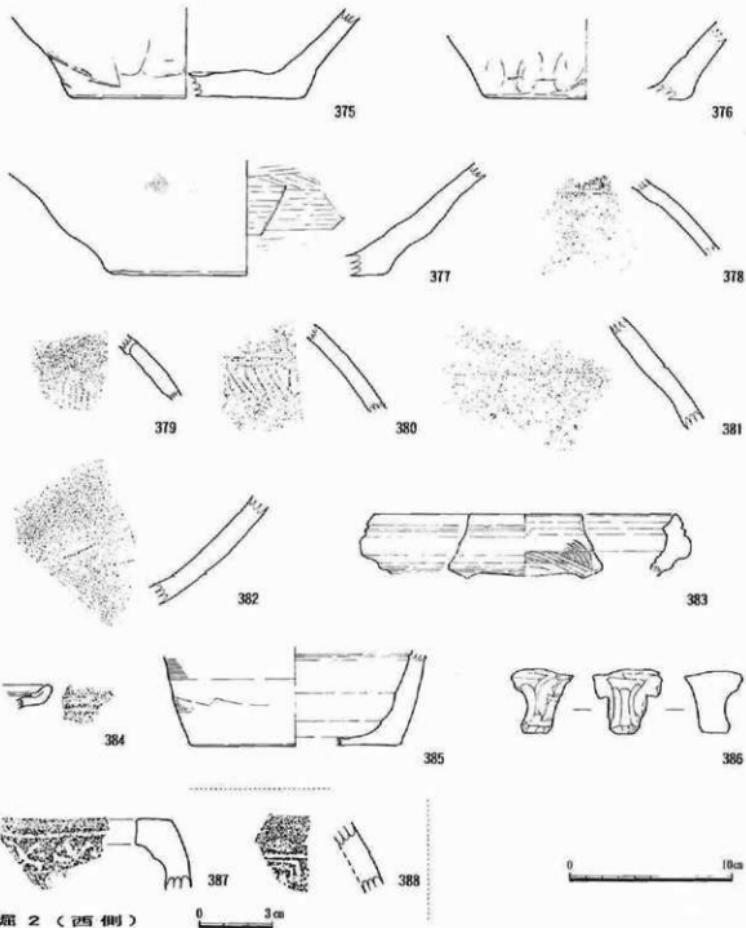


図45 土器、陶磁器実測図-17

図版 2 (東側屈曲部)



図版 2 (西側)

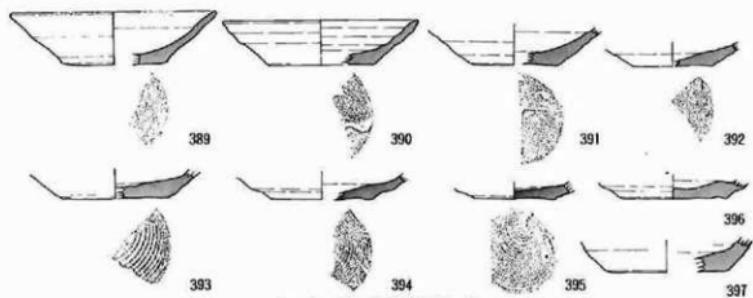


図-46 土器、陶磁器実測図-18

図2(西側)

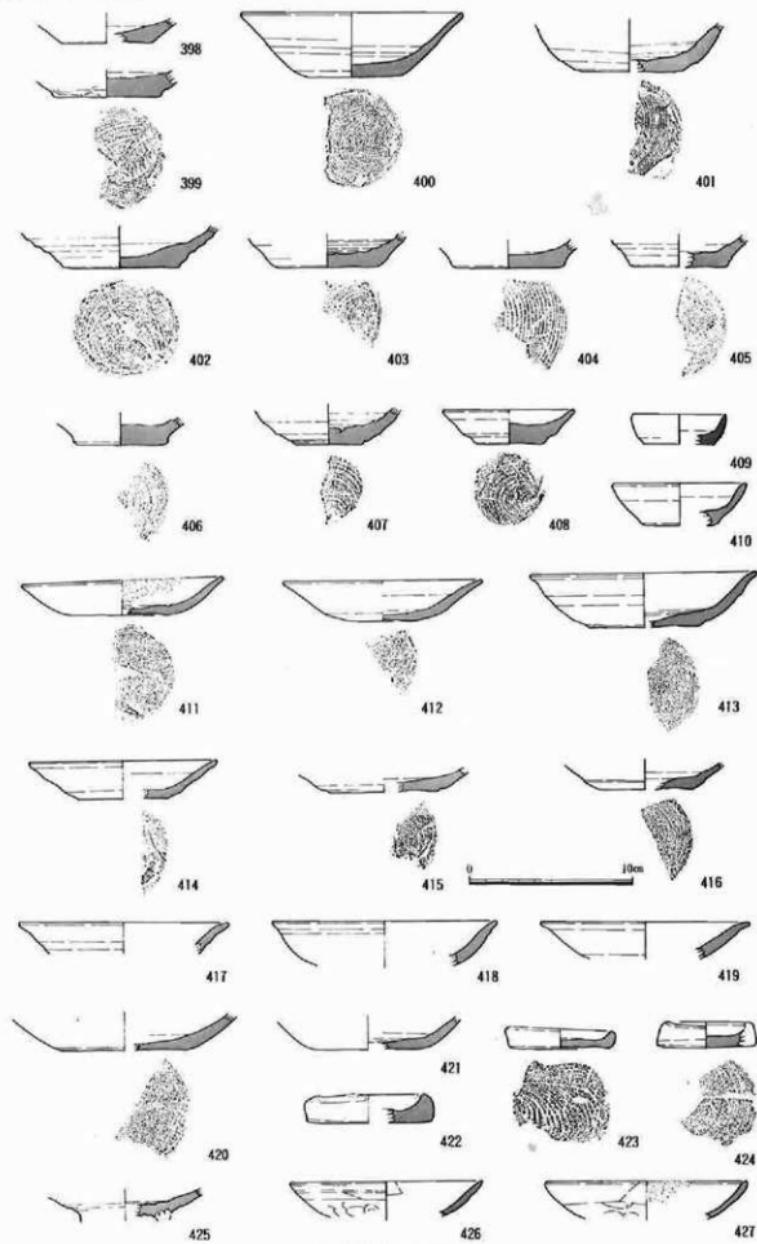


図47 土器、陶器実測図-19

図2 (西側)

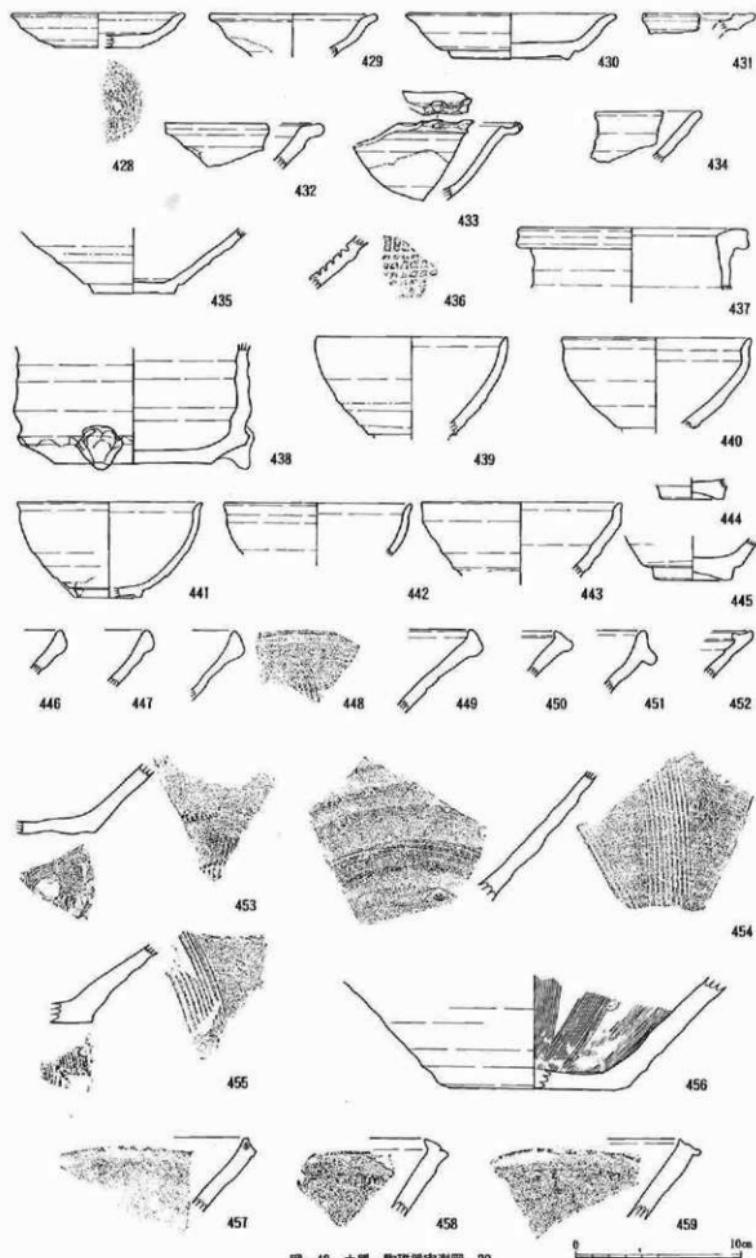


図-48 土器・陶磁器実測図-20

图 2 (西侧)

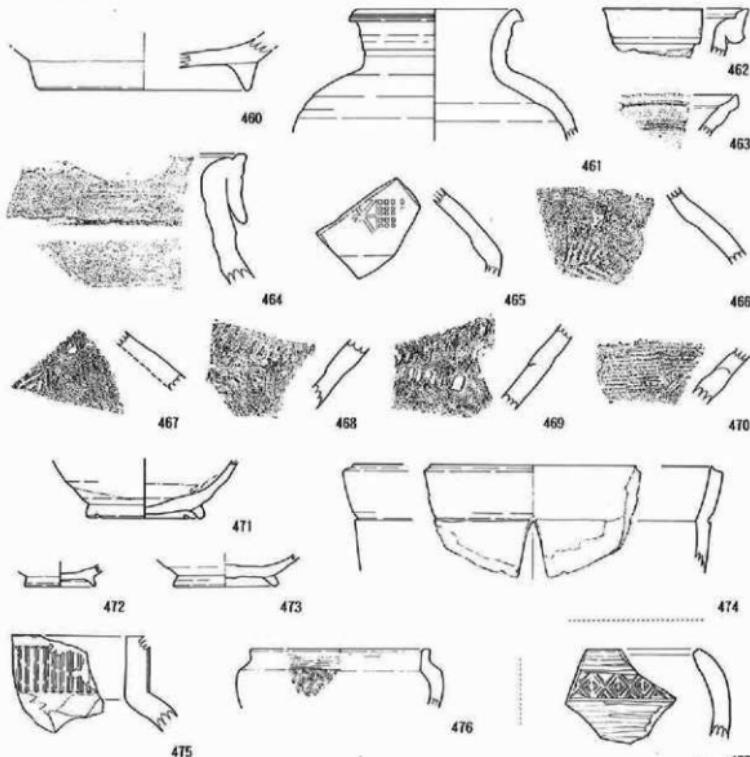
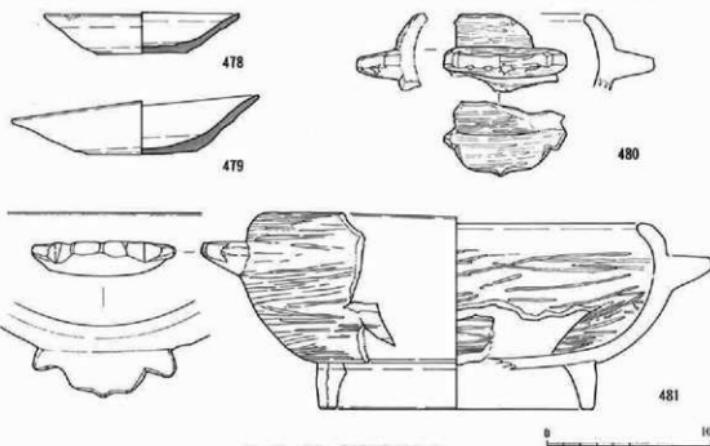


图 3



图—49 土器、陶器实测图—21

圖-4

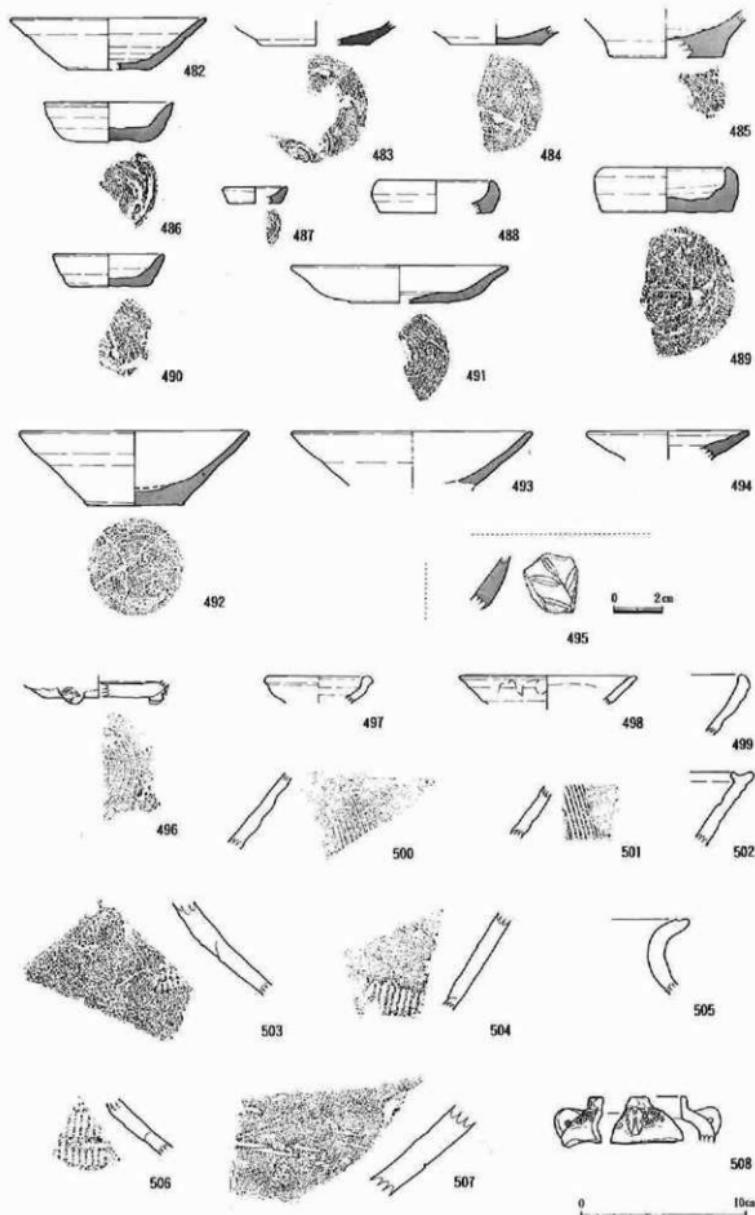
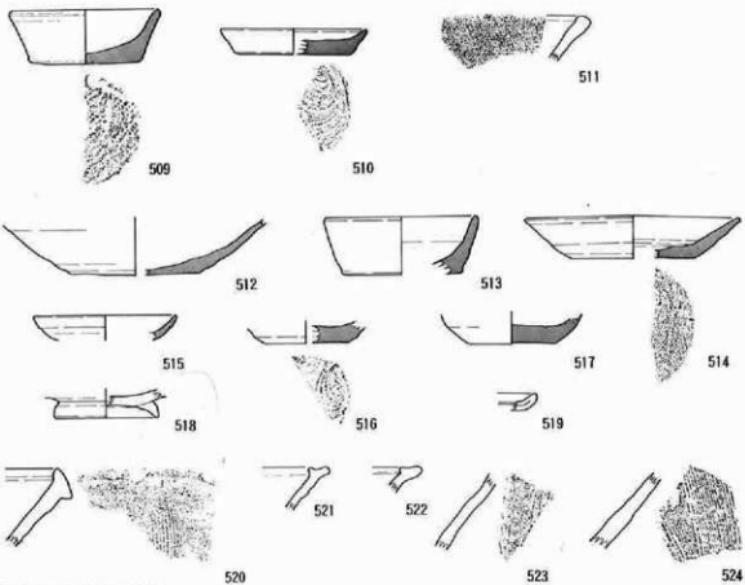
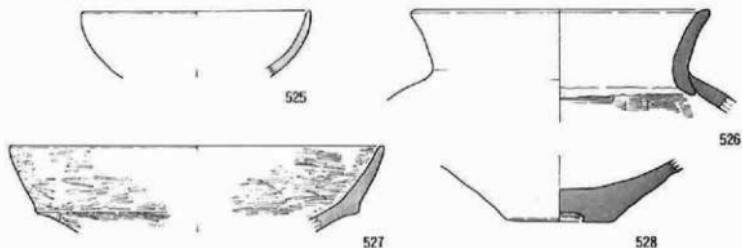


圖-50 土器、陶器器物測圖-22

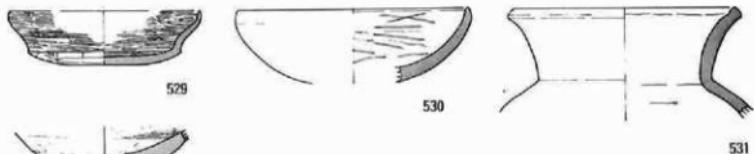
壁穴



壁穴 8



壁穴 10



壁穴 15



圖-51 土器、陶磁器測量圖-23

0 10cm

壁穴 15



536



537



538



539

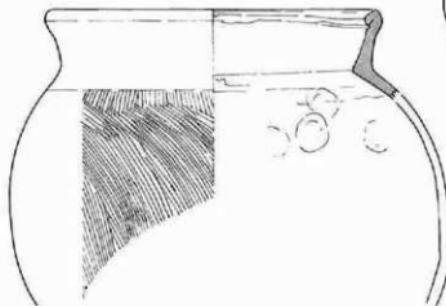
壁穴 16



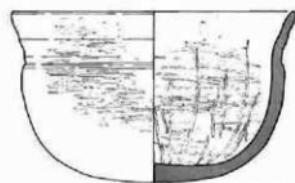
540



541



542



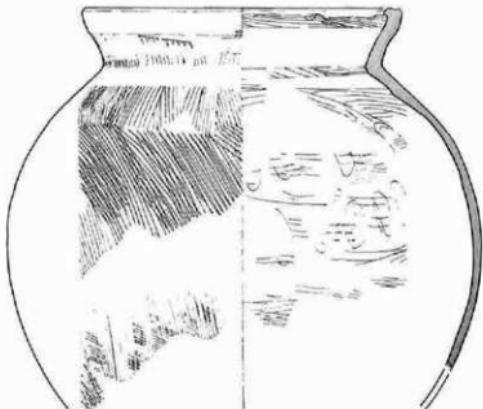
543



544



545



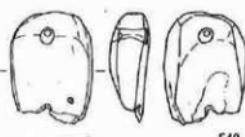
546



547



548



549

0 10cm

0 3cm

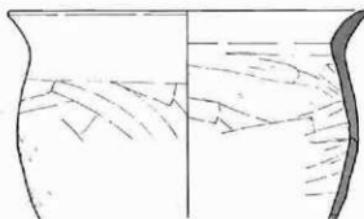
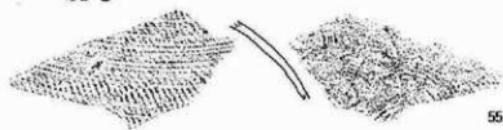
图-52 土器、陶器实测图-24

壁穴 17

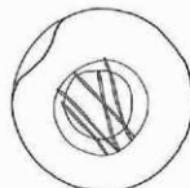


550

坑 8



553



555



557



558



554



556



562



563



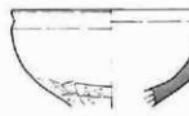
564



565



566



567



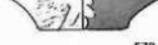
568 569



570



571



573



574

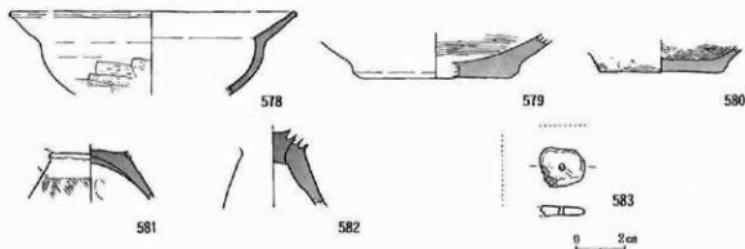


576

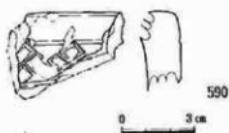
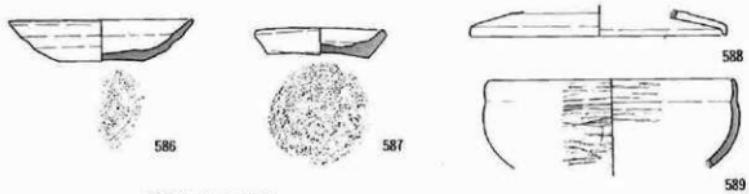
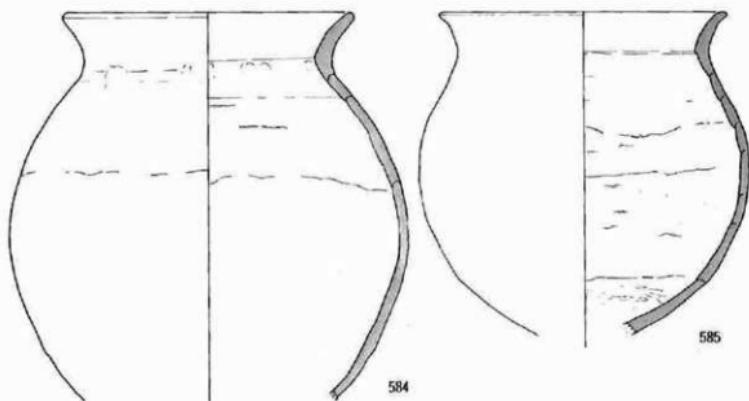


577

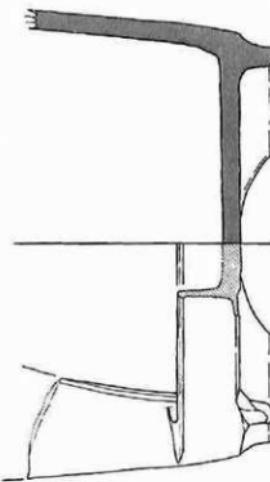
圖-53 土器、陶磁器夾測圖-25



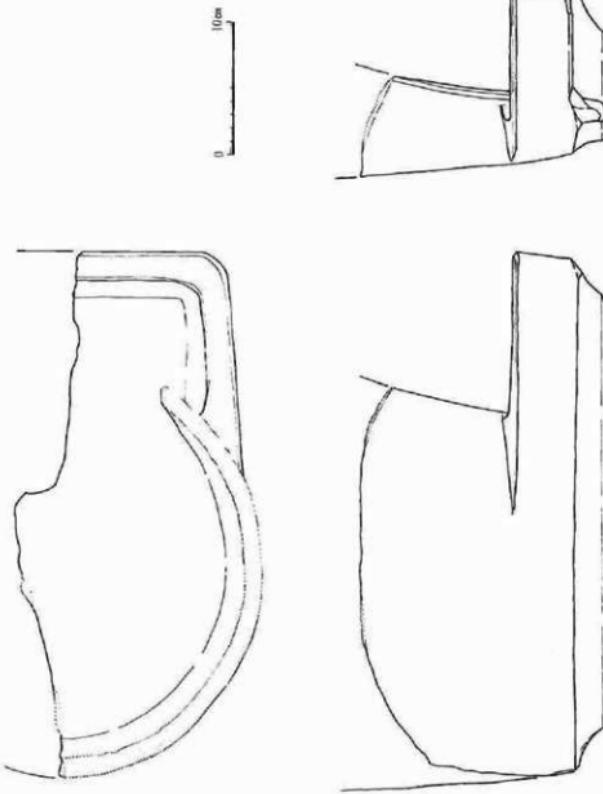
图穴19



图—54 土器、陶器器表测图—26



圖—55 土器、陶器器物測量—27



圖—56 (玉環 400 件由 B)

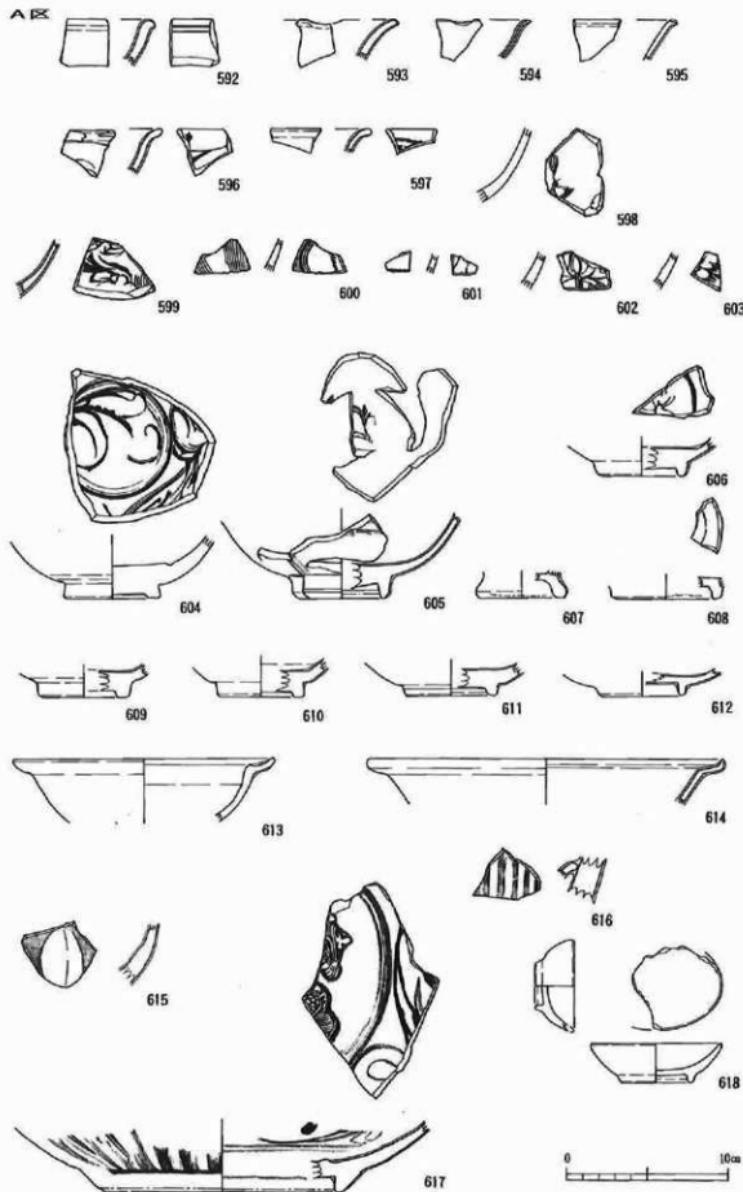


図-56 土器、陶磁器実測図-28

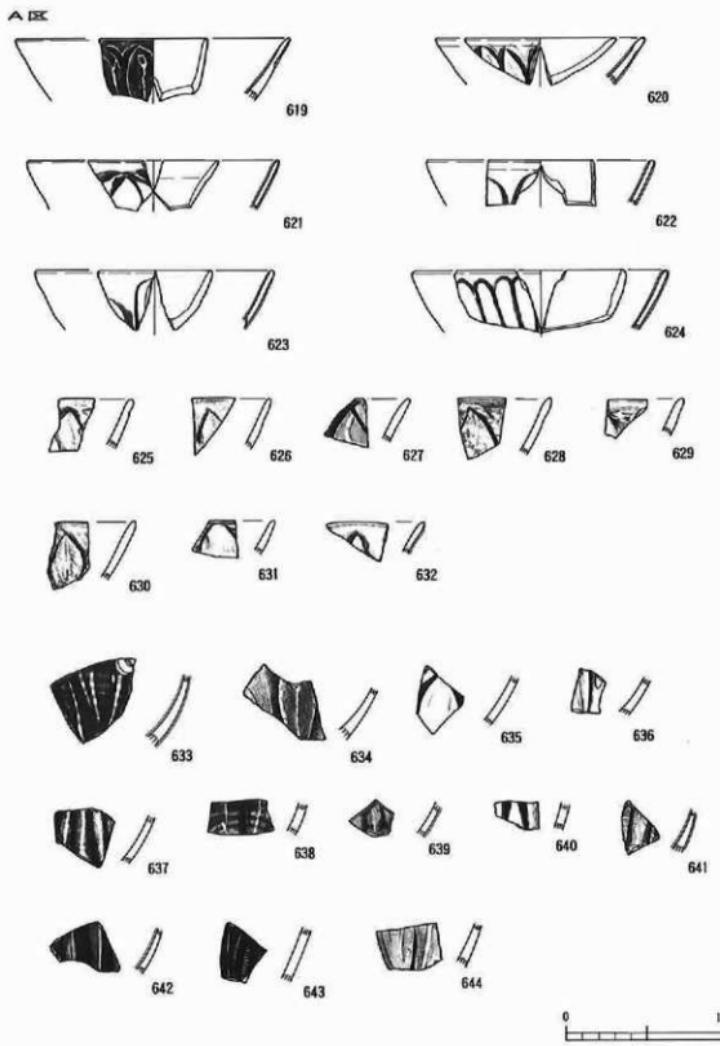


图-57 土器、陶器器物图-29

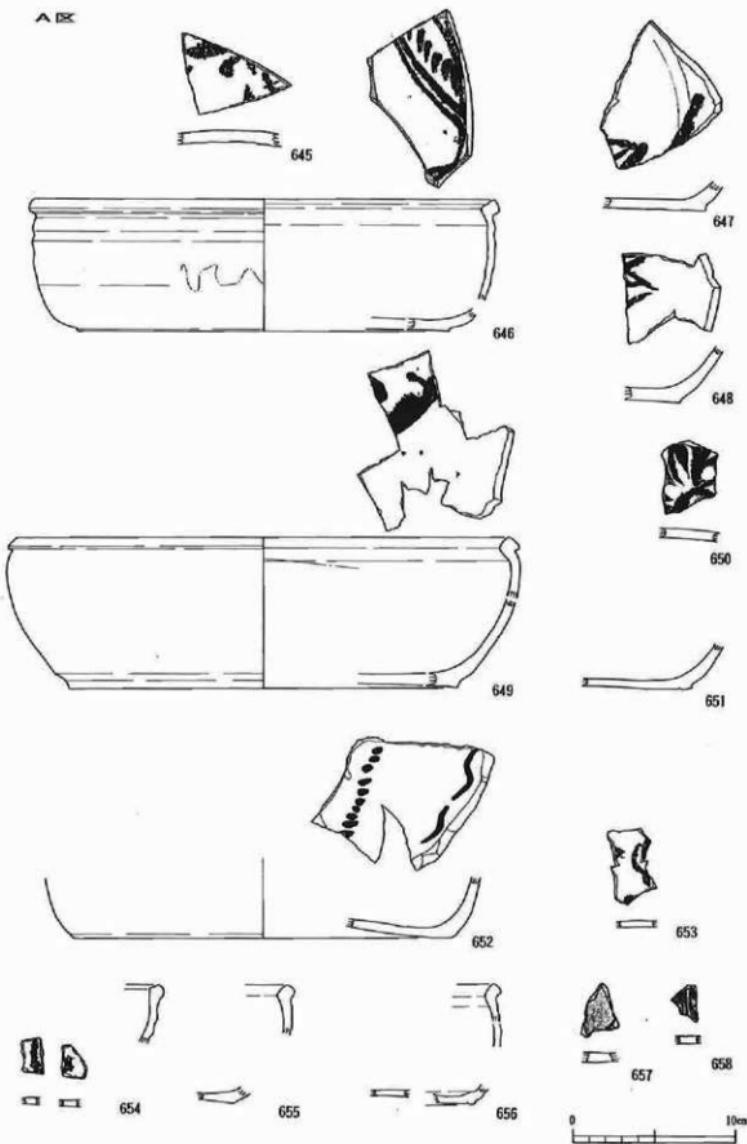


图-58 土器、陶磁器实测图-30

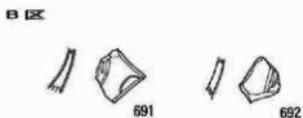
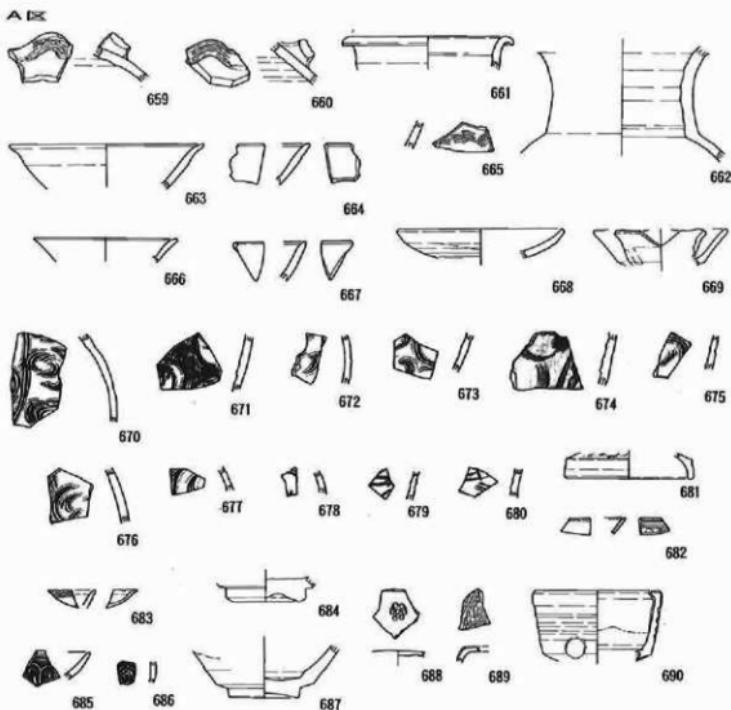


图-59 土器、陶器等实测图-31

B IX

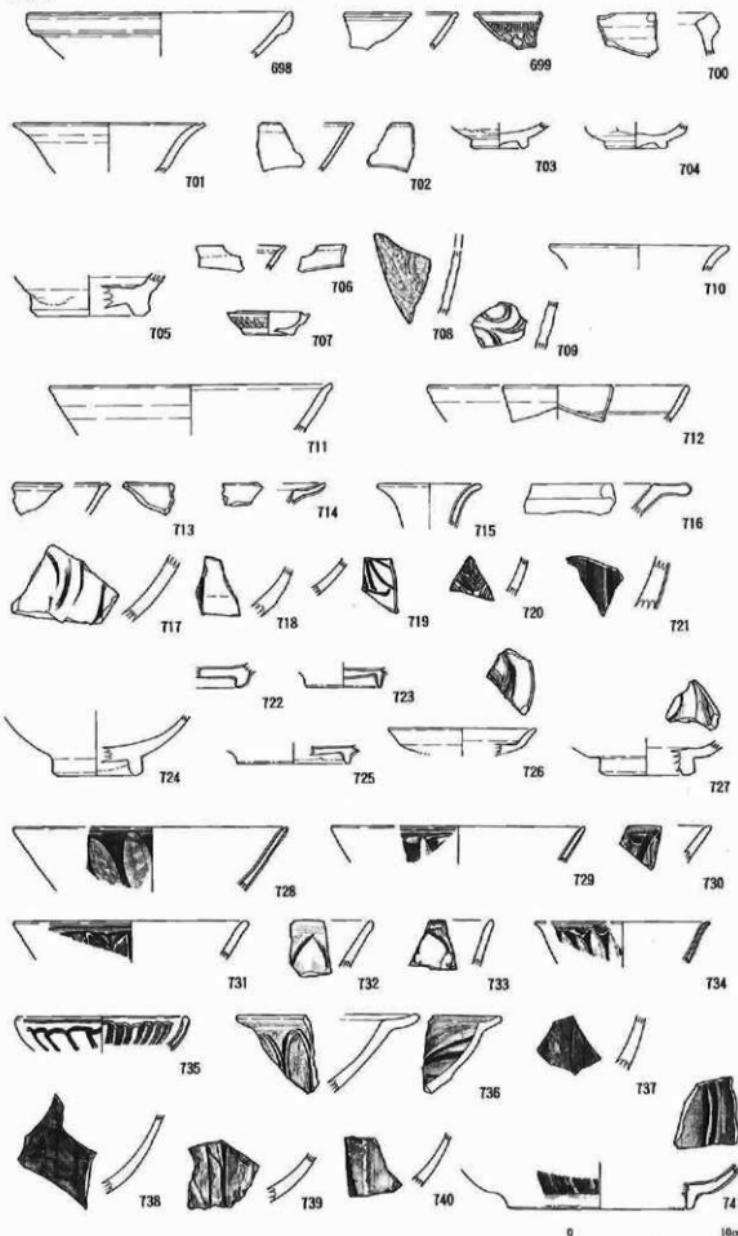


图-60 土器、陶器等实测图-32

番号	器種	口径-底径-器高(cm)	産地	生産年代	出土地点	備考	残存状況
1	かわらけ	12.2 - 5.0 - 2.7			横1	内面漆付着?	完存
2	甕	- - -	潤美	12C	横1		
3	かわらけ	(12.3) - -			満2		1/4以下
4	かわらけ	(8.6)-(6.7) - 1.5			満2		1/3
5	かわらけ	- 6.5 -			満2		2/3
6	かわらけ	- (6.4) -			満2		1/4以下
7	灰釉錐輪小皿	(10.1)-(4.2) - 1.8	瀬戸・美濃	15C後	満2		1/3
8	御皿	(14.6) - -	志戸呂	15C中	満2	輪不明	1/4以下
9	臺	(15.0) - -	常滑	近世	満2		1/4以下
10	鉢	(20.2) - -	常滑	13C前半	横2	片口鉢I	1/4以下
11	甕	- - -	常滑	16C前半	横2		
12	甕	- - -	常滑		満2		
13	かわらけ	13.8 - 5.6 - 2.7			満3		3/4
14	かわらけ	(12.0) - 4.5 - (3.4)			満4		1/2
15	かわらけ	14.1 - 6.1 - 3.7			横4		1/2
16	かわらけ	(14.2)-(6.0) - 3.7			満4		1/4以下
17	かわらけ	(11.8) - 5.2 - 3.2			横4		1/3
18	かわらけ	14.3 - 5.5 - 3.8			満4		1/2
19	かわらけ	(13.4) - -			満4		1/3
20	かわらけ	(12.2) - -			満4		1/4以下
21	かわらけ	- 6.8 -			横4		底1/2
22	かわらけ	- 5.0 -			満4		1/4
23	かわらけ	- 6.0 -			満4		1/4以下
24	かわらけ	- 6.0 -			満4		底1/3
25	かわらけ	- 6.8 -			横4		底1/2
26	かわらけ	- 6.3 -			満4		1/4以下
27	かわらけ	- 6.0 -			満4		底1/3
28	かわらけ	- 6.2 -			満4		底2/3
29	かわらけ	- 5.8 -			満4		底2/3
30	かわらけ	- 5.6 -			満4		底全周
31	かわらけ	- 4.9 -			満4		底1/2
32	かわらけ	- 5.8 -			満4		底1/3
33	かわらけ	(12.6) - -			満4		1/4以下
34	かわらけ	(14.5) - -			満4		1/4以下
35	かわらけ	(10.4) - 5.6 - 2.9			満4		2/3
36	かわらけ	- (6.0) -			満4	内面赤彩	底1/3
37	かわらけ	- (4.8) -			満4		底2/3
38	かわらけ	(8.3) - 2.0 - 3.9			満4		2/3
39	かわらけ	7.1 - 3.8 - 2.3			横4		ほぼ完存
40	かわらけ	(9.1) - 4.0 - 2.3			満4		1/3
41	かわらけ	(7.8) - 3.5 - 2.1			満4		1/3
42	かわらけ	8.0 - 4.0 - 2.2			満4	灯明皿	2/3
43	かわらけ	8.3 - 3.8 - 2.3			満4		1/2
44	かわらけ	- 3.6 -			満4		底3/4
45	かわらけ	(6.1)-(6.5) - 1.7			満4		1/4
46	かわらけ	5.4 - 5.4 - 1.7			満4		ほぼ完存
47	鉢	-(11.4) -	常滑		満4	片口鉢II	1/4以下
48	甕	- - -	潤美	12C後	満4		
49	かわらけ	(11.9) - 5.0 - 2.9			満5		2/3
50	かわらけ	- (6.4) -			満5		底1/4

表-2 土器、陶磁器観察表-1

番号	器種	口径-底径-器高(cm)	産地	生産年代	出土地点	備考	残存状況
51	かわらけ	- 6.4 -			溝5		底 1/2
52	かわらけ	- (7.0) -			水溜		1/3
53	擂鉢	- -	瀬戸・美濃	15C後	水溜		1/4以下
54	甕	- -	常滑	15C後	水溜		1/4以下
55	鉢	(21.2) -	常滑	14C前	水溜		1/4以下
56	かわらけ	(12.4) - 7.3 - 3.8			建物1		3/4
57	かわらけ	5.5 - 6.0 - 2.8			建物1	灯明皿	完存
58	かわらけ	9.0 - 3.4 - 2.1			建物2		2/3
59	かわらけ	(16.8) - (8.2) - 4.2			建物3		1/3
60	かわらけ	(7.7) - (6.0) - 1.4			建物3		1/3
61	かわらけ	- (5.9) -			建物3		底 1/3
62	かわらけ	(4.0) - (5.2) - 1.3			建物3	灯明皿	1/4以下
63	かわらけ	- (7.2) -			建物3		1/4
64	かわらけ	- (5.1) -			建物3	見込み油煙付着	1/4以下
65	かわらけ	(9.2) - - 1.7			建物3	手握ね	1/4以下
66	灰釉折縁深皿	- -	瀬戸・美濃	15C前	建物3		1/4以下
67	甕	- -	瀬美	12C	建物3		
68	甕	- -	常滑		建物3		
69	かわらけ	(8.6) - (3.8) - 2.2			建物4		1/3
70	かわらけ	(12.2) - (5.5) - (3.2)			建物4		1/4以下
71	かわらけ	- (7.6) -			建物4	外面漆付着?	底 1/3
72	かわらけ	(4.0) - (3.0) - 1.0			建物4		1/4
73	かわらけ	(4.5) - (3.2) - 1.3			建物4		1/3
74	鉢	- -	常滑	15C後	建物4	片口鉢II	
75	かわらけ	- -			建物4	刻畫?	
76	かわらけ	10.4 - (5.1) - 3.2			建物5		1/3
77	瓦質土器か	- (6.6) -			建物5		底 1/4
78	鉢	(27.6) - (11.7) - (9.4)	常滑	15C後	建物5	片口鉢II	
79	かわらけ	(10.2) - (6.0) - 3.1			坑1		1/4以下
80	かわらけ	(12.7) - (6.1) - 3.2			坑1		1/4
81	かわらけ	(8.6) - (7.0) - 1.4			坑1		1/4
82	かわらけ	- (7.0) -			坑1		底 1/4
83	鉢	- -	常滑	13C前	坑1	片口鉢I	
84	かわらけ	16.2 -			坑2		体 1/2
85	かわらけ	6.4 - 6.0 - 2.1			坑2		ほぼ完存
86	かわらけ	(13.0) - 5.4 - 3.3			整地面		1/2
87	かわらけ	- 5.4 -			整地面		1/3
88	かわらけ	12.9 - 6.4 - 2.7			整地面	灯明皿	1/2
89	かわらけ	14.0 - (6.4) - 2.4			整地面		1/3以下
90	かわらけ	(12.1) - - (2.4)			整地面		1/4以下
91	かわらけ	(12.1) - - (2.5)			整地面	口唇部に煤付着	
92	盃・甕	- (12.3) -	瀬美	12C	整地面		1/4以下
93	甕	- -	瀬美	12C後	整地面		
94	壺	- -	志戸呂	近世か	整地面	鉄軸	
95	擂鉢	- (9.7) -	瀬戸・美濃	15C後	整地面		1/4以下
96	擂鉢	- -	常滑		整地面		
97	鉢口広有耳壺か	- -	瀬戸・美濃	15C中～後	整地面		底全周
98	甕	- (12.6) -	常滑		整地面		
99	壺	- (15.2) -	常滑		整地面		
100	甕	- -	常滑		整地面		

表-3 土器、陶磁器観察表-2

番号	器種	口径-底径-器高(cm)	産地	生産年代	出土地点	備考	残存状況
101	甕	(53.5)-	常滑	13C末	整地面		口1/3
102	甕	29.0 -	常滑	13C後	整地面		
103	かわらけ	- -			土壌1		
104	瓦質土器鍋	- -			土壌1		
105	甕	-(12.8)-	常滑		土壌1		1/4以下
106	灰釉甕	- -	志戸呂	近世か	土壌1		1/4以下
107	かわらけ	(10.3)-(5.3)- 2.9			B-1, 2		1/4以下
108	かわらけ	(9.3)-(5.2)- 2.2			B-1, 2 灯明皿		1/3
109	かわらけ	8.6 - 4.0 - 2.0			B-1, 2		3/4
110	かわらけ	- 4.8 -			B-1, 2		底全周
111	かわらけ	- (5.7)-			B-1, 2		1/4以下
112	かわらけ	- 5.0 -			B-1, 2		底2/3
113	かわらけ	5.5 - 6.6 - 2.0			B-1, 2		ほぼ完存
114	鉢	- -	常滑	14C後	B-1, 2 片口鉢II		
115	甕	- -	常滑		B-1, 2		
116	かわらけ	12.9 - 6.0 - 3.3			B-3		1/2
117	かわらけ	- 5.3 -			B-3		底全周
118	甕	- -	瀬美	12C後	B-3		
119	かわらけ	(15.0)-			B-3, 4		口縁1/4
120	かわらけ	(9.4)-(7.4)- 2.0			B-3, 4		1/4以下
121	かわらけ	7.7 - 4.6 - 2.0			B-3, 4		1/2
122	かわらけ	- (6.2)-			B-3, 4 灯明皿		底1/4
123	かわらけ	- 6.3 -			C-2		底1/2
124	鉢	-(11.6)-	常滑	12C末~13C初	C-2 片口鉢I		1/4以下
125	かわらけ	- 6.0 -			C-5		底1/2
126	かわらけ	- (6.0)-			C-5		
127	山茶碗	- (6.6)-		12C後	C-5		1/4以下
128	鉢	- -	常滑	14C前	C-5 片口鉢II		
129	かわらけ	- 4.8 -			D-2, 3		底全周
130	かわらけ	- 5.1 -			D-2, 3		底2/3
131	かわらけ	- 5.2 -			D-2, 3		底全周
132	かわらけ	(8.0)-(5.6)- 1.5			D-2, 3		1/4
133	かわらけ	- (6.4)-			D-2, 3		底1/3
134	土師器	- (8.2)-		11C後	D-2, 3 足高高台		高台1/2
135	擂鉢	- -	瀬戸・美濃	15C後	D-2, 3		1/4以下
136	甕	- -	常滑		D-2, 3		
137	山茶碗小皿	(7.4)- 2.2 - 4.4		13C前	D-3, 4		
138	かわらけ	6.1 - 9.1 - 2.2			D-4, 5		1/2
139	かわらけ	- (6.3)-			D-4, 5		1/4以下
140	かわらけ	- (6.9)-			D-4, 5		底1/4
141	かわらけ	- (6.5)-			D-4, 5		底1/4
142	かわらけ	(7.0)-(5.6)- 1.3			D-4, 5		
143	かわらけ	- (5.4)-			D-4, 5		底1/3
144	土師器	- -		11C後	D-4, 5 足高高台		
145	山茶碗	(7.8)-		13C中	D-4, 5		1/4以下
146	山茶碗	- (6.0)-		13C前	D-4, 5		1/4以下
147	灰釉陶器	- (8.0)-		10C前	D-4, 5		1/4以下
148	鉢	-(12.6)-	常滑	13C前	D-4, 5 片口鉢I		1/4以下
149	鉢	-(14.8)-	常滑	12C前	D-4, 5 片口鉢I		1/4以下
150	かわらけ	(7.8)-(4.8)- 2.4			D-5 内面油煙		1/4以下

表-4 土器、陶磁器観察表-3

番号	器種	口径-底径-器高(cm)	産地	生産年代	出土地点	備考	残存状況
151	かわらけ	- 6.2 -			D-5	赤彩?	底 1/2
152	瓦質土器火鉢	- -			D-5		
153	かわらけ	(8.6)-(6.0)- 1.7			E-1, 2		1/4以下
154	かわらけ	8.0 - 5.4 - 1.5			E-1, 2		保存完存
155	かわらけ	-(5.1)-			E-1, 2		底 1/3
156	かわらけ	- 5.4 -			E-1, 2		底 1/2
157	かわらけ	(7.7)- 5.4 - 2.0			E-1, 2	外面赤彩?	1/3
158	かわらけ	7.6 - 5.3 - 2.0			E-1, 2	底部に盲孔	3/4
159	かわらけ	-(4.8)-			E-1, 2	表面無調整	底 1/2
160	かわらけ	- 6.0 -			E-1, 2		底 1/2
161	櫛鉢	(30.2)-(11.2)- 9.1	瀬戸・美濃	15C後	E-1, 2		1/4以下
162	鉢	- -	常滑	13C前	E-1, 2	片口鉢I	
163	鉢	-(13.6)-	常滑	12C後	E-1, 2	片口鉢I	1/4以下
164	壺	-(10.2)-	常滑		E-1, 2		1/4以下
165	壺	-(15.0)-	常滑		E-1, 2		1/4以下
166	壺	-(11.2)-	常滑		E-1, 2		1/4以下
167	かわらけ	(11.6)-(7.1)- 3.5			E-4, 5		1/4以下
168	灰釉輪付大皿	- -	瀬戸・美濃	15C中	E-4, 5		
169	山茶碗	(8.5)-		13C前	E, F-3		1/4以下
170	山茶碗	-(6.4)-		13C前	E, F-3		
171	灰釉盤類	- 16.0 -	瀬戸・美濃	15C中~後	E, F-3		底 1/3
172	かわらけ	- 6.2 -			F-5		底全周
173	かわらけ	(7.5)-(6.2)- 1.6			F-5	表面津塗り?	1/3
174	かわらけ	-(6.6)-			F-5	内外面赤彩	底 1/4
175	かわらけ	(14.3)-(7.0)- 3.8			F-5	表面黒色付着物	1/3
176	鉢	(26.7)-	常滑		G-3		1/4以下
177	鉢	- -	常滑	13C後	G-3	片口鉢II	
178	かわらけ	(12.5)-(4.8)- 3.0			A区		1/4
179	かわらけ	-(5.8)-			A区		底 1/4
180	かわらけ	-(4.6)-			A区	外面赤彩	底 1/4
181	かわらけ	- 3.5 -			A区		底全周
182	かわらけ	(9.6)- 3.7 - 1.9			A区		1/3
183	かわらけ	8.3 - 4.0 - 2.2			A区		1/2
184	かわらけ	(7.9)- 4.0 - 2.1			A区	灯明皿	ほぼ完存
185	かわらけ	- 4.0 -			A区		底 1/2
186	かわらけ	(9.0)-(5.6)- 2.2			A区		1/4以下
187	かわらけ	(8.2)- 4.9 - 2.3			A区		2/3
188	かわらけ	-(5.3)-			A区		1/3
189	かわらけ	- 5.6 -			A区	表面磨耗	底 1/2
190	かわらけ	(5.4)-(5.0)- 2.2			A区	灯明皿	1/4
191	かわらけ	(5.6)-(5.0)- 2.1			A区	灯明皿	1/4以下
192	かわらけ	-(8.2)-			A区		底 1/4
193	かわらけ	-(6.5)-			A区		底 1/4
194	かわらけ	- 7.5 -			A区	外面黒色塗彩?	底全周
195	かわらけ	-(5.2)-			A区		底 1/4
196	かわらけ	(12.8)-(7.0)- 3.8			A区		1/4以下
197	かわらけ	(11.7)- 9.8 - 3.6			A区		1/2
198	かわらけ	(9.0)-(7.0)- 1.3			A区		1/4以下
199	かわらけ	(7.6)-(6.1)- 1.8			A区		1/4以下
200	土師器	- 6.0 -		11C後	A区	柱状高台	脚2/3

表-5 土器、陶磁器観察表-4

番号	器種	口径-底径-器高(cm)	産地	生産年代	出土地点	備考	残存状況
201	かわらけ	(12.3)-(6.0)- 2.6			A区		1/3
202	かわらけ	14.2 - 6.2 - 2.7			A区		2/3
203	かわらけ	(14.3)-(7.2)- 2.4			A区		1/4
204	かわらけ	(14.7)- 6.6 - 2.9			A区		1/2
205	かわらけ	- - -			A区		
206	灰釉陶器碗	- 6.6 -		10C後~11C初	A区		底 2/3
207	山茶碗	- (6.2)-		13C中	A区		底 1/4
208	灰釉陶器壺	- (7.0)-			A区		底 1/4
209	山茶碗	- (7.6)-		12C前	A区		1/4以下
210	灰釉壺反皿か	8.6 - -	瀬戸・美濃	15C末か	A区		1/4以下
211	灰釉縁小皿	(9.7)-(5.0)- 2.6	瀬戸・美濃	15C中	A区	削り出し	1/4以下
212	灰釉縁小皿	(10.3)- 4.8 - 2.6	瀬戸・美濃	15C前	A区		1/3
213	灰釉縁小皿	(9.1)- 4.3 - 3.0	瀬戸・美濃	15C後	A区		1/3
214	天目茶碗	(12.0)- -	瀬戸・美濃	15C中	A区		1/4以下
215	天目茶碗	- 4.0 -	瀬戸・美濃	15C後	A区		底金周
216	天目茶碗	- 4.4 -	瀬戸・美濃		A区		底 1/2
217	天目茶碗	11.6 - -	瀬戸・美濃	15C後古	A区		
218	天目茶碗	- - -	瀬戸・美濃	15C後古	A区		
219	灰釉平碗	- - -	瀬戸・美濃	15C前	A区		
220	黄瀬戸折縁鉢	- - -	美濃	17C前	A区		
221	灰釉折縁深皿	- - -	瀬戸・美濃	15C前か	A区		
222	灰釉鉢目付大皿	- - -	瀬戸・美濃	15C前	A区		
223	灰釉鉢目付大皿	- - -	瀬戸・美濃	15C中	A区		
224	灰釉盤類	- (14.0)-	瀬戸・美濃	15C前	A区		1/4以下
225	灰釉平碗	- (5.8)-	瀬戸・美濃	15C中か	A区		1/4以下
226	灰釉鉢皿	(14.0)- -	瀬戸・美濃	15C前	A区		1/4以下
227	船軸小型片口	10.6 - -	美濃	18C	A区		1/4以下
228	擂鉢	- - -	瀬戸・美濃	15C後	A区		
229	擂鉢	- - -	瀬戸・美濃	15C後	A区		*
230	擂鉢	- - -	瀬戸・美濃	15C後	A区		
231	擂鉢	- - -	瀬戸・美濃	15C後	A区		
232	擂鉢	- - -	瀬戸・美濃	15C後	A区		
233	擂鉢	- - -	瀬戸・美濃	16C前	A区		
234	擂鉢	- - -	志戸呂	16C前	A区		
235	擂鉢	- - -	瀬戸・美濃	15C前	A区		
236	灰陶(三)耳壺	- (12.3)-	瀬戸・美濃	15C	A区		1/4以下
237	灰釉梅瓶	- - -	瀬戸・美濃	13C末~14C前	A区		1/4以下
238	灰釉水注か	- 7.1 -	瀬戸・美濃	13C前	A区		底 1/2
239	壺	(15.0)- -	常滑	近世	A区		1/4以下
240	広口壺	(17.0)- -	常滑	15C前	A区		1/4以下
241	鉢	- - -	常滑	14C前	A区	片口鉢II	
242	鉢	- - -	常滑	13C前	A区	片口鉢II	
243	鉢	- - -	常滑	13C前	A区	片口鉢I	
244	鉢	(23.2)-(12.2)-(8.8)	常滑	13C前	A区	片口鉢I	1/4以下
245	鉢	- (12.3)-	常滑	12C初か	A区	片口鉢I	1/4以下
246	鉢	- - -	常滑	13C前	A区	片口鉢I	
247	鉢	- - -	常滑	13C前	A区	片口鉢I	
248	鉢	- - -	常滑	13C前	A区	片口鉢I	
249	鉢	- - -	常滑	13C後	A区	片口鉢I	
250	鉢	- - -	常滑	13C後	A区	片口鉢I	

表-6 土器、陶磁器観察表-5

番号	器種	口径-底径-器高(cm)	產地	生産年代	出土地点	備考	現存状況
251	鉢	- - -	常滑	13C後	A区	片口鉢I	
252	甕	- - -	常滑	12C後	A区		
253	甕	(23.4) - -	常滑	13C前	A区		1/4以下
254	甕	- - -	常滑	13C後	A区		
255	甕	- - -	常滑	13C後	A区		
256	甕	- - -	常滑	13C末	A区		
257	甕	- - -	常滑	13C末	A区		
258	甕	- - -	常滑	14C前	A区		
259	甕	- - -	常滑	14C前	A区		
260	甕	- - -	常滑	14C前	A区		
261	甕	- - -	常滑	15C前	A区		
262	甕	- - -	常滑	15C前	A区	263と同一か	
263	甕	- - -	常滑	15C前	A区	262と同一か	
264	甕	- - -	常滑	15C前	A区		
265	甕	- 16.6 -	常滑		A区		底 1/2
266	壺	- (14.8) -	常滑		A区		1/4以下
267	甕	- - -	常滑		A区		
268	甕	- - -	瀬美		A区		
269	甕	- - -	常滑		A区		
270	甕	- - -	瀬美		A区		
271	甕	- - -	常滑		A区	押印文	
272	甕	- - -	常滑		A区	ヘラ痕	
273	甕	- - -	常滑		A区	ヘラ痕	
274	甕	- - -	常滑		A区	ヘラ痕	
275	瓦質土器羽釜	(16.5) - -			A区		1/4以下
276	瓦質土器風炉	(17.6) - -			A区		1/4以下
277	瓦質土器火鉢	(40.8) - -			A区	印刷文	1/4以下
278	水注	(3.8) - -			A区	蓋付	1/4以下
279	甕	(20.5) - -		古墳時代	A区	縁束甕	1/4以下
280	甕	(20.0) - -		古墳時代	A区	縁束甕	1/4以下
281	高坏	(16.3) - -		古墳時代	A区		1/4以下
282	壺	- (6.4) -		古墳時代	A区	ヘラケズリ	1/4以下
283	高坏	- - -		古墳時代	A区	ヨコミガキ	接合全周
284	高坏	- (9.7) -		TK 4.7	A区		1/4以下
285	甕	- - -		TK 4.7	A区	波状文	
286	壺	(15.2) - -		弥生-古墳	A区	繩文	
287	甕	- - -		古墳時代	A区	繩文	
288	S字甕	- - -		古墳時代	A区		
289	S字甕	- - -		古墳時代	A区		
290	S字甕	- (7.0) -		古墳時代	A区		1/4以下
291	甕	- - -		弥生-古墳	A区		
292	甕	- - -		弥生-古墳	A区	繩文, 開溝文, 円形貼付文	
293	壺	- - -		弥生-古墳	A区	繩文	
294	勾玉	長 3.5-巾 1.4-厚 0.4			A区		
295	土鍵	径 1.4- -			A区		
296	土師器	10.0 - 5.0 - 3.2		12C前	坑9		2/3
297	土師器	8.8 - 5.2 - 2.8		12C前	坑9		2/3
298	土師器	(9.6) - 5.0 - 2.8		12C前	坑9		2/3
299	土師器	8.5 - 4.2 - 2.6		12C前	坑9	底部に盲孔	ほぼ完存
300	擂鉢	- - -		15C末以降			

表-7 土器、陶磁器類察表-6

番号	器種	口径-底径-器高(cm)	产地	生産年代	出土地点	備考	残存状況
301	灰釉鉢皿	-(- 7.8)-	瓶戸・美濃	13C末~14C前	B区		
302	甕	- - -	常滑		B区	ヘラ痕	-
303	かわらけ	(13.8)- -			B区	手捏ね(白カワラケ)	1/4以下
304	天日茶碗	(12.6)- -	瓶戸・美濃	15C中	B区		1/4以下
305	灰釉平碗	(14.5)- -	瓶戸・美濃	15C後	B区		1/4以下
306	灰釉直線大皿	- - -	瓶戸・美濃	15C前	B区		
307	土師器	(9.2)-(4.5)-(2.7)		11C後	B区	柱状高台	1/4以下
308	かわらけ	- - (- 7.2)			B区		底 1/3
309	灰釉平碗	(15.2)- -	瓶戸・美濃	15C中	B区		口 1/4
310	灰釉縦筋小皿	-(- 6.5)-	瓶戸・美濃	14C末~15C初	B区		
311	山茶碗	- 6.0 -		12C末~13C初	B区		底 1/2
312	擂鉢	- - -	瓶戸・美濃	15C後か	B区		
313	甕	-(-16.0)-	常滑		B区		1/4以下
314	瓦質土器火鉢	- - -			B区	印刻文	
315	甕	- - -		TK 208~23	B区	内面スリケシ	
316	甕	- - -		TK 208~23	B区	内面スリケシ	
317	甕	- - -			B区		
318	甕	- - -			B区		
319	無蓋高壺	- - -		TK 208~23	B区	波状文	
320	無蓋高壺	- - -		TK 208~23	B区	波状文	
321	甕	-(-11.0)-		古墳時代	堅穴 2		1/4以下
322	甕	- 8.9 -		古墳時代	堅穴 4		底全周
323	鉢か	- 4.4 -		古墳時代	堅穴 7		
324	高壺	- - -		古墳時代	B区	ヨコミガキ	接合全周
325	壺	-(- 6.2)-		古墳時代	B区		底 1/3
326	壺	11.6 - -		古墳時代	B区		1/4以下
327	壺か	- 5.4 -		古墳時代	B区		底 1/2
328	壺か	-(- 3.5)-		古墳時代	B区		底 1/3
329	鉢か	-(- 4.0)-		古墳時代	B区		底 1/3
330	蓋	(15.7)- -		弥生-古墳	B区	棒状貼付文	1/4以下
331	蓋	- - -		弥生-古墳	B区		
332	S字甕	- - -		古墳時代	B区	赤彩	
333	灰釉直付大皿	(35.4)- -	瓶戸・美濃	15C中	壠 1		1/4以下
334	鉄袖縦筋小皿	(10.2)-(4.5)-(2.2)	瓶戸・美濃	15C中	壠 1		1/4以下
335	鉢	- - -	常滑	13C前	壠 1	片口鉢 I	
336	鉢	- - -	常滑	13C末	壠 1	片口鉢 II	
337	甕	-(-18.7)-	常滑		壠 1		1/4以下
338	瓦質土器	- - -			壠 1	瓦質容器の脚部	
339	かわらけ	-(- 6.6)-			壠 2 東脇曲		1/4
340	かわらけ	(8.2)- - 1.7			壠 2 東脇曲	手捏ね	1/3
341	灰釉内壳皿	(9.8)-(4.9)-(2.1)	志戸呂	16C中前	壠 2 東脇曲		1/4以下
342	鉄袖縦筋小皿	(9.9)- -	志戸呂か	15C中	壠 2 東脇曲		1/4以下
343	灰釉縦筋ハサミ皿	(11.3)- -	瓶戸・美濃	15C末~16C初	壠 2 東脇曲		1/4以下
344	鉄袖縦筋小皿	(10.4)- -	瓶戸・美濃	15C前	壠 2 東脇曲		1/4以下
345	鉄袖小瓶	-(- 4.2)-	美濃	18C前	壠 2 東脇曲		底 1/4
346	灰釉折縫深皿	(34.9)- -	瓶戸・美濃	14C後	壠 2 東脇曲		1/4以下
347	灰釉折縫深皿	(37.6)- -	瓶戸・美濃	14C後	壠 2 東脇曲		1/4以下
348	灰釉盤類	-(-11.7)-	瓶戸・美濃	15C中後	壠 2 東脇曲		
349	黄瓶戸折縫鉢	- - -	美濃	17C前	壠 2 東脇曲		
350	鉄袖小壺小瓶	-(- 5.9)-	志戸呂か	15C中後か	壠 2 東脇曲		1/4以下

表-8 土器、陶磁器観察表-7

番号	器種	口径・底径・器高(cm)	産地	生産年代	出土地点	備考	残存状況
351	鉄軸轆	- 5.6 -	美濃	17C後	堀2東脇曲		底 1/2
352	鉄軸小轆	- 7.2 -	美濃	18C前	堀2東脇曲		底 1/2
353	鉄軸小轆	- 7.0 -	瀬戸	18C前	堀2東脇曲		底完存
354	鉄軸轆	(10.5) -	志戸呂	15C中後	堀2東脇曲		1/4以下
355	擂鉢	- - -	瀬戸・美濃	15C中	堀2東脇曲		
356	擂鉢	- - -	瀬戸・美濃	15C中	堀2東脇曲		
357	擂鉢	- - -	瀬戸・美濃	15C後	堀2東脇曲		
358	擂鉢	- - -	瀬戸	19C	堀2東脇曲		
359	擂鉢	- - -	瀬戸	17Cか	堀2東脇曲		
360	擂鉢	- - -	瀬戸・美濃	16C前か	堀2東脇曲		
361	擂鉢	- - -	瀬戸・美濃	15C後か	堀2東脇曲		
362	擂鉢	- - -	志戸呂	16C前	堀2東脇曲		
363	鉢	- - -	常滑	15C後	堀2東脇曲	片口鉢II	
364	鉢	- - -	常滑	13C末	堀2東脇曲	片口鉢II	
365	鉢	- - -	常滑	14C後	堀2東脇曲	片口鉢II	
366	鉢	- - -	常滑	14C後	堀2東脇曲	片口鉢II	
367	鉢	- - -	常滑	12C後末	堀2東脇曲	片口鉢II	
368	壺・甕	- - -	常滑	13C初前	堀2東脇曲		
369	壺	(17.3) -	常滑	12C末~13C初	堀2東脇曲		1/4以下
370	甕	- - -	常滑	16C前	堀2東脇曲		
371	甕	- - -	常滑	16C前	堀2東脇曲		
372	甕	- - -	常滑	13C後	堀2東脇曲		
373	甕	- - -	常滑	13C後	堀2東脇曲		
374	甕	(31.0) -	常滑	16C前	堀2東脇曲		1/4以下
375	甕	- (14.5) -	常滑		堀2東脇曲		底 1/4
376	鉢	- (12.6) -	常滑		堀2東脇曲	片口鉢II	1/4以下
377	壺・甕	- (17.0) -	常滑		堀2東脇曲		1/4以下
378	壺	- - -	常滑		堀2東脇曲	押印文	
379	壺・甕	- - -	常滑		堀2東脇曲		
380	壺・甕	- - -	常滑		堀2東脇曲		
381	壺	- - -	常滑		堀2東脇曲		
382	甕	- - -	常滑		堀2東脇曲	ヘラ痕	
383	擂鉢	(18.3) -	備前か		堀2東脇曲		1/4以下
384	鍋	- - -			堀2東脇曲	伊勢型鍋	
385	瓦質土器火鉢	- (13.0) -		近世か	堀2東脇曲		1/4以下
386	瓦質土器火鉢	- - -			堀2東脇曲	蹴脚	
387	瓦質土器火鉢	- - -			堀2東脇曲	印刻文	
388	瓦質土器火鉢	- - -			堀2東脇曲	印刻文	
389	かわらけ	(12.5) - (6.4) - 3.2			堀2西側	灯明皿	1/4以下
390	かわらけ	(12.0) - (6.6) -			堀2西側	内外面漆塗り?	1/4
391	かわらけ	- - 5.5 -			堀2西側		底 1/2
392	かわらけ	- - (4.8) -			堀2西側		1/4以下
393	かわらけ	- - 6.6 -			堀2西側		底 1/4
394	かわらけ	- (6.2) -			堀2西側		1/4以下
395	かわらけ	- - - (5.0) -			堀2西側		底 2/3
396	かわらけ	- (6.6) -			堀2西側		1/3
397	かわらけ	- - (7.4) -			堀2西側		1/4以下
398	かわらけ	- (5.5) -			堀2西側		1/4以下
399	かわらけ	- 6.6 -			堀2西側		底 1/2
400	かわらけ	(13.4) - 6.1 - 4.0			堀2西側		1/3

表-9 土器、陶磁器総観察表-8

番号	器種	口径-底径-器高(cm)	産地	生産年代	出土地点	備考	残存状況
401	かわらけ	- - (6.6)			堀2西側		底 1/3
402	かわらけ	- - (6.2)			堀2西側		底 1/3
403	かわらけ	- - (6.5)			堀2西側		1/4以下
404	かわらけ	- - (7.0)			堀2西側		1/3
405	かわらけ	- - (6.0)			堀2西側		底 1/3
406	かわらけ	- - (5.8)			堀2西側		底 1/3
407	かわらけ	- - 4.2			堀2西側		1/3
408	かわらけ	(8.0)- 4.4 - 2.1			堀2西側		1/2
409	かわらけ	(5.7)- (4.4)- 1.8			堀2西側		1/4以下
410	かわらけ	(8.0)- (4.7)- 2.6			堀2西側		1/4以下
411	かわらけ	12.3 - 6.5 - 2.3			堀2西側	灯明皿	1/2
412	かわらけ	(12.1)- (4.6)- (2.5)			堀2西側		1/4以下
413	かわらけ	(14.0)- (6.6)- (3.3)			堀2西側		1/4以下
414	かわらけ	(11.5)- (5.5)- 2.3			堀2西側		1/4以下
415	かわらけ	- (6.6)-			堀2西側		1/4以下
416	かわらけ	- - 6.0			堀2西側		底 1/4
417	かわらけ	(12.9)-			堀2西側		1/4以下
418	かわらけ	(13.7)-			堀2西側	口唇部油煙付着	1/4以下
419	かわらけ	(12.8)-			堀2西側		1/4以下
420	かわらけ	- (7.6)-			堀2西側		1/4以下
421	かわらけ	- - (6.9)			堀2西側		底 1/3
422	かわらけ	(6.6)- (7.6)- 1.7			堀2西側	灯明皿	1/2
423	かわらけ	(6.2)- (6.2)- 1.3			堀2西側		2/3
424	かわらけ	(4.8)- (6.1)- (1.6)			堀2西側		1/2
425	かわらけ	- -			堀2西側	高台付	1/4以下
426	かわらけ	(11.7)-			堀2西側	手捏ね	1/4以下
427	かわらけ	(12.3)-			堀2西側	手捏ね	1/4以下
428	灰釉縦輪小皿	(10.5)- (5.3)- (2.1)	瀬戸・美濃	15C後	堀2西側		
429	灰釉小鉢	(10.2)-	瀬戸・美濃	14C後	堀2西側		
430	灰釉反り皿	12.5 - 7.0 - 2.8	美濃	17C末	堀2西側		
431	灰釉折縁深皿	- -	瀬戸・美濃	14C後	堀2西側		
432	灰釉折縁深皿	- -	瀬戸・美濃	14C初前	堀2西側		
433	灰釉折縁深皿	- -	瀬戸・美濃	14C初前	堀2西側	輪花	
434	灰釉直線大皿	- -	瀬戸・美濃	15C前か	堀2西側		
435	灰釉平碗	- (5.0)-	瀬戸・美濃	15C中か	堀2西側		1/4以下
436	灰釉御目付大皿	- -	志戸呂か	15C中後	堀2西側		
437	灰釉蓋か甕	(14.2)-	志戸呂か	15C中後か	堀2西側		1/4以下
438	灰釉大型圓形骨盆	- 9.6 -	瀬戸・美濃	17C後	堀2西側		
439	天目茶碗	(11.7)-	瀬戸・美濃	15C後古	堀2西側		
440	天目茶碗	11.2 -	瀬戸・美濃	15C後	堀2西側		
441	天目茶碗	11.2 - 3.8 - 5.9	瀬戸・美濃	15C後	堀2西側		
442	天目茶碗	(11.3)-	瀬戸・美濃	15C後	堀2西側		1/4以下
443	天目茶碗	(12.1)-	瀬戸・美濃	17C中後	堀2西側		
444	天目茶碗	- 4.0 -	瀬戸・美濃	15C前	堀2西側		
445	天目茶碗	- 4.8 -	瀬戸・美濃	17C中後	堀2西側		底全周
446	擂鉢	- -	瀬戸・美濃	15C後	堀2西側		
447	擂鉢	- -	瀬戸・美濃	15C後	堀2西側		
448	擂鉢	- -	瀬戸・美濃	15C後か16C初	堀2西側		
449	擂鉢	- -	瀬戸・美濃	15C後	堀2西側		
450	擂鉢	- -	瀬戸・美濃	15C後	堀2西側		

表-10 土器、陶磁器観察表-9

番号	器種	口径・底径・器高(cm)	産地	生産年代	出土地点	備考	残存状況
451	擂鉢	- - -	志戸呂	16C中前	堀2西側		
452	擂鉢	- - -	瀬戸・美濃	15C中	堀2西側		
453	擂鉢	- - -	瀬戸・美濃	15C後か	堀2西側		
454	擂鉢	- - -	瀬戸・美濃	15C後	堀2西側		
455	擂鉢	- - -	瀬戸・美濃	15C中後	堀2西側		
456	擂鉢	-{(11.5)}	瀬戸・美濃	16C前か	堀2西側		底 1/3
457	鉢	- - -	常滑	15C前	堀2西側	片口鉢II	
458	鉢	- - -	常滑	16C前	堀2西側	片口鉢II	
459	鉢	- - -	常滑	15C後	堀2西側	片口鉢II	
460	鉢	-{(13.2)}	常滑	12C末~13C初	堀2西側	片口鉢I	1/4以下
461	壺	(9.7) -	渥美	12C中	堀2西側		口 1/3
462	甕	- - -	常滑	13C後	堀2西側		
463	壺	- - -	渥美	12C前	堀2西側		
464	甕	- - -	常滑	15C後	堀2西側		
465	甕	- - -	常滑		堀2西側	押印文	
466	甕	- - -	常滑		堀2西側	押印文	
467	甕	- - -	常滑		堀2西側		
468	壺	- - -	常滑		堀2西側		
469	壺	- - -	常滑		堀2西側		
470	甕	- - -	常滑		堀2西側		
471	灰釉陶器	- 7.3 -		10C前	堀2西側		底 1/2
472	灰釉陶器碗	-{(4.4)}		10C後~11C初	堀2西側		1/4以下
473	灰釉陶器碗	- 6.4 -		10C前	堀2西側		底全周
474	内耳鍋	(21.8) -			堀2西側		1/4以下
475	瓦質土器瓶	- - -			堀2西側		
476	瓦質土器香炉	- - -			堀2西側	印刻文	
477	瓦質土器火鉢	- - -			堀2西側	印刻文	
478	かわらけ	12.0 - 5.5 - 2.5			堀3	灯明皿	2/3
479	かわらけ	15.2 - 6.7 - 3.7			堀3	内外面に油煙	1/2
480	瓦質土器	- - -			堀3		
481	瓦質土器手付鉢	22.6 - 16.8 - 12.0			堀3		
482	かわらけ	(12.0)-(5.0)-(3.1)			堀4		
483	かわらけ	- 6.7 -			堀4		1/3
484	かわらけ	- 5.7 -			堀4		底 1/2
485	かわらけ	-{(7.0)}			堀4		1/4以下
486	かわらけ	{(7.9)}-(4.5)- 2.4			堀4		1/4
487	かわらけ	{(3.7)}-(3.2)- 1.0			堀4		1/4以下
488	かわらけ	{(6.9)}-(6.9)- 2.0			堀4		1/4以下
489	かわらけ	{(7.7)}- 8.0 - 2.8			堀4		
490	かわらけ	{(6.6)}-(5.0)- 2.0			堀4		1/4
491	かわらけ	{(13.3)}-(6.0)- 2.2			堀4		1/4以下
492	かわらけ	{(13.9)}- 6.0 - 4.5			堀4		1/4
493	かわらけ	{(14.6)} -			堀4		1/3
494	かわらけ	{(10.0)} -			堀4		1/4
495	かわらけ	- - -			堀4	内面に文様	小片
496	灰釉陶器形香炉	-{(6.6)}	瀬戸・美濃	15C前中	堀4		
497	灰釉水注か	{(6.2)} -	瀬戸・美濃	13C前	堀4		
498	灰釉綠釉小皿	{(10.8)} -	瀬戸・美濃	15C中	堀4		
499	擂鉢	- - -	瀬戸・美濃	15C後	堀4		
500	擂鉢	- - -	瀬戸・美濃	15C後か	堀4		

表-11 土器、陶磁器観察表-10

番号	器種	口径-底径-器高(cm)	産地	生産年代	出土地点	備考	残存状況
501	擂鉢	- - -	瀬戸・美濃	15C中後	堀4		
502	擂鉢	- - -	瀬戸・美濃	15C中	堀4		
503	甕	- - -	常滑		堀4		
504	甕	- - -	常滑		堀4		
505	甕	- - -	常滑	12C後末	堀4		
506	甕	- - -	常滑		堀4		
507	甕	- - -	常滑		堀4	ヘラ痕	
508	瓦質土器	- - -			堀4	小型双耳壺	
509	かわらけ	(9.0)-(6.6)-3.3			竪穴		1/3
510	かわらけ	(8.9)-(6.8)-1.6			竪穴		1/3
511	鉢	- - -	常滑	13C前	竪穴	片口鉢I	
512	かわらけ	-(7.9)-			竪穴		1/3
513	かわらけ	(9.2)-(7.4)-(3.6)			竪穴		1/4以下
514	かわらけ	(13.2)-(7.5)-(2.6)			竪穴		
515	かわらけ	(8.9)-			竪穴		1/4以下
516	かわらけ	-(5.2)-			竪穴		1/4以下
517	かわらけ	- 5.4 -			竪穴		底 2/3
518	山茶碗	- (6.4) -		12C後	竪穴		底 1/4
519	鍋	- - -			竪穴	伊勢型鍋	
520	擂鉢	- - -	瀬戸・美濃	16C後前	竪穴		
521	擂鉢	- - -	瀬戸・美濃	15C中	竪穴		
522	擂鉢	- - -	瀬戸・美濃	15C中	竪穴		
523	擂鉢	- - -	志摩呂	16C中前	竪穴		
524	擂鉢	- - -	瀬戸・美濃	16C前	竪穴		
525	坏	(13.9) -		古墳時代	竪穴8		1/4以下
526	甕	(18.2) -		古墳時代	竪穴8		
527	高坏	(22.7) -		古墳時代	竪穴8	口唇スス付着	1/4以下
528	壺	- 6.4 -		古墳時代	竪穴8		底全周
529	坏	(11.6) - -(3.4)		古墳時代	竪穴10	黒色土器	1/3
530	坏	(14.2) -		古墳時代	竪穴10		1/4以下
531	壺	(13.6) -		古墳時代	竪穴10		1/4以下
532	壺	- (7.0) -		古墳時代	竪穴10		底 1/4
533	壺	- - -		TK 208~23	竪穴15	波状文	
534	坏壺	(12.6) -		古墳時代	竪穴15	内里土器	1/4以下
535	坏	(12.6) -		古墳時代	竪穴15		1/4以下
536	坏	(12.2) -		TK 4 7	竪穴15		1/4以下
537	壺	(16.7) -		古墳時代	竪穴15		1/4以下
538	壺	- - -		古墳時代	竪穴15		頸 1/4
539	甕	(18.7) -		古墳時代	竪穴15		1/4以下
540	坏	(13.2) -		古墳時代	竪穴16		1/4以下
541	坏	(10.5) -		古墳時代	竪穴16	黒色土器	1/4以下
542	甕	19.8 - 壁26.8-		古墳時代	竪穴16	腹東型	口縁全周
543	甕	19.4 - 壁29.0-		古墳時代	竪穴16	腹東型	口縁全周
544	鉢	17.2 - - 10.5		古墳時代	竪穴16		1/3
545	鉢	(11.4) -		古墳時代	竪穴16		1/4以下
546	高坏	- - -		古墳時代	竪穴16	ヘラケズリ	脚 1/4
547	土玉	径1.35-径1.15-		古墳時代	竪穴16	1.5 g	
548	管玉	長 2.4 - 径 0.85-		古墳時代	竪穴16	滑石	
549	砥石	長 4.5 -巾 3.4 - 厚 1.4		古墳時代	竪穴16	29.4 g	
550	坏	- - -		古墳時代	竪穴17		1/4以下

表-12 土器、陶磁器觀察表-11

番号	器種	口径-底径-器高(cm)	产地	生産年代	出土地点	備考	残存状況
551	甕	- -		古墳時代	坑8		
552	甕	(21.8) -		古墳時代	坑8	ナデ	1/4
553	甕	(17.6) -		古墳時代	坑8	ナデ	口 1/4
554	坏蓋	10.9 -	湖西	7 C前	B区		保存
555	坏蓋	(8.7)-(4.9) - 3.6	湖西	7 C中	B区		1/3
556	筒形器台	- -		TK 208~23	B区	波状文	1/4以下
557	甕	- -		TK 47	B区	波状文	
558	甕	- -		TK 208~23	B区	波状文	
559	甕	- -		TK 208~23	B区	波状文	
560	甕	- -		TK 47	B区	波状文	
561	甕	(23.6) -		TK 47	B区		
562	甕	- -		古墳時代	B区		
563	坏	- -		古墳時代	B区	黒色土器	1/4以下
564	碗	(9.5) -		古墳時代	B区	ヘラケズリ	1/4以下
565	坏	(10.3) -		古墳時代	B区	ヘラケズリ	1/4以下
566	壺	(9.5) -		古墳時代	B区		1/4以下
567	高坏	(12.2) -		古墳時代	B区	ヘラケズリ	1/3
568	高坏	- -		古墳時代	B区		
569	高坏	- -		古墳時代	B区		
570	高坏	- -		古墳時代	B区		
571	高坏	- -		古墳時代	B区		
572	高坏	- -		古墳時代	B区		
573	壺	- 5.5 -		古墳時代	B区	ヘラケズリ	底 1/2
574	壺	-(5.8) -		古墳時代	B区	ヘラケズリ	底 1/3
575	壺	-(7.6) -		古墳時代	B区		底 1/3
576	甕	(16.6) -		古墳時代	B区	ハケ	1/4以下
577	甕	(16.8) -		古墳時代	B区	腹束型	1/4以下
578	鉢	(17.3) -		古墳時代	B区	ヘラケズリ	1/4以下
579	壺	-(9.6) -		古墳時代	B区		
580	壺	- 7.7 -		古墳時代	B区		底全周
581	S字甕	- -		古墳時代	B区		
582	高坏	- -		古墳時代	B区		
583	有孔円盤	長 1.9 宽 1.6 厚 0.4		古墳時代	B区		
584	甕	(17.3) -		古墳時代	聖穴10	ナデ	1/4以下
585	甕	(17.6) -		古墳時代	聖穴10	ナデ	1/4以下
586	かわらけ	(11.4)-(5.1)-(2.5)			B区		1/4
587	かわらけ	8.1 - 6.2 - 1.9			B区		完存
588	坏蓋	(15.8) -	湖西		B区		1/4以下
589	鉢	(14.9) -			B区		1/4以下
590	瓦質土器火鉢	- -			B区	印刷文	
591	瓦質土器壺	長32.5-巾29.5-			堀2東側		
592	青磁盤	- -	中国龍泉	14C	A区	被熱	1/4以下
593	青磁縞花皿	- -	中国龍泉	15C中~後	A区	輪花	1/4以下
594	青磁皿	- -	中国龍泉	15C中	A区		1/4以下
595	青磁皿	- -	肥前系	近世	A区		1/4以下
596	青磁縞反碗	- -	中国龍泉	15C初~前	A区	内面刻花文	1/4以下
597	青磁縞反碗	- -	中国龍泉	15C初~前	A区	内面刻花文 被熱	1/4以下
598	青磁碗	- -	中国龍泉	12C後~13C前	A区	内面刻花文	1/4以下
599	青磁碗	- -	中国龍泉	12C後~13C前	A区	内面刻花文	1/4以下
600	青磁碗	- -	中国同安	12C後	A区	外面御描文 内面文様	1/4以下

表-13 土器、陶器観察表-12

番号	器種	口径-底径-器高(cm)	产地	生産年代	出土地点	備考	残存状況
601	青白磁小皿	- -	中国景德镇	13C	A区	内外面に文様	1/4以下
602	青磁碗	- -	中国龍泉	12C後~13C前	A区	内面に文様 I-2	1/4以下
603	青磁碗	- -	中国龍泉	12C後~13C前	A区	内面に文様 I-2	1/4以下
604	青磁碗	(6.0)-	中国龍泉	12C後~13C前	A区	内面劃花文	1/4以下
605	青磁碗	(5.2)-	中国龍泉	14C後~15C前	A区	内底に文様 雷文帶	底 1/3
606	青磁端反碗	(5.4)-	中国龍泉	14C後	A区	内底に文様	1/4以下
607	青磁花生	(5.3)-	中国龍泉	13C後~14C前	A区		1/4以下
608	青磁棱花皿	(5.6)-	中国龍泉	15C中~後	A区	内底に文様	1/4以下
609	青磁碗	(5.7)-	中国龍泉	13C後~14C前	A区	I-5	1/4以下
610	青磁碗	(5.0)-	中国龍泉	13C後~14C前	A区		1/4以下
611	青磁碗	(5.7)-	中国龍泉	13C後~14C前	A区	I-5b	1/4以下
612	青磁皿	(4.8)-	肥前系	近世	A区		1/4以下
613	青磁皿	(15.9)-	肥前系	近世	A区		1/4以下
614	青磁折沿皿	21.6 -	中国龍泉	13C中~14C前	A区		1/4以下
615	青磁香炉	- -	中国龍泉	13C後~14C前	A区	脚付根部	1/4以下
616	青磁酒海壺	- -	中国龍泉	13C後~14C前	A区		1/4以下
617	青磁盤	(14.6)-	中国龍泉	14C	A区	見込みに双魚文貼付	1/4以下
618	青磁小皿	- - 2.4	肥前系	近世	A区		1/4以下
619	青磁碗	(16.8)-	中国龍泉	13C中~14C前	A区	蓮弁文	1/4以下
620	青磁碗	(12.8)-	中国龍泉	13C中~14C前	A区	蓮弁文	1/4以下
621	青磁碗	(15.4)-	中国龍泉	13C中~14C前	A区	蓮弁文 ピンホール	1/4以下
622	青磁碗	(13.8)-	中国龍泉	14C末~15C	A区	蓮弁文 ピンホール	1/4以下
623	青磁碗	(14.5)-	中国龍泉	14C末~15C	A区	蓮弁文 ピンホール	1/4以下
624	青磁碗	(15.4)-	中国龍泉	15C前~中	A区	蓮弁文	1/4以下
625	青磁碗	- -	中国龍泉	13C中~14C前	A区	蓮弁文 I-5b	1/4以下
626	青磁碗	- -	中国龍泉	13C中~14C前	A区	蓮弁文 I-5b	1/4以下
627	青磁碗	- -	中国龍泉	13C中~14C前	A区	蓮弁文 I-5b	1/4以下
628	青磁碗	- -	中国龍泉	13C中~14C前	A区	蓮弁文 I-5b	1/4以下
629	青磁碗	- -	中国龍泉	13C中~14C前	A区	蓮弁文 I-5b	1/4以下
630	青磁碗	- -	中国龍泉	13C中~14C前	A区	蓮弁文 I-5b	1/4以下
631	青磁鉢	- -	中国龍泉	14C前	A区	蓮弁文 口彎	1/4以下
632	青磁碗	- -	中国龍泉	13C中~14C前	A区	蓮弁文 I-5b	1/4以下
633	青磁碗	- -	中国龍泉	13C中~14C前	A区	蓮弁文 I-5b	1/4以下
634	青磁碗	- -	中国龍泉	13C中~14C前	A区	蓮弁文 I-5b	1/4以下
635	青磁碗	- -	中国龍泉	13C中~14C前	A区	蓮弁文 I-5b	1/4以下
636	青磁碗	- -	中国龍泉	13C中~14C前	A区	蓮弁文 I-5b	1/4以下
637	青磁碗	- -	中国龍泉	13C末~14C前	A区	蓮弁文	1/4以下
638	青磁碗	- -	中国龍泉	13C中~14C前	A区	蓮弁文 I-5b	1/4以下
639	青磁碗	- -	中国龍泉	13C末~14C前	A区	蓮弁文	1/4以下
640	青磁碗	- -	中国龍泉	15C前~中	A区	蓮弁文	1/4以下
641	青磁碗	- -	中国龍泉	13C中~14C前	A区	蓮弁文 I-5b	1/4以下
642	青磁碗	- -	中国龍泉	13C末~14C前	A区	蓮弁文	1/4以下
643	青磁碗	- -	中国龍泉	13C中~14C前	A区	蓮弁文 I-5b	1/4以下
644	青磁碗	- -	中国龍泉	13C中~14C前	A区	蓮弁文 I-5b	1/4以下
645	黄釉铁绘盤	- -	中国泉州	13C~14C	A区	646と同一	1/4以下
646	黄釉铁绘盤	(28.0)-(22.8)-(8.1)	中国泉州	13C~14C	A区	645, 647と同一	1/4以下
647	黄釉铁绘盤	- -	中国泉州	13C~14C	A区	646と同一	1/4以下
648	黄釉铁绘盤	- -	中国泉州	13C~14C	A区		1/4以下
649	黄釉铁绘盤	(30.0)-(23.8)-(9.2)	中国泉州	13C~14C	A区		1/4以下
650	黄釉铁绘盤	- -	中国泉州	13C~14C	A区	651と同一	1/4以下

表-14 土器、陶磁器観察表-13

I-5a

被熱

番号	器種	口径-底径-器高(cm)	产地	生産年代	出土地点	備考	残存状況
651	黄釉鉄繪盤	- -	中国泉州	13C~14C	A区	650と同一	1/4以下
652	黄釉鉄繪盤	-(23.7)-	中国泉州	13C~14C	A区		1/4以下
653	黄釉鉄繪盤	- -	中国泉州	13C~14C	A区		1/4以下
654	黄釉鉄繪盤	- -	中国泉州	13C~14C	A区		1/4以下
655	黄釉鉄繪盤	- -	中国泉州	13C~14C	A区		1/4以下
656	黄釉鉄繪盤	- -	中国泉州	13C~14C	A区		1/4以下
657	綠釉陶器	- -	中国泉州	13C~14C	A区	被熱?	1/4以下
658	綠釉陶器	- -	中国泉州	13C~14C	A区		1/4以下
659	白磁四耳壺	- -	中国	13C	A区		耳
660	白磁四耳壺	- -	中国	13C後~14C前	A区		耳
661	白磁四耳壺	(9.5)-	中国	13C	A区		1/4以下
662	白磁四耳壺	- -	中国	13C後~14C前	A区	660と同一か 頭 1/4	頭 1/4 被熱
663	白磁皿	(11.9)-	中国	13C後~14C前	A区	口秃 ピンホール	1/4以下 被熱
664	白磁皿	- -	中国	13C後~14C前	A区	口秃 貫入 ピンホール	1/4以下 白区
665	白磁碗	- -	中国	12C後	A区	内面擦描文	1/4以下
666	白磁碗	(8.6)-	中国	13C後~14C前	A区	口秃 口縁スス付唇	1/4以下 白IX
667	白磁碗	- -	中国	13C後~14C前	A区	口秃	1/4以下 白IX
668	白磁皿	- -	中国	15C前	A区		1/4以下
669	白磁面取壺	(8.2)-	中国	15C前	A区	輪花 貫入 B	1/4以下
670	青白磁梅瓶	- -	中国景德镇	13C	A区	外面刻花文	1/4以下
671	青白磁梅瓶	- -	中国景德镇	13C	A区	外面刻花文 唐子文	1/4以下
672	青白磁梅瓶	- -	中国景德镇	13C	A区	外面刻花文	1/4以下
673	青白磁梅瓶	- -	中国景德镇	13C	A区	外面刻花文	1/4以下
674	青白磁梅瓶	- -	中国景德镇	13C	A区	外面刻花文 貫入	1/4以下
675	青白磁梅瓶	- -	中国景德镇	13C	A区	外面刻花文	1/4以下
676	青白磁梅瓶	- -	中国景德镇	13C	A区	外面刻花文	1/4以下
677	青白磁梅瓶	- -	中国景德镇	13C	A区	外面刻花文	1/4以下
678	青白磁梅瓶	- -	中国景德镇	13C	A区	外面刻花文	1/4以下
679	青白磁梅瓶	- -	中国景德镇	13C	A区	外面刻花文	1/4以下
680	青白磁梅瓶	- -	中国景德镇	13C	A区	外面刻花文	1/4以下
681	青白磁合子	- -	中国景德镇	13C	A区	蓋	1/4以下
682	青白磁合子	- -	中国景德镇	13C	A区	型押 白IX	1/4以下
683	青白磁小皿	- -	中国景德镇	13C	A区	輪花	1/4以下
684	天目茶碗	-(4.9)-	中国	14C後~15C中	A区		底 1/4
685	青白磁小皿	- -	中国景德镇	13C	A区	型押	1/4以下
686	青白磁小皿	- -	中国景德镇	13C	A区	型押	1/4以下
687	天目茶碗	- 4.4 -	中国	14C後~15C中	A区		底全周
688	青白磁合子	- -	中国景德镇	13C	A区	蓋 型押	1/4以下
689	青白磁合子	- -	中国景德镇	13C	A区	蓋 型押	1/4以下
690	青磁香炉	(7.7)-	中国龍泉	13C後~14C前	A区		1/3以下
691	青磁碗	- -	中国龍泉	12C後~13C前	堀3	内面刻花文 I-2	1/4以下
692	青磁碗	- -	中国龍泉	12C後~13C前	堀3	内面刻花文	1/4以下
693	青磁碗	(14.4)-	中国龍泉	14C末~15C初	i-0		1/4以下
694	青磁碗	- -	中国龍泉	14C後~15C中	i-0	雷文帯	1/4以下
695	青磁折枝皿	- -	中国龍泉	13C後~14C前	h-1		1/4以下
696	青磁暗反碗	- -	中国龍泉	14C後	堀5		1/4以下
697	白磁碗	- -	中国	12C後	i-0	貫入 白区	1/4以下
698	白磁碗	(16.1)-	中国	12C後	堀2	ピソホール	1/4以下
699	白磁皿	- -	中国	13C後~14C前	堀1	口禿 印花文	高台完存
700	黄釉盤	- -	中国泉州	13C~14C	堀2		1/4以下

表-15 土器、陶磁器類考察表-14-

番号	器種	口径-底径-器高(cm)	産地	生産年代	出土地点	備考	残存状況
701	白磁碗	(11.6)-	-	中国	13C後~14C前	櫻2	口壳 台IX 被熱 1/4以下
702	白磁皿	- -	中国	13C後~14C前	櫻2	口壳 白IX	1/4以下
703	白磁丸腰皿	- 3.5 -	中国	15C前	櫻2	買入 ピンホール 底完存	B
704	白磁面取碗	- (3.8) -	中国	15C前	櫻2	B	1/4以下
705	白磁四耳蓋	- (6.6) -	中国	13C後~14C前	櫻2		底 1/3
706	白磁皿	- -	中国	13C後~14C前	i-0	口壳 白IX	1/4以下
707	青白磁合子	(3.9) - (3.0) -	中国東北	13C	櫻4		1/4以下
708	青白磁梅瓶	- -	中国	13C	櫻2	買入 外面劃花文	1/4以下
709	青白磁梅瓶	- -	中国東北	13C	櫻2	外面劃花文	1/4以下
710	青磁縦反碗	- -	中国龍泉	14C後	櫻2	買入 i-i	1/4以下
711	青磁盤	- -	中国龍泉	12C後~13C初	B区	ピッホール	1/4以下
712	青磁碗	- -	中国同安	12C後	B区	ピッホール 内面文様	1/4以下
713	青磁	- -			櫻1	分類不能	1/4以下
714	青磁折縁皿	- -	中国龍泉	13C後~14C前	櫻2	買入	1/4以下
715	青磁花生	- -	中国龍泉	13C後~14C前	櫻2		1/4以下
716	青磁盤	- -	中国龍泉	14C	櫻2	買入	1/4以下
717	青磁盤	- -	中国龍泉	14C	櫻2	買入 内面文様	1/4以下
718	青磁碗	- -	中国龍泉	12C後~13C初	櫻4		1/4以下
719	青磁碗	- -	中国龍泉	12C後~13C初	櫻2	内面文様 i-2	1/4以下
720	青磁	- -	高麗か		櫻4	外面文様	1/4以下
721	青磁酒洒壺	- (5.8) -	中国龍泉	13C後~14C前	櫻2	外面文様 被熱	1/4以下
722	青磁盤	- -	中国龍泉	14C	櫻2	14C代 被熱	1/4以下
723	青磁盤	- (4.6) -	中国龍泉	13C後~14C前	櫻4		1/4以下
724	青磁縦反碗	- (5.5) -	中国龍泉	14C後	櫻2	タール付着	1/4以下
725	青磁皿	- (6.8) -	中国龍泉	13C後~14C前	櫻2		1/4以下
726	青磁皿	(9.0) -	中国同安	12C後	櫻2	内面櫛描文	1/4以下
727	青磁碗	- (5.8) -	中国龍泉	12C後~13C前	櫻2	内面劃花文 i-5b	1/4以下
728	青磁碗	(16.8) -	中国龍泉	13C中~14C前	櫻2	蓮弁文 i-5b	1/4以下
729	青磁碗	(15.4) -	中国龍泉	13C中~14C前	櫻2	蓮弁文 i-5b	1/4以下
730	青磁碗	- -	中国龍泉	13C中~14C前	櫻4	蓮弁文 i-5b	1/4以下
731	青磁碗	(14.5) -	中国龍泉	13C中~14C前	B区	蓮弁文 i-5b	1/4以下
732	青磁碗	- -	中国龍泉	13C中~14C前	櫻2	蓮弁文 i-5b	1/4以下
733	青磁碗	- -	中国龍泉	13C中~14C前	櫻2	蓮弁文 ピッホール	1/4以下
734	青磁皿	(10.7) -	中国龍泉	13C末~14C前	櫻2	蓮弁文	1/4以下
735	青磁碗	(10.4) -	中国龍泉	15C中	櫻2	内外面蓮弁文	1/4以下
736	青磁盤	- -	中国龍泉	14C	櫻2	蓮弁文 内面文様	1/4以下
737	青磁碗	- -	中国龍泉	13C中~14C前	櫻2	蓮弁文 i-5b	1/4以下
738	青磁碗	- -	中国龍泉	13C中~14C前	櫻2	蓮弁文 i-5b	1/4以下
739	青磁碗	- -	中国龍泉	13C中~14C前	櫻2	蓮弁文 i-5b	1/4以下
740	青磁碗	- -	中国龍泉	13C中~14C前	櫻2	蓮弁文 i-5b	1/4以下
741	青磁皿	- (11.4) -	中国龍泉	13C後~14C前	櫻2	蓮弁文 内面文様	1/4以下

表-16 土器、陶磁器総観察表-15

2 石製品

石製品は、石臼10点、石鉢1点、石鍋2点、硯石3点、温石3点、砥石11点、板状石製品8点、磨面をもつ石製品8点、打痕をもつ石製品9点、火打石1点、輕石1点の計57点が出土している（完形、破片を含めて。以下、遺物数点は同様の表記である）。

出土状況 出土状況は、A区（郭内、以下略。）より、石臼7点、石鉢1点、石鍋1点、硯石3点、温石3点、砥石7点、板状石製品3点、磨面をもつ石製品1点の計26点。B区堀2より、石臼3点、石鍋1点、砥石3点、板状石製品4点、磨面をもつ石製品5点、打痕をもつ石製品8点、火打石1点、輕石1点の計26点。B区堀1より、板状石製品1点。B区堀4より、砥石1点。B区堀5より、打痕をもつ石製品1点。B区竪穴より磨面をもつ石製品が2点。に分けられる。

A区とB区堀2が対等して大半を出土している。詳細には石臼、石鉢、石鍋、硯石、温石、砥石など屋内作業に係わる遺物が郭内に遺存する確率が高い。小破片遺物がE2グリッド周辺に多いことから、その場での片付け、地均しが行われたものと思われる。

遺存状況 磨面をもつ石製品1～4や、打痕をもつ石製品など敲き擦る機能をもつ石製品以外で、本来あるべき形状を残すものは、石臼1、温石3、砥石9の3点のみで、大半が破壊、破損後に廃棄されている。

石臼4・9、石鉢1、石鍋2、砥石2・9、磨面をもつ石製品6・7・8は、被熱後に破壊された痕跡が見取れる。

(1) 石臼（図-61・62）

石臼は、全てひき臼で、穀物の粉化に使用されたであろう一般にいう石臼（1～6）と、抹茶専用の茶臼（7～10）をみる（一部に火薬製造説もある）。

石臼 石臼は上臼が1点（6）、下臼が5点（1～5）である。目のパターンは、石臼5が3分画、こぼれ目型で、多摩地方の伊奈白に特徴で八王子城跡に出土例があるという。他は8分画、主溝型で、中部から中国地方に主体的な分布があるらしい（注1）。臼の回転方向は全て左まわりである。

茶臼 茶臼は、上臼、下臼とも主体と上縁を1点づつみる。目のパターンは8分画、主溝型で、副溝は11～13本と細く、丁寧に外縁まではっきりと刻まれている。臼の回転方向は左まわりで、上下のすり合わせ部のふくみは全く無く平らにちかい。

石材 石材は、石臼が粗粒で多孔質の安山岩、玄武岩、凝灰岩。茶臼が緻密で硬質な安山岩が使用され、それぞれ目的に応じた選材がされている。

魂抜き 石臼には神仏が宿るとされ、使えなくなった石臼は「魂抜き」と称して、打ち割ってから廃棄する風習が知られる（注2）。これに対して、天正年間前後の城跡におびただしく出土する例があることから、火薬製造設備の破壊を目的としたとするものもある。本遺跡における石製品の欠損は石臼にとどまらずにあらゆるものに及んでおり、これらの行為は城

石臼

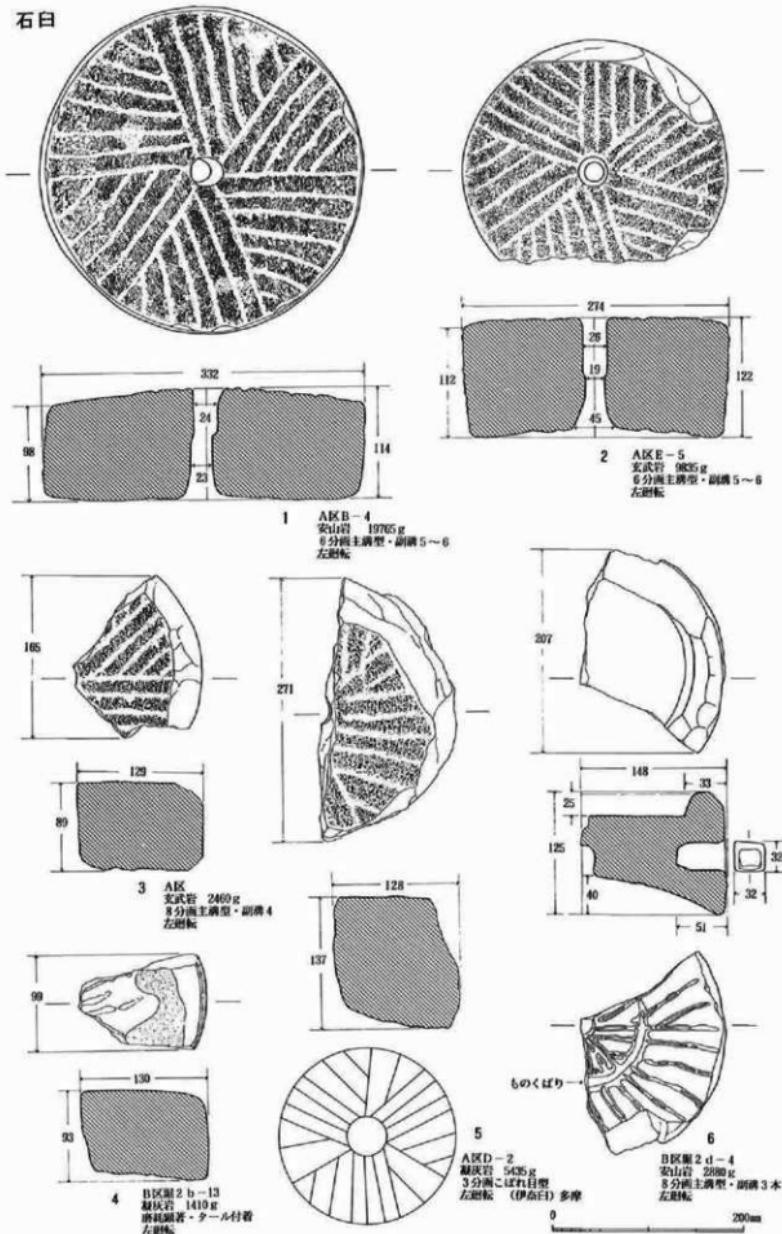


図-61 石製品実測図-1

郭の經營そのものの破壊工作であると理解するのが妥当に思える。

(2) 石鉢 (図-62)

タールの付着 復原径200mm程の石鉢の底部である。表裏に著しいタールの付着をみると、使用痕ではなく、破棄直前の付着と思われる。本石器を磨面や打痕をもつ石製品と一対化した使用によって、黒色火薬の原料である硝石、硫黄、木炭などを荒削りする道具とするむきもある(前述注1)。

(3) 石鍋 (図-62)

石鍋は、煮焚きや保温に使用されるもので、1には外面全周にタールが付着して、その加熱状況が想定される。復原径は300mm程で口縁端には一対の把手が付けられ、底面には四脚を付けて安定と熱伝導率を高めている。

(4) 研石 (図-63)

研石は、天然研と長方研で、いずれも郭内のE2グリッド一帯の整地層から細片となって出土している。

天然研 天然研は、硯尾が垂直に調整されるだけで、硯側から硯首は剥離面をそのまま残して八角形状を作っている。硯背も剥離面の凸部を研磨して平坦に保つだけで、細かな凹凸はそのままとなっている。墨堂は円形で径120mmが推定され、硯縁には菱紋が三日月様の陰刻でつながれている。

石材 石材は、にぶい赤紫色を呈した良質の粘板岩で、山梨県南巨摩郡早川町雨畑に産出した硯石、いわゆる雨畑石と思われる(注3)。

長方研 長方研(2)は、硯尻の一端で、硯縁には細かい線刻をみる。墨堂は長方形、硯側は垂直気味に上方へ広がる傾斜型で、越前朝倉氏遺跡では15世紀の基準資料にされている(注4)。

(5) 暖石 (図-63)

携帯用暖房具 江戸時代に温石と呼ばれる携帯用暖房具が出土している。基本的には「薄い直方体で、一方に偏って円孔が穿たれる」もので、滑石製が多く、文献では「焼石」として10世紀代まで遡ることが、近年これに注目した大塚によって知られる(注5)。

鎌倉市内 1から推測すると150×100×20mm程の大きさで、13~15世紀代に鎌倉市内より出土する滑石製温石に似、2は加熱で焼った部分が認められ、焼石を支持している。3は完形で、形状、法量は前2者に劣るが、滑石製であり砥石と異なるため、これに含めている。

考古学資料では太宰府を中心とした北九州地方と鎌倉中世造構に集中することから、「元元寇」を介して長崎産の滑石が流入したとの考察と合わせて、本居館経営時における鎌倉幕府との係わりも忘れずに注意しておきたいことである。

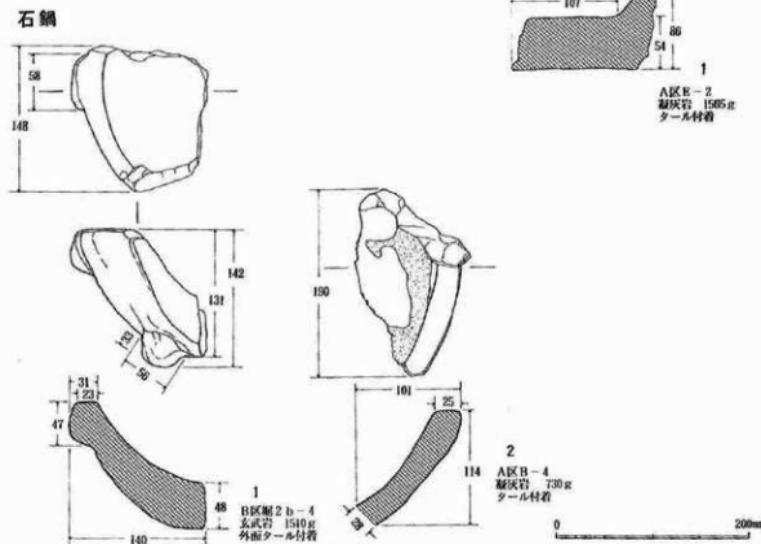
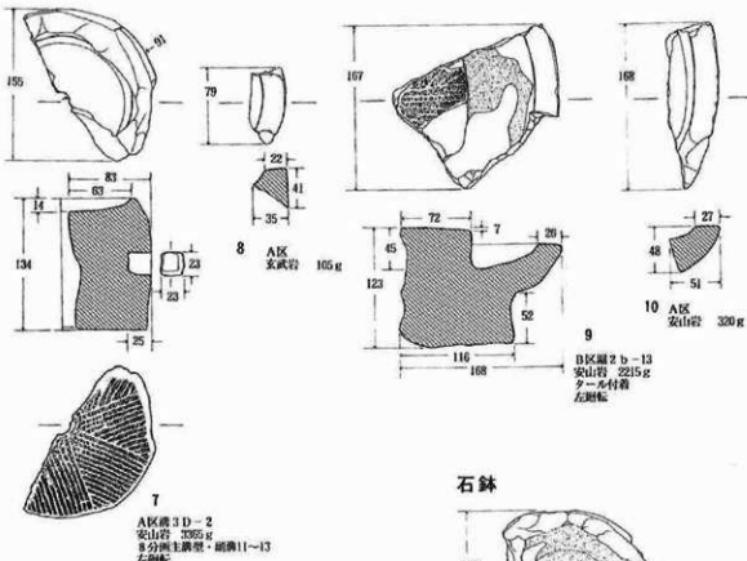
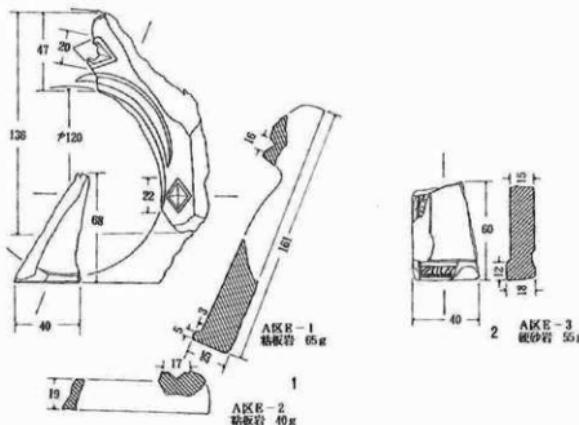
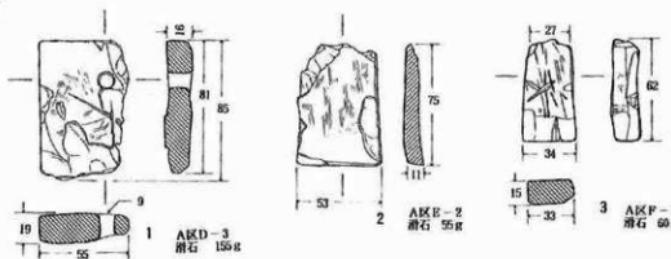


図-62 石製品実測図-2

硯石



温石



砥石

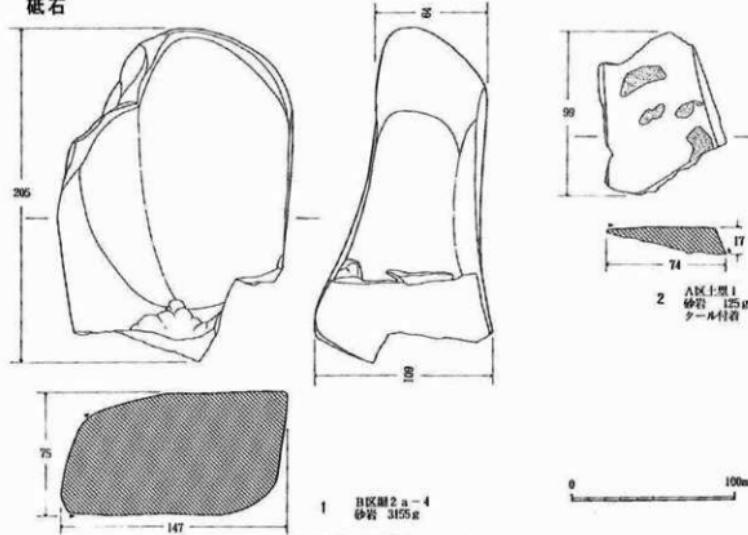
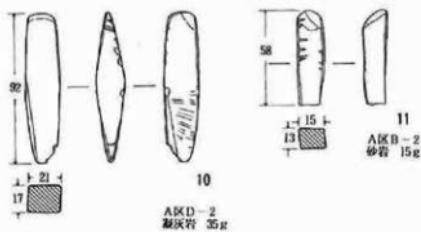
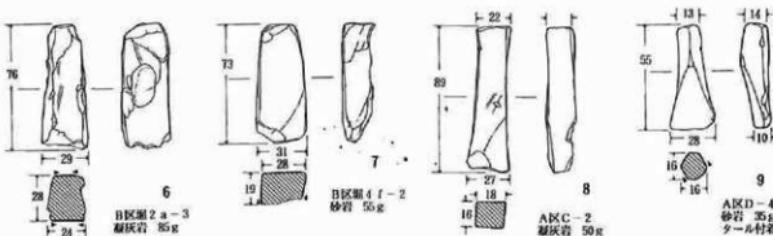
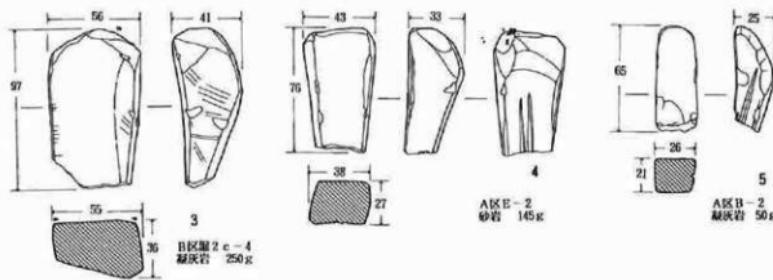


图-63 石制品实测图-3



板状石製品

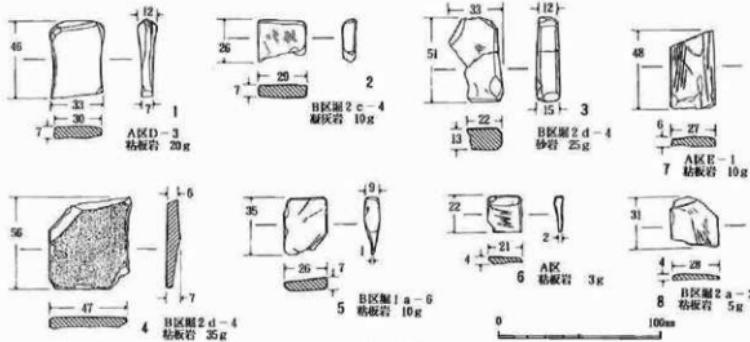


図64 石製品実測図-4

(6) 砥石 (図-63・64)

砥石は、石製品中、11点ともっとも多く、そのうちの7点が郭内に遺存する。それらは使用法によって、置き砥石（1・2）と手持ち砥石（3～11）に分けられる。

置き砥石 置き砥石1は、素材の凹面をそのまま使用したもので、片側面を残した5面を機能面としている。中砥様の砥面で済曲気味であるから、曲面をもったものが対象物であった可能性が大きい。置き砥石2は角と平面がはっきりとした荒砥であるが、剥離破片で全形は分からぬ。対象物の刃部は平らと思われる。

手持ち砥石 手持ち砥石は、中形の4が若干粗い他は、緻密で軟質な素材が使用された中砥から任上げ砥である。形状は、済曲した頭部をもつ3・4・5と長方形6・7・8・10・11、ヘラ状の9があり、対象物の刃部形状の違いであろうが、いずれも砥面より長い刃部が研かれたものであろう。いずれも使い込みが著しく、破損以外に使用の限界を経て破棄されたものもある。なお、通常の使用と異なる細かな刻み痕が（切り出し痕ではない）、他遺跡と同様に目立つ例が多い。

(7) 板状石製品 (図-64)

厚手と薄手 砥石と異なり、研かれて製品となったものであるが、形状を知れるものはない。厚手（1～3）と薄手（4～8）があり、厚手のものが握る把手（1）、三角形（3）と変化がある。4～6は長方形を基本に薄いピンク色、7・8が灰オーリーブ色と、他にない色感に共通した素材の特徴がある。器面には砥石と異なる条線が目立ち、5・6、7・8は同一形状を目的にしている。

(8) 磨面をもつ石製品 (図-65)

手持ち 磨面をもつ石製品は、手持ち（1～4）と、据え置き（5～8）がある。手持ちのものは磨面をもつ石製品1（以下、磨面に略す）以外に打痕が認められ、併用例が一般的と見える。磨面の状況は磨面3が顕著に擦られて硬質な対象物も予想されるが、他の偏平形状の資料の擦りはあまく、油っぽい感じがする。

据え置き 据え置きの台の磨面も同様の感じで、植物栽培の研き痕、言うならば「ワラ打ち」による使用痕が想像される。台の全ては破片で、割れ口にタールが及んでいないことから、被然後に破壊されたものと思われる。

※ 磨面4・5は古墳時代堅穴住居跡やその確認面での出土であるから、機能が継続したものだと理解したい。

(9) 打痕をもつ石製品 (図-66)

打痕をもつ石製品 は、棒状のもの（1～5）と、円盤状のもの（6～9）がある。両者岩石の破壊とも激しい敲打痕が認められ、その欠け口から対岩石の破壊痕である可能性が大きい。棒状のものはなお顕著であって、1・2の端部は平らに削り取られている。円盤状の資料に

磨面をもつ石製品

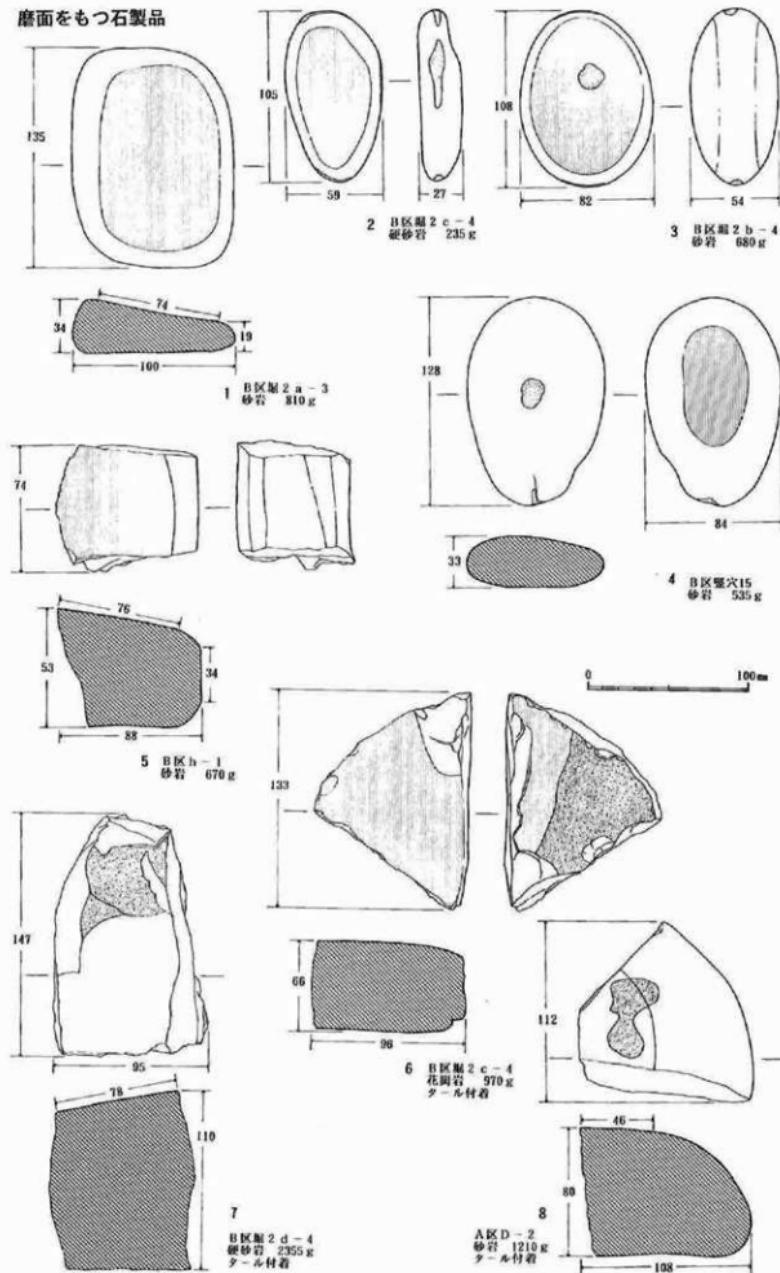


図-65 石製品実測図-5

対して、戦国時代に割礫を利用した「石つぶて」の例もあるが、本資料はそれには当たらないと思われる。

(10) 火打石（図-66）

石英塊 1点と破片 2点が堀 2より出土している。火打石として掲載される石英塊は両端の凸部に打ち欠き痕が残る。地点を離れて火打金も 1点出土している。

(11) 銅石（図-67）

手のひらに納まる大きさで、表裏に平らになった使用面が認められる。

サンゴ塊 なお、海産品として 30cm 程のサンゴ塊が堀 2 e 8 グリッド下層より出土している。

- 注 1 三輪茂雄 1978『ものと人間の文化史一曰』法政大学出版局
1989『物の文化史から見た民具』『民具が語る日本文化』河出書房新社
- 注 2 段上達雄 1985『石皿』『民具研究ハンドブック』雄山閣
- 注 3 藤本正次編 1984『鏡の辞典』秋山書店
- 注 4 水野和雄 1985『日本石硯考』『考古学雑誌』70-4 日本考古学会
1987『硯』『季刊考古学』18 雄山閣出版
- 注 5 大塚敏夫 1997『漁石について』『東海大学校地内遺跡調査団報告7』同調査委員会

3 金属製品

金属製品は、銅製品 17点、鉄製品 507点、その内訳は雁股鎌 1点、刀子 1点、火打金 1点、鎌 1点、鍔 2点、釘 501点が出土している。

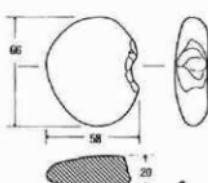
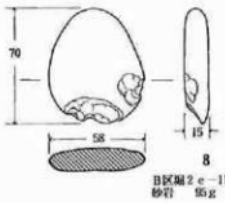
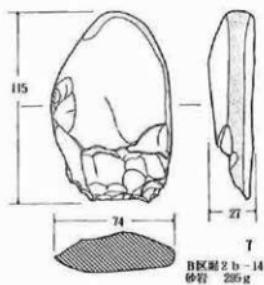
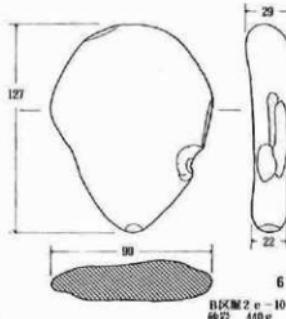
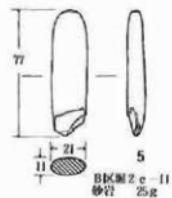
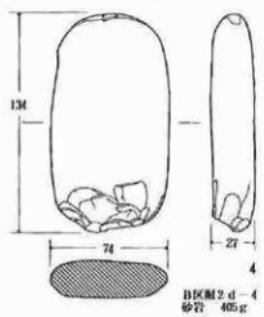
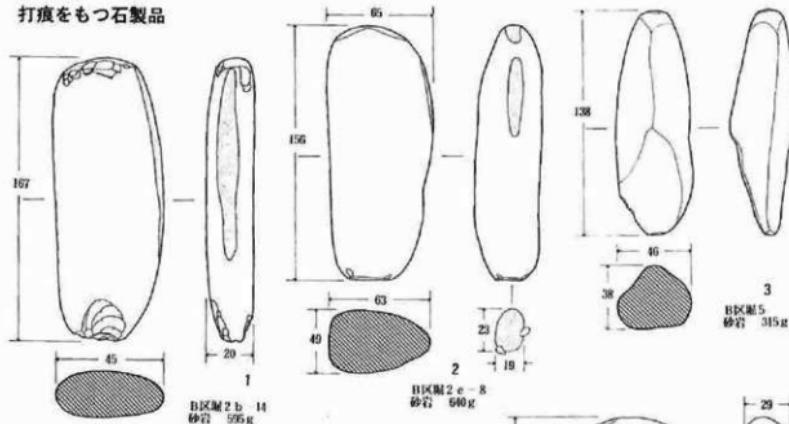
出土状況 出土状況は、銅製品が全て A 区（郭内、以下略す。）の土器溜まりや整地層など、片付けの行為のなかから出土し、鉄製品は鍔 2点、釘 489点が A 区、雁股鎌、刀子、火打金、鎌、釘 7点が B 区堀 2、残る釘 5点は堀 4 に 3点、堀 1、堀 5 に各 1点で、郭外より出土する金属製品は極端に少なくなる。

遺存状況 銅製品は全てが欠けたり、2次加熱によって歪んだ状態である。鎌、釘も機能上、建築部材の燃焼とともに大半が折れている。長さをもつ釘が堀 2 に目立ち、小さい釘が郭内に多量に遺存するから、細かい廃材の処分を郭内で、残った大きめの廃材を堀 2 に廃棄したものと思われる。

堀 2 には、他に刀子、火打金、鎌が埋没過程のなかに廃棄されている。雁股鎌は e 5 グリッドの堀 2 外側の法面中段に貼り付くように出土し、それは郭内より外方へ向けて射られたものが遺存したものと観察された。

武器類は、雁股鎌と太刀の足金物（後述）をみるだけで、三島市山中城（注 1）で見る

打痕をもつ石製品



火打石

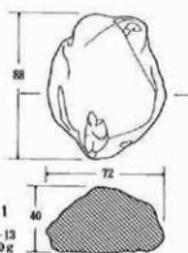


図-66 石製品実測図-6

ような甲冑等、武具類はまったく無く、現状の資料のなかではおよそ戦闘的な感じは受けない。

(1) 銅製品 (図-67・68)

銅製品は、刀装具、仏具、飾金具等であるが、はっきりと形状が知れるものは少ない。

足 金 物 1は足金物で、吊り把手と鞘止めの間の細工は非常に凝っていて、蓮弁風の刻みをみる。
止 め 金 具 片側の鞘止めが折られている。2は止め金具で全周はつながり、細かい刻みが正面から側面にかけて削られる。裏面まで及ばないから片面からの視感が意識されているものと思える。

仏 具 3・4は仏具の器物と思われるが、3は半球で器には足りなく、他の用途も考えねばならない。湾曲内面には炭化材(物)が詰まっていた。

飾 金 具 5~8は小形の飾金具、8は金銅製で下端を懸魚風に切り込みを入れている。9も金銅製の角部分で細かい凸線で文様が描かれている。10~12も箱状の角部分で、10は額縁状の枠が4枚重ねられている。12は裏面より釘穴に貫かれている。13~15は直線の縁をもつ板部品で、13には円孔が穿たれ、14は縁に1枚を重ねてリベットで止めている。16・17は同一部品で、葉状の板材が折られて出土したものである。

(2) 雁股鑓 (図-71)

雁 股 鑓 雁股鑓は、鑓身の先端を若干欠くが、ほぼ完形といえる。茎部には着装された矢柄の木質が残り、その織維痕から竹材が推定される。かなり大振りの鑓で、後草で論ずるように実際の戰闘よりは祭礼儀式に使用された可能性がたかい。

(3) 刀子 (図-71)

刀 子 刀子は、鋒先を3分の2程と茎尻を若干欠いている。全長は150mm強が推測される。身部から間、茎部と直線的な平棟平造りで、茎部には柄の木質が付着している。

(4) 火打金 (図-71)

ヒウチガマ いわゆるヒウチガマで、着柄部の端部を若干欠く。堀2の東側下層より出土しているか
ヒウチイシ ら、中・近世の墓壙副葬品とは異なり、居館経営時のものと思われる。なお、ヒウチイシである石英塊とその破片3点も堀2内に散在して出土している。

(5) 鍔 (図-71)

三 本 鍔 鍔幅が100mmに満たない小形の三本鍔で、いわゆる櫛中鍔などによる土耕しには対応できず、むしろ、手持ち鍔として水田耕作の除草用具である雁爪の形状にちかい。出土層は堀2の中層上部であり、後世の所産である可能性は比定できない。

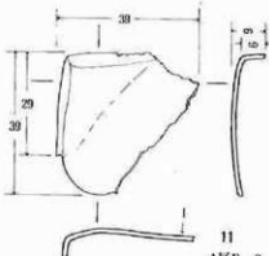
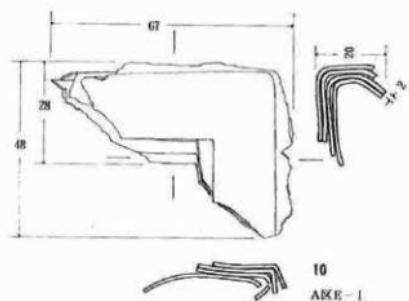
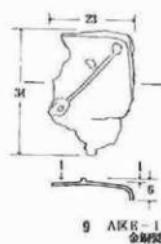
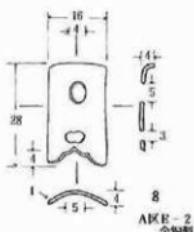
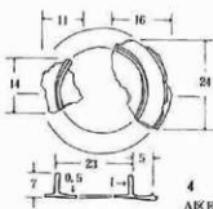
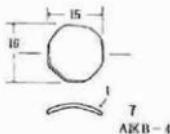
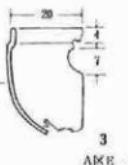
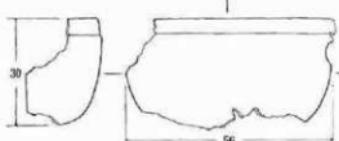
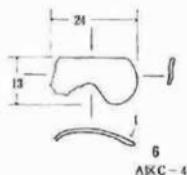
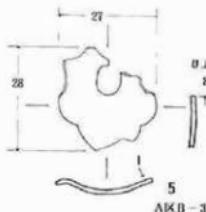
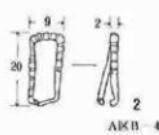
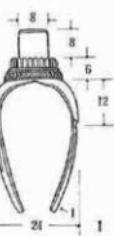


圖-67 銅製品實測圖-1

(6) 鐙 (図-69)

四角柱状 鐙は、完形がなく、四角柱状の身部をもつ2点を認めた。1はよれ曲がり、2は「カギの手」部分より折れ、爪の部分が85mmを測って残る。釘に比べて出土数は少ない。

(7) 釘 (図-69・70)

完形、欠損を問わず、501点の釘の出土は、本遺跡における居館構造のあり方を充分に想像させるものである。断面は全て角形の和釘で、頭部は4・34に切り頭が見え、これが一般で、巻き頭資料はないと思われる。寸法は1・2・11が100mmを越えるが、出土量は少なく、75mm前後（2寸5分）と45mm前後（1寸5分）を推定できるものが大半で、72が完形で35mmともっとも短い。

ちなみに掛川城復元には2寸5分（約75mm）から7寸釘（約210mm）までを7,570本使用したらしく（注2）、また、富士宮浅間大社に残る慶長9年（1604）造営に使用された釘は、大7寸（但8、9寸ノモノモアリ）と、小3寸5分（但2寸ノモノモアリ）とある（注3）。

注1 三島市教育委員会 1985『史跡山中城跡』

1994『史跡山中城跡』

注2 掛川市教育委員会 1998『掛川城復元調査報告書』

注3 中村安孝 1973『富士の研究Ⅱ 浅間神社の歴史』名著出版

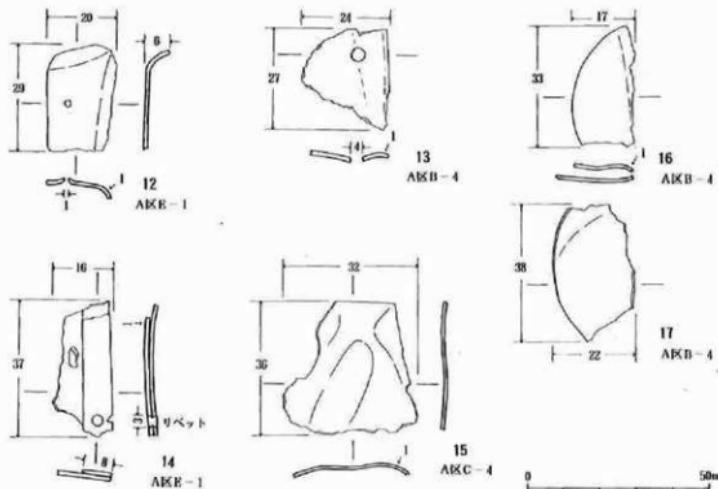


図-68 釘製品実測図-2

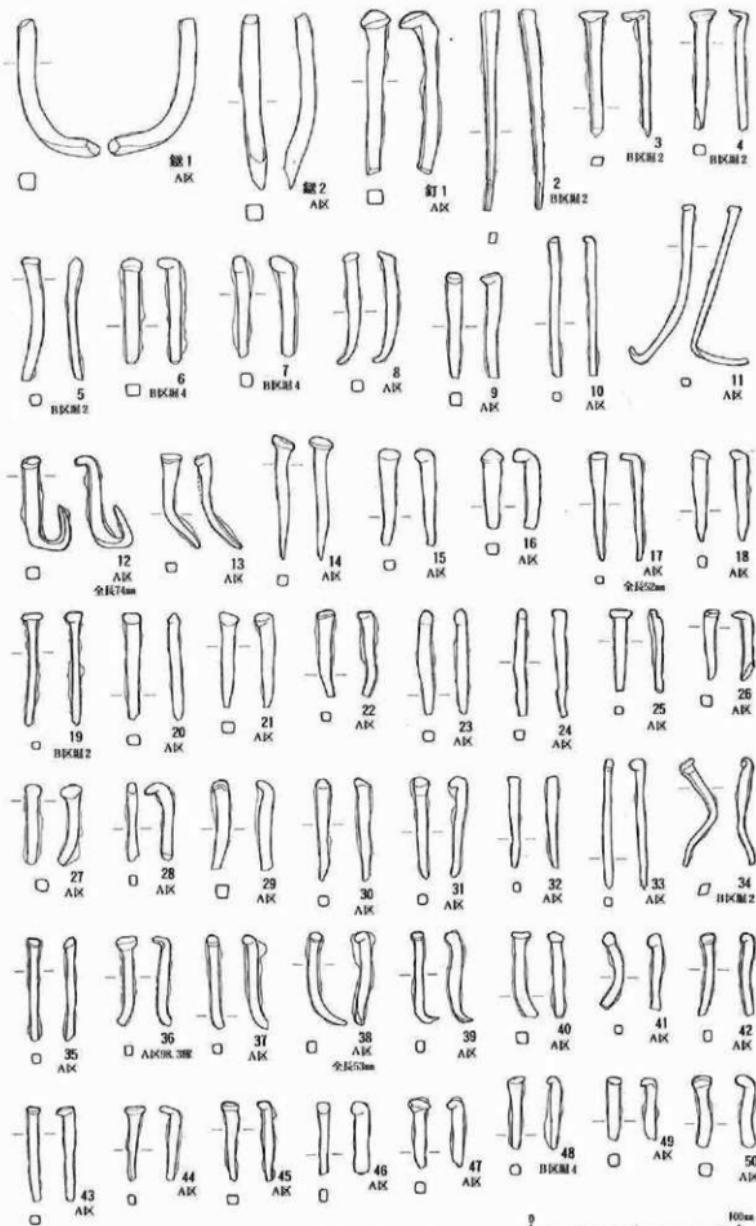


圖-69 鋼製品實測圖一

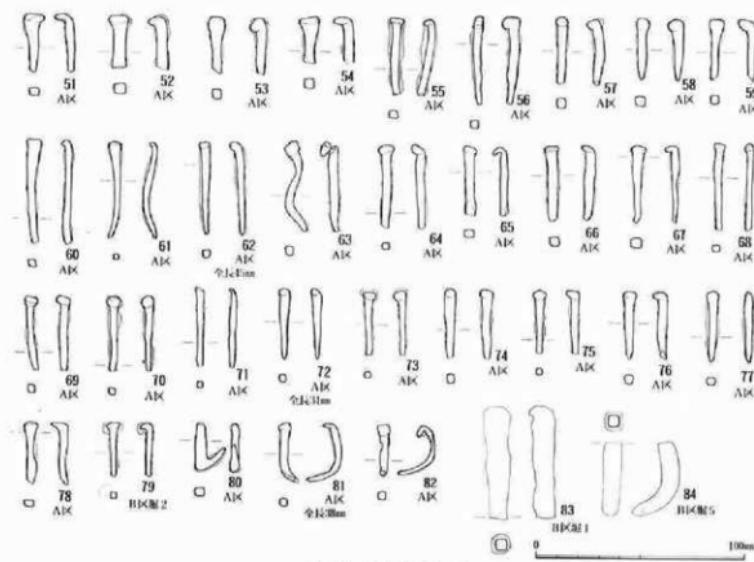


図-70 鉄製品実測図-2

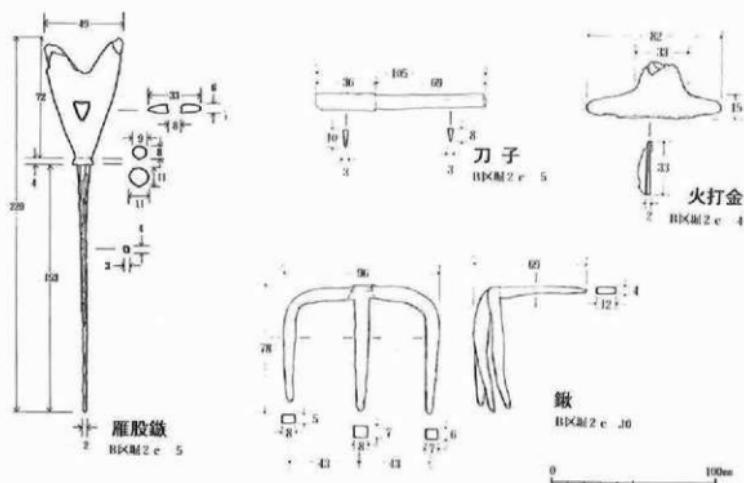


図-71 鉄製品実測図-3

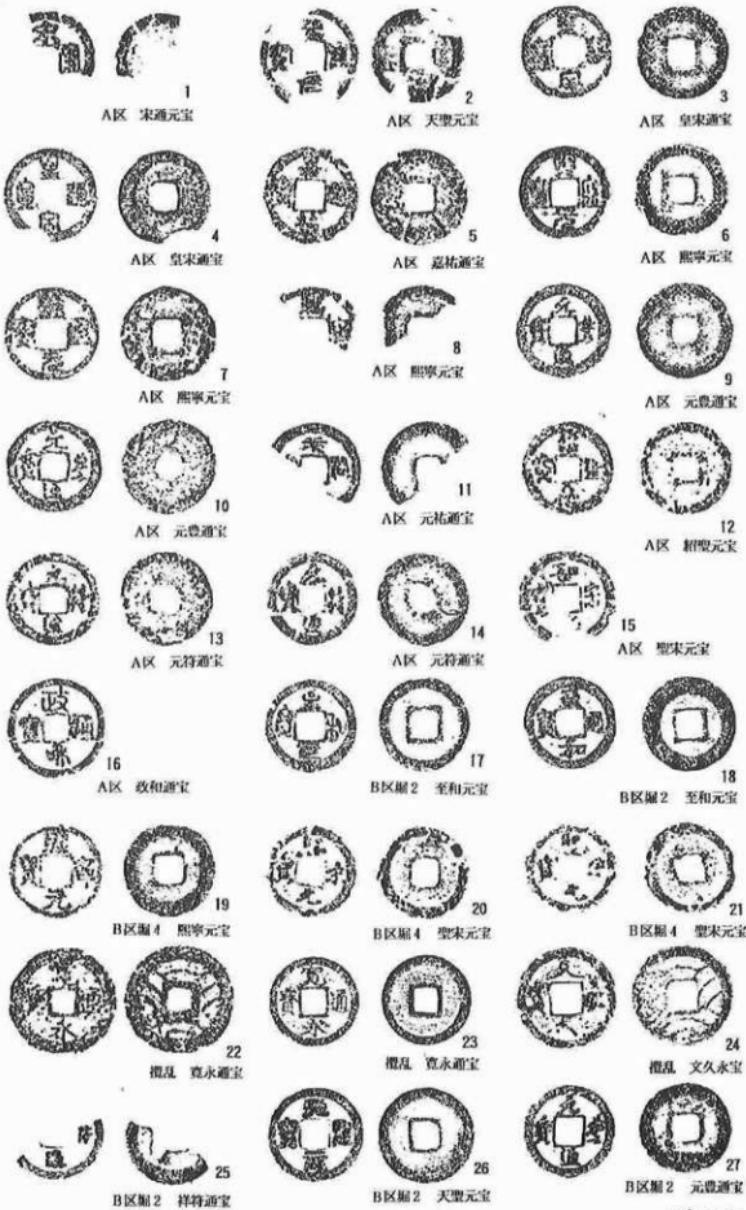


図-72 銭貨拓影圖

5分の4大

4 錢貨

錢貨は、27点が出土して、うち北宋錢が24点、寛永通宝2点、文久永宝1点である。

出土状況 出土状況は、A区（郭内、以下略す。）より16点、B区壠2より5点、B区壠4より3点が出土し、これはいずれも北宋錢である。残る寛永通宝、文久永宝は壠2上部を覆う明治年間の整地層内の出土で、直接に遺跡とは係わらないものである（図-72）。

遺存状況 A区出土例に腐蝕が著しい。前述の銅製品と同様の状態にあり2次加熱を受けた結果とも思われる。全て単独で散在して出土し、からげられたような例はない。

北宋錢 北宋錢の内訳は、宋通元宝（960）、初鋤年代、以下同じ）、祥符通宝（1008）、至和元宝（1017）、天聖元宝（1023）2点、皇宋通宝（1039）2点、至和通宝（1054）、嘉祐通宝（1056）、熙寧元宝（1068）4点、元豐通宝（1078）3点、元祐通宝（1086）、紹聖元宝（1094）、元符通宝（1098）2点、聖宋元宝（1101）3点、政和通宝（1111）である。

江戸錢貨 江戸錢貨は寛永通宝が1668年、文久永宝が1863年の初鋤である。

注 青山礼他 1974『貨幣手帳』ボナンザ

施沢武雄 1996『日本の貨幣の歴史』吉川弘文館

5 玩具

土器片や陶器片を円盤状に加工した、いわゆる「おはじき」が6点出土している。

出土状況 出土状況は1～3がB区壠2、4がB区壠1、5・6がA区郭内溝3より、それぞれ單独で出土している（図-73）。

再利用 内容は土師器片を1・5・6、陶器片を2～4が再利用して、1は底部、3はすり鉢胴部である。1は打ち欠きで、その後の摩滅が著しい。他は胴部片を丁寧に研磨したもので正円、もしくはそれに近い。5・6は表面にも研磨痕が認められる。

土器片円板 このような資料は縄文時代、つまり土器誕生以来連續と出土する土器片円板や土製円盤などと呼称されるものに類するから、土師器片利用のものは当該期の可能性もある。しかし、いずれも元富士大宮司館跡に関連する壠や溝より出土していることを考えると、重複する古墳時代遺物が再利用されたとすることが妥当で、当時の玩具として認めて良いと思われる。

注 馬飼野行雄 1997『再利用土器片』『龍戸遺跡』富士宮市教育委員会

6 木製品

本製品は、塀材および杭27点、建築部材40点、生活用具6点。この生活用具の内訳は木刀1点、把手3点、木皿1点、人形1点で、計73点が出土している。

この他に竹9点、クルミ16点、伐採されてB区塙1に廃棄されたケヤキの巨木1点などの自然遺物をみる。

出土状況 出土状況は、B区塙1にケヤキの巨木が風化を免れて出土した以外は、全てB区塙2の湿性埋土より出土したものである。これらは、塀材、および杭の27点全てが架橋下のa3、b3グリッド付近に散乱していたことと、建築部材の40点中30点が字蔵屋敷との界で鉤の手状となるb13・14グリッド付近に集中して出土したことに特徴がある。このことは建築部材に木端が多いことが起因した流下堆積の結果ともとれるが、多量の壁土塊の廃棄もあり、南東隅の架橋部と同様の開口部、つまり過去に言う「大手門」(注1)があったということでもあながち比定できない状況といえる。

遺存状況 塀材、および杭は軸木に破損もみられるが、大半は完形のままである。これは設置箇所や材質の強度による結果と思われるが、柱材と軸木が組み合わさったままのものもあり、類焼を免れた塀材がそのまま塙に廃棄されたものであろう。

反面、建築部材には完形のものはまったく無く、焼却後の残り屑や昔請の切り屑が廃棄された様な状況にある。この状況が徹底した焼却処分を自証しているのであろうが、三島市山中城出土の柱材(注2)にみられるような200mmを超える大型建造物の遺物が全く無いことは奇跡に近いことである。むしろ、最終段階の郭内には主殿のような構造物は存在し

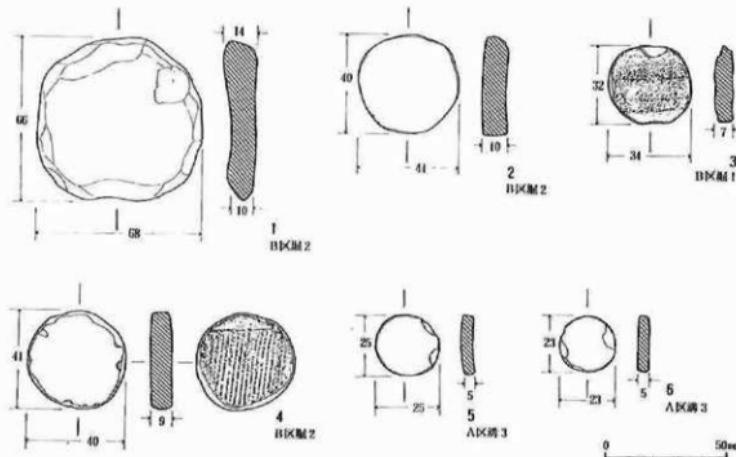
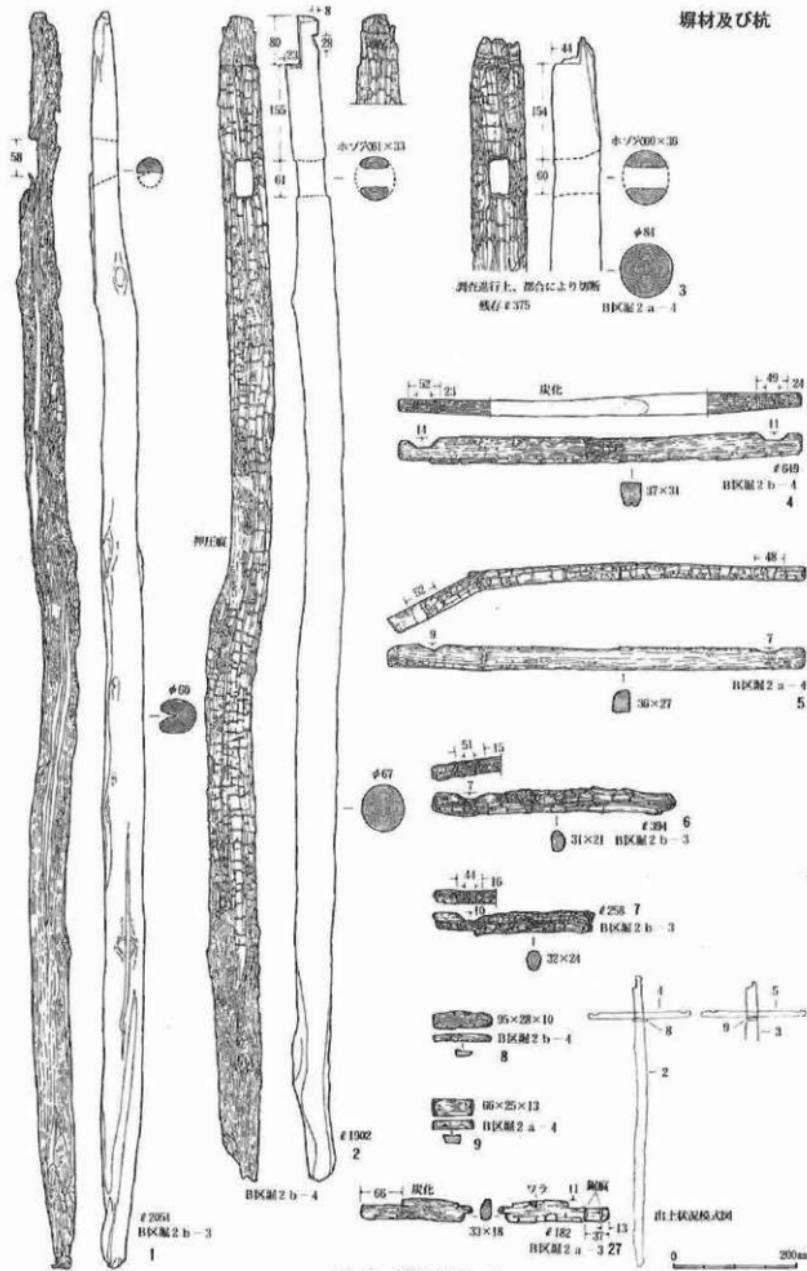


図-73 玩具実測図

塙材及び杭



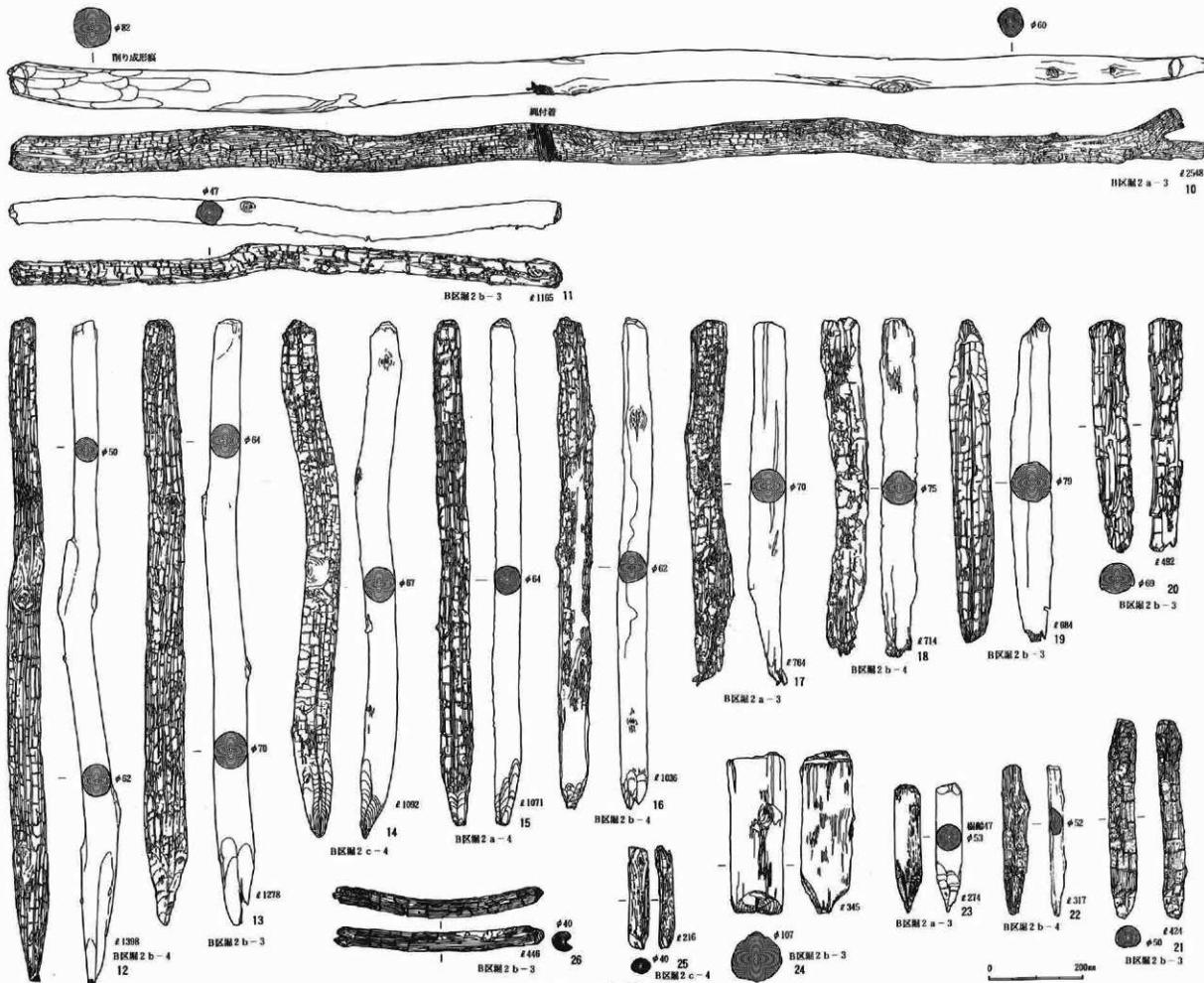


図-75 木製品実測図-2

ていなかったとするのが妥当に思える。

(1) 断材、および杭 (図-74・75)

後章で論考される断材に使用された材量が10点みられる。丸太の柱材3点 (1~3) と腕木4点 (4~7)、楔2点 (8・9)、胸縁の丸太材1点 (10) で、2・4・8と3・5・9が「十」字架状に組み合はって出土したものである。

屋根 柱材は、頂部に屋根を乗せるための細工がなされ、その寸法は規格されたように値が近い。この柱材の中程には木同士がこすり合ったような押圧部があり、ここに胸縁とされる綱の付着横木が縛り付けられたと推察されている。10の横木には中央部に綱の付着が認められる。11は10の寸法の半分の資料である。

炭化 腕木の両端は出栄を乗せるための凹みが櫓やノミによって作出されている。4は被火熱化によって半分が炭化するなど、他の杭材の焦げ跡からみても焼失は予想以上であろう。

また、27は腕木の端部と細工が異なるが、同材質で形状や作出寸法が似ることから、上記遺物と関連したものとしておく。

杭 杭は、現資料をみると、①1,300mm (12・13)、②1,050mm (14~16)、③700mm (17~19)、④450mm (20・21) にそれぞれの長さが意識されているようである。

24・25は切断面が杭と異なり、また頂部に敲打痕も認められないことから、杭の機能を持ち合わせていない可能性がたかい。26も両端を切断されるが杭の意識ではなく、長さを合わせることを目的としている感が強い。

薪 このような木製品を考える時、当時の燃料が「薪」であったことも心しておきたい。

(2) 建築部材 (図-76・77)

断材、および杭を除いた加工材を区別したもので、おおよそ建築部材と呼称したものである。板18点 (1~18)、貫12点 (19~30)、柱1点 (31)、楔9点 (32~40) が出土している。

板 板には端部 (1~3) や側面 (4) に切り込みがあり、他の材木と組み合はせられ、1・4には角頭の鉄釘が打たれている。2は左右が対称で個体遺物と判断され、片面には数列の刃物傷がみられる。5は緩い湾曲をもち、側面に2ヶ所竹釘が打たれた板の側板であろう。6は「まないた」状の板材である。

8・9は剥がされた柾目材で、9には側片から櫓による切り込みがみえる。

超薄の板 10~17は厚さが5mm前後の超薄の板材である。10には端部に2ヶ所の釘穴があり、長さは1,500mm以上をもって資料中では特異である。11~13は両端に切断面をみるが、それ自体で個体か、切れ端であるか判断されない。15は途中まで櫓によって切断され、それから先是丁寧に剥がされている。16には中央に竹釘が残り、小物の細工材と思われる。

18は幅90mm、長さが300mmに復原される横板で、片側に沿って2孔が一対となった細長い孔が2箇所に開き、そこには木の皮状の繊維が紐状となって巻かれている。

建築部材

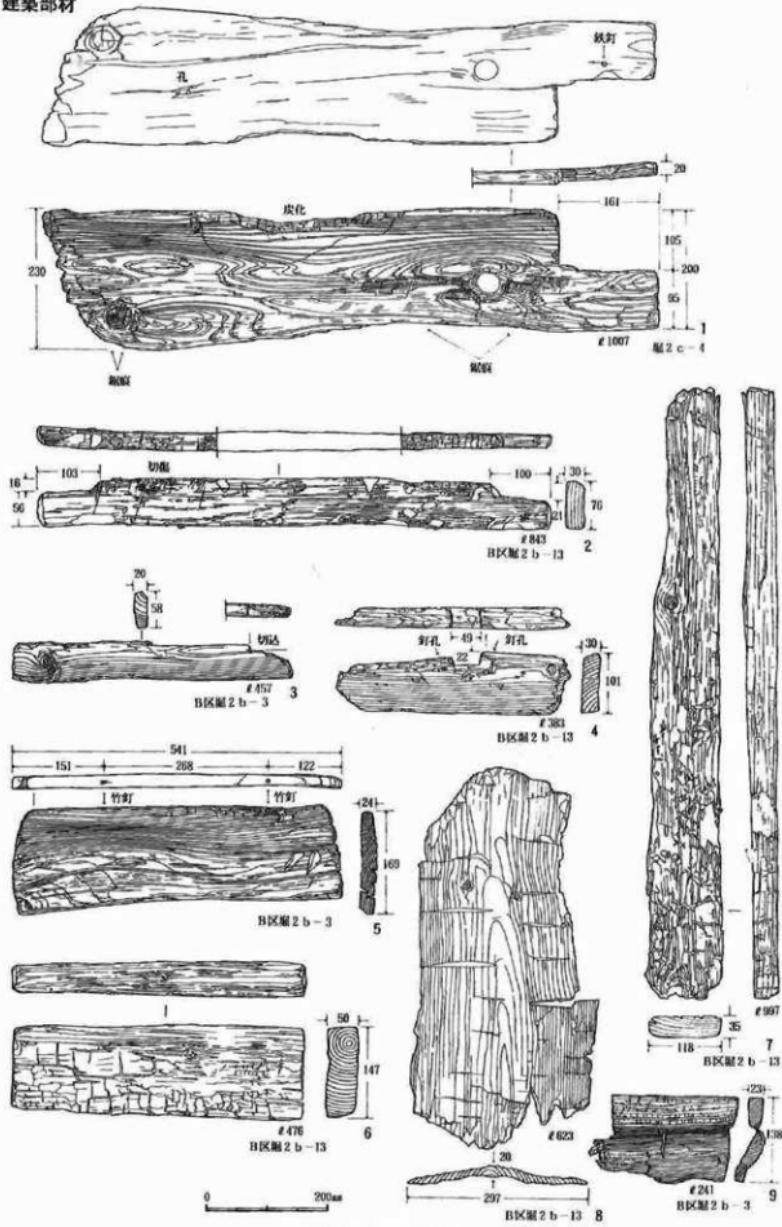


図-76 木製品実測図-3

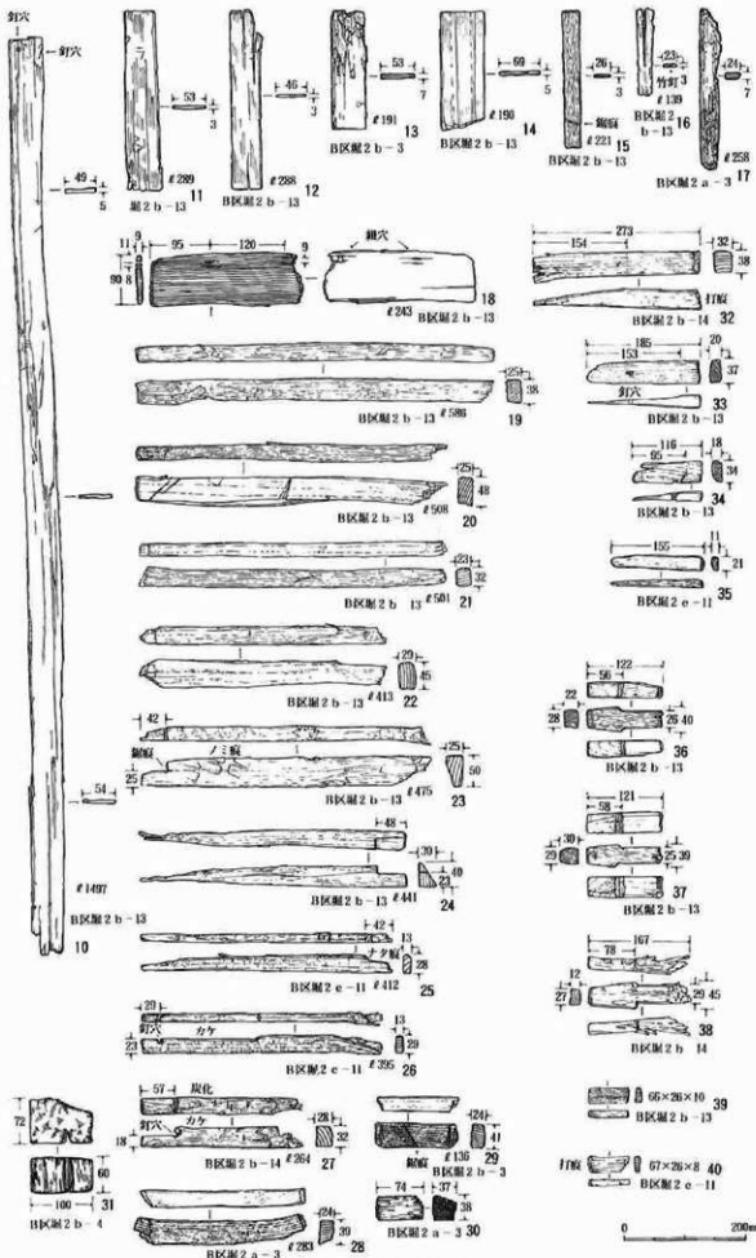


图-77 木製品実測図-4

貫 貫は、厚さ25mm前後、幅30~50mmの半貫状のものである。23・24は端部に切り込みが、26・27には釘穴がみえる。ナク様の刃物で切断された木端(22・25)もあり、前述する薪の利用もあるかも知れない。28~30は製品の切れ端で、29には削るために入れた鋸痕が残る。

柱 31は幅100mm、約3寸角の柱の切れ端で、図示された割れ目は「背割れ」などの建築用細工ではなく、乾燥によってできたヒビである。

楔 楔は、V字形(32~35)のものに打ち込み痕や固定用の釘穴が認められ、使用法が伺える。36~38は縁首形で、通称「カマ」と呼ばれる平板の接続用の楔で、25~29mmと厚みをもっている。39・40は構材の柱と腕木を止める楔と同形のものである。

(3) 木刀(図-78)

柄状に丁寧に削られて「そり」をもった木刀である。両端は折られ、片端は火熱によつて炭化している。

(4) 把手(図-78)

3種類の把手が出土している。1は丸木を半裁して内側をくり貫き、引手を作出している。中央から少し片方に寄った所に径3mmの孔が開くが、釘によつた使用痕はない。2は丸木の芯を抜いたもので、引き戸の落とし綻などを開閉するJ字形の金具を装着する把手と思われる。3は組み合わせて使用するものであろうが、同様の部品を組んで十字状にするには合わせ溝が細すぎるから、おそらく引き戸などの横木に付けられた把手の類であろう。

(5) 木皿(図-78)

丸木を木口からくり貫いて作出した木皿で、150mm程の径が復原される。縁は幅10mm、高さ12mmで内傾している。

(6) 人形(図-78)

丸木から4分割された棒状の素材を八角に整形し、全長の3分の1に頭部を作出している。顔面には目、鼻、口が刻まれ、側面には耳もみえるが若干欠けている。胸部には表現はないが、全身には工具による切り出し痕が顕著に残る。下方の孔は節穴である。

(7) 竹(図-78)

架橋下に重なり合って廃棄された構材や杭のなかに、数片の竹が混じって出土している。これらは編まれたものではなく散在していたものである。1を除いては全て半裁されており、長さをもたない「ヘラ」状の形状が予想される。マダケ・ヤダケ・ハチクなどの細い種類に限られ、モウソウチクはない。

(8) クルミ (図-79)

堅果類ではクルミが16点出土している。他種はまったくない。16点中12点が半剖の状況である。出土地点は、12点が堀2 西側の低い部分に集中するが、これは軽量ゆえに上部から流れて淀んだものと思われる。

(9) ケヤキ (図-21)

根本から3,000mm程の長さで伐採されており、切り口で900mm×800mmの太さを測る。B区堀1 から堀2への改修時に土星の土止め用として使用されたものである。

14 C 検定 このケヤキは静岡大学理学部和田秀樹教授による放射性炭素法 (14C年代検定法) によ

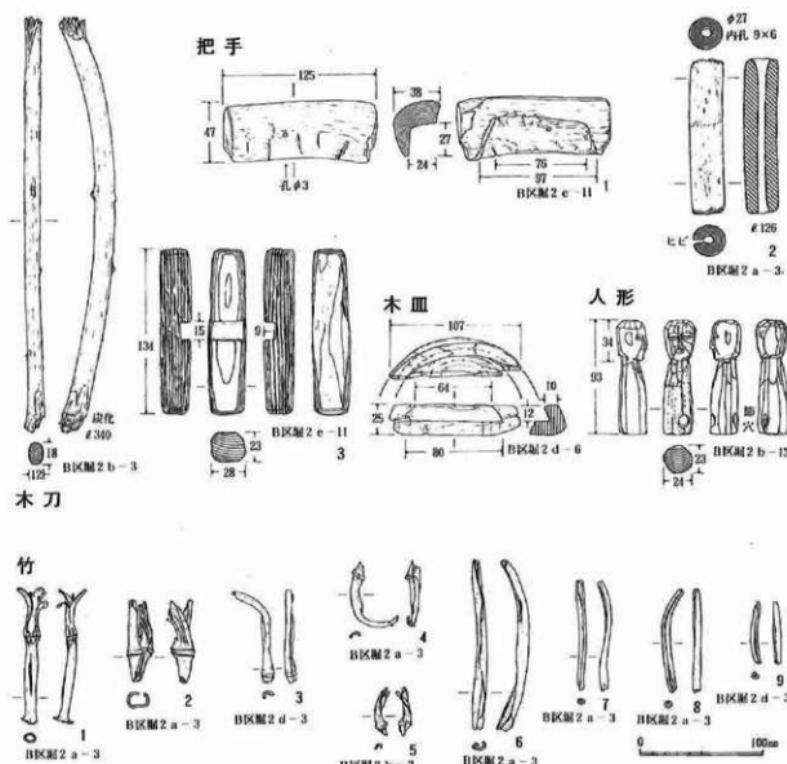


図-78 木製品実測図-5

ると、現在より320年±70年B.P前(B.Pとは1950年を基準年とする)と測定され、1560年～1700年の間に伐採されたものと推測される。樹齢は89年まで確認される。

※ 発掘調査ではB区塙1から塙2への改修時を天正初年頃(1573)と考えている。

注1 大宮町役場 1930『大宮町誌』

注2 三島市教育委員会 1985『史跡山中城跡』

参考 稲葉和也 1983『日本人のすまい』彩図社

日本民具学会 1997『日本民具辞典』角田書店

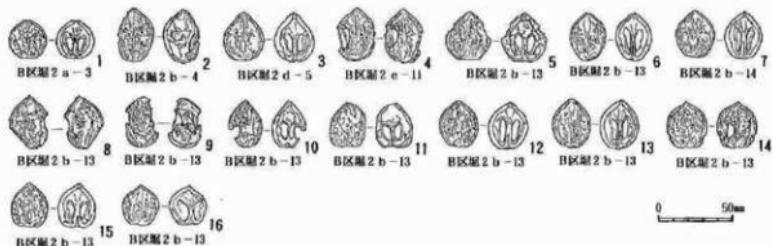


図-79 堅果類実測図

樹種同定

木材及び杭	16 クリ	4 スギ	20 モミ属	36 スギ
1 アカガシ亜属	17 クリ	5 スギ	21 スギ	37 スギ
2 タリ	18 クリ	6 クリ	22 ツガ属	38 モミ属
3 クリ	19 シャシャンボ	7 スギ	23 スギ	39 カヤ
4 アカガシ亜属	20 シャシャンボ	8 マツ属	24 スギ	40 エノキ属
5 アカガシ亜属	21 クリ	9 マツ属	25 スギ	木刀クリ
6 タリ	22 クリ	10 スギ	26 スギ	把手1 イスマキ属
7 クリ	23 スギ	11 ヒノキ	27 スギ	2 マツ属
8 アカガシ亜属	24 クリ	12 ヒノキ	28 スギ	3 スギ
9 クリ	25 クリ	13 クリ	29 スギ	木皿カツラ
10 クリ	26 サクラ	14 スギ	30 カヤ人形スギ	
11 クリ	27 クリ	15 スギ	31 マツ属	
12 クリ 建築部材		16 ヒノキ	32 スギ	
13 クリ	1 スギ	17 モミ属	33 スギ	
14 クリ	2 モミ属	18 スギ	34 スギ	
15 クリ	3 スギ	19 スギ	35 アカガシ亜属	

V 考 察 —富士大宮司とその居館を考える—

1 元富士大宮司館跡の変遷と復元

富士宮市教育委員会 馬飼野行雄

2 元富士大宮司館跡出土の木材の建築史的考察

日本建築専門学校教授 建部 恒宣

3 元富士大宮司館跡出土の陶磁器

富士宮市教育委員会 小野田 品

4 元富士大宮司館跡出土の羅盤鏡

静岡県立中央図書館 小岱 史芳

5 元富士大宮司館跡出土の鐵貨

静岡県立中央図書館 小岱 史芳

6 元富士大宮司館跡出土の獸骨

日本大学三島高校 永浜真理子

VI 特 論

1 古代・中世の富士氏

富士宮市文化財保護審議会委員 植松 章八

2 富士大宮司館の発掘調査に寄せて

静岡大学名誉教授 若林 淳之

1 元富士大宮司館跡の変遷と復元

(1) 元富士大宮司館跡の変遷

富士大宮司系図・史料によれば延暦14年（795）に和邏部臣豊麿が駿河国富士郡大領を拝し、浅間神社は、大同元年（806）に坂上田村麻呂によって山宮より大宮の地に社殿が社伝移されたと伝わるなど、富士大宮司や富士山本宮浅間神社の当地への関わりは8世紀末から9世紀初頭で語られている。この時から字城山の地で12世紀前半から経営される元富士大宮司館跡までの空白はまだ考古学資料で埋められないが、ここでは今調査で得た資料をもとに変遷をたどっておき、今後の知見の集積に備えておきたい。

およそ450年間にわたって経営を重ねた元富士大宮司館跡は、その証明として幾多の遺重複造構構が重複し、これを整理すると以下の新旧関係にまとまる。

I期 据立柱建物群の時代

建物1、建物2、建物3、建物6、建物7、竪穴4、坑9

II期 中規模な堀を伴う時代

堀1、土塁1、旧土塁、溝3、溝5、坑2、坑5、坑6、建物6重複ピット

III期 中規模な堀を複数伴う時代

堀1、堀3、堀4、土塁1、旧土塁、井戸、溝2、溝3、坑2、坑3、坑4、

坑5、坑6、建物6重複ピット

IV期 大規模な堀を伴う時代

堀2、堀5、土塁1、土塁2、溝1、溝4、水溜、建物4、建物5、坑1

これを全体図に乗せて(図-80・81)、変換期に関連した史料を拾いながら居館の消長を見て行きたい。

I期 I期は12世紀前半より建物2、建物3で開始され、13世紀前半に建物1、建物6への建て替えがある。郭内中央には純柱建物も予想され、南西側の大型据立柱建物群と外郭域の建物7、竪穴4、坑9とは一線を画せるが、明確な囲繞造構の設置はなかったものと思われる。

出来事 文治2年(1186)源頼朝が駿河国富士領上政所福地社に神田を寄進する。

建久4年(1193)源頼朝が「富士の巻狩」を行う。曾我兄弟が父の仇工藤佑経をうつ。(5.28)

貞応2年(1226)北条義時により、駿河国富士浅間社の造替遷宮の儀式が行われる。

II期 II期は、文永2年(1265)富士郡上方上野郷の地頭となった南条時光の居館跡に土塁と堀が認められるから(注1)、13世紀後半には土塁1と旧土塁や堀1に囲繞された元富士大宮司館の姿も充分に想像される。郭内は溝3と溝5がL字状に区割されるように方形区画

の意識を見る。

なお、堀に囲繞された方形居館の出現は西国で12世紀後半、東国で14世紀以降と言われて久しいが（注2）、陶磁器など日常什器の出土状況から変遷期を探っても本居館の囲繞は13世紀前半まで遡ることはないと判断される。

中世居館 南条館は東西126m、南北137mの不整形で、土塁の高さ 1.2~1.8m、敷幅 3~6m、上幅1.5m、堀の幅はおよそ4mであることが知れ、本居館跡の復元に参考とされる。

出来事 この時期は地頭の台頭が顕著で、北部一帯に寺院が建立される。

正応3年（1290）上野の地頭南条時光が日興とともに大石寺を建立する。

永仁6年（1298）北山の地頭石川能忠が日興とともに本門寺を建立する。

建武元年（1334）後醍醐天皇が浅間神社に富士郡上方庄（富士宮市）を寄進する。

建武2年（1335）足利尊氏が浅間神社に遠江石野弥六兵衛の所領を寄進する。

弟の直義も遠江富士不入計の所領を寄進する。

建武4年（1337）今川氏が浅間神社に下島郷の地頭職を寄進する。

（延元2年）

Ⅲ 期 Ⅲ期は、堀1の外側に堀3、堀4を築き、2重3重の構えを構えた時で、今川、武田、北条の三国が緊張関係にあった16世紀中葉が想定される。郭内は構5が埋められ、構2が旧土塁に沿って築かれる。これが旧土塁の補強のための付設であるか確認できないが、字棒杭に隣接して土塁や堀が築かれるなど（I章参照）、大宮城としての城構えを整えようとしていることは確かである。

中世城館 しかし、それは政所である居館が必要に応じて城郭化するという旧態依然とした中世城館の構えであって、八王子城主である北条氏照にすれば、「悪地獄ニ雖屋敷同前（然）之地ニ候。」（永禄12年7月4日 野田政朝宛発給文書）と言うのもうなづける。

出来事 永禄4年（1561）今川氏真が大宮城、興國寺城の築城に従っていた北山などの富士山造40人に朱印状を与え根原、厚原の関所の閑錢を免除し通行を保護する。

永禄9年（1566）今川氏真が大宮六度市に「薬市令」を発し、また神田橋の関所の廢止を命ずる。

永禄11年（1568）根原の門をこえた武田軍、富士信忠の守る大宮城を攻撃する。（12.9）

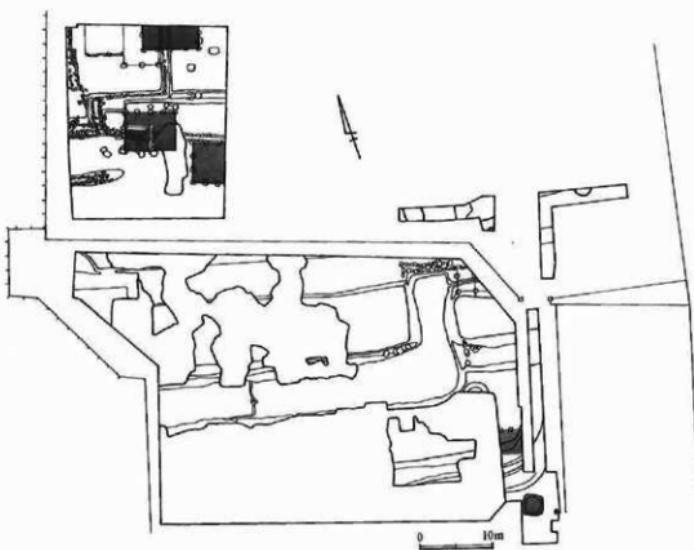
永禄12年（1569）武田軍、大宮城を攻める。（2.1）

永禄12年（1569）武田軍三たび大宮城を攻めるが、20日間もちこたえる。（6.23~）

元亀2年（1571）富士氏の申し出により氏真が富士氏に感状を与えて北条・今川陣営からの離脱を認める。（10.26）

元亀3年（1572）富士氏が武田氏につく。（4.2）

I 期（12世紀前半～13世紀）



II 期（13世紀後半～16世紀前半）

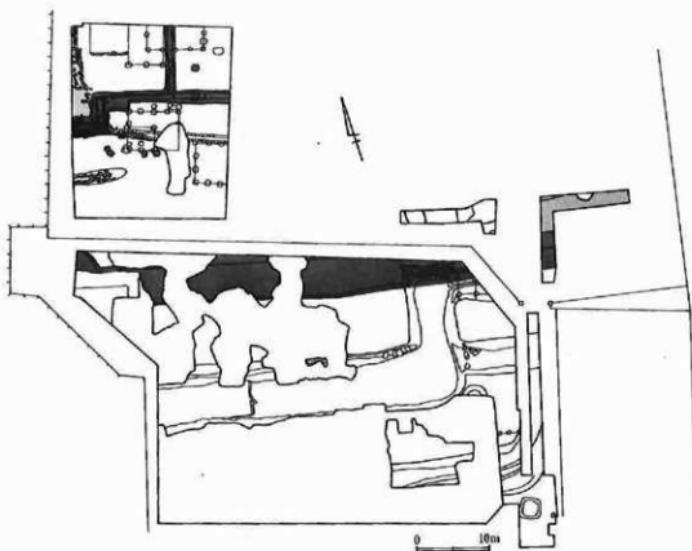
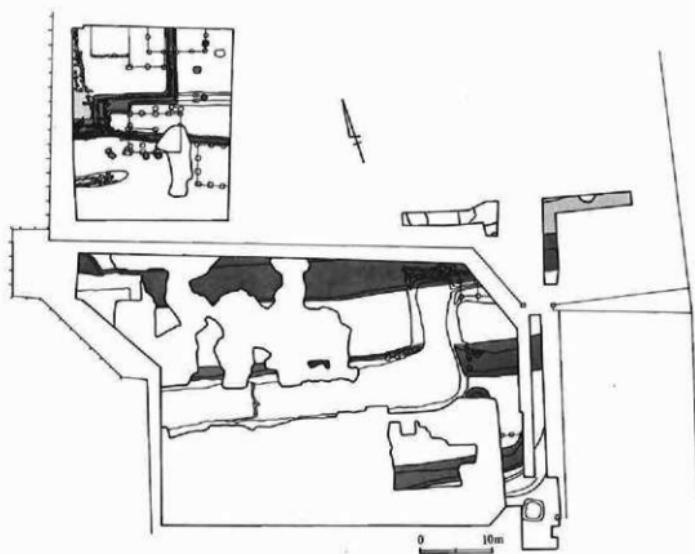


図-80 元富士大宮司館跡実測図（1）

III 期（16世紀中頃）



IV 期（16世紀中頃～廃絶）

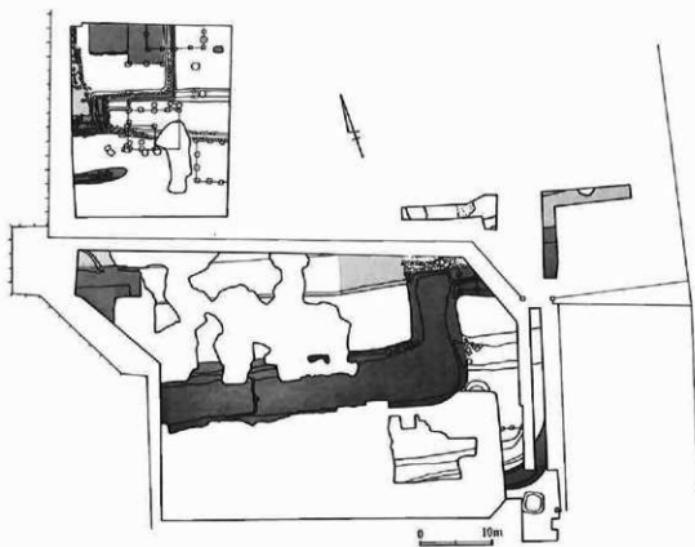


図-81 元富士大宮司館跡変遷図（2）

IV 期 IV期は、堀1、堀3、堀4を改修して、堀2、堀5を掘り、旧土塁を覆って土塁2が築かれる。堀2は堀1の3倍の容量をもって掘き掲げられ、折れを作つて横矢を効かし、馬出しを覗き見るなど、同様の堀を2重、3重に重ねた前回の普請とは明らかに違いが見られる。

内郭は土塁1で主郭を囲繞した前代の構えをそのままに、郭内の排水は溝4から水溜で調整して郭外へ放出している。土塁2の裾部の排水は溝1が担い、溝4との間を整地して虎口を作り、次の郭へつながっている。虎口を張るよう溝4の区画内に礎石建物4と土間建物5が配されて、それなりの構えを見て取れるが、聊材の出土に比べて建物に關わる部材が稀であり、焼却や片付けを考慮しても万全な城郭を構えていたかは不安である。

また、日常什器的な生活遺物もかつてなく貧弱となり、いずれの事象も連續と當まれた富士大宮司館とは継続性を説くには足りず、そこには元亀3年(1572)富士信忠の武田投降後に、武田家臣原昌胤が社人の一和尚清長を転居させる(注3)などして築いた、『甲州軍艦』でいう大宮神田屋敷(敷)が予想されてよいと思われる。

**大宮神田屋敷
かき揚** 『駿国雑誌』ではこれを大宮神田砦と称し、そのあり方を一かき揚にして(資料ー2参照)と説明し、揚揚とは「空堀をほり、土をかきあげ土居(土塁)を築いて、取りあえず造った城。柵、塀などもあるが、鐘鼓の設備のないものをいう」と『武用弁略』は説明し、また、おろそかに構たる城を揚揚城というと『武家名目抄』は述べている。(日本城郭辞典)とある。

出来事 元亀3年(1572) 武田氏が北山の山作業に築城用材の奉公を求める。
天正2年(1574) 武田氏が北部の村々の49人に江尻城・興國寺城や本橋・大宮の陣屋等の用材の奉公を命ずる。
天正10年(1582) 織田信長が武田氏をほろぼす。徳川家康は駿河口を担当する。
浅間神社が焼失する。信長は家康の案内で中道往還をがいせんし大宮に泊まる。

『富士宮』中学校社会科地域学習資料「郷土歴史年表」参照

(2) 元富士大宮司館跡の復元

絵 元富士大宮司館跡の変遷のなかで、もっとも長い歴史はⅡ期に区分された13世紀後半から16世紀中頃にあり、南北朝時代から室町時代にかけての隆盛は、中央からの寄進史料や舶載陶磁器など威信賤の発掘資料からも裏付けられる。しかし、浅間神社の東隣りにそれなりの威容を構えていたであろう元富士大宮司館跡の姿は、中世の信仰を描いた富士曼荼羅図には当然のことであろうが描かれるはずもなく、また、他に絵図もなく全く不明のまま生でいるのである。

地名 これを復元するために城館に關わる地名を探すと、幸いに「城山」に隣接して「蔵里敷」の字名が見え、この両者が中世居館構造を考える場合の主従の関係にあることは了解済み

城 山の事実である。先ず、これに従い地籍図を合わせると(図-82)、字城山の南西側の少し引っ込んだ箇所の前面に字蔵屋敷が組み込まれたように接し、しかも、神田川沿いには字神田橋と字櫻丘が回り込むように囲むため完全な独立した区画が作られ、その因果を語るには充分といえる。

地 築 図 なお、地籍図に法務局前から字蔵屋敷中央を貫いて神田川に掛かる御手洗橋に至る横断道路が載るが、明治初年の大宮町市街地図(注4・図-83)には描かれておらず(図中の矢印のライン)。また、明治23年作成の官幣大社富士山本宮浅間神社境内全図にも御手洗橋は無いから、以前は寸断されることなくこの字界は生きていたものとして捉えることができる。その字蔵屋敷中央奥に鎮座する稻荷神社の創建は不詳で、文化6年(1806)に縁起の奉納と神田城(元富士大宮司館跡)の追手門であったと伝わっている(資料-2)。稻荷神社の隆盛が江戸時代であり、隣接の御殿地に鎮座する稻荷神社が寛永3年(1626)の創建であるから、居館廃絶後の占有であったと理解されて良いと思われる。

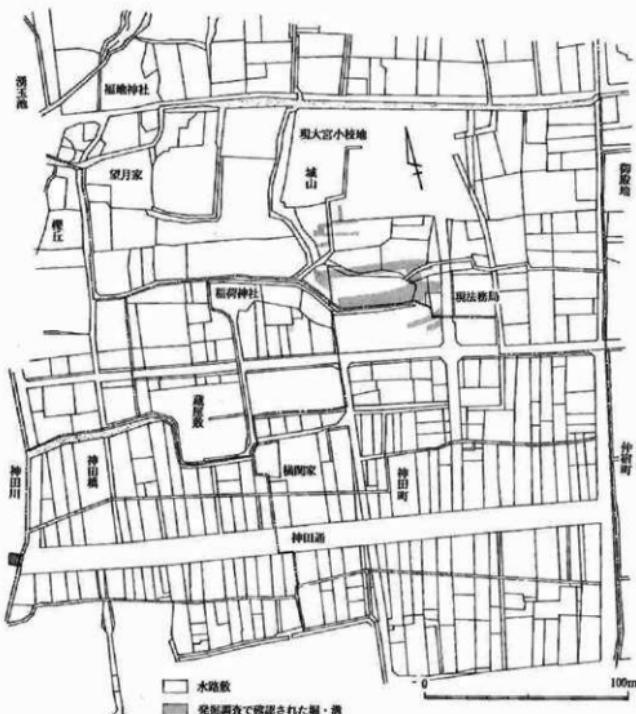


図-82 城山、蔵屋敷周辺地籍図

字界 次に、発掘調査区を地籍図に重ねてみると(図-84)、検出遺構が字界に沿うことが多く、また、埋没堀の上面が水路敷となるなど、居館構造が比較的反映された字界を見る事ができる。このことから土塁1と中央を南北に通る水路敷が同一感を認めると、土塁と堀に囲まれた主郭を大宮小学校運動場に当たることは大きな間違いではないと判断され、西に

連郭式 二ノ郭を、その前面に蔵屋敷を配した連郭式の構造が予想されるのである。

町屋 この検出遺構に沿う字界の南北軸の方位はN-12°-Eで、これを地籍図に重ねると(図-85)、字城山の南縁字界から字蔵屋敷は無論のこと、前面の町屋の短冊状地割にまで当てられ、ここまで一体感を持つことができる。大宮小学校運動場東通りや北側の雍地にも同方位の字界が延び、これが郭を囲む堀の表現であるとすれば、おぼろ気に綿張りも見えてくるのである。

なお、字城山の接点から字蔵屋敷東辺を下る縱断道路を境に異なる町屋の様相は、仲宿から連雀、青柳、伝馬町、新宿と江戸時代に町屋が東へ発展していった過程の結果で(注5)、そこが中世から近世への接点であったと同時に神田川を境にした浅間神社領と天領との境にもあたったためであろう。

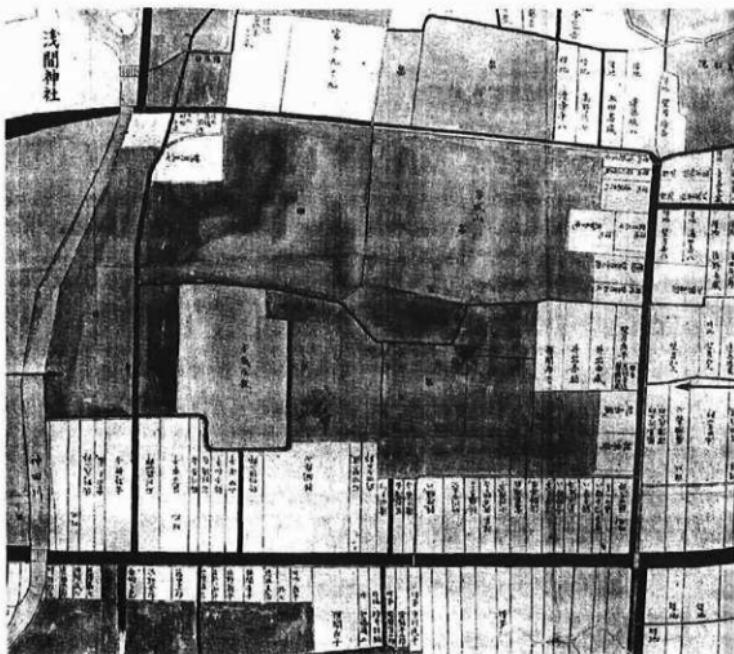


図-83 明治初年大宮町市街地図

公 図 さらに、富士宮市の所有する公園のもっとも古い通称「折図」をもって土地利用をみてみたい。この折図は発掘調査区周辺の地目が田、畠から学校用地に書き直されているから、おそらく明治9年、大宮小学校建設以前（明治7年創立）から分筆登記が重ねられた公園であり、当時を垣間見るために有効資料と思われる（図-86）。

これによると、先に述べてきた元富士大宮司館跡は計ったように宅地化されていない。一気に学校用地となった結果とも言えるが、用地の及ばない字蔵屋敷も完全に農用地であり、前述の明治初年の市街地図でも田、畠が描かれている。これが中道往還や路地裏手における当時の一般的な土地利用であるかも知れないが、「全国各地に城があつたり、農様の住んでいたところだから普通の人が家を建てるとなきことが起るといったタブーの伝承もしばしばある（注6）。」ことなどを考えると、当時の住人たちはここがかつての大宮司館の跡地であった認識は当然のようにあつたであろうし、武田氏の改修跡地に再び大宮司館を構築しなかったことも、富士大宮司自身にそれなりの理由があったと思われるのである。

地 形 圖 いま一度、地籍図から地形図に眼を移して、等高線と石垣などの法面を描出してみると（図-87）、主郭と二ノ郭、さらに蔵屋敷とする3つの区画が微高となって神田川に迫り出し、同心円状の地形センターとは若干区別されることに気付く。

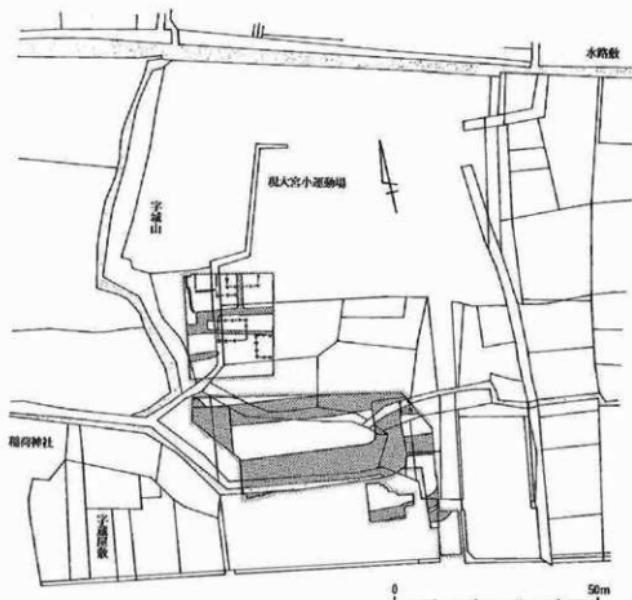


図-84 地籍と造構の相関図

また、それに石垣を加えると、なお一層はっきりと区画を見い出すことができ、字藏屋敷の南東側に組まれた石垣の方位は堀1、堀2に準じていることも気付くのである。この堀2は字藏屋敷に接する箇所で折れて西へ向かうことは確認済みであるが、南へ向かって藏屋敷を囲繞する可能性は堀底が南へ低くなることからも充分で、南東側石垣部分の過去の地目が田であった事実は堀の存在を示唆するものといえよう。

城 池 主郭と二ノ郭の北側石垣は概して高く、はっきりと区画が知れ、かつて城池と伝わる産地は江戸後期に久保村と称されたことが古文書に載る。公文富士家の屋敷地（資料一）や所有する水田（久文田）との関わりの命名であるとされ（注5）、その後方の溶岩崖に案主をはじめ借宿の屋敷が建ち並ぶが、この景観は城地が水田に変えられた以降のもので、元富士大宮司館經營時には当てられないものと思われる。

復 元 以上から、元富士大宮司館跡を復元すると、主郭が東西90m×南北80m（以下同表示）二ノ郭が65×80m、藏屋敷が75×60m（内法値）の3つの郭を連ねた連郭式の平城形式の居館を予想することの可能性がたかく、これを永禄9年（1566）今川氏真が大宮六度市に「楽市令」を発し、また神田橋の開所の廃止を命じた少し以前の周辺の状況を鳥瞰してまとめとしたい。



図-85 字界方位図



図-86 土地利用図

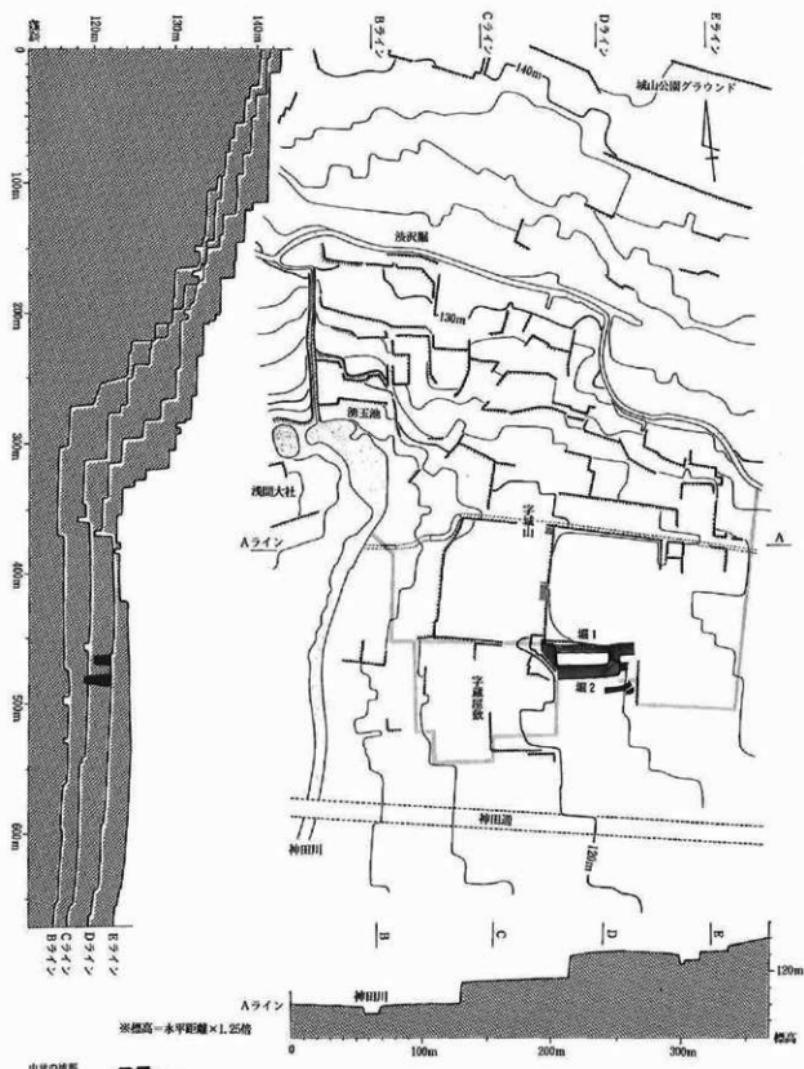


図-87 周辺地形図(等高線、法面抽出図)

(3) 元富士大宮司館跡の鳥瞰

浅間神社 先ず、浅間神社は室町時代後期の作とされる富士曼荼羅図によりトレースした(図-88)。湧玉池で水垢離をする道者も見られ、湧玉橋を渡って村山浅間神社へ向かう様子が写実的に描かれている。その橋のたもとに板葺きの屋根に石の重しを置いた粗末な家や藁葺屋根の家を数軒見る。旅籠や神田橋からの市場風景を描いているのであろうが、信仰絵画に居館は必要ないらしくその構図に入ることもない。しかし、発掘調査では室町後期に元富士大宮司館が經營されていたことは確かで、ここにその居館跡を置くことには異存のないところである。

蔵屋敷 蔵屋敷前面の折れをもった道はかつてより居館への出入口と伝わり(資料-2)、往還に市場30m程で通する。市場は基本的には川原や中州などの無主地(誰のものでもない公の土地)に立つことが多いから、この門前と神田橋の間から往還沿いに立ったものと思われ、少し離れた東の奥に神田の市神の鎮座を見る。この市神は大正11年(1922)建立であって直接に当時の市のあり方を示すものではないが、かつての繁栄を感謝するためにこの場所が選ばれたことは、万治元年(1658)創業の桙井が蔵屋敷門前の釣の手の内に構えられるなど、商業エリアの初源的な位置関係にあったためのことと思われる。

万松院 元富士大宮司館跡の北東に位置する万松院は嘉禎元年(1235)の開基である。それは13世紀中頃から後半にかけて大宮司館が整えられる時期にあたり、また縁起に「神田長者某、行基の作、子安地蔵菩薩を安置し一字を建つ(大宮町誌)」とあれば、この神田長者は大宮

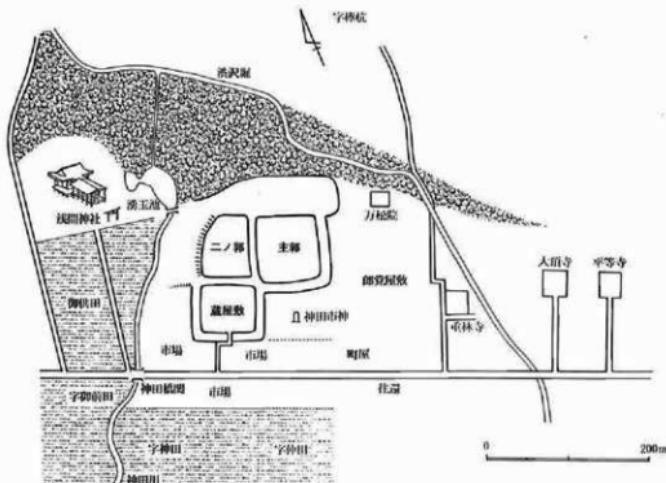


図-88 室町後期の元富士大宮司館馬辺模式図

鬼門 司を指すことの可能性は高く、鬼門の方向に氏寺を建てるという平安京と延暦寺以来の構図を踏襲したものであると思われる。

御殿地 この万松院の南の一画が字御殿地である。徳川家康が甲州進攻の營（陣屋）を設けたと伝わり、元富士大宮司館とは関わらないような錯覚に陥るが、隣り合わせの位置関係からしても一線を画する必要はないようと思える。つまり、大宮司館経営時にはすでに渋沢堀から後世に二柱堀と称されるような掘削をもった生活空間が保たれていた可能性は高く、

屋敷地 そこに富士大宮司の家人や下人集団の屋敷地を想像しても無理はないようと思われる。その後、そこに家康が陣屋を構えたのであれば、それ程までにこの地の利が良かつたためのことでもある。

字御殿地の東隅より、永禄2年（1559）開基の重林寺、さらに東へ向かって永禄元年開基の大頂寺、永禄4年開基の平等寺と、永禄年間初めに寺院の創建が続く。この集中した寺院造営区域 寺院の創建は、この一帯が新たに一般寺院の造営区域として計画された結果であると思われ、中央を縱断する山道（注7）から神田川までの内部空間はすでに完成していたためのことでもあると思われる。

これをまとめれば、いわゆる「大宮の地」の景観は、富士曼荼羅図に描かれる信仰区域、富士大宮司館を中心とする政庁区域、それに隣接する家人、下人などの居住区域、往還沿いの商人、職人居住区域、門前の市場区域。そして、その外接区域に新たに宗教エリアを開拓していくというように、居館經營当初より計画的な空間利用が図られ、小規模といえども整然とした都市構造が備えられていたものと思われる。

注1 渡井一信 1992『南条館』『図説駿河・伊豆の城』郷土出版社

注2 中井均 1991『中世の居館、寺そして村落』『中世の城と考古学』新人物往来社

注3 前田利久 1992『駿国大名武田氏の富士大宮支配』『地方史静岡』第20号

注4 遠藤秀男 1993『日で見る富士宮の歴史』緑星社

注5 富士宮市教育委員会 1992『なつかしの町名をたずねて』・富士宮市の町名今昔

注6 千田嘉博也 1993『城館調査ハンドブック』新人物往来社

注7 注5参照 「山道」の由来は、富士山へ向かう道であることや、畠や薪山へ行くのに道を登っていくので、山へいくようだということから来ている。『駿河志料』の町名にも載る古い名称である。

2 元富士大宮司館跡出土の木材の建築史的考察

(1) 出土木材

概要　多数の木材が出土しているが、ここではその中から上部構造の復原が可能と思われる数点を取り上げて、建築史の観点から考察を行なうものである。

これらの木材には表面が炭化しているものもあり、火災に遭ったことが想定される。したがって厳密には、調査寸法と建立当時の寸法が異なった材も混在していると考えられるが、ここでは測定値に従うこととする。

なお、当時の建築行為の基準は尺が使用されていたので、本調査も尺で測定を行ない、原則として尺のままで記述する。

1. 柱（木製品2）

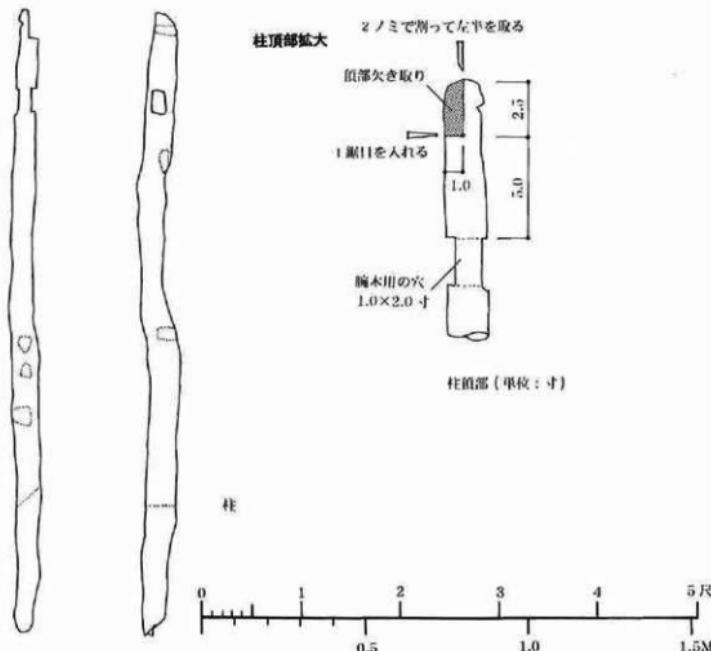


図-89 柱計測図

形 状 直径2寸2分～2寸5分、長さ6尺3寸の曲木丸太。頂部に幅1寸、高さ2寸5分の欠き取りがあり、そこから5寸下方に幅1寸、高さ2寸の穴が貫通している。下端は杭の先端のように尖っており、約1尺3寸が土中に埋まっていたものと思われ、表面の風蝕状況が上方とは異なる。地上から1尺7寸とさらにその1尺7寸上の2箇所に、横材の馴染みを計るために削られたとみられる凹みがある（図-89）。

これらのことを総合すると、この木材は柱と判断され、約1.3尺の深さまで地中に据立てられていたものである。

考 察 頂部の欠き取り部分は、棟木を載せるための仕口である。細部を観察すると、上端から2寸5分下の位置で水平に鉛を入れて丸太の芯まで切り込み、上方から盤で丸太の半分を割り取った仕事が確認できる。この仕口に納まる棟木としては、直径3寸程度の丸太であったと考えられる（図-89）。

欠き取りの反対側に表面を三角形に切り落とした部分があるが、これは棟木を柱に載せて繩か組等で説く際の歴かり代だったのであろう。

2. 棱木（木製品4）

形 状 柱を貫通していた穴には、幅約1寸、高さ1寸5分、長さ2尺1寸3分の角材が挿入されていたので、この材は棱木であると判断される（図-90）。

棱木の両側先端には、台形の切り込みが施されている。棱木と共に幅9分、厚さ4分、長さ3寸1分の板と考えられる小木片も併せて出土している。

考 察 棱木の先端から1寸内側とさらにそこから8分内側へ入った位置の2箇所に上方から鉛

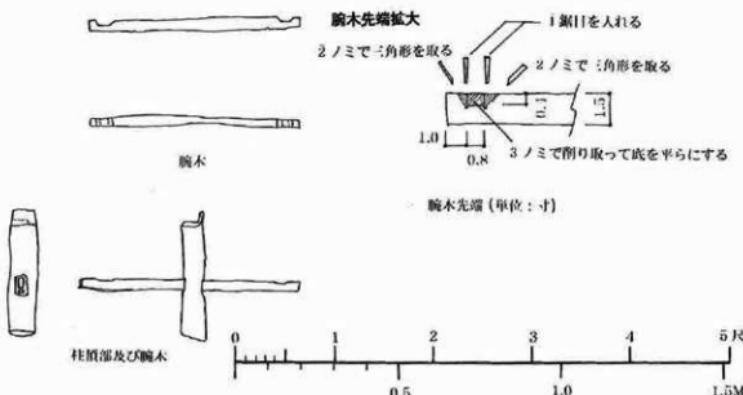


図-90 柱頂部、及び棱木計測図

で切り口を入れ、外側の斜め上から盤で三角形部分を欠き取り、残った中央部の方形を取つて底の部分を盤で平に削っている。この仕口は出桁を受けるための仕口である（図-90）。

楔の厚さは4分であったが、柱を貫通している穴と腕木の寸法から、当時の楔の厚さは5～6分であったと考えられる。

3. 柱頂部と腕木（木製品3・5・9）

形 状 柱の頂部に腕木が挿入され、楔もそのまま腕木穴に残存したままで出土したものである（図-90）。

柱頂部は直径が約2寸8分、長さ1尺2寸5分で先端が少し欠落している。

腕木は幅1寸5分、長さが2尺2寸で、やはり両側の先端近くに台形に欠き取った仕口がある。楔は幅8分、厚さ4分、長さ2寸1分である。

考 察 柱の先端には株木の載る仕口が作られているが、さらに延びていたと考えられる部分は欠落している。

腕木先端の欠き取り仕口は、前述の腕木とは異なり、鋸を使わずに整でえぐり取ったような状態であるが、出桁を受けるための仕口であったことは同じである。

4. 胸縁（木製品10）

形 状 元口3寸、末口約2寸の曲木で、末口部分は少し枝分かれして二股になっている。長さは8尺4寸3分で、中央のやや元口寄りに繩とおぼしき纖維状のものが付着している。材の各所に表面を削った跡が認められる（図-91）。

考 察 下端は尖っておらず先端も二股であることなどから、柱ではなく横材とみなされ、柱と直角に交差された胸縁と解釈するのが妥当であろう。

付着していた纖維状のものは、柱とこの材を縛っていた綱と考えることができる。

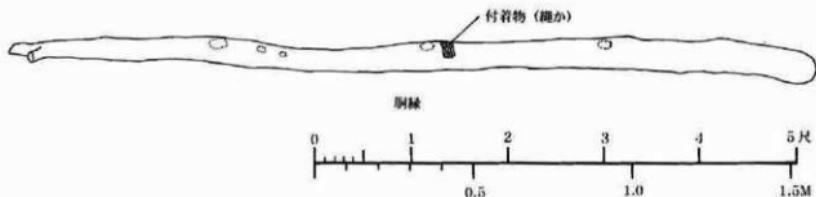


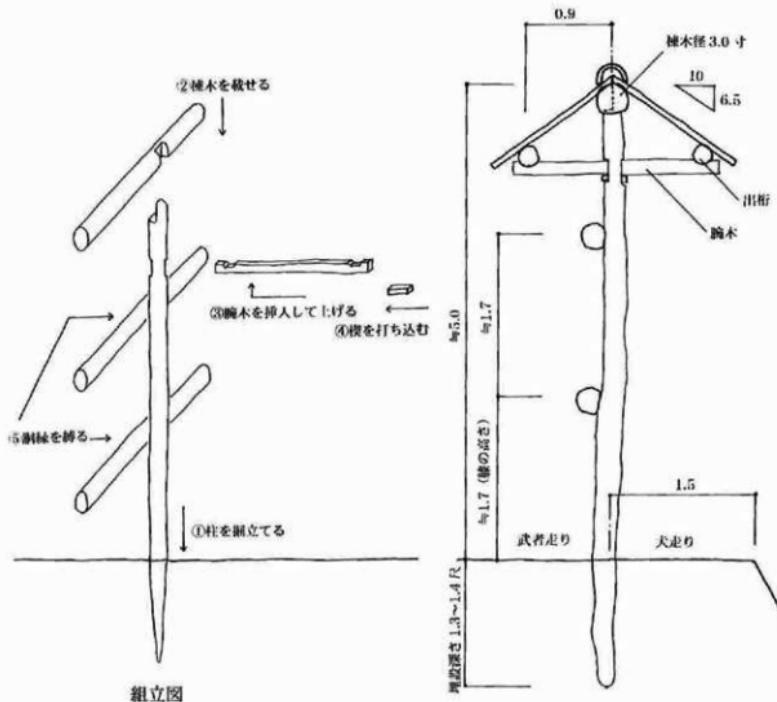
図-91 胸縁計測図

(2) 構造物

推定復原 出土した上記の木材を総合的に考察すると、以下のような構造物が推定復原される(図一九二)。

柱を地面に掘立てると地表から約5尺の高さになり、上端の木口部分を半分欠き取り、その上に直径約3寸で柱の直径相当を半分欠き取って柱頂部の仕口に納まるように加工された檼木を載せる。

柱を貫通している穴へ腕木を挿入して上方へ上げ、その下に楔を打ち込んで腕木を固定する。先端の台形の仕口には、出桁が載せられる。出土品の中には出桁に該当すると思われる木材は見当たらないが、仕口の大きさから、直径約2寸～2寸3分の丸太であったと推定される。出桁の寸法からは柱の間隔をそう広くすることは不能で、1間毎に柱を掘立てたものと考えられる。



図一九二 構造図 (単位: 尺)

棟木と出桁の上端を引き通すと、屋根は約6寸5分勾配となる。屋根の材料と思われる物質は出土していないので、屋根材として何を葺いたのか確定できないが、柱や腕木等の板葺き屋根 軸部の構造を考慮すると、板葺き屋根が最も適当ではないかと思われる。

地面から1尺7寸上方に横材の胴縁を渡し、さらにその1尺7寸上にもう1本の胴縁を渡す。これらの胴縁は柱に縄で縛り付けられるが、胴縁の形状からは、柱と柱の間に間柱を2~3本地表に立て、間柱にも縛り付けられたと考えられる。

基本的な構造体はこれらの連続となるが、壁に該当する材料は出土しておらず、壁の形状についても不明である。

(3) 構造物に対する考察

堀には、星根の架けられていたことが推定復原された。戦の最中に作られた堀であれば屋根は不要で、後に取り上げる史料に見られるように、木杭を燃るべき間隔に掘立てた屋根無しの堀でも機能を果たすことが可能で、時間も節約できる。また反対に、戦が終結して社会情勢がすっかり安定している時に作られたとすると、堀を作るために十分な時間を費やすことができるので、出土したような曲木を柱や胴縁に使うことはなく、もっとしっかりと成形された材料を使用して建築的にも完成度の高い堀にするであろう。したがって、過渡的な情勢 このような形態の堀を作ったということは、いざれの場合でもなく、過渡的な情勢下における築城であったことが推測される。

元富士大宮司館の最終末期の堀の構造を復原する作業に関連して、以下の史料を参考に検討してみたい。

築城記 越前朝倉家に伝わったとされる「築城記」の写本があり、その裏付には永禄8年(1565)の年紀が記されている(『群書類從』卷第419)。この史料は、元富士大宮司館から出土した木本などの推定年代より少し前のもので、且つ、地理的にも遠く離れた家の記録であるから、直接的な史料というわけではないが、元富士大宮司館の土壘の上に作られた堀を復原考察する際に参考になると思われる所以、ここにその一部を抜粋紹介する。

「築城記」には、平城と山城の場合に分けて記述されている箇所と、全体的な記述があるが、元富士大宮司館を考えるには平城の記述を主とし扱い、その他は参考となる部分を取り上げる。なお、原文の一部に漢字を充てて理解を計ることとする。

一サク(堀)ノ木ノ長さ。土ヨリ上六尺余たるべし。凡一間の内ニ五本ばかり可立。但木ノ大小ニヨリ心得あるべし。人ノク(潜)ラザル程に可立。横ブチ(縁)ハ内にアツ(当つ)ベシ。フチ(縁)四有ベシ。下ノフチ(縁)ひざ(膝)ノとをり(通り)にゆふ(結う)べき也。なは(隣)のゆひめ(結目)はそと(外)にあるやうにゆう(結う)べし。又そと(外)によこぶら(横縁)を結もあり。但それはやがて堀を可付心得也。サク(堀)もへい(堀)のごとくとこどころ(所々)内へ折てゆふ(結う)がソヨク(強く)能也。又へい(堀)にするさく(堀)は。なは(隣)ゆひ

め（結目）内にあるべし。又山城の時は。へい（堀）ひきく（低く）有べし。

（中略）

一ヒラ（平）城ノ堀は高さ六尺二寸。サマ（狭間）ノたけ（丈）三尺五寸ばかりたるべし。

（中略）

一土居ノ堀ヨリ内ハ武者バシリ（走り）ト云也。外ハ犬バシリ（走り）ト云。堀ノ縄打の時。犬バシリ（走り）一尺五寸をきて（置きて）可然候。武者ばしりは三間計可然也。

堀の高さ 「築城記」では、平城の堀の高さは6尺2寸とあるが、山城の場合は「堀の高さ五尺二寸バカリ」と記される。ところが、元富士大宮司館の堀の高さは約5尺であったと想定されるのでやや低く、「築城記」の山城の高さに近い寸法である。堀には狭間を設けてその高さが3尺5寸とあるが、元富士大宮司館の最終末期の場合、壁の仕様が不明のため矢狭間の有無についても不明とせざるを得ない。

欄について記述された箇所に、胴縁を4本渡し下の縁は膝の高さに結ぶべし、とある。元富士大宮司館跡の柱の痕跡で確認された地表から1尺7寸の胴縁の高さは、ほぼ膝の高さに相当する。横縁（胴縁）は内側に当てるべしとあるので、復原に当たっては内側に胴縁を接した図とする（図-93）。

土塁の形状 については別に詳細に述べているのでここでは省略するが、土塁の上に堀を設ける場合について少し触れておく。土塁上の平坦部に堀を設ける時は、前面より1尺5寸控えて堀を立て、その外側を「犬走り」、内側を「武者走り」と称し、武者走りの幅は3間ほどが適当であると述べている。元富士大宮司館跡の最終末期の堀の復原考察に伴って土塁に關しても推定図を描いたが、およそ「築城記」の記述に合致する寸法になるものと考えられる。

注。富士宮市教育委員会では、元富士大宮司館跡の最終末期の遺構は武田氏の改修によるものと判断している。

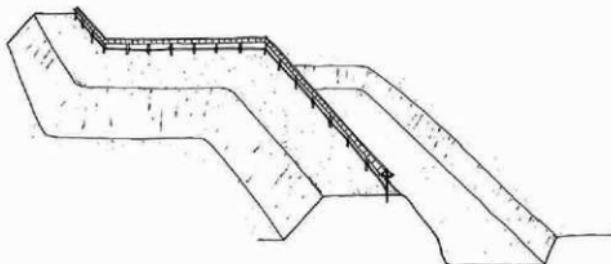


図-93 堀、及び土塁の復原図

3 元富士大宮司館跡出土の陶磁器

(1) 舶載陶磁器の分類・編年について

舶載陶磁器 元富士大宮司館跡からは舶載陶磁器の破片が335点出土している。その多くが郭内から検出されているが、採取された遺物の残存状態は器体の1/4以下の小片がほとんどで、これらは使用された後に廃棄されたものであると思われる。ここではその中から残存状態が良好なもの150点を取り上げ、図と表（図56～60、表12～15）に示されているが、その他の資料についても既存の研究法に基づいた見間によって整理している。資料の検討については小野氏の実見を戴き、横田・森田氏の分類・編年案（注1）、森田氏の分類・編年案（注2）と小野氏の分類・編年案（注3）を基におこなっている。青磁については横田・森田氏の分類に従いながら大別をして、それに不足している資料を小野氏の分類で補う手段を採用している。白磁についても横田・森田氏の分類に基づいているが、比較的新しい資料については森田氏の分類と小野氏の分類を合わせ大別している。

(2) 元富士大宮司館跡出土の舶載陶磁器の分類

青 磁 元富士大宮司館跡から最も多く出土している舶載陶磁器は青磁である。表-17にその出

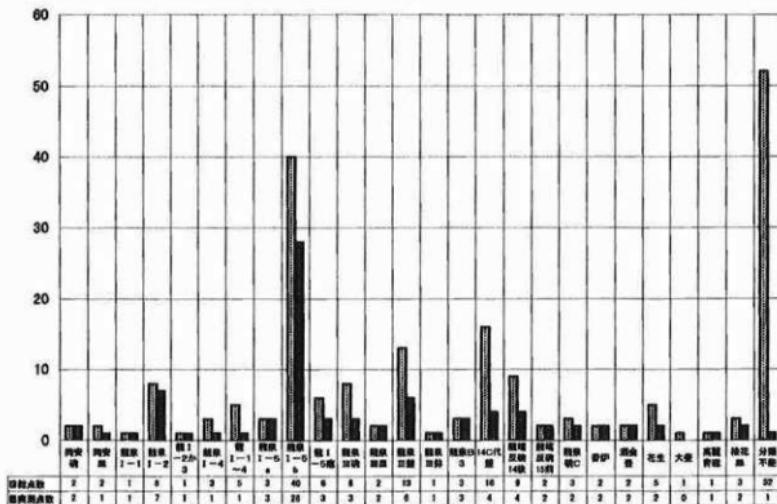


表-17 舶載陶磁器（青磁）の出土数

土状況を分類別にまとめてある。その出土した点数は194点で舶載陶磁器全体の約6割を占めている。青磁の主な器種構成は碗と皿や盤類の日常什器として使用されたものばかりであるが、花生や香炉、酒海盃などの日常的な用途以外の特別な場において使用された信物と思われるものも出土している。

龍泉窯系 出土した青磁の生産地に目を向けると、中国の龍泉窯系の窯元で生産されたものが圧倒的な数で出土している。他の窯元で生産されたものは同じく中国の同安窯系青磁の碗と皿が2点ずつ合わせて4点と少量であるが確認されている。龍泉窯系青磁は分類されたものが138点確認されており、その内訳は横田・森田分類による龍泉窯系碗I-1~4類のものが蓮弁文が18点、器の外面に蓮弁文が施文されていることが特徴である龍泉窯系碗I-5類に分類されるものが52点確認されている。龍泉窯系碗I-5類の中には、鎌連弁文と呼ばれるものが40点と鎌を有しない連弁文のものが3点あり、このほかにも小野分類による龍泉窯系碗B3類の線描蓮弁文のものが3点含まれている。また、先端が細く尖ったような高台部が特徴である龍泉窯系碗III類に関係した一群は24点確認されており、この中には鎌連弁文を有する碗が8点と皿が2点、口禿が特徴である鉢が1点含まれている。これらの他に、小野分類による龍泉窯系碗C類で雷文帯を有するものと見られるラマ式蓮弁文碗が3点と、龍泉窯系碗D類に分類される端反碗の一群が11点確認されている。

皿では折線皿などの14世紀代の龍泉窯系盤が16点あり、ほかに葵花皿のものが3点確認されている。

白磁 白磁の分類別の出土状況は表-18に示した通りである。白磁は61点出土しているが、その内の31点は四耳壺の破片であり、四耳壺は碗や皿と比べて大型の器体を呈するため、必然的に残存する点数も多くなるものであり、採取された点数を反映するほどの個体数は無

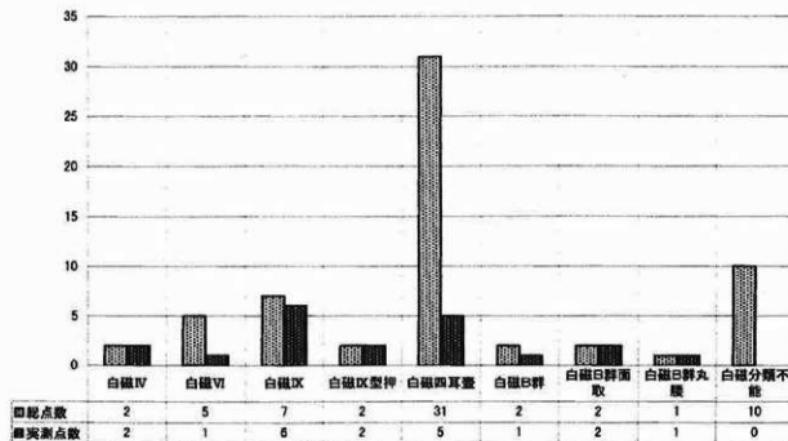


表-18 舶載陶磁器（白磁）の出土数

いものと考えられ、釉調や素地から4個体が確認されている。

玉縁 碗と皿については、はじめに横田・森田分類に従って分類すると、玉縁状口縁が特徴である白磁IV類が2点確認されている。また、内面に櫛目文様が施されたものを含めた白磁VI類が5点確認されている。出土した白磁の碗と皿のなかで、数量が最も多く確認されているのは白磁IX類に分類される口禿の一組である。元富士大宮司館跡からは9点の口禿の碗や皿が確認されていて、この中には器の内面に印花文が施されているものも含まれる。

白磁B群 ている。体部下位や高台を削り出し露胎としたものに関しては、小野分類で示す白磁B群と分類している。白磁B群の中には、面取り坏が2点と丸腰皿が1点確認されている。

青磁と白磁以外舶載陶磁器については、青白磁、黄釉陶器、緑釉陶器、天目茶碗などが確認されているが、これらの出土数を青磁と白磁の出土总数と比較して表-19にまとめてある。

元富士大宮司館跡からは白磁や青白磁の小型品がいくつか出土しており、型押しの小皿、青白磁梅瓶類が7点と合子の身と蓋の小片が4点確認されている。青白磁の製品では梅瓶の胴部の破片が13点出土しているが、文様や釉調の違いなどから4個体分が確認されている。

黄釉鉄絵盤 黄釉陶器はすべて内面に鉄釉の施文がされた盤（洗）の破片で、この黄釉鉄絵盤の破片が38点みられるほかに緑釉陶器の小片が2点確認されている。黄釉鉄絵盤の個体数は5個体あるとみられ、全て口縁部のつくりが玉縁状になされている。

この他にも褐釉の壺と天目茶碗が確認されており、褐釉壺は体部の破片が3点確認されている。中国産と思われる天目茶碗は黒釉のものと褐釉のものが6点確認されている。出土した舶載陶磁器のなかで、中国産以外のものでは高麗青磁ではないかと思われる青磁片が1点だけ確認されている。

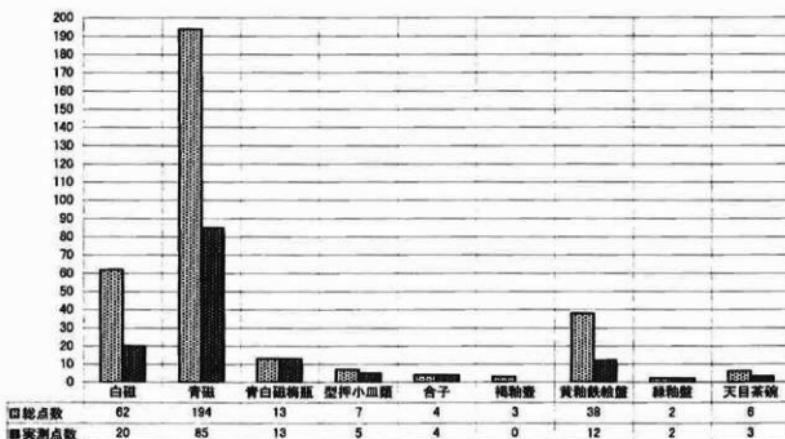


表-19 舶載陶磁器の出土数比較

(3) 元富士大宮司館跡出土の舶載陶磁器の年代

元富士大宮司館跡の舶載陶磁器の消長と出土量を種類別に整理してみると、表-20のようになる。以下の推察はこれに沿ったものである。

12世紀後半 まず白磁IV類や白磁VI類、同安窯系青磁の一群が12世紀後半の資料であり、龍泉窯系碗I-1~4類もこれらと同じ組み合わせで出現するものであるが、12世紀後半から13世紀初頭に位置づけられている。

13世紀代から出現する舶載陶磁器は、福建産と思われる白磁の四耳壺が13世紀から14世紀前半にかけての資料として位置づけられるが、元富士大宮司館跡から出土したものは、このなかでも新手のものと見られる。景德鎮窯系の青白磁もこの時期の資料として出現し、青白磁の梅瓶や型押小皿類と合子がそれにあたり、また天目茶碗は13世紀末から14世紀前半にかけてとみており、掲軸壺はこれに付随した同じ時期の茶入であると考えている。

口禿が特徴である白磁IX類は、13世紀中頃から14世紀前半にかけて龍泉窯系蓮弁文碗とともにこの時期の中心的な資料となっている。龍泉窯系碗I-5類は、鍋連弁文をもつものは13世紀中頃から14世紀前半にかけて位置づけられているが、鍋を有しないものは14世紀末頃から15世紀初頭の資料であり、また、龍泉窯系碗III類の一群は13世紀末頃から14世紀前半の段階に位置づけられている。

折縁皿などの青磁盤類も14世紀代を主体とした時期に位置づけられ、花生や香炉などの
歴史的性質から 龍泉窯系青磁製品も新安海底引揚げ文物(注4)のなかに類型品が認められ、これらは13世紀後半から14世紀前半に位置づけられると思われる。

	0	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	12世紀	13世紀	14世紀	15世紀	16世紀
白磁IV	2											—	—	—	—	—
白磁VI	5											—	—	—	—	—
同安窯系	4											—	—	—	—	—
龍泉窯系 I-1~4												—	—	—	—	—
合子・型押小皿類												—	—	—	—	—
青白磁梅瓶												—	—	—	—	—
黄釉鉢・緑釉盤												—	—	—	—	—
龍泉窯系 I-5b・底												—	—	—	—	—
白磁IX	9											—	—	—	—	—
白磁四耳壺												—	—	—	—	—
龍泉窯系茶花番等												—	—	—	—	—
龍泉窯系III												—	—	—	—	—
掲軸壺	3											—	—	—	—	—
天目茶碗	6											—	—	—	—	—
14C代龍泉窯系盤												—	—	—	—	—
龍泉窯系碗C	3											—	—	—	—	—
龍泉窯系端反碗												—	—	—	—	—
龍泉窯系 I-5a	3											—	—	—	—	—
白磁B	5											—	—	—	—	—
龍泉窯系B3	3											—	—	—	—	—
龍泉窯系桜花皿	3											—	—	—	—	—

表-20 舶載陶磁器の出土数と消長

泉州窯系の黄釉鉄絵盤は13世紀から14世紀の資料に位置づけられ、緑釉の盤もまた同じ時期の資料として位置づけられると考えている。

雷文帯が特徴となっている龍泉窯系碗C類は14世紀後半から15世紀前半に位置づけられ、線描蓮弁文の龍泉窯系碗B3類はこれより遅く15世紀中頃に位置づけられている。龍泉窯系端反碗の一群はふたつの段階に分けられ、高台に軸がかからなく、口縁が比較的薄いものは14世紀後半からのものであり、高台に軸がかかり、口縁が厚いものは15世紀前半に位置づけられている。

15世紀に入ってからのものには白磁B群の一群である面取壺や丸腰皿があり、これらは15世紀前半の資料として位置づけられている。龍泉窯系稜花皿は15世紀中頃から15世紀後半にかけてのもので、元富士大宮司館跡出土の舶載陶磁器のなかで最も新しいものであると見ている。

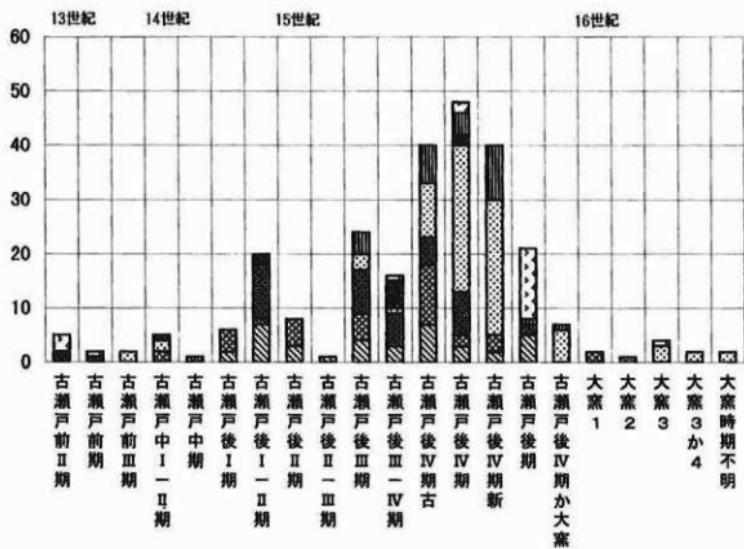
以上の年代観においてその年代別の出土量をみると、元富士大宮司館跡で舶載陶磁器の最もバラエティーが豊富な時期は、13世紀から14世紀にかけての間となり、これは全国的に輸入量の増大と需要層と分布圏が拡大した時期に相当している。元富士大宮司館跡における舶載陶磁器の年代的傾向としては、上限年代が12世紀後半からであり、居館の運営がはじまった時期よりやや遅れて当地へ流通することになる。舶載陶磁器の消費量のピークは13世紀中頃から14世紀前半にかけての時期であることから、これは元富士大宮司館の
鎌倉時代Ⅱ期（本書V考察編1参考）への変換期にもあたり、鎌倉時代の末期に物質的な面における繁栄があったことが想定できる。また下限年代については15世紀後半までと見出すことができ、これにより日常什器のその後の受容は国産陶器に依存していったことが考えられる。

（4）元富士大宮司館跡出土の国産陶器

国産陶器　元富士大宮司館跡からは瀬戸・美濃産をはじめ志戸呂産や常滑・涅美産などの国産陶器が多数出土している。ここでは出土した瀬戸・美濃産の施釉陶器を中心に取り上げ、藤澤氏に実見を戴き分類・編年（注5）されたものを整理している。

元富士大宮司館跡から出土した瀬戸・美濃系陶器は古瀬戸の段階と大窯の段階に分けられ、あわせて257点の出土が確認されている。時期ごとの出土量を器種の内訳とともに示した表-21に沿って元富士大宮司館跡で出土した古瀬戸の推移をみたい。

古瀬戸　まず古瀬戸前Ⅱ期のものは灰釉四耳壺の破片が2点と灰釉水注と思われる小片が3点確認されている。いずれも茶道具として使用されていたと思われる。13世紀前半にあたるこの時期は、日常什器の分野は木製品や土器と舶載陶磁器が担っていたと考えられる。前期の古瀬戸ではこの他に灰釉の梅瓶と水注が1点ずつ確認されているが、古瀬戸の碗や皿の器種はまだ使用されていなかった可能性が考えられる。古瀬戸前Ⅲ期の灰釉卸皿の口縁部片が2点確認されていて、舶載陶磁器が飲食器中心であったのに対し、古瀬戸からは卸皿や擂鉢などの調理具がセットに加わることが後出の器種構成からも伺える。



[図碗 図皿 図鉢・盤類 四脚皿・擂鉢 磁壺・瓶類 青天目茶碗 口その他]

	古瀬戸前期	古瀬戸中期	古瀬戸後Ⅰ期	古瀬戸後Ⅱ期	古瀬戸後Ⅲ期	古瀬戸後Ⅳ期	古瀬戸後Ⅳ期新	古瀬戸後Ⅳ期か大窯	大窯1	大窯2	大窯3	大窯3か4	大窓時期不明
碗			2	7	3	1	4	3	7	3	2	5	
皿		2	1	4	1	5	5	11	2	3	2	1	
鉢・盤類				10		8	6	5	8		2		
四脚皿・擂鉢		2	2			3	1	10	27	25	6	3	2
壺・瓶類	2	1	1		2		5	2					
天目茶碗						4	7	4	10	1	1		
その他	3	1					1	2	13			1	

表-21 国産陶器（瀬戸・美濃）の出土数

古瀬戸中Ⅰ-Ⅱ期からは灰釉卸皿の底部片と口縁部片が1点ずつと灰釉梅瓶の破片が1点、そして灰釉折縁深皿の口縁部片が2点確認されている。古瀬戸中期のものは他に灰釉折縁深皿と思われる底部片が確認されている。13世紀末から14世紀前半にかけての年代は元富士大宮司館跡における舶載陶磁器全盛の時期であり、その中に古瀬戸の製品もセットに入ってきたことを示すが、絶対的な量はまだ少なかったものと思える。

古瀬戸後Ⅰ期からは灰釉平碗の口縁部片と体部片が1点ずつと、灰釉折縁深皿が4点確認され、古瀬戸後Ⅰ-Ⅱ期とみられるものからは灰釉平碗が7点と灰釉折縁深皿と思われる口縁部片1点と灰釉盤類が6点確認されている。他にも灰釉四耳壺の破片が1点と灰釉花瓶と思われるものが1点と灰釉小鉢が1点と灰釉輪型鉢が3点確認されている。14世紀後半になると、全国的な画期にも相当するが舶載陶磁器に変わって瀬戸・美濃陶器がシェアを伸ばしはじめる時期であり、元富士大宮司館跡の古瀬戸の出土傾向をみてもこの時期から器種がバラエティーに富んで飲食器の分野においても需要がみられる。

古瀬戸後Ⅱ期では灰釉平碗が3点と、灰釉綠釉小皿が1点、灰釉折縁深皿と灰釉折縁深皿が2点ずつ確認され、古瀬戸後Ⅱ-Ⅲ期からは灰釉平碗が1点確認されている。この14世紀末から15世紀前半までの時期は舶載陶磁器との競合で、双方が一定量のバランスで均衡していた時期であると考えている。

古瀬戸後Ⅲ期のものからは天目茶碗が4点と灰釉平碗が4点、灰釉綠釉小皿と灰釉折縁深皿が2点ずつと灰釉盤類が8点、鐵釉綠釉小皿が1点のほかに灰釉卸皿が1点と灰釉卸目付大皿が2点確認されている。15世紀前半のこの時期から古瀬戸の各器種が次々と生活の各分野へ補完され機能していたと推定され、すでに古瀬戸製品が從来の舶載陶磁器と比べて量的に優勢となった様相が伺える。

古瀬戸後Ⅲ-Ⅳ期からは灰釉平碗3点と灰釉盤類が6点と、灰釉卸皿と思われる小片が1点、灰釉四（三）耳壺が別個体で3点と鉄有口広有耳壺と思われる破片が2点、灰釉荷重型香炉の底部から脚部片が1点確認されている。この時期あたりになると、元富士大宮司館跡における舶載陶磁器は残存的な量となり、古瀬戸後Ⅲ期と同様に古瀬戸の占める割合が大きく、日常什器のほとんどを担うようになっていたと考えられる。

古瀬戸後Ⅳ期古からは天目茶碗が7点と灰釉平碗が7点、灰釉綠釉小皿が6点と灰釉盤類が5点、鐵釉綠釉小皿が5点のほかに、灰釉卸目付大皿が4点と擂鉢が6点確認されている。また古瀬戸後Ⅳ期には灰釉平碗が3点と灰釉綠釉小皿が2点と灰釉盤類8点のほかに灰釉卸皿が2点と擂鉢の破片が25点あり、天目茶碗が4点と鉄釉口広有耳壺と思われる破片が1点と鉄釉壺と思われる破片が1点、鉄釉仏龕具が2点確認されている。古瀬戸後Ⅳ期新からは天目茶碗が古手のものと新手のものが10点あり、灰釉平碗が2点と灰釉綠釉小皿が3点、擂鉢が25点確認されている。この15世紀中頃から後半にかけての時期が、元富士大宮司館跡における国産陶器の出土量のピークであるとみられる。ほかに確認された古瀬戸後Ⅳ期のものには灰釉平碗が5点と灰釉盤類2点、天目茶碗1点と鉄釉祖母縫茶壺が11点と鉄釉鳥型水滴が1点、灰釉の器種が不明のものが1点ある。ピークの時期は量だ

室町時代 けでなく器種のバラエティーも飲食器から茶道具までと多様であり、室町時代前半に富士氏の繁栄があったと想定できる。しかし、古瀬戸後IV期新の時期ではやや陰りが見えはじめるようである。

大窯 大窯による生産段階の時期に入ると元富士大宮司館跡からの古瀬戸の出土量が急に落ち込むようである。古瀬戸後IV期か大窯のものは、天目茶碗が1点と擂鉢が6点確認され、大窯1期では灰釉綠絵ハサミ皿と思われるものが1点と灰釉端反皿と思われるものが1点だけの量まで減少してしまう。大窯2期からは鉄釉碟皿と思われるものが1点だけで、大窯3期からは擂鉢の破片が3点と、鉄釉建水が1点確認されている。ほかには大窯3期か4期かどちらかの擂鉢が2点と大窯の時期が不明な擂鉢が2点確認されている。おそらく大窯4期の年代で13世紀前半から続いた古瀬戸の出土が途切れることになる。

常滑 このことは同じく国産陶器である常滑・渥美産の貯蔵具や鉢についてもいえる。元富士大宮司館跡における常滑産製品の出現は12世紀前半からであり、舶載陶磁器の受容にもさほど関係なく16世紀前半まで継続した受容がみられるが、16世紀前半の資料を以てその継続性が断たれるように見受けられる。

元富士大宮司館跡出土の国産陶器を総じてみると、古瀬戸でいえば大窯4期にあたる16世紀中頃で次の年代の資料である登窯1-2小期のものまで百年近くの時代差が生じるよう、16世紀の中頃で陶磁器が消費されている状況が認められなくなるという画期を見出しができる。

この時期は富士氏が次第に有事の状態へ陥った時期と重なるようでもある。そのため、この間の居館における生活の継続性は想定しづらく、16世紀中頃でその直後の資料が長い期間途絶えてしまう事象は、元富士大宮司館の廃絶や居住空間の移動を示すひとつの根拠として捉えることも可能である。

注1 横田賢次郎・森田勉 1978「大宰府出土の輸入陶磁器について」『九州歴史資料館研究論集』第4集
九州歴史資料館

注2 森田勉 1982「14~16世紀の白磁の分類と編年」『貿易陶磁器研究』No2 日本貿易陶磁研究会

注3 小野正敏 1985「出土陶磁よりみた一五、一六世紀における画期の素描」

『MUSEUM 東京国立博物館美術誌』11月号 No416 東京国立博物館

注4 1983『新安海底引揚げ文物』 中日新聞社

注5 藤澤良祐 1996「中世瀬戸窯の動脈」『古瀬戸をめぐる中世陶器の世界』資料集

(財)瀬戸市埋蔵文化財センター

1997『瀬戸・美濃系大窯とその周辺~大窯生産の成立と展開~』 (財)瀬戸市埋蔵文化財センター

4 元富士大宮司館跡出土の雁股鎌

(1) 雁股鎌について

鉄 鎌 鉄鎌は弥生時代に始まり古墳時代に広まっており、古墳に伴う副葬品として多く出土し、
雁 股 鎌 ている。鎌には様々な形状があり、雁股鎌は古墳時代中期より出現をみると、その形状は近世まで続く。元富士大宮司館跡の据2は戦国時代末期の遺構と推定しているので、ここで論ずる雁股鎌はその時期の遺物と考えられる。中世の合戦絵巻にも雁股鎌が先端に付けられた弓矢がよくみられる(注1)。鎌の頭部が股を広げるように二つに別れ、その内側に刃をつけ、脇快(わたくり)を成している。単に射刺すのではなく、射切るために工夫されたようであり、その名前の由来は蛙の股に似ているので付けられ、それがなまて蛙股一かりまたと呼名されるようになったと言われるが(注2)、その形状が雁の足の股に似ているというような説もあり、語源は定かではない(注3)。

(2) 雁股鎌の分類と変遷

本遺跡より雁股鎌が1点出土しているが、県内の7遺跡より13点の雁股鎌が出土している。数ある県内遺跡の中の7遺跡13点であるから、雁股鎌の出土例はその意味でも希少と言える。雁股鎌の出土をみている遺跡とその点数は東から順に富士市横沢古墳1点、東平遺跡1点、本遺跡1点、富士川町浅間林遺跡1点、静岡市大谷川遺跡7点、宮下遺跡1点、島田市居倉遺跡1点である(図-94)。

形 状 分 類 それらの雁股鎌13点の内、残存部が少なく分類不可な3点を除き、10点を形状別にA B C D類に分類した。鎌身頭部が蛙の股のように広がり、股に刃がついているのを雁股鎌と
A 類 いうが、A類はさらに2分され、A-1は鎌身の外側が頭部から脚部にかけてやや内湾しており、A-2は内湾している。鎌身脚部はA-2のほうがやや狭い。年代差地域差の表れか。A類の雁股鎌は6世紀の第3四半期に登場しており、A-2がその形状に相当する(注4)。

B 類 B類は鎌身脚部がA類と比べると短めで、鎌身頭部の雁股が発達しており、A類と比べると著しく雁股が長い。また鎌身頭部に2つの刃を有している雁股が長い。また鎌身頭部の2つの刃を有している雁股の幅はA類が根本と先端で著しく差があるのに対し、B類はほぼ先端まで推移している。B類はさらに3つに分けることができB-1、B-2、B-3とした。A-1とB-1を比較するとB-1は雁股がA-1の2倍強もある。B-1は鎌身が大型で鎌身脚部から頭部にかけて外側がやや内湾している。B-2は股の根本から脚部までの鎌身脚部の長さが短く、B-1の約3/4であり、鎌身脚部の幅もB-1の約1/2である。B-3はB-1と比較すると、鎌身脚部から頭部にかけてその外側が内湾し、脚部の長さも短く、B-1の約2/3である。B-2の雁股鎌は7世紀の第2四半期

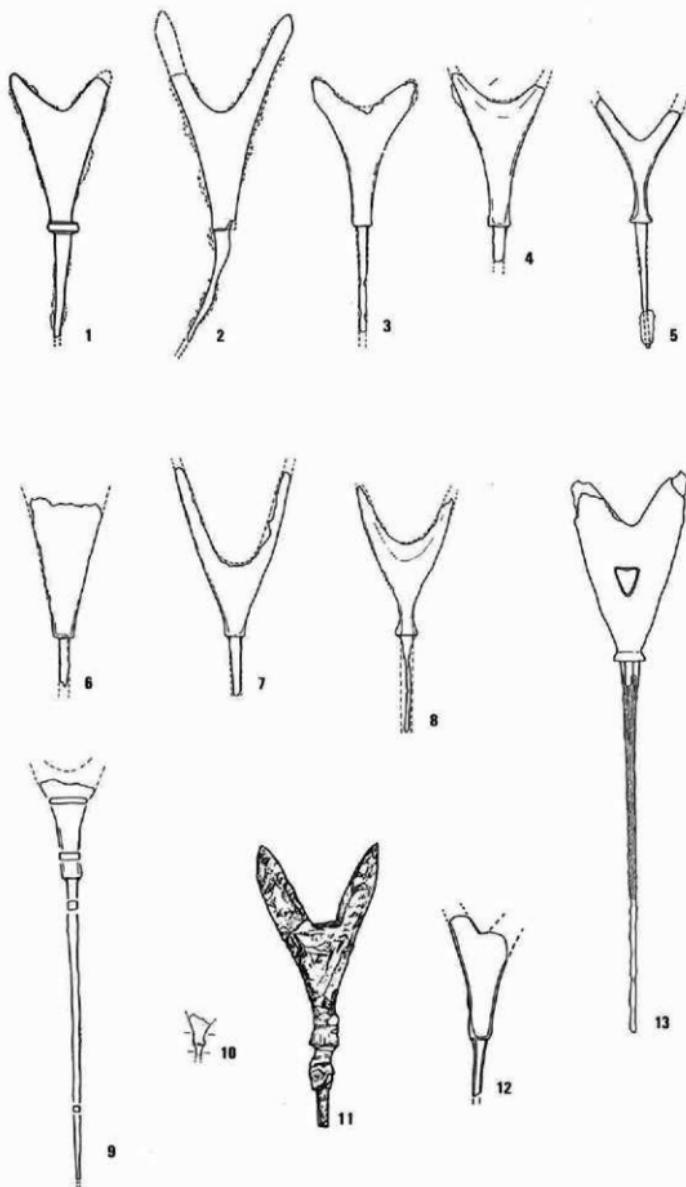


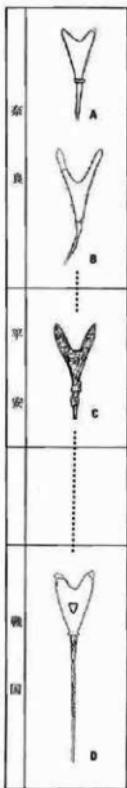
図-94 県内遺跡出土馬頭

に登場している（注5）。

- C類 C類は鐵身頭部の雁股の長さがA類より長くB類より短い。雁股の根本の幅はA類より狭くB類より広い。A類、B類と比べると鐵身胸部と頭部の雁股のバランスがよく、股の2つの刃の根本が梢円形につながっておらず、先が広がったコ字形を成している。C類は10世紀中葉にその存在が確認される（注6）。
- D類 D類はC類と形状がよく似ているが、鐵身頭部の雁股の広がりがC類に比べて狭く、股の付け根の内側が梢円形というより鈍角なのが特徴である。雁股の根本の部分の幅はD類はC類と比べると約2倍あるが、雁股の長さはC類より短い。D類は12世紀後半に登場している（注7）。

次に各雁股について記述する。1と3は同形状とみなしA横沢古墳類のA-1、A-2とした。1は横沢古墳の第Ⅱ期周溝から出土しており、第Ⅱ期周溝より出土した須恵器から8世紀の鐵鐵大谷川と推定した。鐵身は幅が広く雁股は太く短い（注8）。大谷川遺跡からは7点もの雁股が出土しているが、3は大谷川遺跡の旧大谷川流路より出土したもので、出土に関連した遺構の年代を明確に言い当てることはできないが古墳～平安とされている。遺跡は祭祀遺構と考えられており、3はSR314と呼称している旧河道より多数の形状に伴って出土している（注9）。鐵身の幅が広く雁股も太くて短いが、1と比べて鐵身胸部から頭部にかけて内湾している。3の形状は6世紀第3四半期に登場するが頭部が横にせり出しており、雁股最もその形状には地域差がある証左かもしれない。

東平遺跡 2、4、5、7、8はB類として分類した。2は東平遺跡の第1号住居址より出土しており、同じく出土した土器から8世紀のものと推定される（注10）。A類と比べて鐵身部の長さが8.8cmと大型であり雁股が広がっている。4、5、7、8は大谷川遺跡より出土している。4は流路12より出土しており、鐵身の雁股部分が1/2以上欠損しているが、股の広がり方、幅など形状は2とよく似ている。5はSR312と呼称している旧河道より出土したもので、2、4と同じく雁股が細く長く鐵身の外側は内湾している。しかし、鐵身胸部は2、4と比べるとかなり幅が狭く鐵身そのものも小さい。7は093グリッド暗灰褐色砂混粘土層より出土したもので2、4、5と同じく雁股が細く長い。2、4、5と比べると雁股がさらに長く、雁股上部が欠損しているが7と同じく、鐵身の外側が内湾し、雁股の股の広がり方も似ている。2、4、5、7、8をその雁股の形状からB類としたが、2と4（B-1）そして5（B-2）さらに7と8（B-3）の3つに分類したのは上記の通りである。



A…横沢古墳
B…東平
C…浅間林
D…大谷川

図-95 雁股の変遷

6と10は鎌身頭部の雁股と、茎部のほとんどが欠損しており、9も鎌身頭部の雁股が欠損しているので、形状の分類は不可であった（注11）。

浅間林遺跡 11と12はC類として分類した。11は浅間林遺跡の第3号住居址より須恵器、灰釉陶器片などと共に出土しており平安期の遺物である。茎部はほとんど欠損しているが鎌身部はきれいに残存している。雁股の長さはA類とB類の中間であり、股の角度がA類B類と比べて狭くなっている（注12）。鎌身の外側はB類と同じく内湾している。12は居倉遺跡の平安時代の包含層より出土している。雁股の刃の先端部分、茎部のほとんどが欠損していたが、股の角度、鎌身胴部から鎌身頭部の股までの形状が11と極めて似ているのでC類とした（注13）。

大宮司館 13は元富士大宮司館跡の堀2より出土した雁股鐵でありD類とした。堀2は戦国時代後期の構造と推定しており、この雁股鐵も多数の陶磁器片、かわらけ片とともに出土している。掲載した雁股鐵の中では最も完型に近く、欠損しやすい雁股の先端部、茎部の下部もほぼ残存している。C類と鎌身頭部の幅、長さ、外側がやや内湾している点は似ているが、雁股の股の角度がC類と比べて小さく、梢円形というよりほとんど銳角に見える。図-95に掲載してある4点の雁股鐵は雁股を有す鎌身部がほぼ残存しており、形状や出土層の年代もほぼ特定できたものである。雁股鐵は西日本、東日本など地域によって形状に若干差

変遷 があるが、県内の雁股鐵の変遷はA→B→C→Dと推定した。

（3）雁股鐵の用途

合戦の合図 雁股鐵は古墳時代中期から近世の初頭まで見られ、そのことは本論考でもおおよそ当てはまる。中世では雁股鐵は戦闘用の弓矢というより、鏑を付けて合戦の合図に使用されたと言われ、C、Dの形状からもそのような意図で使用されたものであろう。しかし、12世紀後半の雁股鐵は形状が小さいものも存在し、戦闘用として使用された可能性がある（注14）。中世の合戦絵巻でも雁股鐵の弓矢が見られるので雁股鐵がすべて鏑矢として使用されたのではなく、戦闘用の中心の鉄鏑は鎌身が短く先が三角に尖っている形状であろうが、小型の雁股鐵は戦闘用としても活用されたと考えてよいだろう。元富士大宮司館跡の雁股鐵は形状が大きく、しかも鉄鏑は1本のみの出土であったので、戦闘用というより城館普請の際の神事とか、祭祀的な意味で使用された可能性が高い。

注1 真知堂縁起 1993『日本歴史編』 小学館

注2 斎藤忠 1992『日本考古学用語辞典』 学生社

注3 1985『日本歴史大辞典』 河出書房

注4 A類の雁股鐵の形状は関義則1986によると6世紀第3四半期に登場しており、それ以前に雁股鐵は確認されていない。

関義則 1986『古墳時代後期鉄鏑の分類と編年』『日本古代文化研究』第3号 古墳文化研究会

- 注5 B類の雁股鎌の形状は関義則1986によると7世紀の第2四半期に登場している。鍔身羽部がA類に比べて著しく短く、雁股が細く長いのが特徴であり。古墳時代後期にはこの2種類しか確認されていない。関義則1986「古墳時代後期鉄鎌の分類と編年」『日本古代文化研究』第3号 古墳文化研究会
- 注6 C類の雁股鎌の形状は飯塚武司1991によると10世紀中葉に登場している。雁股は長いが股の角度が狭いのが特徴である。
飯塚武司1991「鉄鎌 その時代性と地域性」『研究論集X』 東京都埋蔵文化財センター
- 注7 D類の雁股鎌の形状は飯塚武司1991によると12世紀後半に登場する。雁股がC類よりもさらに短く股が狭いのが特徴である。
飯塚武司1991「鉄鎌 その時代性と地域性」『研究論集X』 東京都埋蔵文化財センター
- 注8 富士市教育委員会 1981『横浜古墳・中原一号墳 伝法遺跡群 天間地区』
- 注9 静岡県埋蔵文化財調査研究所 1969『大谷川IV』
- 注10 富士市教育委員会 1981『東平』
- 注11 静岡県埋蔵文化財調査研究所 1991『宮下遺跡』
- 注12 富士川町教育委員会 1991『浅間林』
- 注13 島田市教育委員会 1987『居倉遺跡』
- 注14 飯塚武司1991によると京都府法住寺殿 W 10土壤出土鉄鎌の一括資料の内、大型の雁股鎌には木製のぬ鉗が装着されていると推定されたが、小型の雁股鎌にはぬは装着されていない。尚、住寺殿 W 10土壤は寿永2年(1183)11月19日の木曾義仲による法住寺焼打による院側の戦死した武将を葬ったものと考えられ、その土壤から出土した雁股鎌はその時の遺物である。
飯塚武司1991「鉄鎌 その時代性と地域性」『研究論集X』 東京都埋蔵文化財センター

5 元富士大宮司館跡出土の銭貨

(1) 元富士大宮司館跡出土の銭貨について

元富士大宮司館跡は古墳時代～室町（戦国）時代までの複合遺跡である。第1次調査から第4次調査まで実施した中で、中世に属する元富士大宮司館関連の遺構（郭内、堀）より出土した銭貨について、市内他遺跡出土銭貨、銭貨の歴史にも触れながら若干考察してみたい。

錢
27 枚 1次～4次までの調査で計27枚の銭貨が検出された。それによると北宋銭が24枚、寛永通宝が2枚、文久永宝が1枚である。北宋銭24枚の内訳は宋通元宝(960)、祥符通宝(1008)、至和元宝(1017)、天聖元宝(1023)2枚、皇宋通宝(1039)2枚、至和通宝(1054)、嘉祐通宝(1056)、熙寧元宝(1068)4枚、元豐通宝(1078)3枚、元祐通宝(1086)、紹聖元宝(1094)、元符通宝(1098)2枚、聖宋元宝(1101)3枚、政和通宝(1111)である。複数枚出土した銭貨は熙寧4枚、元豐、聖宋3枚、天聖、皇宋、元符2枚である。渡来銭は輸入量の多いもの順に並べると元豐、皇宋、熙寧、開元、元祐、永樂（注1）ということであり、総数31585枚を数える当市内より出土の埋蔵銭である北山銭では、多い順に皇宋、元豐、熙寧、元祐、開元、永樂なので（注2）、元富士大宮司館跡出土銭貨もほぼその通りと言える。

No.1～No.16までが第1次調査での郭内より出土している（図-72）。この郭内からは12世紀から16世紀後半の陶磁器片が出土しており、中世を通じて建物が継続して存在していたと考えられ、元富士大宮司館跡と推定している。No.17～No.24までの北宋銭は第3次調査で検出された堀2、堀4より出土している。堀2は元富士大宮司館を武田氏が改修した時の堀、堀4は元富士大宮司館跡の堀と推定している。第4次調査ではNo.25、26、27の3枚のみであった。

欠
欠 捜 第1次調査で出土したNo.1～16であるが宋通、天聖、皇宋、嘉祐、熙寧、元祐、聖宋、政和の各銭貨は、そのほとんどかまたは一部分を欠損していた。富士山の火山灰土を中心とする酸性度の強い土壤であり、しかも落銭と考えられ長い年月の間に腐食したのであろう。字体も磨耗している銭貨がほとんどであり、經銭、惡銭の部類に入る銭貨であった。

落
落 銭 第3次調査で出土したNo.17～No.24はほぼ完型で出土した。第1次調査出土銭貨より状態がよいのは、湿性の埋土から出土しているので酸化から免れたせいだと思われる。字体は磨耗しており、精銭に入れるような銭貨ではない。第4次調査で出土した3枚の銭貨もしかしりである。元富士大宮司館本体と推定している箇所から遠ざかるに従って銭貨の出土量が減っているが、このことは他の遺物にも同様なことがいえる。人の動きが多いところに落銭もたくさんあるということであろう。枚数も少なくしかも落銭と考えられるため元富士大宮司館跡出土銭貨の中には、いわゆる精銭はなかったといってよい。しかし經銭、惡銭の部類に入る銭貨までの形状の差は見られた。

次項で富士宮市内中世関連遺構出土の銭貨についても述べるが、当市では中世遺構発掘

中世遺構 の絶対量が少なく、それに伴っての渡来銭も当然の事ながら少ない。しかし各地の中世遺跡で発見されている備蓄銭の事例は過去をさかのばると当市にも一例だけある。通称北山備蓄銭と言われる備蓄銭である。正確に発見された時期は不明で、戦前に北山本円寺の地所より出土したが、発掘によってではなく偶然発見されたらしい。戦乱に明け暮れた中世ではあったが、その渦中でも聖域とされていた寺社領は格好の備蓄銭保管場所であった(注3)。従って中世遺跡から発見される備蓄銭のはとんどが当時の寺社領から出土している。

北山備蓄銭の内訳は表-22の通りであり、当時存在したであろう錢貨のほとんどが含まれている。当然の事ながら北宋銭が一番多く永楽通宝を中心とした明銭も含まれていた。出土枚数も少ないが元富士大宮司館跡からは当時精銭の中核に捉えていた永楽通宝の出土が1枚も見られない。戦国時代に入ってからは、東国では特に永楽通宝を基準貨幣に定めようという動きがあったし、事実、後北条、武田氏などは永楽通宝のみを精銭として、他の渡来銭は一切籠銭として打歩をつけて通用させたほどである(注4)。従って永楽通宝は他の渡来銭と比べて価値が高かったのである。備蓄銭があればその中に永楽通宝が含まれていたはずであり、北山銭はまさにそのことを証明している。元富士大宮司館跡の錢貨はすべて落銭であると思われ、まさに「鑑一文」の錢貨であり、だからこそ、当時も拾われないで残っていたのであろう。永楽通宝は落銭があったとしても既に当時拾われてしまつて、大切に使用したりあるいは備蓄されていたはずである。いずれにしても、当時の状況からすれば、かなり偏狭な地であったはずである当地でさえ備蓄銭が存在し、数少ない中世遺構からも錢貨の出土があったということは、日本全国で貨幣経済が広まっていたことを意味し、商品取引の決済は錢貨を中心であったことの証であることが再認識される。

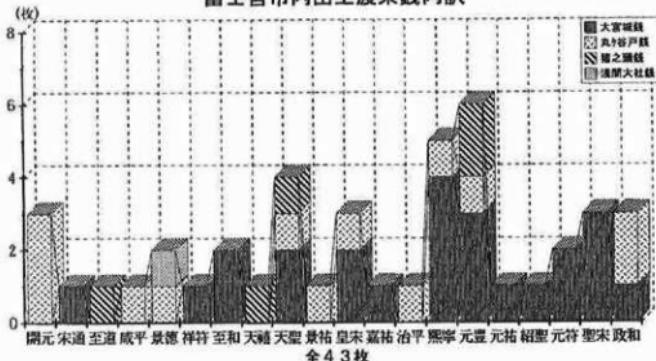
また、北山銭以外、出土錢貨の中に永楽通宝が含まれていないことは永楽通宝が精銭として他の渡来銭よりも高い価値を持っていたことがわかると同時に、永楽通宝の絶対量が他の渡来銭に比べて少なく、当地ではあまり使用することができなかつたことにもなると考えられる。

(2) 市内遺跡出土の錢貨

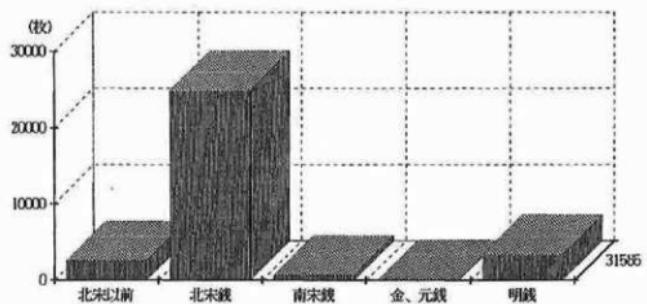
富士宮市では元富士大宮司館跡の発掘を含め數カ所の遺跡より中世の錢貨が出土している。市内南部に位置する丸ヶ谷戸遺跡、北部の猪之頭養鱒場内遺跡、中央部の浅間大社遺跡などである。発掘時期が不確かな備蓄銭である北山銭については前項で述べてあるので詳説は省く。

丸ヶ谷戸遺跡 丸ヶ谷戸遺跡からは土壙墓群より錢貨が13枚出土している。開元通宝(621、唐)3枚、咸平元宝(998、北宋)、景德元宝(1004、北宋)、天聖元宝(1023、北宋)、景祐元宝(1034、北宋)、皇宋通宝(1039、北宋)、治平通宝(1064、北宋)、熙寧元宝(1068、北宋)、政和通宝(1111、北宋)2枚である。このうち景祐、政和、咸平、皇宋、熙寧、天聖が六道銭として一重ねされる(注5)。いずれも渡来銭であり、開元通宝以外は北宋銭である。渡来

富士宮市内出土渡来銭内訳



北山銭銭種内訳(1)



总数 31585 枚

北山銭銭種内訳(2)

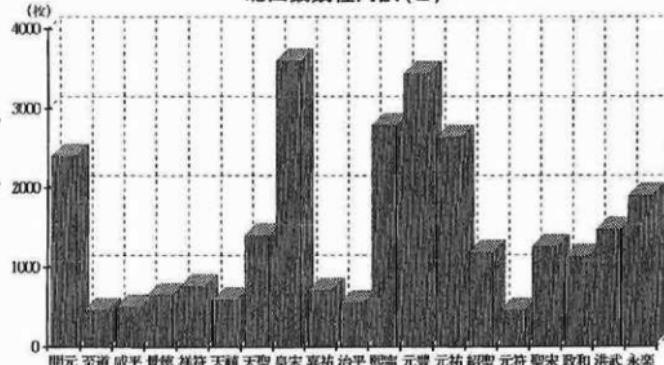


表-22 銭貨内訳表

銭は平安から江戸初期にかけて流通しているが、中世に最も多く使用された銭貨である。銭貨は相当長期間使用、保存に耐えうるので、621年鋳造の開元通宝も中世でも使用されていたはずである。当時は渡来銭を模した私鋳銭を中心とする經銭が横行していたが、この開元通宝は形状がよく渡来銭である可能性が高い。六道銭として使用したと考えられる景祐～天聖の六枚の銭貨も保存状態がよく形状もよいので、悪銭ではないことは一見してわかる。政和、元豐もしかりである。景德は字体が磨耗しており、一部破損している。破損は当時か発掘するまでの間かは不明だが全体の造りが粗雑であり、經銭、悪銭の部類に入るであろう。

猪之頭養豚場 猪之頭養豚場内遺跡からは5枚の銭貨が中世土壤より出土している。5枚とも北宋銭である。至道元宝（995）、天禧、天聖は字体形状ともしっかりしていた。天豐の2枚は字体が磨耗しており至道、天禧、天聖に比べると形状も落ちる。室町幕府の還銭令の基準では、後2枚は經銭悪銭の部類に入ると思われる。精銭、銅銭、悪銭の基準は、中世の中でも、為政者、場所、時代によって異なり、戦国時代にあっては、この地は永樂通宝のみを精銭としていたので、他の渡来銭の形状がいくらよくてもそれらは經銭の範囲に組み込まれていた（注7）。従って戦国時代の当地の還銭の基準では北宋銭はすべて經銭ということになる。

浅間大社遺跡 浅間大社遺跡では中世から近世以降である溝1より渡来銭が1枚出土している（注8）。その他は寛永通宝であった。渡来銭は景德元宝（1004、北宋）である。表面が磨耗しており銅銭、悪銭の部類に入る銭貨であろう。

渡來銭 元富士大宮司館跡を含んだ市内中世遺構出土渡来銭を並べると、北宋銭が一番多いのは言うまでもない。渡来銭43枚の内、多い順に元豐、熙寧、皇宋、天聖、聖宋、政和、開元となり（表-22）、北山銭の皇宋、元豐、熙寧、元祐、開元、永樂の順、とほぼ同じことがわかる。全国的には多い順に元豐、皇宋、熙寧、元祐、開元、永樂となり、市内中世遺構出土銭貨の内訳は、当時この地においても銭貨流通がかなり一般化していたことを意味する。

（3） 銭貨の歴史

和同開珎 日本の銭貨は708年（和同1）に鋳造された和同開珎に始まるとされていたが、奈良県飛富本銭

鳥池遺跡より出土した富本銭の出現により、和同開珎最古説も絶対ではなくなっている。通説では、奈良時代から平安時代にかけて11種の貨幣が鋳造されたと言われ、和同開珎を含め皇朝十二銭と称している。最後に鋳造された乾元大宝は958年（天徳2）であるからその間250年である。この皇朝十二銭は、政府の鋳造機関で鋳造された官銭と民間で鋳造された私鋳銭とがあった（注9）。後に輸入され、元富士大宮司館跡からも多数出土している北宋銭も大量に私鋳されているが、鋳造技術が低く、その管理も不十分であった古代から中世にかけては、「官銭があるところ必ず私鋳銭がある」といえるほどであったし、官銭と

私鑄銭とが見分けがつかない錢貨もあった。律令制時代の貨幣でもあった皇朝十二銭は広く流通したわけではなく、畿内、しかも貴族の間での流通に限られていた。皇朝十二銭以外にも唐や朝鮮からの錢貨が流入していたが、それらの用途は貨幣というよりも宗教的呪術的意味で使用されることが多かったようである。租、庸、調、雜徭などの税は稻や穀物以外の生産物、労役であったし、一般的には米や絹などが貨幣の代わりに使用されていた。狭い範囲で流通量が少ない皇朝十二銭は平安時代末までにはほとんど使用されなくなっていた。

商業取引 平安時代末から鎌倉時代に入ると商業取引が次第に発展しだし貨幣の必要度が増してきた。政治形態は律令政治から武家による封建政治に移行したが、当時アジアで広く流通していた宋銭の信用を上回るほどの錢貨は中国からの渡来銭がすべてといつても過言ではない。

宋銭 いが、種別では唐錢、宋錢、金錢、元錢、明錢となっている。その内宋錢と明錢が主な流通錢貨であった。宋錢は北宋錢と南宋錢に別れ、北宋錢は960年の宋通元宝から1119年の宣和通宝まで50種、南宋錢は1127年の建炎通宝から1265年の咸淳元宝まで17種鑄造されている。明錢は1361年の大中通宝から1433年の宣德通宝まで4種鑄造されている（注10）。宋錢では北宋錢が輸入量、流通量が多く、明錢では永樂通宝が広まっていた。

私鑄銭 戦乱に明け暮れた中世は私鑄銭が広まった時代でもあった。北宋錢などの多くの渡来銭が流入したのであったが、やがて渡来銭の流入も途絶えがちになった。しかし、錢貨の必要量は次第に増したので、渡来銭を模した私鑄銭が横行したのである。本来の渡来銭より遙かに質が落ちる私鑄銭、本来の渡来銭であっても古くなつて磨耗、破損したものまで入り乱れていた。商業取引が発展する中で、渡来銭に頼り国産貨幣を持たない中世は、不安定な国情と相見え、貨幣経済が混乱し慢性的な貨幣不足の時代でもあった。そのため室町幕府をはじめ、戦国時代になると有力な社寺や戦国大名は良質な錢貨いわゆる精銭を流通

選銭令 させ、劣悪な私鑄銭を排除するため選銭令をしいたが、個々の商業取引でも必然的に選銭をするようになっていた。為政者の通達以上の選銭をしそぎると、絶対量が不足しているので打歩（プレミアム）がつきすぎ商業取引に大きな支障をきたす。従って、室町幕府ら有力大名は個々の基準での選銭を禁止する選銭禁止令も出さなければならなかつた。これらの過程を通して精銭、鍾銭が識別されていくのだが、絶対量の不足から私鑄銭を中心とする鍾銭の使用を禁止することはできず、精銭1文に対して鍾銭数文というような打歩をつけて鍾銭もまた流通していた。各地の中世遺跡で埋蔵銭が発見されているが、それらの形態が良質の錢貨即ち精銭であろうと言われている（注11）。

戦国時代 戦国時代は、精銭、鍾銭、惡銭の基準、それらに伴う打歩の割合についても各地で異ならざるをえなかつたが、永樂通宝を標準貨幣の中核に据えようという動きは全国的に見られた。武田、後北条ら東国の戦国大名は精銭の定義を永樂通宝にしほり、その他の渡来銭は鍾銭とし、劣悪な錢貨は惡銭として排除したのであった（注12）。従って貢納、物価はすべて永樂通宝が基準であり、鍾銭は割り引いて通用させていた。鑄造がしっかりしており

永楽通宝 見た目にも美しい永楽通宝は他の渡来銭に比べて価値が高かったのである。永楽通宝を標準貨幣とする政策は徳川幕府が成立しても引き継がれたが、渡来銭である永楽通宝にいつまでも頼っていられないことは自明の理であり、幕府は1608年（慶長13）に永楽通宝の使用を禁じた。国産の錢貨である寛永通宝は1636年（寛永13）以降の鋳造であるから、その間は他の渡来銭（銘錢）が流通したことになる。寛永通宝の出現により国産の基準錢貨を持つことになり、1670年（寛文10）の渡来銭使用禁止令をもって500年以上続いた渡来銭の流通に終止符を打つことになるのである。

注1 青山礼志 大井雅夫 西田将 1974『貨幣手帳』ボナンザ

注2 日本考古学協会 1962『日本考古学辞典』東京堂出版

注3 1993『日本歴史館』小学館

注4 1985『日本歴史大辞典』河出書房出版

注5 富士宮市教育委員会 1991『丸ヶ谷戸遺跡』

注6 富士宮市教育委員会 1994『猪之頭遺跡』

注7 注4同じ

注8 富士宮市教育委員会 1996『浅間大社遺跡』

注9 注4同じ

注10 1976『日本貨幣型録』日本貨幣商協同組合

注11 注4同じ

注12 注4同じ

6 元富士大宮司館跡出土の獣骨

元富士大宮司館跡出土の動物遺体種名表

脊椎動物 VERTERRATA
 哺乳類 Mammalia
 クジラ目 order Cetacea
 イルカ科 Family Delphinidae
 属・種 不明
 偶蹄目 order Artiodactyla
 シカ科 Family Cervidae
 ニホンジカ Cervus nippon
 食肉目 order Carnivara
 イヌ科 Family Canidae
 イヌ canis familiaris

種名	出土地	部位
イルカ	堀2(7ライン) 中層	椎体 2
イヌ	堀2(10ライン) 中層	LTib 1 第2頸椎 1 pel 1
シカ	竪穴住居16号 墓土	Lmc dis 1

獣骨 本遺跡から出土した獣骨は、イルカ・イヌ・ニホンジカの3種のみである。出土した獣骨はいずれも堀内や竪穴住居の埋土内などから出土しており、いずれも直接元富士大宮司館跡に伴うものとは考えにくい。したがって、これらの獣骨はいずれかの時期に流入したものと考えることが、妥当と思われる。

イルカ <イルカ>

堀の中層から椎骨2個のみが出土している。2個とも保存状態はよいがこれ以外の部位について出土は無い。

静岡県では昔から伊豆で盛んにイルカ漁がおこなわれており、イルカを食する習慣がいろいろな地域でみられる。富士宮地域でも、古くからイルカを食する地域であることから富士宮でのイルカの出土は決して特異なことではないと思われる。

イ　ヌ <イ ヌ>

LTib と頸椎・pel が出土している。イヌの骨は湿性の埋土の中から出土したもので、極めて保存状態は良く、同一の場所から出土していることから、同一個体のものと思われる。また、pel の特徴からみて、雄で中型の犬である。極めて保存状態が良いにもかかわらず、これだけしか出土していないことから、埋葬されたものとは考えられず、堀の中から出土していることから、流入したものと考えるほうが自然であろう。

ニホンジカ <ニホンジカ>

16号住居跡の埋土から Lmc dis が出土しているが、破損した dis の一部のみの出土であり、骨の状態からみて、破損してからかなりの時間が経過している。これも流入した骨の一部と思われる。

VI 特論

1 古代・中世の富士氏

植 松 章 八

富士郡 現在の富士郡は芝川町のみからなるが、かつては現富士市・富士宮市を含むものであつた。それは、富士山西南麓に位置し、東が富士山裾部、南が愛鷹山麓と駿河湾、西が星山丘陵と富士川、北が羽鶴丘陵及びそれらに囲まれた平野部からなる。

郡名の由来は一般に富士山によるとされるが、都良香の「富士山記」には「山名=富士」、「富士」の用字「取=郡名=也」とある。また、「富士」の用字については、次のとおりである。

6世紀 聖德太子伝暦上巻……附神岳（編さん年代不明）

7世紀 上宮聖德太子伝補闕記（編さん平安初期）

日本書紀卷第二十四皇極紀……不尽河（編さん A.D. 720）

8世紀 常陸國風土記……^{ふじやま}福慈山（編さん A.D. 718以前か・再撰説もあり）

平城宮二条大路木簡……富士郡（編さん A.D. 735）

東大寺要錄卷八（東大寺本）……富士郡（編さん A.D. 1106～1134）

万葉集……不尽・布士・布仕・不自・布時・布自（編さん 8世紀中葉）

続日本紀卷三十六……富士山（編さん A.D. 794～797）

富士大宮司系図・駿河浅間神社旧蔵『和邇氏系図』

……富士郡（編さん平安以降）

9世紀 日本書紀……富士嶽（編さん A.D. 822ごろ）

竹取物語……ふじの山（編さん 9世紀平安初期）

富士山記……富士（編さん A.D. 877ごろ）

以上によると、あるいは「不尽」が古称で「富士」にかわるといえるかも知れない。

さて、本稿では、古代・中世の富士氏（富士大宮司家）について述べることとする。『富士大宮司系図』を始め、よく知られた文献史料も多いが、特に古代に関しては最近の考古資料による検討も加えたい。

（1）古代の富士氏

（A）古代の富士郡

駿河國 7郡 律令期の駿河国には、7郡が知られ、西から志太・益頭・有度・安倍・庵原・富士・駿河の各郡となる。

平城宮木簡 「富士郡」の初出は、既にふれたように平城宮の二条大路木簡（注1）であり、天平7年（735）の木簡3点に「駿河國富士郡古家郷・・・」「富士郡久式郷・・・」「駿河國富士郡嶋田郷・・・」とある。

高山寺本	東急本		備考
島田	島田	之萬多	シマダ 「駿河国富士郡島田郷鹿野里」平城本簡、天平7年10月（概報22）
小坂古家	手左加	小坂古家	ヲサカ フルイヘ 「駿河国富士郡古家郷小嶋里」平城本簡、天平7年10月（概報22）
なし		蒲原	カムハラ 「富士郡蒲原駅灘立於富士河東野」 日本三代実錄、貞觀6年12月10日条
なし		駅家大井	ヲメイ 「大井里」平城本簡、天平7～8年（概報22） 「×□□□ 大井里人」藤原宮本簡
久武		久武	クニ 「富士郡久武郷上里」平城本簡、天平7年10月（概報22） 「駿河国富士郡久武郷」（正倉院宝物館文集成）
炬名なし	比奈	炬名神戸	ヒナ カムヘ

表-23『和名類聚抄』にみる富士郡郷名

次に、東大寺要録卷八（東大寺本）の天平19年（747）9月26日聖武天皇勅旨（注2）に「金光明寺宛...食封一千戸」とあり、「駿河国富士郡五十戸」（注3）とみえる。天平年間、大仏鉛造が甲賀寺から東大寺に移されるころ、東大寺封戸の中に「富士郡五十戸」が認められるのであるが、その詳細は明らかでない。それについては、平安期、天暦四年（950）11月20日の「東大寺封戸莊園并寺用帳」（正倉院文書）（注3）に

駿河国百戸

調絹冊四疋四丈五尺^合九二丈、益綱^合五十戸料、益綱郎、^合三足三丈、富士郡五十戸料、久武郎、『定期一貫車之、苦田時、先一六百一依之。』

庸布七十四段一丈四尺^合九六段一尺、益綱^合八段、富士郡。

中男作物紙千九百廿張^合九百八十張、益綱^合、『見候并之。』

（後略）

久武郷とある。富士郡久武郷が東大寺封戸として調絹、庸布、中男作物紙などを課されていることが分かる。約200年を経てということになるが、久武郷が明記されている。

源順によって承平年間（931～938）に編さんされた『和（倭）名類聚抄』は、10世紀前半の地方行政組織を示す資料として広く知られている。富士郡とその郷名は、高山寺本によると5郷、東急本によると9郷があり、表示した。問題はそれらの比定（注4）であるが、ほぼ確実とされるのが久武郷と炬名郷の2郷にすぎない。久武郷は、さきの天暦4年（950）の正倉院文書、伝法村泰德寺永正18年（1521）文書（注5）の「富士郡下方莊久瀬郷」、厚原村植松文書天正15年（1587）2月徳川家康朱印状（注6）の「下方厚原并久瀬郷事」などにより、富士市の國久保、久沢、久保等の字名が現存する地域一帯を指すものであろう。なお、鶴岡良弼の地理志料（注7）には、「按久武之言國也、並珠璣河國造所鎮、因名」ともある。炬名は、現“比奈”に係るものとみて、富士市吉永、須津辺りを比定

することが一般的である。おそらく、富士郡9郷の比定のうち、定説といえるのはこの2郷である。なお、近年の傾向として、木簡や墨書き器などの出土による比定例も各地で報告されているが、富士郡下ではそうした資料はみられない。

式内社 式内社は富士郡三座（注8）であり、内訳は大1座、小2座である。駿河国でみると、22座、うち大1座、小21座である。大を有するのは富士郡のみとなる点に注目できる。ちなみに、益頭郡4座、有度郡3座、安倍郡7座、蘆原郡3座、駿河郡2座となる。

富士郡3座及びにその比定地は、次のとおりである。

倭文神社・・・富士宮市星山倭文神社に比定

浅間神社・・・富士宮市宮町浅間大社に比定

富知神社・・・富士宮市朝日町福知神社に比定

これらの比定については、富知神社を富士市伝法の「富知六所浅間神社」に比定しようとする意見もある（注9）が、定説は以上のとおりである。ただし、後述するように郡衙を富士市伝法の東平遺跡に比定するとともに、官道としての東海道も東平遺跡付近と推定すると、その近辺に式内社が認められないことはやや問題を残すとしてよい。

（B）古墳群と富士氏の美津城

珠流河国造 先代旧事本紀の「国造本紀」には、珠流河国造は「志賀高穴穂朝世、以_レ物部連祖大新川命兎片堅石命、定_レ賜國造_ス」とあることが広く知られている。珠流河の中心は、律令期の富士・駿河両郡、すなわち、律令期駿河国の東部地域とみてよいと思われる。また、そうした国造制成立の時期については、「磐井の乱後の六世紀中葉にまず西日本を範囲としてほぼ一齊に成立し、その後半世紀ほど経過した六世紀末の段階で、東日本にも一挙に実施されたと考えられる。」（注10）とされている。

（a）スルガの国古墳群

浅間古墳 まず、首長墓系譜といえる大型古墳からみておこう。愛鷹山麓で、富士市増川の浅間古墳（注11）（前方後方墳、全長約90メートル）が4世紀後半に出現し、その西北1キロメートルほどに富士市北条の東坂古墳（前方後円墳、全長58～60メートル、粘土床、内行花文鏡・四獸鏡・石劍・筒形銅器・石製品ほか）が5世紀初頭で続いている。前方後方墳で出発して次に前方後円墳に変化する状況が認められ、遠江における多くの地域例に一致するものといえるが、遠江における前方後方墳の全長40メートル後半台より大型となり、時期的には少なくとも数十年ほど遅れる在り方が異なることになる。

ところで、富士市域でこれに続く5～6世紀の古墳を抽出することはむずかしい。確實なところでは、5世紀中ごろから後半に入つてから、富士市船津の薬師塚古墳（注12）（円墳又は帆立貝式前方後円墳か、径24メートル、木棺粘土床、剣・碧玉製玉類ほか）、同伝法の伊勢塚古墳（注13）（円墳又は帆立貝式前方後円墳か、径54メートル、円筒埴輪）、同中里の琴平古墳（注14）（円墳、径31メートル）がみられる。

これらの古墳は、いずれも富士山南麓の一帯を含む愛鷹西南麓に立地するが、6世紀になると、愛鷹山東南麓に2基の前方後円墳が出現する。沼津市東沢田の長塚古墳（注15）（前

方後円墳、全長55メートル）は、6世紀前葉ごろの須恵器と土師器を出土している。ここから西80メートルほどの沼津市西沢田に子ノ神古墳（注16）（前方後円墳、全長48メートル、横穴式石室か）があり、6世紀前葉から中葉とされる。また、この2基の前方後円墳に隣接して沼津市中沢田に沢田伊勢塚（注17）（円墳、径26メートルか）がある。

次に海岸砂丘上に、3基の古墳がある。富士市柏原の庚申塚古墳（注18）（双方中方墳、全長40メートル）、その東150メートルで山の神古墳（注19）（前方後円墳、全長41.5メートル、円筒・人物埴輪）があり、6世紀前葉から中葉ほどとみられる。沼津市松長の神明塚古墳（注20）（前方後円墳、全長54メートル、粘土郭）があり、5世紀末ごろの時期と考えられている。

沼津市足高の清水柳北古墳（注21）（上円下方墳、一辺約20メートル、主体部は火葬石櫃）にも注目しておきたい。伴出土器から8世紀初頭の年代を確認できるが、終末の首長墓の姿といえる。

以上により、この地域での首長墓の系譜は、4世紀後半に富士市増川の浅間古墳から始まって東坂古墳と続き、若干の空白を経て5世紀後半には富士山南麓及び愛鷹山南麓では大型円墳にかかり、5世紀末から6世紀前半の前方後円墳は愛鷹山東南麓及び海岸砂丘上となる。このうち、5世紀末以降の前方後円墳は、遠江及び駿河中西部におけるそれとは規模が異なり、40~50メートル台の大型墳として造成される点で強い地域性を有する。

最後に、資料不足のため、以上の首長墓系譜には含み得ないが、そうした可能性を残す古墳や遺物について列挙しておく。

丸山古墳 （中里K94号墳） 消滅 径50メートルの大型円墳の可能性（注22）。

寺屋敷古墳 （中里K94号墳） 消滅 前方後円墳の可能性（注23）。

天神塚古墳 （中里K91号墳） 現存 全長50メートル前後の前方後円墳であることを平成12年2月に確認（注24）。

アガリット古墳（中里K78号墳） 消滅 乳文鏡、簪、紋具ほか（注25）。

神谷大塚古墳 （神谷J30号墳） 消滅 金銅製鏡、甲冑、馬具ほか（注26）。

上ノ段古墳 （船津L129号墳） 消滅 金銅製鏡（眉底付き）、杏葉残欠（注27）。

ふくべ塚古墳 （船津L8号墳） 現存 乳文鏡、玉類ほか 前方後円の可能性（注28）

富士市船津陳ヶ沢付近 刀子形石製品1点（注29）

富士市船津（字）鞍置塚 刀子形石製品3点（注30）

目立つものを挙げ、今後の課題としておく。

（b）富士郡の群集墳

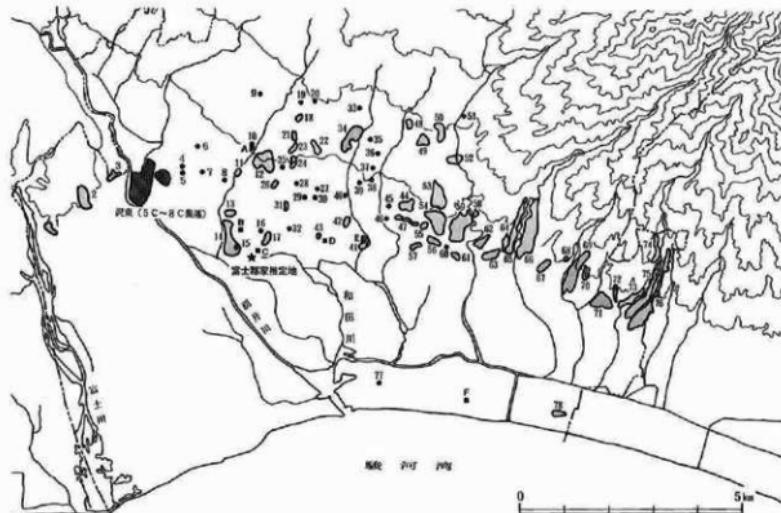
富士郡にかかる群集墳についてみよう。ここでは、富士宮市及び富士市内の古墳群、すなわち、愛鷹山麓古墳群の西半部を表示し、25地区、84古墳群を得た（図-96、表-24）。本表のうち、注意しておくことは、古墳群数、特に吉原地区の古墳群が今までのどの資料よりも多くなっていることにある。『吉原市の古墳』（昭和33年）以来、吉原地区の群集墳はA~M群の13支群に分けることを基本としてきた（注31）が、今回は富士市教育委員

会によって平成11年3月に改正された遺跡地図及び同5月の遺跡地名表（注32）を基本に新たに作成してみた（注33）。また、本表と律令時代富士郡との関係をみると、本表の富士市鈴川地区鈴川東町古墳群及び富士市東柏原地区東田子浦M古墳群は駿河郡柏原郷としてよい。問題は、特に船津地区的古墳群をどちらの郡とみるかであり、十分な議論もされていないが、ここでは駿河郡として扱う。

さて、愛鷹山麓古墳群における群集墳の出現は、富士市伝法・須津・船津地区付近に見られる。中原古墳群の中原4号墳（注34）・中里K3古墳群のK99号墳（注35）・船津L寺ノ上1号墳8古墳群の寺ノ上1号墳（注36）は、6世紀前半といえる遺物を含んで、当地群集墳の出発を物語っている。そのうち、中原4号墳と寺ノ上1号墳は、発掘調査によって埴丘や石室構造が確認されて重要である。前者は円墳で基底径11メートル、石室長約5.3メートルと小規模であるが、副葬品はきわめて豊富な内容（後述する。）である。注目すべきは奥壁で、下半部に大礎を広口積みとしてその上部に小礎を小口積みとする構造を有する。後者は、円墳で基底部22.5メートル、周溝を巡らし、石室長12.5メートルで市内最大規模、天井までの高さ1.3メートルとやや低く、石室幅も1.2メートルと狭い。奥壁の構造は、下段に幅1メートル余、高さ0.6~0.7メートルの大礎を置くが、それより上部は円礎の小口積みとなる。この中原4号と寺ノ上1号墳の横穴式石室は、富士川以東で確認された石室のうち、最古式の構造と認めてよいものである。県内でもみると、浜北市興覚寺後古墳（注37）（前方後圓墳・片袖式石室）や同高根山古墳（注38）（円墳・両袖式石室）に類似する構造であり、磐田市齋塚古墳（注39）（円墳・片袖式石室）や浜松市吉野D3号墳（注40）（円墳・両袖式石室）の全面円礎積みに続くタイプとなる。おそらく、愛鷹山麓における出現期群集墳のなかでも最古となるものであろう。沼津市域に属する愛鷹山麓の群集墳中では、おそらく中沢田の伊勢塚（注41）（おそらく円墳、推定径26メートル、組合せ式箱式石棺直葬）が同時期かも知れない。

横沢古墳 次に、6世紀後半から末葉にかけては、伝法地区の横沢古墳、一色・原田地区的実円寺西古墳、比奈地区的大阪上古墳・かぐや姫古墳、富士岡地区的下白沢古墳、須津地区の中里大久保古墳・K97号古墳・K98号古墳・神谷大塚古墳、船津地区的桜沢A古墳・丸山古墳・メッコ塚古墳（注42）などの築成が明らかである。やや大きくみれば、ほとんどの古墳群が6世紀代に成立し、それが多くは7世紀中葉前後まで新たな築成を追加し、その後は追葬期といえよう。各地域の家父長層が古墳を築成し、この地域で640余と数えられた古墳を形成したのである。

こうした愛鷹山麓の群集墳に関連して、『日本書紀』の安閑天皇2年（535）5月9日条にある「駿河國の稚賛屯倉を置く。」（注43）の記事がしばしば指摘される。『大日本地名辭書』（注44）の生贊川（吉原川、すなわち沼川のこと。）の項によれば、稚賛屯倉設置について「生贊は此稚賛をいひなまれるにあらずや、猶考ふべし。」とあり、さらに、「此地は屯倉を定められるべき美田富村に非づ、古今の変異あるごとし。」とする。要するに、現沼川城に「稚賛屯倉」（注45）が置かれ、それにかかる地方豪族がこの地にあって群集墳を



【古墳群の名前】

1. 上原古墳群 2. 梶原古墳群 3. 梶原古墳 (高砂坊) 4. 墓 5. 道下 6. 道道下 7. 沼上 8. 木木 9. 追埋 10. 池沢 (横沢古墳)
11. 中尾古墳 (中尾4号墳) 12. 番 13. 番平 (西平1号墳) 14. 佐法A 15. 伊勢原古墳 16. 番平 (東平1号墳) 17. 佐法B 18. 番倉1
19. 番倉2 20. 番3 21. 八ヶ原 22. 番2 23. 石坂1 24. 番2 25. 番3 26. 石坂4 27. 石坂5 28. 番坂6 29. 番坂7 30. 番坂8
31. 石坂9 32. 番坂10 33. 番坂11 34. 一色D 1 35. 一色D 2 36. 一色D 3 37. 一色D 4 38. 一色D 5 39. 一色D 6 40. 一色D 7
41. 一色D 8 42. 西山 43. 番川H 1 44. 番川H 2 45. 滝川H 3 46. 滝川H 4 47. 滝川H 5 48. 戸1 49. 戸2 50. 戸3
51. 番川門前 52. 番川門前 53. 番川門前 54. 番川門前 55. 番川門前 56. 番川門前 57. 番川門前 58. 番川門前 59. 番川門前 60. 富士御F 3 61. 富士御F 4 62. 番K 1 63. 番K 2 64. 番K 3 65. 番K 4 66. 番谷 67. 番谷 68. 番谷 69. 番谷 70. 番谷L 2 71. 番谷L 3 72. 番谷L 4 73. 番谷L 5 74. 番谷L 6 75. 番谷L 7 76. 番谷L 8 77. 番谷L 9 78. 番谷L 10

【追跡と墨書き土器】

A. 桂沢古墳「布」 B. 平原「布」 C. 三日市庵寺跡「布」「寺」 D. 久保保「食」 E. 宇束川「布」「寺」ほか F. 三新田「廣見」

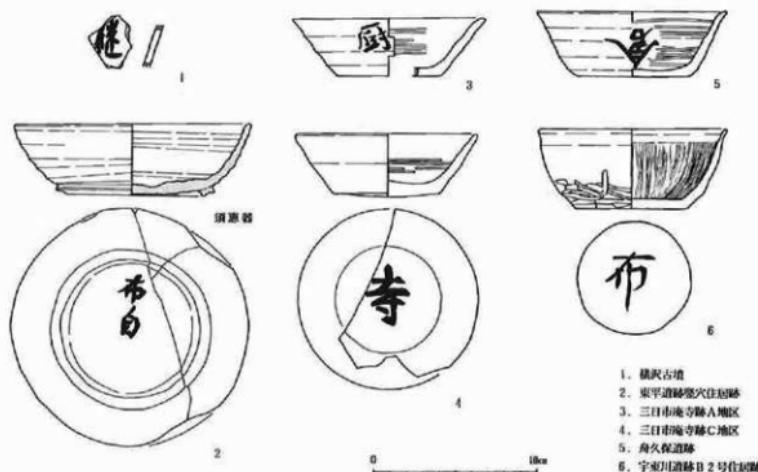


図-96 富士郡家周辺の古墳群と墨書き器

地区	古墳群	基数	主な古墳	内 容 等	地区	古墳群	基数	主な古墳	内 容 等
村 山	元 村 山	1		五角鏡、地点不詳		一 色	1	D 1	6
小 泉	三室 神祖 寺内石殿 若 宮	4 2 10數	大 室 神祖山の神	円墳、横穴式石室 円墳	一色・原田 ほか	1 1 1 1 1 1 1 1 1 5	D 2 D 3 D 4 D 5 D 6 D 7 D 8	実 円 寺 西	円墳、横穴式石室
阿 幸 地 淀 師	舞々木 行 人 墓	2 1	舞々木(1,2) 行 人 墓	破壊					
大 中 里	中 南 黒 原	1 1		円墳、直刀、馬具他 地点不詳 地点不詳	神 戸	1 2 3	神 戸 1 神 戸 2 神 戸 3		
安 居 山	別 所 所	3	別所 1 分 別所前庭(立石)	横穴式石室、頭椎大刀、銅象頭標 馬具他	御手・御門	1 7	御手・御門 E1 御手・御門 E2	間 円 大 墓	円墳(径15m)、馬具はか
沼 久 保	萩 墓	1		破壊	流 川	1 2 3 4	流川 H 1 流川 H 2 流川 H 3 流川 H 4	6 1 1 5	
黒 田	流 戸 月 の 輪	3	流 戸 1 号 前方後円墳	月の輪法印塚	北 奈	13 2 2 3 3	比奈 G 1 比奈 G 2 比奈 G 3 比奈 G 4 比奈 G 5	14 2 2 3 3	東 板 大 板 上 かくや 横 上 口
岩 本	上 井 奈 研究 流 戸 原 (高徳坊)	3 4	念願園(4号)						大型前方後円墳、墓土床、墓・石頭はか 円墳(径17m)、横穴式石室 横穴式石室
火 間	東 下 天 間			詳細不詳	富 士 団 ほか	2 23 1 2	富士岡 F 1 富士岡 F 2 富士岡 F 3 富士岡 F 4	下 白 津 花川戸 1号	内行文文献
原 原	漢 道 下 道 漢 道 漢 滝 漢 滝	1 1 1 1 1			須 誠	5 5 17 55 123	中里 K 1 中里 K 2 中里 K 3 中里 K 4 神 谷 J	九 山 寺 屋 敷 中里大久保 天 神 墓 琴 平 K95・97~99 先 陣 墓 神谷 大 墓 大原町地1号 千 人 墓	円墳(径50mか) 前方後円墳か、埴輪 施大刀・馬具はか 前方後円墳 大型円墳(径31m) 横穴式石室、頭椎大刀 馬具はか 甲骨・馬具はか 横穴式石室、組合式格子石棺 円墳
伝 法	木 法 A 平 法 中 法 横 法 見 法	1 5 2 1 24	伊 势 墓 西平 1号 中原 4号 中原 5号 横 法	大型円墳、埴輪 藤平刀・鉢形金具他 馬具・劍・大刀・U字状銀 円墳(径16m)・横穴式石室 直刀・铁錐・馬具・金網製鎧	増 川 ほか	4 2	増川 I 平	浅 間	大型前方後方墳(全長約90m)
大 潤	片 倉 片 倉 片 倉 片 倉 片 倉 片 倉 片 倉 片 倉 片 倉 片 倉	3 2 1 4 1 3 1 3 1	片倉 1~3号 片倉 4号 片倉 5号		船 津 ほか	5 2 4 1 21 9 124 24	船津 L 1 船津 L 2 船津 L 3 船津 L 4 船津 L 5 船津 L 6 船津 L 7 船津 L 8	栗 墓 上 ノ 段 栗 津 A 丸 山 メコ 墓 稻 荷 墓 L 208~215 L 14 ふくべ 墓 寺ノ上 1号	円墳、木棺底上庄・劍・碧玉製筒玉ほか 金網製冠底付き青・杏葉 横穴式石室、須恵器 円墳、横穴式石室、須恵器 乳文鏡ほか 円墳、横穴式石室(6m) 群集墓葬 円墳 乳文鏡 円墳(径22.5m)、横穴式石室 円錐倒み奥壁
石 板	石 板 C 1 石 板 C 2 石 板 C 3 石 板 C 4 石 板 C 5 石 板 C 6 石 板 C 7 石 板 C 8 石 板 C 9 石 板 C 10	3 3 1 2 1 1 1 1 4 1			鶴 川	1	鶴川 東町		
今 朝	履 文 字 高 山	1 2			東 柏 原	3	東町子の森M	庚 申 墓 山 の 神	双方中方填 前方後円墳

表-24 富士郡域の群集墳

築いたのだとするのである。

(C) 富士郡家と律令期の遺跡群 一特に富士氏にかかわって一

(a) 富士郡の古代氏族

富士郡の古代氏族については、主なものとして仁藤敦史（注46）及び佐藤雅明（注47）の業績があり、その後の発見例を加えて表に示した（表-25）。

大生部多

大生部多

『日本書紀』皇極天皇三年（644）7月条（注48）に、「東國の不尼河の辺の人大生部多」が、虫を祭ることを村人に勧めた。この虫は常世の神であり、これを祭る者は富と寿とをいたすといい、巫覡等も「常世の神を祭らば、貧しき人は富をなし、老いたる人は還りて少ゆ」とあざむいた。「民」は、家の財宝を捨て、「酒を陳ね、菜・六畜を路の側に陳ね、・・・常世の虫を取りて、清座に置きて、歌ひ唄ひて、福を求めて珍財を棄捨つ」という狂乱をみせた。ここに、「葛野の秦造河勝」が大生部多を打ったので、巫覡等も恐れて勤め祭ることを止めたとする記事がある。

「大生部」は、生部であり、壬生部の一種とされる（注49）。『日本書紀』推古天十五年（607）二月朔日条（注50）に「壬生部を定む。」とあり、皇子女のための部で、いわゆる名代・子代の部の一種である。

近隣における「壬生部」の分布については、駿河郡では天平九年度の「駿河国正税帳」（注51）に「郡司少額外八位上壬生直信施理」、平城宮木簡（第三二次補足調査）（注52）に「・駿河国駿河郡古家郷戸主春日部与麻呂調煮堅魚捌斤伍両・天平宝字四年十月専當司少額外六位下大伴和也越人部」とあることから確実となる。また、志太郡に属する島田市居倉遺跡の平安中期と思われる墨書き器に「壬」と朱書きされた例（注53）、有度郡に属するとされる静岡市曲金北遺跡の3号木簡に「戸主大生秋万呂五丈」の例（注54）がみられる。

こうした駿河国における「壬生部」については、7世紀初頭に蘇我氏の意向によって厩戸皇子と山背大兄王の属する「上官王家」を領有主体として設定されたものであるという指摘もされている（注55）。

大伴部 大伴部

平城宮の二条大路木簡（注56）に

- ・富士郡久武郷野上里大伴部若足調荒堅魚
- ・七速六節天平七年十月

があり、天平7年（735）に大伴部が確認されている。

「駿河郡柏原郡小林里」にも「戸主大伴部首」と記された二条大路木簡（注57）があり、天平七年（735）の大伴部の分布が確認できる。

中臣部 中臣部

平城宮の二条大路木簡（注58）のなかに、

- ・駿河国富士郡嶋田郷鹿野里中口 []
- ・煎一升 天平七年十月

氏族名	内 容	出 典・備 考
大生部	東國不尽河辺人大生部多	『日本書紀』、皇極天皇3年(644)
大伴部	富士郡久武郷野上里大伴部	『平城宮木簡概報』22、天平7年(735)
中臣部	富士郡嶋田郷鹿野里中口 <small>(注5)</small>	『平城宮木簡概報』22、天平7年(735)
秦部	大井里戸主秦口口造麻呂	『平城宮木簡概報』29、天平7~8年(735~736)
	外正六位上富士郡司大領豊賤	『富士大宮司系図』、延暦14年(795) 大領
	從六位下擬大領富士郡少領池守	『富士大宮司系図』、大同2年(807) 少領
	外從六位下郡司擬大領国雄	『富士大宮司系図』、承和4年(837) 大領
	從六位上郡司少領潤魚	『富士大宮司系図』、在任廿年
	郡司大領良清	『富士大宮司系図』、貞觀17年(875) 拝祭定祝 <small>(注6)</small>
	郡司大領清名	『富士大宮司系図』
	從六位下少領清嗣	『富士大宮司系図』
以下略		

表-25 富士郡の古代氏族

があり、天平7年(735)の中臣部の分布が推定できる(注59)。

秦 部 秦部(秦人部)

平城宮二条大路木簡(注60)のなかに、

・大井里戸主秦口口造麻呂

・[]

があり、秦部(秦人部)の分布が確認できる。年紀を欠くが、天平7~8年(735~736)とされる。

和邏部臣(富士氏)

昭和6年3月の浅間神社社務所編『浅間文書纂』に収められた案主富士氏記録のなかに富士大宮司系図別本大宮司富士氏系図として掲載される「富士大宮司系図」(注61)がある(表-26、表-27)。これによると、富士氏の本姓は「和邏部臣」とあり、「人王五代孝昭天皇」から明治初年の「瀧次郎信本」までがみられる。

豊 廉 初代豊廉については、「外正六位上」「富士郡司大領 在任十三年」とあって地方豪族としては最高位にまで叙されたことが知られる。具体的には、延暦14年(795)2月富士郡大領に補され、同19年6月の富士山の山賛を受けて同20年富士浅間大神の祭祀を掌ることになったとする。以後、七代清嗣までは代々郡司職を世襲するほか、駿河その他の国司に就く例や中央官職に就く例があり、九代公清においては從五位下と貴族に列せられていることなどが知られる。

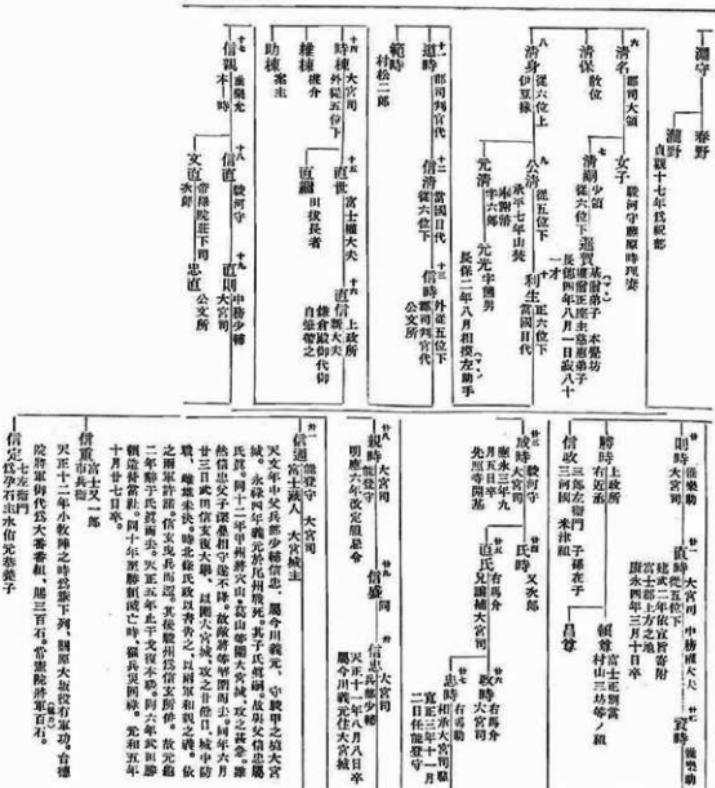


表-26 富士大宮司系図（淡聞文書集から）-1

和邏氏系図

また、富士氏の系図については、別に駿河浅間神社旧蔵『和邏氏系図』(国立国会図書館蔵)がある(表-28)。太田亮が『姓氏家系大辞典』で、「駿河浅間神社の大宮司家は和邏部姓にして系図を伝ふ。真偽詳かならざれど、参考の為に引用せん。」(注62)として紹介したものである。

これについては、比護隆界による「氏族系譜の形成とその信憑性—駿河浅間神社旧蔵『和邏氏系図』について—」(注63)のなかで詳細に検討され、その成立年代については「承和四年(837)以降、しかも『先代旧事本紀』(『日本古典文学大辞典』によれば、大同二年(807)から延喜初年(902)までに成立という。・・・著者注)が成立した以降のことであろう」ということができる。このことは更に時代が下った比較的に近代に近い時点での

只平十二年承和之時爲族下代、西原大宮司功。右補
院將軍御代爲大宮司相、賜三百石常陸院將軍。右補
定七左衛門七左衛門七左衛門七左衛門七左衛門七左衛門七左衛門七左衛門七左衛門七左衛門七左衛門

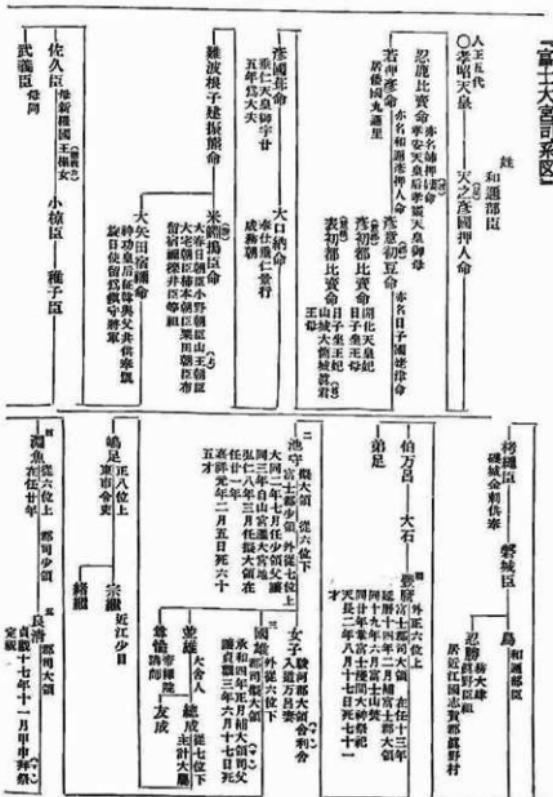


表-27 富士大宮司系図（注間文書墓から）-2

造作をも否定するものではない。」という。

そうした両系図には多くの異同があり、富士大宮司系図における詳細な検討はなされていないが、和邇氏系図の検討を参考にすれば、富士大宮司系図にみえる「大石」(豊廣の父)と「豊廣」との間に「系譜に断絶があり、大石以前の系譜は駿河国富士郡の在地豪族である大宮司家の系譜としては参考にならないと思う。したがって、その本性を和邇部臣とするのも、いさかか信憑性に欠けるように思われる。」(注64)とされるのである。要するに、富士大宮司家を、和邇部臣とすることには、無理があるといえる。

なお、「大石」以前の系譜のうち、豊廣の曾祖父とされる「島」及びその弟「忍勝」については、『新撰姓氏録』右京皇別下の真野臣条に「佐久命の九世孫、和邇部臣島、務大肆忍

駿河浅間神社旧藏『和邏氏系図』

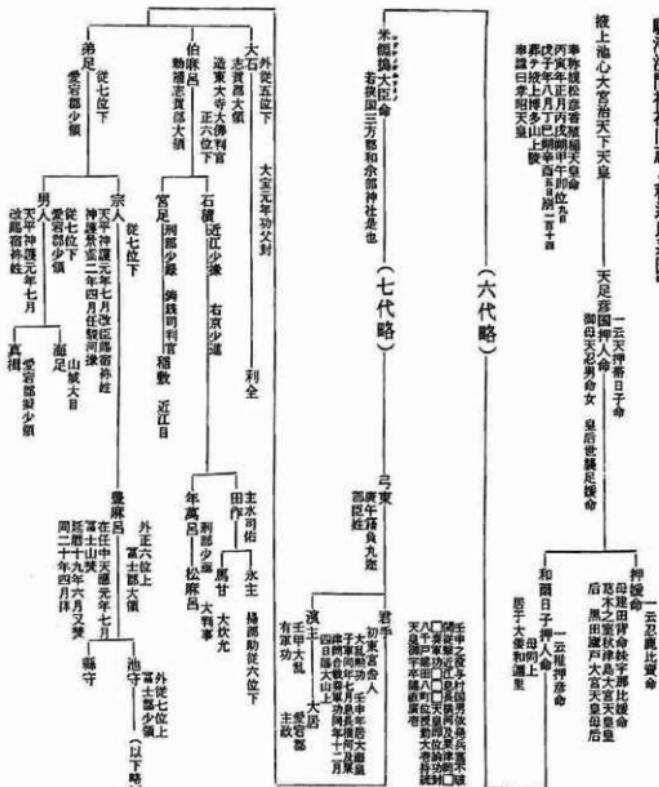


表-28 駿河浅間神社旧藏『和邏氏系図』

忍 勝 勝等(注65)、近江国志賀郡真野村に居住り。」(注66)とされる。兩人とも近江国志賀郡真野村、『和名類聚抄』では近江国滋賀郡真野郷(滋賀県大津市堅田町真野)に住み、真野臣を賜ったことになる。

君 手 同様に、『和邏氏系図』では、『日本書紀』『続日本紀』に「和邏部臣君手」「丸部臣大石」「九部臣宗人」などがみえ、君手は壬申の乱の功臣とされている。

(b) 墓書土器が語る富士郡家

富士郡家 従来から、富士郡家の所在地については、大きく次の二説が対立してきた。

富士宮市大宮辺説・・・『日本地理志料』(注67)及び旧『静岡県史』第二卷(注68)は、富士宮市大宮付近とする。

富士市今泉・伝法辺説・・・更に二説に分かれる。『大日本地名辞書』(注69)は、『和名

類聚抄』の久武郡を当てて富士市今泉大字神戸辺とする。これに対し、小野真一（注70）、向坂耕二（注71）、『静岡県史』通史編1原始・古代（注72）は、富士市伝法辺（三日市廃寺跡・東平遺跡）とする。

ところが、最近の考古資料、特に墨書き土器の増加により、郡家は東平遺跡、すなわち、墨書き土器 伝法付近にあることが確実になった。郡家に係る墨書き土器は次のとおりである（図-96）。

「布自」・・・東平遺跡出土（平成12年1月発掘調査）、「富士」の万葉仮名表記（万葉集卷第十四3358）で、8世紀中葉の須恵器の底部外面。

「厨」・・・東平遺跡宮ノ上地区、すなわち、三日市廃寺跡内出土、9世紀後葉の駿東型壺の胸部外面。

「倉」・・・昭和34年に吉原二中の校庭、舟久保遺跡から出土、8世紀後葉の駿東型壺の胸部外面に逆位で、正倉の意。

「布」・・・宇東川遺跡出土、布自の略であろう、9世紀前半の甲斐型壺の底部外面。

「寺」・・・東平遺跡宮ノ上地区（三日市廃寺跡）及び宇東川遺跡出土、ともに9世紀前半の駿東型壺で、前者は底部外面、後者は胸部外面。

ところで、「布自」は土地の名であり、地名である。地名は成立してムラの名からクニの名に発展するとともに、その土地を支配する氏の名となる。フジの土地を支配するものは、フジ氏と名乗るのである。「布自」は郡の名であり、郡司の名である。現地での出土の意味は、きわめて大きい。

以上により、郡家跡及び寺跡にかかる墨書き土器が、東西約3キロメートルほどの広がりをもち、富士川の氾濫原又は浮島低地に接する富士山南麓の丘陵、扇状地の末端付近、すなわち、西から東平遺跡、舟久保遺跡、宇東川遺跡に並列することが明らかとなった。

郡衙関連施設 それは、富士郡家、三日市廃寺（法照寺であろう。）、郡衙関連施設、そして、富士氏の拠点遺跡が、この地に推定されることを意味する。さらに、三日市廃寺跡内に源をもつ和田川と吉原溪 田川では江戸期から明治期において、吉原溪から吉原付近までの舟運が知られていて、この河川交通とそれに連続する海上交通が伴ったことは認められてよい。

なお、本墨書き土器群の年代に附れておく。律令期富士郡下からの墨書き土器は50余点あり、その年代観は8世紀中葉から11世紀までに及ぶが、8世紀後葉から10世紀代のものが多い。一方、遺構の8世紀前半に関しては、東平遺跡や三日市廃寺跡にも確認できることから、本郡家跡及び寺院跡は8世紀前葉から10世紀ごろまでが主体となる。

ちなみに、群家に関しては『扶桑略記』延喜二年（902）九月二十六日条に「駿河國、言々富士郡官舍燒亡 上富士郡官舍為・群盜・被・燒亡・之由上』の記事があり、寺に関しては『日本三代実録』貞觀五年（863）六月二日条に「以・駿河國富士郡法照寺・預・之定額-」がある。少なくとも、郡家が10世紀初めまで、寺（三日市廃寺を法照寺と認めて）が9世紀後半までは経営されたものとみられるのである。

（c）周辺の古墳や遺跡との関係

富士郡下の古墳群及び墨書き土器に係る奈良平安期遺跡群については既にふれたが、ここ

では郡家・寺跡の周辺にみられるいくつかの古墳及び遺跡群にふれておきたい。

古墳では、特徴的な傾向が目立つようである。径54メートルを測る大円墳（帆立貝式）

伊勢塚 伊勢塚（注73）については墳形規制の強まった5世紀後半のものとされてきたが、近年の調査による埴輪は6世紀初頭から前半のものという。後者であれば、富士氏との関係はより強まり、「国造富士氏」の奥津城と理解できることになろう。

中原4号墳 郡集墳では、「厨」銘墨書土器出土地点から北北東1.85キロメートルに中原4号墳（注74）が6世紀前半の築成とされ、愛鷹山麓群集墳の出発期の古墳となる。墳丘径約11メートル、石室長約5.3メートルと小規模であるが、奥壁は下半部に大砾を広口積みとしてその上部に小砾を積み上げる特徴的な構造を有し、同時期の船津寺ノ上第1号墳（注75）によく類似している。横穴式石室導入期における当地域最古式の石室構造をみることができるものである。

副葬品は豊富であり、鹿角莊剣・銀象嵌鍔付き大刀などの飾大刀、壺體を含む馬具類、4点を数えるU字形鉄鋸先・鉄斧・斂などの農工具類、更に鉄鍔の鍛冶具類があつて県内初例となる。土器類も多く、須恵器では提瓶、龜、蓋坏などがあるが、鈴木敏則によってTK73型式とされる（注76）把手付碗がある。いわゆる古式須恵器であり、何らかの理由で伝世されたものが副葬されたのであろう。そうした石室と副葬品の在り方は、本墳被葬者が愛鷹山麓群集墳を代表して外部の古墳社会に接触する位置を占めていたとみてよいであろう。

時代を追ってみよう。「厨」銘墨書土器出土地点から北北東2.25キロメートルほどに横沢横沢古墳（注77）がある。6世紀後半に築成され、径16メートルの円墳で長さ8.3メートルを測る長大な横穴式石室を有する。前庭部から8世紀前葉の土器群が出土して追葬終了後にも墓前祭が推定されるとともに、周溝内から「龜」と墨書きされた9世紀代の土師器小片が発見されて注目される。律令期官人が、本古墳と維続的に接触した状況を想定できるところである。

東平1号墳 「厨」銘墨書土器出土地点からほぼ北へ0.5キロメートルに東平1号墳（注78）がある。7世紀前半の築成であり、径13メートルの円墳、石室長4.75メートルの小規模でいかにも單次葬墓とみえるが、副葬品は優れている。銀象嵌鍔・銀金具や円頭柄頭を含む飾大刀類、丁字形利器などの武器類、金銅製壺鏡一対を含む馬具類などが目立っている。丁字形利器については、大刀3点と一括で出土した状況に注目できるとともに、沼津市宮原2号墳・宮城県多賀城工房跡に類例がある。特殊な武器類とみてよいであろう。

西平1号墳 「厨」銘墨書土器出土地点から北西へ約1.25キロメートルほどに西平1号墳（注79）がある。石室の一部が残存した床面に、金銅製方頭大刀と蕨手刀各1点の飾大刀、鈎帶金具9点が発見され、8世紀前半代の須恵器を伴っていた。蕨手刀は、沼津市井出段崎古墳（注80）、裾野市須山瀧ノ沢遺跡（注81）、裾野市佐野柳畠烟遺跡（注82）に県内出土例があり、本例が4例目である。7世紀後半から9世紀にかけて、東北・北海道及び中部・関東の一部に分布の中心がある。鈎帶金具、和銅開称などと併出する例が多く、馬具類などとの共

件はほとんどみられない（注83）。律令の遺物と呼ばれるゆえんであり、権威象徴の機能をもつ威信財の一種と考えられている。

以上により、伊勢塚、中原4号墳、横沢古墳、東平1号墳、西平1号墳などをとりあげ、6世紀前半から8世紀前半のいわゆる群集墳の出発から終末までを概観したが、それは古富士氏の奥津城墳時代後期には国造、律令時代には郡司としてこの地を支配した富士氏の奥津城とみられる。

沢東遺跡 次に、集落についてみておく。古墳時代集落として最も重要なものは沢東遺跡（注84）である。東平遺跡から西へ2キロメートルほど離れ、5世紀から7世紀にかけて継続する堅穴住居群と祭祀跡を有する拠点的集落跡である。堅穴住居跡138基、掘立柱建物跡14軒ほかが調査され、特に5世紀代の大型住居跡4基がいわゆる豪族居館クラスのものとして注目される。奈良時代集落もみられるようで、堅穴住居跡4～5基が発見されている。沢東遺跡から東方へ約1キロメートル、東平遺跡西隣に中行遺跡・中ノ坪遺跡がある。確認調査段階では古墳時代後期から奈良・平安時代の堅穴住居跡群が認められた。有力な遺跡となる可能性がある。

東平遺跡 東平遺跡（注85）は、富士山南麓に発達した大湧削状地の末端付近の東西・南北とも1.2キロメートルほどの大規模なもので、これまでに25回に及んで発掘調査されてきた。奈良・平安時代前期を中心に、堅穴住居跡350基、掘立柱建物跡72軒が調査されたが、群家や寺の本体には当たっていない。しかし、墨書き器の発見により、富士郡家の存在が確実視されることはすでに述べた。

三日市廃寺跡 三日市廃寺跡（注86）は、東平遺跡の範囲内の東南隅で、瓦散布の濃密な範囲、東西450メートル、南北600メートルほどとされる。軒丸瓦は内区が複弁、外区が三重圓文で、川原寺のものに近似し、8世紀初頭ごろとされる。本庭寺跡内の中央部西よりの六所浅間神社北側に設定された宮ノ上地区の発掘調査では、8世紀末ごろには堅穴住居跡群が営まれて集落化が進む様相を確認していることから、寺城本体の所在をやや求めたものと評価できる。また、その東150メートルほどには、「厨」銘墨書き器が出土して郡家の厨施設が推定され、現状では最も有力な郡家推定地といえるのである。郡家と寺域は、意外に隣接しているとみてよいのである。

東平遺跡2次調査（西富士道路分）（注87）では、第37号住居跡から鉄帶金具1点が出土している。ほかに、北東方向に隣接する流下遺跡でも住居跡から1点、後述する宇東川遺跡から1点（石製）が出土し、この付近で3点となる。

国久保遺跡は、東平遺跡の北東部に隣接する遺跡で、堅穴住居跡1基を含む奈良・平安時代の存在（注88）も確認されている。

舟久保遺跡 舟久保遺跡（注89）は、東平・国久保遺跡に東隣し、次に述べる宇東川遺跡に西隣する。平成7年の発掘調査では、掘立柱建物跡の一部や堅穴住居跡が発見されている。墨書き器「倉」と関係する遺構の可能性もある。

宇東川遺跡 宇東川遺跡は、舟久保遺跡の東隣にある。古墳時代から平安時代に及ぶ内容であり、特

古墳・遺跡名		主な内容	6世紀	7世紀	8世紀	9世紀	10世紀	備考
富士	伊勢塚	大円墳(帆立貝式)	—?					
	西平1号	円墳 磨手刀、銅帶金具	—	—				
	中原4号	円墳 武器、農工具、鍛冶具	—					
	横沢	円墳	—	—	—			「縦」
	東平1号	円墳 丁字形利器、壺鉢	—	—				
	宇東川	堅穴住居跡189、掘立柱建物跡4	—	—	—			「布」「寺」
	舟久保	堅穴住居跡6、掘立柱建物跡7	—	—	—			「倉」
	国久保	堅穴住居跡1	—	—	—	—		
	滝下	堅穴住居跡	—	—	—			
	東平	堅穴住居跡350、掘立柱建物跡72	—	—	—	—		「布自」「厨」「寺」
富士	(富士郡家)	瓦	—	—	—	—		
	(三日市廃寺跡)	瓦	—	—	—	—		
	中折・中ノ坪	—	—	—	—	—		
	天間代山	堅穴住居跡9	—	—	—			
	沢東	堅穴住居跡138、掘立柱建物14	—	—	—			
	上石敷	堅穴住居跡3	—	—	—			
	権現	溝1、掘立柱建物1	—	—	—			
	石敷	堅穴住居跡1、掘立柱建物4	—	—	—			
	木ノ行寺	堅穴住居跡3(古墳期)	—	—	—			
	峯石	堅穴住居跡1	—	—	—			
宮	元富士大富司跡跡	堅穴住居跡21(古墳期)	—	—	—			
	泉	堅穴住居跡6	—	—	—	—	—	

表-29 富士郡家・元富士大富司跡跡の消長

に奈良・平安時代では東平遺跡につぐ大集落といえる。墨書き土器「布」「寺」や銅帶金具についてもすでに述べた。

沖田遺跡にもふれておこう。沖田遺跡は、いわゆる低湿地遺跡で、浮島沼の西岸に当たる位置にある。微高地には弥生時代中期から奈良時代に及ぶ包含層や水田跡跡が確認され、地表下7~2メートルほどの包含層を把握しているが、内容は今後の課題である。

以上により、富士郡家と三日市廃寺跡を支えた集落群をみたが、ここではそれらの年代観を表示しておこう(表-29)。

(d) 富士氏の移動

富士郡家の消長について改めて整理しておく。富士郡家の成立は、「布自」銘墨書き土器が8世紀中葉であるが、東平遺跡の集落跡の出発が8世紀前葉であることから8世紀前葉と理解してよいと思う。その終末は、『扶桑略記』の富士郡官舎の焼失事件により、延喜二年(902)以後ということになる。

同様に、三日市廃寺の成立は、瓦の年代観により、8世紀初頭とされる。その終末は、『日本三代実録』の富士郡法照寺を定額寺とするという記事から、貞觀5年(863)以降とする。

以上により、富士郡家は、8世紀前葉から10世紀初頭までの存続期間をもつことになる。比較のため、県内の主な郡家関連遺跡における存続期間、特にその消滅時期を求める(注

90)、次の2タイプに大別できるようである。

郡家の消滅 10世紀初頭～中ごろの消滅タイプ

遠江・・・伊場・塙山・梶子遺跡（敷智郡家）、梅橋北・原川遺跡（佐野郡家関連）
駿河・・・神明原元宮川遺跡（有度郡家）、内荒・宮下・八反田遺跡（安倍郡家），
東平・舟久保・宇東川遺跡（富士郡家）

9世紀中ごろの消滅タイプ

遠江・・・坂尻遺跡（佐野郡家）
駿河・・・御子ヶ谷・秋合遺跡（志太郡家）、郡遺跡（益須郡家），
東畠毛遺跡（駿河郡家）

10世紀初頭・中ごろの消滅は本富士郡を含めて5郡家、9世紀中ごろの消滅は4郡家ということになる。現状では、平安前期から中期の初めごろまでに郡司制は衰退してその機能を失い、郡家は消滅したとみられる。具体的には郡司の国衙雜色人化が進み、郡衙の扱う業務が国衙の業務に移行された結果であることも（注91）広く知られるところである。

さて、郡司の国衙雜色人化が進み、世襲郡司から離れた富士氏は、ある時点において、富士の移動 兼務の富士浅間大神祭祀職を本務とすることになり、現富士宮の地に移住したものと推定できる。富士氏は、富士浅間大神祭祀者として律令官制のなかに生き残ることを選択したものといえよう。

問題はその時期であるが、表-29をみよう。東平遺跡を中心とする富士市伝法付近の律令期遺跡群は、8・9世紀において、濃密な集落構成をみせることはすでに述べた。ところが、富士宮の各遺跡は、遺構数が少なく、多くはほとんど重複関係をもたない短期的な在り方を呈するようである。要するに、富士宮の8・9世紀遺跡は、かなり希薄な相様といえよう。

ところが、10世紀になると、富士では舟久保遺跡をのぞく郡家関係の各遺跡においても遺構存続が確認できない状況となる。このとき、富士宮における元富士大宮司館跡では、若干の遺物発見があつてその存在が認められる状況となる。

元富士大宮司館 すなわち、元富士大宮司館の遺跡としての出発は、10世紀にあり、隣接地における遺構確認の可能性が認められるのである。そのころが、伝法付近から富士氏が移動してきた時期といえるかも知れないのである。

(2) 中世の富士氏

(A) 鎌倉から室町時代の様相

(a) 富士氏と鎌倉期の土豪たち

鎌倉時代、特にその初期における富士氏を語る史料は、極めて少ない。初出史料として知られるのは、源頼朝による福地社への寄進である。

『吾妻鏡』文治2年（1186）7月19日条（注92）

福地社に神田 駿河国富士領上政所福地社に神田を寄せたてまつる。・・・

この「福地社」については、『浅間神社の歴史』（注93）によれば、江戸時代には浅間神社の摂社であり、不二神社、福地明神ともいい、現在は富士宮市朝日町にある。浅間神社への直接の寄進ではないことになる。

次に、『吾妻鏡』文治4年（1188）6月4日条に「所々地頭沙汰之間事・・・同國（駿河富士神領国）富士神領」とあり、同5年7月5日条に「駿河国富士の御領帝尺院に田地を寄進せらる。これ奥州征伐の祈祷なり。・・・（注94）」とある。おそらく浅間神社の社領のこととされ（注95）、その初見となる。

ここで、注目しておきたいのが、前者の文治4年の「所々地頭沙汰之間」で、富士氏はこの時点で郷名は明らかでないが、地頭に任せられ、御家人となっている事実である。ちが島氏 なみに、この前後に御家人に加わった富士郡下の土豪といえば、が島氏（富士市のが島郷）
賀島氏 及び賀島氏（加島ともいい、富士市の賀島莊）となる（注96）。

富士氏が古代の富士郡司以来、富士大宮司を世襲した名門であることはいうまでもないが、鎌倉の世に再び歴史の舞台に登場するとき、すでに武装化した郡内でも最古参の御家人として現われることに注目できる。ほかにも、富士郡北部では、建久4年（1193）の富士野卷狩のとき頼朝の御仮屋が置かれたという富士井出氏、北山本門寺にかかわった字堀北山石川氏 之内の石川氏、上野大石寺にかかわったやはり字堀之内（現妙蓮寺）の南条氏などが知られる。このうち、石川氏・南条氏は地頭職を有する御家人であったことは確かである。

永仁6年（1298）2月15日、日興は駿河国北山本門寺三堂を造立するが、その「鍊札銘写」に「大施主地頭石河孫三郎源能忠」（注97）とある。また、延喜2年（1309）2月23日の「南条時光譲状」（注98）に「とくらねん中の御くたし文をまほんて、いそき～あんとを申さるへき状如件」とある。下文とは幕府からの命令書であり、ここでは所領の安堵状を指すことから、これも地頭ということになる。

そうした石川氏や南条氏がいつごろからこの地方に入ってきたのかは明らかでないが、おそらく鎌倉幕府の権力の中心が執權北条氏に移った段階であろう（注99）とされるから、富士氏の御家人化がそれより早く頼朝時代のことである意義は大きいのである。

ところで、本書別章で詳細に論じられているが、元富士大宮司跡跡で建物遺構が本格的に出現して継続していくのは12世紀前半からであり、輸入陶磁器類も12世紀後半には確実となる。すると、さきの文治年間の幕府への被官化のころ、既に輸入陶磁器を入手し得るようなルート、すなわち社会的地位を占めていたことになる。内では武装化を進め、外では中央との接触を保ったとみられるのである。「大宮司系図」に記される中央官吏としての活動は、そうした在り方の反映とみてよいのであろう。

（b）南北朝動乱のころ

元弘3年（1333）は歴史が変わる年となった。5月22日に北条高時らが滅亡、6月5日に後醍醐天皇が帰京した。この地域では、日興が2月7日に没し、南条時光が高時軍に参

陣して戦死した。翌年は建武新政となるが、3年目の建武3年（1336）12月には足利尊氏と後醍醐天皇が分裂し、南北朝の動乱となる。

そうした元弘3年以來の政局の変動は、この地にもはっきりした影響をもたらした。まず、元弘3年（1333）に

後醍醐天皇寄附

後醍醐天皇倫旨（注100）

駿河国下嶋郡地頭職、所レ被レ寄附当宮也、口ニ知行者、（花押）

天気如レ此、悉レ之、以レ状

元弘三年九月三日

左少弁（花押）

富士大宮司館

ついで、翌建武元年（1334）にも

後醍醐天皇倫旨（注101）

駿河国富士郡上方、所レ被レ寄附浅間宮也、条々任請文、致社家興行、可専御折者、（花押）

天気如レ此、悉レ之、（花押）

建武元年九月八日

民部権大輔（花押）

大宮司館

ここでいう富士大宮司館・大宮司館は富士大宮司富士氏を指し、駿河国下嶋郡（現静岡市）では地頭職の得分を、駿河国富士郡上方（現富士宮市）では土地そのものを寄進するというのである。

一方、足利尊氏は、建武2年（1335）8月19日に北条時行を破って鎌倉に入り、10月15日に鎌倉新第を営んで反旗をひるがえすが、この間にも富士氏への働きかけがみられる。

尊氏・直義寄進

足利尊氏寄進状（注102）

寄進

（花押）

富士浅間宮

遠江國石野弥六兵衛入道跡事

右、為当社領、守先例可致沙汰者、奉レ寄之状如レ件、（花押）

建武二年九月廿四日

源朝臣（花押）

ついで、尊氏の弟直義の寄進もみられる。

足利直義寄進状（注103）

寄進

（花押）

富士浅間宮

遠江國富士不入斗（花押）、守先例可致沙汰者、事

右、為当社領、守先例可致沙汰者、奉レ寄之状如レ件

建武二年十一月十日

源朝臣（花押）

尊氏の寄進状にみえる石野弥六兵衛入道跡とは、後年の今川泰範の寄進状により、貫名郷であることが分かる。また、直義寄進状の富士不入斗は現袋井市久努地区に地名を残している。

ところで、南北両勢力からの県内諸勢力への所領安堵や寄進は、富士大宮司だけでなくかなり広く実施されたようである。いま、元弘3年（1333）からの3年間のそうした例を数えてみると、醍醐天皇側から11件前後、足利側から8件前後を数えることができるようである。両勢力とも、みずからの勢力伸長といわば多数派工作に懸命であった。逆に在地勢力からすれば、両勢力の均衡のもと、勢力拡大の好機がきたことになる。

ただし、こうした寄進、安堵の対象となる在地勢力は、かなりきびしく選択されているようである。駿河国では、富士大宮司以外では建武元年に後醍醐天皇が駿河国須津荘内須津河郷を結城宗広に安堵した一例しかない。当時、富士氏は駿河を代表する勢力に成長していたものと理解できる。

ところで、南北両勢力の均衡は間もなく崩れ出すようである。建武4年（1337）の寄進例をみよう。

明仙・景隆連署打渡状（注104）

駿河国下嶋郷地頭職事、任=去月八日国宣之旨=、所奉打=渡富士大宮司=也、仍渡状如レ件。

建武四年十月二日

景隆（花押）

明仙（花押）

下嶋郷の地頭職は、元弘3年（1333）に後醍醐天皇の諭旨によって寄進されたものであるが、これを建武4年（1337）に重ねて認めたのである。わずか4年前後の間に重ねて認める必要があったのであろうか。

問題は「国宣」であり、それを発した駿河守護が誰かということになる。候補の一人が今川範國（「今川の祖」とされる國氏の孫）であり、この前後に遠江や駿河で活躍しているが、史料的には駿河守護の在任は建武5年（1338）6月までしか確認できないのである（注105）。すると、前任の石塔義房といえるが、双方とも足利一門に当たる。こうした足利一門の守護が後醍醐天皇の諭旨を改めて再確認したことは、天皇方の勢力が駿河では早くも衰退はじめたことを意味するといえる。

北朝方勢力 この地方はたちまち北朝方の勢力が強くなり、北朝方勢力の下に富士氏を初めとする武装集団が動いていく。若林淳之は、さきの建武4年（1337）の文書から明徳3年（1392）までの富士大宮司文書5通、北山本門寺文書1通、大石寺文書7通の計13通の文書を分析し、すべてが北朝年号を用いることほか、この地方は明らかに北朝の勢力下にあった（注106）とみてよいとする。

（B）戰国時代の富士氏

（a）今川氏との結合と離別

南北朝動乱期における富士氏が北朝側にあったことは、すでに述べた。それには若干の

曲折もあり、足利尊氏・直義兄弟の対立によりおこった観応の擾乱では、直義側の上杉憲将の催促一観応2年（1351）正月18日一によって駿河から甲斐国への通路の堅固に当たったりしている。

そうした富士大宮司の行動は、駿遠両国の守護の今川氏からすれば、自陣営に引き留めるための一層の努力を尽す対応に向かわせるようである。康安2年（1362）正月11日には守護今川範氏が富士浅間宮領勾金（有度郡曲金）・栗原両郷への乱入狼藉を停止したり、応永7年（1400）11月18日には守護今川泰範が富士浅間宮に遠江国富士不入斗の地を寄進したりしている。

もちろん、そうした守護今川氏の施策が自身の領国支配の浸透と拡大を目指したものであることは当然であり、富士氏の在地領主権の確立に連なるものであったともいうまでもない。南北朝合一のころの応永16年（1409）8月には、富士氏一族と思われる富士長永

根原関所が富士浅間宮領内の根原（根原）関所を与えられ、注目される。

富士氏内紛 この後、寛政6年（1465）7月ごろ、富士氏は一族内紛を経験する。幕府政所代越川義元の公務日記『親元日記』によると、「富士兵部大輔入道親子」、父祐本とその子忠時（富士大宮司系図にみえる廿七代忠時）に確執があり、かなり激しい対立が生じた。守護今川義忠や堀越方公足利政知もこれにかかわったが、富士祐本が孫宮若丸への家督相続安堵を得て決着したようである。これより以前、守護今川氏や関東公方にも相続争いが広く知られているが、富士氏においても領主権が確立する過程では避けることのできない内紛であったとみてよい。

大きくみれば、富士氏と浅間宮の繁栄はより強固なものに成長するが、永禄3年（1560）の守護今川義元の桶狭間での戦死は大きな転換を生み出す。富士氏は後を継いだ氏真のうちに有力被官の一人として活動するが、永禄11年（1568）12月以降、北から武田信玄の侵攻を受けることになる。

武田侵攻 このとき、駿河側はほとんど抵抗もしないで武田の侵攻を許すが、北条氏政・氏康の支援も受けながら唯一の抵抗を示したのが富士氏であった。元亀2年（1571）10月26日の氏真の感状（注107）によれば、永禄11年（1568）12月9日の「駿・甲之境錯乱」、翌12年2月朔日の「穴山・葛山方為始、大宮城成動」、同6月23日の「信玄以大軍彼城取懸、昼夜甘日費」という前後3回もの抗戦であった。

特にこの6月の戦闘を心配した北条氏政の働きにより、富士藏人（系図では廿一代信通）は落城敗北ではなく、城を明け渡したようである。ここにおいて、藏人は今川氏真に眼を与えて欲しい旨申し出、さきの感状のなかで「東西於何方、進退可相定」と円満に許された。

甲州参上 （b）甲州参上

こうして、大宮司家は、「元亀二年十月・・・今川氏真ならびに北条氏政からも離れて、中立化するのであったが、この中立化状態も長くはつづかなかった。」（注108）ことは当然である。元亀3年（1572）4月、藏人の父富士兵部少輔忠が甲州に参上して武田の被官

となっていくのである。

若林淳之(注109)によれば、こうした富士氏の決断の背景にあったものは、元亀元年(1570)4月23日の信玄の願文である。

武田晴信願文

武田晴信願文(注110)

願狀

今度輒速距例豆・相両州、（主君）氏康・（次子）政滅亡、如信玄存志達本意、奏太平之凱歌、令得
（主君）帰府安泰者、百歳以來相違之御社領、如旧規奉寄附、如在之礼無不可有怠慢者也、仍
如件、

永禄十三年閏四月

四月廿三日

信玄(花押)

（主君）南無富士浅間大菩薩

信玄が北条氏滅亡を折った願文であり、要するに願望成就のときには百年来相違している富士浅間の社領を旧規のごとく寄附するというのである。「富士浅間宮に対する信玄の願状の魅力が、中立化と甲州参上を決定的なものにしたのであろう」(注111)とする。

いざれにしても、富士氏の選択は、戦国時代の在地領主としては当然のことであり、自らと富士浅間宮、そして領土を守るきびしい道であった。武田氏にとっては、東海道への最短距離を確保し、自らの戦国大名化を完遂するための富士山麓地域の領国化政策にいよいよ着手する段階を迎えたことになる。そして、武田勝頼は、天正4年(1576)5月から富士浅間宮造営天正6年(1578)5月までをかけて富士浅間宮を造営し、約束を果した。それらは、天正富士浅間宮後失10年(1582)3月に勝頼が滅亡すると、すべて焼き払われたと伝えられる。

(C) 富士山信仰と富士氏

(a) 山岳修行と経験

富士大宮司家のなかで、宗教家としての顔をみせる人物は意外に少ない。廿一代直時のいとことされる頼尊は、そうした数少ない人物のうち、筆頭に数する人といえる。

まず、頼尊以前の富士信仰のうち、これに連なるものは役行者伝説である。『続日本紀』文武天皇3年(699)5月24日条(注112)に、「役君小角、伊豆島に流れる」とある。小角は呪術に優れていたが、「その能を害ひて(その才能が悪い方に発揮されて)人々を迷惑したので、流罪にされたとする。世間の評判では、「小角能く鬼神を役使して、水を汲み薪を採らしむ。若し命を用ひずは、即ち呪を以て縛る」という。

同様に、『日本書紀』(注113)では、「役御儂塞」は三宝を仰信して業を為すとし、文武天皇のとき伊豆島に流された。海上に身を浮かせて陸上を走るように渡ることができ、昼は天皇の命にしたがって鳴にいたが、夜は「駿河富士巣」に往きて修業したとある。一般に、奈良時代・平安時代初期ごろから、山岳仏教の修行者が出現し、なかには富士山を修業の場に選ぶ人々があった。そうした後世の道者たちから「役行者」とよばれ、山岳修業の祖と崇拝されるようになったのである。

末代上人 また、末法色の強い信仰としては、末代上人の例がある。末代は、駿河國の人で行学を

岩本実相寺（現富士市）の開基智印から学んだ修驗者とされる。『本朝世紀』久安5年（1149）4月16日条（注114）には、富士山への登山は數百度に及び、山頂に「大日寺」を建立、関東・東海・東山道方面で庶民に勧進して一切經を書写したとある。5月2日条には鳥羽法皇から「如法經」書写の料紙を給されたが、さらに、5月13日条には同じく鳥羽法皇から富士山の噴火を鎮めるための「如法經」そのものを賜与されたとある。

三島岳経塚 なお、この記述にかかわって富士山頂の三島岳経塚（注115）が知られる。昭和5年8月に発見・発掘し、厚さ2寸で5尺四方ほどの木箱様のなかから経巻の軸木が数百本も発見され、経巻50巻分（墨書・紅殻書の一切經、紅殻書の道教、うち紅殻書は47巻）、銅板製経筒残欠、蓋（2点分）などとともに「十七日書了 口末代聖人 覚亮」と書かれた紙片、「承久」と書かれた経筒底板が発見された。文献記述と考古資料が一致しためざらしい例であるが、経筒等の遺物は平安時代後期のもの、墨書きされた承久（1219～1221）の年号は鎌倉時代のものとされる。

こうした写經や経塚は、永承7年（1052）末法に入るとされた平安時代の末法思想により、経典を書写し、仏法滅亡後の經典の消滅に備えて地下に埋納し、その上に小さな塚を築くことが大いに流行した。

（b）頼尊と富士行

天保年間に成立した新庄道雄の『駿河国新風土記』富士山条（注116）に、次の記述がある。

頼 尊 又正別当頼尊ト云ルアリ。此頼尊ハ村山ノ三坊山伏、中里村八幡宮別当多門坊モ、此人ノ子孫ナリト云フ。今泉村東泉院五大尊ノ籍ニハ、大僧正頼尊トミエ、原田村妙善寺觀音堂染碑ニ、文保元丁巳十一月十一日大発願頼尊トミエタレバ、文保年中ノ人ナリ。東泉院モ永禄年中マデハ修驗アリシコト古文書ニミエタリ。上ニ引ク本朝世紀ノ文ノ如ク。末代頂上ニ大日寺ヲ建シメ、仏像ヲ此山ニ置クノ初ニシテ、ソノ後漸々ニコノ山ニ登ルコトナリテ、頼尊ヨリマサシク富士行ト云者モ始マリシニヤ、今ニ至リ富士行ハ此人ヲ以テ祖トす。

富士市今泉の東泉院、同市原田の妙善寺などで活躍がみられる。この頼尊については、ほかに伝説上の諸説もあり、確かな記録があるとはいいがたい。『駿河志料』東泉院条（注117）には、寺記をひいて、興法寺東泉院の開祖は金螺上人で、それを中国から来た妙行が繼ぎ、更に頼尊が繼いたという。また、千葉氏の系図に、高望王（平高望）3代に忠頼があり、その長男が忠常（1028年 平忠常の乱）、二男が頼尊であると見えるなど（注118）である。

『富士大宮司系図』によれば、廿一代直時（大宮司、中務権大夫、従五位下）のいとこに「頼尊」があり、「富士正別當、村山三坊等ノ祖」とある。直時の卒年が北朝の康永4年（1345）3月10日であるから、いとこの頼尊もほぼ同年代とすれば、文保年中（1317～1319）の人にならう。諸説の中で最有力とされるゆえんである。

いずれにしても、頼尊が富士行を開いたとされ、それは山伏が山中で苦行して驗力を体

修 驿 道 得するもので、修験道と呼ばれる。古来の山岳信仰の上に道教、儒教、密教などの影響を重ね、修業の結果としての超越的な靈力によって庶民の呪術的要望に応じたのである。いわば、直接に庶民の身心を救済する信仰といえよう。後に、村山三坊が、守護今川義元の援助と統制を受けるとともに、関西や関東地方で、その教勢を大きく伸張させることができたのも、そうした庶民救済の力によるものである。

- 注1 奈良国立文化財研究所 1990『平城宮発掘調査出土木簡概報(二十二)』
- 注2 静岡県 1989『静岡県史』資料編4 古代 による。
- 注3 注2同じ
- 注4 やや無理を重ねて比定したことがある。植松幸八 1984『駿河町史』第2章第2節
- 注5 静岡県 1994『静岡県史』資料編7 中世三
- 注6 静岡県 1996『静岡県史』資料編8 中世四
- 注7 京都大学文学部国語学国文学研究室 1966『諸本集成後名類聚抄外篇 日本地理志料一和名類聚抄国郡里部箋注一』による。
- 注8 原秀三郎・荒木敏夫 1994『式内社考証集覽』『静岡県史』通史編1 原始・古代
- 注9 若林淳之・中野国雄ほか 1972『吉原市史』上巻
- 注10 藤川賀 1985『国造制の成立と展開』 吉川弘文館
- 注11 後藤守一・中野国雄ほか 1958『吉原市の古墳』 吉原市教育委員会
- 静岡県教育委員会 1998『静岡県の重要遺跡』静岡県文化財調査報告書第52集
- 注12 大塚初重 1965『篠山古墳』『東海道新幹線工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書』日本国有鉄道
- 注13 注11文献 1958同じ
- 平林将信・志村博 1983『伊勢塚古墳周辺緊急発掘調査報告』『富士市埋蔵文化財発掘調査報告書』富士市教育委員会 墓地については、後述する。
- 注14 注11文献 1958同じ
- 注15 後藤守一・小野真一ほか 1957『沼津長塚古墳』 沼津市教育委員会
- 注16 注15同じ
- 注17 中野国雄 1965『伊勢塚古墳及び周辺』『東海道新幹線建設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書』日本国有鉄道
- 注18 注14同じ
- 注19 注14同じ
- 注20 大塚初重・石川治夫ほか 1983『神明塚古墳』沼津市教育委員会
- 注21 鈴木裕萬ほか 1990『清水橋北道路整備調査報告書その2』沼津市文化財調査報告第40集 沼津市教育委員会
- 注22 注14同じ
- 注23 静岡県 1930『静岡県史』第一巻
- 注24 調査中
- 注25 注23同じ
- 注26 注23同じ

- 注27 注14同じ
- 注28 注14同じ
- 注29 静岡県 1992『静岡県史』資料編3 考古三
- 注30 注29同じ
- 注31 注14同じ
- 注32 富士市教育委員会 1999『富士市埋蔵文化財分布地図』、『富士市埋蔵文化財分布地図地名表』
- 注33 吉原地区古墳群の細分については行政資料としての配慮もあるが、船津古墳群L208～215号墳の発掘調査等の成果にも学びながら、長年のデータ蓄積によってそれが可能になりつつあるという認識にもとづくものといえる。ところが、現状でその方針をすべてに貫くことはむずかしいようである。特に中里・神谷地区的神谷J古墳群や船津地区の船津L7古墳群などにおける現状のデータでは、そうした細分は無理のようである。今後の検討を期待したい。
- 注34 富士市教育委員会文化振興課 1994『中原3号墳・第4号墳発掘調査概要報告書』 富士市教育委員会
- 注35 植松幸八・佐藤政次ほか 1975『中里大久保（K第95号）古墳 付載K第97・98・99号墳の副葬品』 富士市教育委員会
- 注36 平林洋信 1986『船津寺ノ上第1号墳発掘調査概報』 富士市教育委員会
- 注37 下津谷達男・久野正博ほか 1988『浜北市北麓古墳群』 浜北市教育委員会
- 注38 注23同じ
- 注39 平野吾郎 1976『蓮江における片袖式石室墳について』『古代』59・60 早稲田大学考古学会
- 注40 注23同じ
- 注41 注17同じ
- 注42 渡井義彦 1988『富士市の埋蔵文化財（古墳編）』富士市教育委員会
- 注43 『日本書紀』(三) 岩波文庫 による。
- 注44 吉田東悟 1971『増補大日本地名辞典』第5巻 北國東國 富山房
- 注45 仁藤敏史 1992『スルガ国造とスルガ国』『岩野市史研究』4 岩野市史編纂委員会 仁藤敏史は権は者であり、権賛は大王への大賛に対して王子（稚ワカ）への貢納物（生贊ニエ）を献上するための屯倉とする。
- 注46 注45と同じ
- 注47 佐藤雅明 1996『古代珠流河国の豪族と部民の分布について—その集成と若干の解説—』『地方史静岡』第二四号 地方史静岡刊行会
- 注48 『日本書紀』(四) 岩波文庫 による。
- 注49 太田亮 1963『姓氏家系大辞典』角川書店
- 注50 注48同じ、注には『皇極元年是歳には乳部（みぶ）と書く。いわゆる名代・子代の部の一種であるが、このころから固有名詞を冠することが行われなくなり、壬生部という名に統一されるようになつたといわれる。』とある。
- 注51 注2同じ
- 注52 寺崎俊広 1987『一九七七年以前出土の木簡（九）奈良・平城宮跡（第三二次補足調査）』『木簡研究』第9号 木簡学会
- 注53 渡谷昌彦・坂巻隆一ほか 1987『居倉道跡発掘調査報告書』 島田市教育委員会

- 注54 及川司・藤巻哲男ほか 1997『曲金北道跡(遺物・考察編)』静岡県埋蔵文化財調査研究所調査報告 第92集
- 注55 注45同じ
- 注56 注1同じ
- 注57 注1同じ
- 注58 注1同じ
- 注59 中臣部の推定について、佐藤雅明は「熊一升」とあることから中男作物の付札であろうとし、報告者の「医力」に疑問を呈しているが、実物検討の立場になく、一応報告にしたがうとしている。
- 注60 奈良国立文化財研究所 1994『平城宮発掘調査出土木簡解報』29
- 注61 浅間神社社務所編 1931『浅間文書纂』官幣大社浅間神社
- 注62 注49同じ
- 注63 比謙隆界 1988『氏族系譜の形成とその信憑性―駿河浅間神社伯藏『和邏氏系図』について―』 下出積與編『日本古代史論稿』 桜樹社
- 注64 注47同じ
- 注65 藤大肆は、天武天皇十四年(685)正月に制定された位階、律令位階の從七位下に相当する。(佐伯有清 1981『新撰姓氏錄の研究』考證篇 吉川弘文館)
- 注66 注65文献同じ
- 注67 注7同じ
- 注68 静岡県 1931『静岡県史』第二卷
- 注69 注44同じ
- 注70 小野真一 1974『駿・遠・豆における古代郡衙所在地の研究』『地方史静岡』第4号 静岡県立中央図書館
- 注71 向坂剛二 1975『小野真一「駿・遠・豆における古代郡衙所在地について」批判』『地方史静岡』第5号 静岡県立中央図書館
- 注72 静岡県 1994『静岡県史』通史編1 原始・古代
- 注73 注14同じ
- 志村博 1983『伊勢原古墳』『富士市埋蔵文化財発掘調査報告書』富士市教育委員会
- 注74 注34同じ
- 注75 注36同じ
- 注76 鈴木敏則 1999『静岡県内における初期須恵器の流通とその背景』『静岡県考古学研究』31 静岡県考古学会
- 注77 平林将信・志村博 1982『第1章 横沢古墳』『西富士道路(富士地区)岳南広域都市計画道路田子の浦臨港線埋蔵文化財発掘調査報告書』横沢古墳・中原1分墳・伝法遺跡群(伝法A~E地区)・天間地区』 静岡県教育委員会・富士市教育委員会ほか
- 注78 久松義昭・平林将信 1990『東平第1号墳発掘調査概報』富士市教育委員会
- 注79 志村博 1983『西平第1号墳』『富士市埋蔵文化財発掘調査報告書』
- 注80 石川治夫・鈴木裕彦ほか 1985『豆生田遺跡、的場古墳、段崎古墳、井出四号墳、台畠遺跡、築地鼻遺跡、木戸上遺跡』沼津市調査報告書35 沼津市教育委員会
- 注81 中野国雄ほか 1992『裾野市史』第1巻 資料編考古

- 注82 注81同じ
- 注83 八木光則 1996 「薦手刀の変遷と性格」『考古学の諸相』 板谷秀一先生還暦記念会
- 注84 久松義昭 1992 『沢東A遺跡—埋蔵文化財発掘調査概報—』 富士市教育委員会
- 小野真一 1992 『沢東A遺跡発掘調査概報』 富士市教育委員会
- 小野真一・秋本真澄ほか 1995 『沢東A遺跡—富士不燃建材工業株式会社工場増設に伴う埋蔵文化財第3次発掘調査報告書』 富士市教育委員会
- 志村博ほか 1977 『沢東A遺跡・第V地区第4次発掘調査報告書』 富士市教育委員会
- 渡井義彦ほか 1998 『沢東B遺跡埋藏文化財発掘調査報告書』 富士市教育委員会
- 注85 中野国雄 1968 『富士市東平遺跡発掘調査概報』『東名高速道路(静岡県内工事)関係埋蔵文化財発掘調査報告書』 静岡県教育委員会ほか
- 佐藤政次・平林将信ほか 1981 『東平・西富士道路(富士地区)・岳南広域都市計画道路田子浦港線埋蔵文化財発掘調査報告書』 静岡県教育委員会・富士市教育委員会ほか
- 注86 久松義昭 1992 『東平遺跡第3次調査』 富士市埋蔵文化財発掘調査報告書第3集 富士市教育委員会
- 注87 注85文献 1981に同じ
- 注88 中野国雄・佐藤民雄 1960 「吉原発見の土師器と堅穴」『駿豆考古』第4号 駿豆考古学会
- 注89 注88同じ
- 久松義昭 1991 「舟久保遺跡6丁目地区発掘調査報告書」富士市埋蔵文化財調査報告書第2集
- 注90 植松章八 1995 「静岡県内出土文字資料にみる古代の地名について」『財団法人静岡県埋蔵文化財調査研究所10周年記念論文集』 財団法人静岡県埋蔵文化財調査研究所
- 注91 注72同じ
- 注92 貴志正造 1976 『全譜吾妻鏡』第一巻 新人物往来社、以下同じ。
- 注93 宮地直一・広野三郎 1929 『浅間神社の歴史』富士の研究Ⅱ 官幣大社浅間神社社務所編 古今書院
- 注94 注92同じ
- 注95 注93同じ
- 注96 石井進 1997 『第一編 第一章 幕府の成立と源氏三代』『静岡県史』通史編2 中世 静岡県
- 注97 静岡県 1989 『静岡県史』資料編5 中世一
- 注98 注97同じ
- 注99 若林淳之ほか 1971 『富士宮市史』上巻 富士宮市
- 注100 大宮司富士家文書 静岡県立中央図書館所蔵
- 注101 注100同じ
- 注102 注100同じ
- 注103 注100同じ
- 注104 注100同じ
- 注105 川添昭二 1968 「遠江・駿河守護今川範頼軍跡」『庄園制と武家社会』
- 注106 注99同じ
- 注107 静岡県 1996 『静岡県史』資料編8 中世四
- 注108 若林淳之 1971 「武田氏の領国形成—富士山麓地方を中心見た—」『地方史静岡』創刊号 静岡県立中央図書館

- 注109 注108同じ
- 注110 富士山本宮浅間大社文書
- 注111 注108同じ
- 注112 『続日本紀』一 新日本古典文学大系 岩波書店
- 注113 『日本靈異記』日本古典文学大系 岩波書店
- 注114 注2同じ
- 注115 佐野武勇 1930 「富士山頂上三島ヶ嶽經塚」『考古学雑誌』20-10
足立鏡太郎 1930 「富士山頂上三島ヶ嶽南經塚中の經筒と經卷につきて」『考古学雑誌』20-12
- 注116 『駿河国新風土記』下巻
- 注117 『駿河志料』二 富士山東泉院条
- 注118 井野辺茂雄 1928 『富士の歴史』富士の研究 I 官幣大社浅間神社社務所編 古今書院

2 富士大宮司館の発掘調査に寄せて

若林 淳之

はじめに

近来日本の各地において、所謂考古学的発掘調査や、歴史考古学的発掘調査が行われている。こうした調査の推移の中で様々な情報が、新聞あるいはテレビ等々で報道され、それによってこれまで多くの人々によって描かれてきて来た、この国の歴史的イメージが壊されたり、またそうしたイメージに新しい情報が加わることによって、より鮮明に新たなイメージが構築されたりするようになるなど、数々の調査結果のもたらす情報に、いよいよ注意を払わなくてはならないような状況下に置かれている。

例えば埼玉県秩父の山中で四十万年とか五十万年前の旧石器時代の遺跡・遺構が発掘され、それによって日本の置かれて来た石器時代の通念なり常識は、大きく変更を迫られるような問題提起がなされたり、また富山県下に於ける縄文時代の遺跡の発掘は、青森県下の三内丸山遺跡発掘のもたらした多数の新しい情報とともに、縄文時代の再認識をしなくてはならないような状況下に置かれたりするなど、最近の発掘調査のもたらす諸情報は誠に華やかしいものがあるように思うし、これら発掘担当者たちの、まさに発掘冥利に尽きると言った、誇らしげの顔がテレビ等の報道を通じ、私たちの脳裡に鮮明に焼き付けられていくような感じを抱いているところである。

しかし多くの発掘調査には、余りマスコミの注目をうけることもなく、またマスコミの注視が得られないということは、発掘担当者たちを取巻く多くの市民からの関心も寄せられることもなく、黙々と発掘ならびに研究をすすめている者が非常に多く居ることを忘れてはならないと思うのである。

富士宮市教育委員会埋蔵文化財調査事務所も、まさにその例であり、ここでこうした調査と研究に当っている馬飼野行雄、波井英喜らの、地道の努力に心から敬意を表したいと思っている。

富士大宮司館をめぐる諸問題

(A) 富士大宮司館等について初見資料

今回富士宮市教育委員会で、公共施設建設予定地内の埋蔵文化財発掘調査を実施したところ、この地は昔って富士宮市役所本庁舎の建っていた所であって、発掘対象地の地下には相当の擾乱があつて、調査研究上の障害があつて、発掘調査は困難を極めたが、発掘が進むに従つて誰かが住んでいたであろうと推測される、居館の一部では無いかと思われるこの地にとって見れば大変貴重な遺跡が発見されることとなつたのである。

ところでこの住居は、旧大宮司富士家文書の中に元弘三年（1333）九月三日、後醍醐天皇の命を受けた左少弁が、富士大宮司館に対して、駿河国下島郡の地頭職を、当官即ち浅間大社に寄付するという諭旨（天皇の命をうけて幕人所から出した文書）で、そのことを

当宮即ち浅間大社を管掌する富士大宮司館に知らせたものである。この富士大宮司館とは公共施設建設予定地で発見された住居の一部こそ、富士大宮司館の一部ではないかと推定されるものと思われているのである。

つまり富士大宮司館という文言は、この文書に見るような十四世紀の中頃の文書に初めて見られるものであった。

富士大宮司館という文言は大宮司館とも言っていたらしい。即ち旧大宮司富士家文書には建武元年（1334）九月八日民部僕大輔から大宮司館に宛てた後醍醐天皇の諭旨があって、諭旨の意味する内容は、駿河国富士郡上方の地を浅間宮に寄附するというものであって、このことを浅間宮を管掌する大宮司館に知らせたものである。この大宮司館は先に述べた富士大宮司館と全く同じものであろうと思われる所以である。

このように公共施設建設予定地で発見された居館遺構の一部は、富士大宮司館あるいは大宮司館の一部であろうと思われ、その大宮司館は後醍醐天皇の時代である元弘～建武の頃、換言すれば1333年～1334年の頃には、その規模こそ明らかではないが、既に存在していたことが知られるのである。勿論この富士大宮司とか大宮司館は元弘～建武の頃に成立したというわけではなく、その成立は鎌倉時代か、更に平安時代末期まで遡ることが出来るのかも知れない。

このように、今日の発掘調査でその存在の確認された居館跡遺構の一部と思われるものは、旧大宮司家富士家所蔵文書の中の後醍醐天皇諭旨二通に見られる、富士大宮司館あるいは大宮司館にかかるものであろうと思われる所以である。

（B）富士大宮司館、あるいは大宮司館の当主は誰か

元弘三年と建武元年の二通の後醍醐天皇諭旨を見る。富士大宮司館とか大宮司館とかを居館としていた人は誰か、このような一見奇異に思われるようなことについて、考えて見ることとしよう。

というのはこの遺跡の発掘担当者たちは、「富士大宮司家は、延暦十四年（795）、五代孝昭天皇を祖とする和邏部臣豊麿が、駿河国富士郡大領を拝して以来、弘化二年（1845）四十四代富士重木の就任を経て、明治に至るまで駿河国浅間宮（現富士宮浅間大社）の大宮司職であったことが知られる。」と言って、この発掘された居館址には延暦十四年に駿河国富士郡の大領（郡司）に補任された和邏部豊麿以来富士重木に至るまで継々とづき、この間富士浅間宮の大宮司職にも就任して明治に至るという、富士氏の居館であったのでは無いかという大前提のもとに考察をすすめているのであるが、このことに対して若干の疑問を提起するところである。

即ち結果としては、この遺跡が戦国期以降の浅間宮大宮司職でありつけた富士氏の居館であることには間違いないところであるが、律令制下の地方行政組織である郡司制の展開において、郡司の登用は地方出身者からという原則のあるなかで、畿内の出身者ではないかと思われる和邏部豊麿の登用ということには若干疑問を提起しなくてはならない。またこうした系譜をもつ和邏部氏が地方出身者であるとするならば、どうした事情でこの地

に土着するようになったのかも明らかではないからである。

またこうした事情のもとに置かれる和邏部氏が八世紀以降連続としてこの地で、その社会的地位を保ちつづけているということも、八世紀以降の激しい社会的変動を考慮に入れると、和邏部氏が富士氏に変り、また大領（郡司）から浅間宮の大宮司職に変身することも、果してどういう事情でそうなったのかについても明らかではないのである。

こうしたことを見頭に置いた時、先に指摘した後醍醐天皇給旨に見られる富士大宮司館とか大宮司館とよばれる居館を住居としていた人物は誰かということを、考えて見る必要はどうしてもあるように思われるるのである。

こうしたことを見る一つの手がかりとして『静岡県史料第二輯駿州古文書』には「旧大宮司富士家文書」として六十通の文書が収載されている。この中で先にも指摘した元弘三年（1333）九月三日の後醍醐天皇給旨から、元龜二年（1571）に至る二十四通の文書に見る、文書発給者が、文書の受取人（受給者）の名をどのように書いているかについて、その概略を見たものが次の表である（表-30）。

この表は、後醍醐天皇を始めとして、建武年間（1334～37）駿河国の守護に補せられたという今川範頃以降の今川氏歴代、ならびに今川義元が尾張国の桶狭間で織田信長の奇襲に敗れた永禄三年（1560）以降は、その子今川氏真や、氏真と関係の深かった小田原の北条氏政や氏康らの発給した文書の中で、発給者（文書を出した人）や受給者（文書を受取った人）との関係を見たもので、とりわけ受給者が大宮司とか富士大宮司といった、具体的受給者名というよりは、抽象的受給者名の文言から、例えば富士長永（応永十六年八月十七日「道仁跡原開所充行状」）のような具体的受給者名の出現する事情について注目しつつ作成されたものである。

大宮司とか富士大宮司といった抽象的受給者名から富士長永などと言う具体的受給者が見られるようになるのは、先の例えの中で指摘したように、応永十六年（1409）八月十七日の「道仁跡原開所充行状」である。この文書に見る発給者である道仁という人物が、どのような人物であるのか明らかでは無いが、そうした道仁から、富士大宮司とかかわりの深いと思われる富士長永に対して、跡原開、これは多分後世の根原開のことであろうが、この開所にかかる諸権益を富士長永に与えるというものであった。

駿河国と甲斐国を結ぶ、通称中道往還上の駿甲境の地、根原に何時頃からか開所を設け、ここを通過する旅人あるいは諸荷物について閻税（今日でいえば通行料（税））を徴集するということが、中世一般に見る開所と同じように行われていたらしく、そうした権益のすべてを富士長永に与えるというものである。

ここに至って、つまり十五世紀の初頭において、富士大宮司家は富士長永というように、富士を姓とする者が出現するようになったということが明らかになるのである。

この富士長永の帶した富士姓は、これより先の応永七年（1400）十一月十八日、今川泰範の富士浅間宮に発給した「今川泰範寄進状」の受給者である富士浅間宮の富士とは、富士長永の富士と同じであると思われる。その場合富士浅間宮とは富士氏を祭主とする浅間

年月日	文書名稱	発給者	受給者	使用文言等	備考
元弘3(1333) 9. 3	後醍醐天皇給旨	左少弁	富士大宮司館	富士大宮司館	
建武元(1334) 9. 8	後醍醐天皇給旨	民部權大輔	大宮司館	大宮司館	
建武4(1337) 10. 2	駿河下島等地領地狀	景隆 明仙		富士大宮司	
朝応2(1351) 正.18	上杉憲符固催奉書	兵庫助(上杉憲符)	富士大宮司	富士大宮司	
康安2(1362) 正.18	今川義氏詔免除狀	前上介(今川義氏)	大宮司	大宮司	康安2年は貞治元年
至徳元(1364) 12. 12	今川義範詔免除狀	上總介	大宮司	大宮司	
応永7(1400) 11. 18	今川義範寄進狀	沙弥(今川義範)	富士浅間宮	富士浅間宮	
応永16(1409) 8. 17	道仁斎原所充行狀	道仁	富士長永	富士長永	富士浅間宮神領
応永25(1418) 8. 27	室町將軍家綱御教書	沙弥(細川満元)	富士大宮司	富士大宮司	
永亨6(1434) 10. 25	今川義忠頃状	民部大輔(今川義忠)	富士能登守	富士能登守	富士大別当跡事
寛正3(1462) 11. 2	後花園天皇口宣案	農人右中弁 藤原俊彌	右馬助藤原忠時	宣任能登守	
明応2(1497) 7. 2	富士浅間物忌令	大宮司前組守親時		大宮司前組守親時	
天文元(1532) 11. 27	今川義輝判物	氏元(今川)	富士宮若	富士宮若	為馬贈令奉公
天文6(1537) 3. 8	今川義元感狀	義元(今川)	富士宮若	富士宮若	小島上坊橋籠敵逐私
天文6(1537) 5. 15	今川義元判物	義元(今川)	富士宮若丸		
天文22(1563) 3. 24	今川義元判物	治部郎輔(今川義元)	富士又八郎		
永禄4(1561) 7. 20	今川氏真判物	氏真(今川)	富士兵部少輔	富士大宮司分代官職之事	信忠を被代に
永禄6(1563) 12. 20	今川氏真感狀	上總介(今川氏真)	富士又八郎		
永禄9(1566) 3. 13	今川家朱印状	今川家朱印(如律令)	富士兵部少輔(信忠)		
永禄9(1566) 4. 3	今川家朱印状	今川家朱印(如律令)	富士兵部少輔(信忠)		大宮毎六度市を東市に
永禄11(1568) 12. 19	北条氏政判物	氏政(北条)	富士兵部少輔(信忠)		大宮城中ニ被相築
永禄11(1568) 12. 19	北条氏政判物	氏政(北条)	富士兵部少輔(信忠)		
永禄12(1569) 2. 25	北条氏政書狀	氏政(北条)	富士		
永禄12(1569) 5. 28	北条氏政書狀	氏政(北条)	富士兵部少輔		
永禄12(1569) 5. 3	北条氏政書狀	氏政(北条)	富士兵部少輔		
元亀2(1571) 10. 26	今川氏真感狀	氏真(今川)	富士農人		

表-30 文書の発給者と受給者

宮という意味で、浅間宮の祭主富士氏は、今川義範の被官となっていたことが理解できるのである。だからこの富士氏に対して遠江国富士不入計(現袋井市内)と、遠江国平宇郡(前に同じ)ならびに同国黄奈郷内(前に同じ)にある石野赤六兵衛入道の領有してきた地を併せて寄進しようとしたものであった。

このように浅間宮の祭主=大宮司として富士氏の名が登場するのはまさに十五世紀の初頭頃で、それは遅ったとしても十四世紀も終わり頃であったように思われるのである。十四世紀から十五世紀の交りにおいて登場した富士氏を称する浅間宮の祭主である人物は、その出自はどういうものであったのか明らかではない。だからそのためには守護今川氏の被官化することによって経済的政治的基盤の安定確立を図るとともに、いっぽうでは精神的社会的基盤を確立する必要もあったのであろう。

それにかかる寛正三年(1462)十一月二日の日付のある「後花園天皇口宣案」という文書がある。即ち、

後花園天皇口宣案

(足利義政の印)

(花押)

上卿広橋中納言

寛正三年十一月二日 宣旨

右馬助和邇部忠時

宜任能登守

藏人右中弁藤原俊頼奉

とあるものである。この文書は花押の將軍足利義政の推挙により、右馬助和邇部忠時（富士忠時）を能登守に補するということを、後花園天皇も内々に承知したので、藏人所の右中弁藤原俊頼が天皇の意向を文書にして和邇部忠時に伝えたものである。

このように和邇部忠時（富士忠時）を能登守に補任するように天皇に推挙したのは室町幕府の將軍足利義政であるが、この將軍義政に忠時をどうしても能登守に任じて欲しいと申し出たのは忠時を被官として富士山麓地方の支配をより強固なものにしようと考えていた、今川範忠であり、また同義忠であったものと思われる。

このように天皇の命によって忠時が能登守に補任されるということは、その政治的社會的地位を天皇によって保障されたということを意味していた。

いっぽう忠時が能登守に補任される過程において、忠時は自らを和邇部とも称していたのは、和邇部について次のようなことが伝えられていたからであったと思われる。

『浅間神社の歴史』によれば、浅間大社の大宮司家の由来について「富士大宮司系図を接するに、姓は和邇部臣にして、孝昭天皇より出づる者となし。更に其十七代豊麿の時に至りて富士郡の大領となり、延暦二十年四月富士浅間大神の祭祀を掌ると見え、爾來其子孫永く之を継承せる次第を述べ、豊麿を以て富士氏の始祖と為し、更に豊麿より十七代の孫時棟に至り、始めて大宮司と註して居るのは、此時から大宮司となれるることを意味せるものであらう。時棟の條には年代が記してないが、大抵鎌倉時代の初期に相当せるやうに思われる。』と記している。

つまり「富士大宮司家」の系図というものがあつて、それによると、大宮司家は和邇部であつて、その祖は孝昭天皇であるといふ。その十七代豊麿の時に富士郡大領（郡司）となり、延暦二十年四月富士浅間大神祭祀を掌るようになったといふ。従つて富士氏の始祖は豊麿であるといふ、更に豊麿の十七代の孫時棟の時に大宮司になったといふ、それは鎌倉時代の初期であったといふのである。

こうした富士大宮司家系図による和邇部氏の説明について、かつてはそれで良かったかも知れないが、現代ではいくつかの疑問も提起しないわけにはいかないのである。そうした疑問のいくつかについて考えて見ることとしよう。

（a）和邇部の祖は孝昭天皇であるといふ。孝昭天皇は『古事記』等に見る天皇名であるが、最近の日本神話研究の成果によれば、少くとも初代神武天皇から九代開化天皇に至るまでの天皇は、架空の天皇であるといふのが通説で、そうした架空の天皇を

祖とする和邇部臣についての富士大宮司家の、系図のこの部分はまさに創作の域を出るものではないと考えられること。

- (b) こうした和邇部臣の十七代の豊麿の時に駿河国富士郡の大領（郡司）になったとか、また豊麿が延暦二十年（801）富士浅間大神の祭祀を掌るようになったとか、豊麿から数えて十七代目の時種の時大宮司となったと記されているのであるが、こうした二度にわたる十七代目とか十七代の孫という十七という表現には、聖徳太子の「憲法十七条」の十七とか、鎌倉幕府の「御成敗式目」が五十一ヶ條からなり、この五十一ヶ條は、 $17 \times 3 = 51$ あって十七を基礎としているなど、この系図を作った人が、当時何となく一般に好まれていた十七という数字に強い影響をうけたものと思われ、従ってそれに余り多くの意味を見出すことが出来ない。
- (c) また富士大宮司家系図によれば、孝昭天皇十七代の豊麿以来連継として系図はつづくのであるが、平安時代後期の説話集である『今昔物語』の「駿河国富士神主帰依地藏語」という條には、「今昔駿河ノ國ノ富士ノ宮ニ神主ナル者有ケリ、和気ノ光時トゾ云ケル」と書かれ、『今昔物語』では和気光時という神主がいたと記され、豊麿以来連継としてつづいたという事実を否定する資料もあるのであった。

このような疑問点のあるなかで、先に示した和邇部忠時が能登守に補される時、忠時が和邇部の姓を称したのはどういう意味があったのか考えて見る必要があるようだ。

忠時については、いくつかの考証が必要であるが、それは省略して結論をいうならば、忠時はこの地に住み年とともに在地に於ける勢力を拡大しつつあり、それが今川氏に見染められ有力被官の一人として加わり、やがてそれが將軍義政の耳にも達し、今川氏の強い推挙から將軍義政の仲介によって後花園天皇の内諸も得て能登守に宣任されたというものであった。

つまり忠時はこの地に根拠をもつ在地有力国人の一人であって、それが能登守に任官するためには、しかるべき系図をもつことも必要であったのだろう。和邇部とは全くかかわりが無いにもかかわらず、恰もその末裔であるかの如く装うため、當時流行の系図買いのような行為をして、和邇部を称するようになったもののように思われる。

このようにして富士長永につづく富士氏は、和邇部の姓をも併称しつつその勢力を拡大擴張していくのであるが、こうした現実に対応するのが、明応六年（1497）七月二日大宮司前能登守親時によって発せられた、「富士浅間宮物忌令」^{物忌令}であったようだ。つまり親族の不幸等々に当り一定の期間の喪に服することを言うのであるが、これなど物忌令を発する主体が、それに従わせる説得力と強制力をもちあわせなくては、その趣旨は貫徹できるものでは無いように思われる。

このようにして富士忠時は能登守に補任されるのであるが、それによって大宮司として「物忌令」を発することが出来るように、その権威を高めていたようだ。更には十六世紀以降になると、「為馬廻令奉公」（天文元年今川氏輝判物）とか「小泉上坊総筆、敵逐払 手負數多仕出之由」（天文六年今川義元感状）という文言が推察できるように、富

士氏は大宮司という官位もさることながら、在地武士集団として、今川・武田・北条三戦国大名の勢力の接する緩衝地帯にあって、その重きをなしてもいいのであった。

このような状況下に置かれるようになった富士氏は、そうした環境の変化に即応できる居館の整備も不可欠のものとなり、所謂大宮城のような城塞も構築されるようになつたものと思われるのである。

(C) 記録に見られる大宮司館について

今回発掘調査では大宮司館跡ということであるが、この大宮司館跡というものは、永禄十一年(1568)十二月十九日北条氏政から富士兵部少輔に宛てた2通の「判物」にみる「今度中ニ被櫛雲々」とある場合とか、元亀二年(1571)十月二十六日今川氏真から富士藏人にあてた「今川氏真感状」の中で、「（付）昇已二月朔日穴山葛山方為始大宮城江難成動手負死入仕出還而失勝利引退候云々」があるのが、『旧大宮司富士家文書』の中に見る大宮城と記されたものである。

『旧大宮司富士家文書』の六十通の中では以上の三通だけであった。これ以外に大宮城という文言の見られる文書は、『静岡県史料第二輯駿州古文書』の所収する「浅川井出文書」の中に、永禄十二年(1569)六月九日、今川氏真から井出伊賀守に宛てた「知行地」に関する文書によると、「今度錯乱之刻 別面於大宮城令奉行之条云々」と、大宮城の文言が見られ、また永禄十二年七月五日今川氏真が井出伊賀守に宛てた感状によると、それには「（付）去廿九日 武田信玄江被取詰之處 於南口最前鎌合云々」があるように、ここでは富士城と言っているが、これは多分大宮城のことを言ったものであろうと思われる。

このように『旧大宮司富士家文書』とか「浅川井出文書」等々に見られる大宮城あるいは富士城という文言の使用状況を見たのであるが、これらの文言の使用状況からは、大宮城の構造はどのようなものであったのか明らかではない。

いっぽう、それぞれの土地に伝承されたり資料等々によって書かれた『駿河国志』、『駿河国新風土記』、『駿河記』等々の所謂地誌資料によって、大宮司居館跡について、どのように記されているかについて見ることとしよう。

先づ『駿河国志』(国府之東三)による

「大宮神田 大宮浅間社の市町なり 愛に古神田曲輪とて望あり 其かみ大宮司某是を築けり 永禄十一年今川氏真 武田家の為に没落して後 信玄に属し 武田家の軍士 此疊を守れり」

とあり、また『駿河国新風土記』の「富士山下」には、

「神田町ノ北ニ神田里ノ古城跡アリ コノ城ハ大宮司和爾部氏築ク所ニテ 中古 天文永禄ノ頃 敷度職アリシ所ニテ 落城セシコナシ 永禄年間ニ井出某大ニ戦テウチ死セシコト 其時ノ歌ナド 志貴氏ノ駿河草二出 永禄十一年武田氏コノ地ニ乱入ノ時モ 富士藏人此城ニ籠リ 北條氏政ノ手ヨリ此城ヲ賣メシカドモ 元亀二年マデ二年籠城シテ 披ヲ以テ出城セシコト 今ニ大宮司家ニ藏スル所 元亀二年十月廿六日トアル今川氏真ノ感状ニ見エタリ」

とあり、更に『駿河記』の「廿八富士郡四」によると

「神田曲輪跡 浅間神社ノ脇今城山ト云 天守ノ跡小丘アリ、古井ノ跡今尚存ス 一名サラサ井ト云。」

当城ハ昔時大宮司某ノ築城スル处也 今川義元朝臣ノ頃 富士兵部少輔信忠城代 氏
真ノ時富士蔵人某 元亀三年武田信玄道當城ヲ攻 蔵人籠城防戦シテ不落 コニニ
於テ北条氏政役ヲ以テ 蔵人開城ス ルレヨリ武田氏ノ持城トナリ 軍士守衛ス」
等々と記されていた。

以上のような地誌の伝えるところによると、『駿河国志』によると、「大宮神田 大宮浅
間社の市町なり 愛に古神田曲輪とて里あり」と述べ、また『駿河国新風土記』では、「神
田町ノ北ニ神田里ノ古城跡アリ コノ城ハ大宮司和爾部氏築ク所ニテ」とあつたり、更に
『駿河記』によると「神田曲輪跡 浅間神社ノ脇今城山ト云 天守ノ跡小丘アリ、古井ノ
跡今尚存ス 一名サラサ井ト云。」などと記るして、里とか曲輪と言う文言で記るしていく、
これらを城とは言っているけれども積極的には大宮城とは言っていない事に気付くのである。
そうして「里」とか「曲輪」という文言を用いて、ここにあった城塞とも言うべきもの
の説明しているのである。

では「里」とか「曲輪」というものは、どういう意味があるものかと言えば、先づ「里」とは「とりで 土などを積み重ねて防護とした陣地」(大辞泉)のことであるといい、また
「曲輪」とは「城やとりでの周囲を土や石などで築き巡らしてある堀 またその内側の
地域」を言うという(大辞泉)。等々とあるように、『駿河国志』『駿河国新風土記』『駿河
記』の掲さんされた限りなく幕末に近い時代にあって、この地で口承されていた所謂「大
宮城」の姿は「里」的な存在であり、また「曲輪」のような状態であって、城塞としての機
能は土とか石を積み重ねて構築されたものであったもののように思われる所以である。

大宮司館跡として今日発掘された遺構は、大宮城と言ふような、中世城郭に寄せてこれを
理解するよりは、里とか曲輪、就中「神田曲輪」跡として理解していくことのほうが、
より実態に近いもののように思われる所以である。

というのは大宮城という文言は、多くの文書に見られるのであるが、これらの文書を通じては大宮城がどんな併まいをしていたのか全く知ることが出来ないのであるが、この地
で長い間口承伝承されつづけて来た、所謂城山にかかるものの中で里とか曲輪という文
言の伝承に、所謂大宮城についてより具体性を感じとることができるからである。

(D) 出土鐵貨について

「元富士大宮司館跡」というのは、それは多分「神田曲輪跡」と呼び、そこに戦国期末
期に富士大宮司が起居し、今川氏の尖兵として、甲斐国の武田氏に対応し、また小田原城
に拠る北条氏政らとも同盟をしていたようにも思われる所以である。

このような富士大宮司が起居していたと思われる所謂神田曲輪は、浅間神社の市町で
ある大宮神田に、「愛に古神田曲輪とて里あり 其かみ大宮司某 是を築けり。永禄十一年

今川氏真 武田家の為に没落して後 信玄に属し 武田家の軍士 此里を守れり』(駿河国誌) とあるように武田の攻げきを受け、武田の軍門に降るとともに、以後何年かの間武田の軍士が駐留していたという事態をむかえるのであった。

また『駿河国新風土記』にも、「神田町ノ北ニ神田里ノ古城跡アリ コノ城ヘ大宮司和爾部氏築ク所ニテ 中古天文永禄ノ頃 敵度戦アリシ所ニテ落城セシコトナシ (中略) 永禄十一年武田氏コノ地ニ乱入ノ時モ 富士藏人此城ニ篠リ 北条氏政ノ手ヨリ此城ヲ責メシカドモ 元亀二年マデ二年篠城シテ 枝ヲ以テ出城セシコト (以下略)」とあるように、神田里、即ち神田曲輪には、富士氏代々が起居していたらしいことは明らかである。

富士氏の起居した神田里、あるいは神田曲輪は、今回の発掘によって富士氏にかかわりの深い舶載陶磁器とか、中国の宋錢を中心として錢貨が多数発見されている。

舶載陶磁器は、中国から輸入された竜泉窯系のものや同安窯系のものなどの青磁が中心で、日常什器である碗や皿がその大部分を占めていた。勿論これ以外にも香炉、壺のような器物の破片も出土したという。

また錢貨も北宋錢24枚に加えて、寛永通宝など和錢も発見されていたという。北宋錢というのは、宋錢と言ってもいいのであるが、中国の宋の時代(960~1279)に鋳造された錢貨で、わが国では皇朝十二錢の鋳造が行われなくなり、その後は准布、准絹、准米が通貨の用をなしていたが不便なこともあったらしく、十二世紀中期になると宋錢を主とする中國錢の輸入が始まり、十三世紀になると著しく増加したという。

こうした状況を見た朝廷では中国錢の流通禁止の措置をとったけれど、経済の発展は流通禁止の措置にかかわることなく、錢貨の流通はますます拡大していった。

中国から輸入した錢貨と言えば、明の永楽帝(1403~1424)の時鋳造されたといふ永楽錢が有名であるが、この永楽錢を含めた北宋錢等が入り交じて流通するなかで北宋錢は全体の約60%から70%を占めていたという。

元富士大宮司居館跡(神田曲輪)で発掘された北宋錢は、一般に見る北宋錢は皇宋通宝(仁宗1039鋳造)熙寧通宝(神宗1068)元豐通宝(神宗1078)元祐通宝(哲宗1093)などが特に多かったと言われているが、これらの錢貨を含む24枚であったのである。

神田曲輪跡から発見された北宋錢を中心とした錢貨は、これをこの範囲だけで考えるのではなく、錢貨は市内各地の遺跡でも発見されているから、それらを合せて考えるべきである。市域内では北山本門寺境内から戦前に発見された錢貨は、通称北山錢と言われているもので、これには北宋錢と永楽錢とがあるという。また丸ヶ谷戸遺跡の土塙墓群からは、唐錢3枚、北宋錢10枚が発掘されており、また猪之頭養鱒場内遺跡からも北宋錢5枚が発見されているという。

市内に見る中国錢貨の発見、発掘状況は以上の如くであるが、富士市域内にあっても、今宮浅間神社の裏山附近で、中国錢貨を含む多量の錢貨の発見があるなど、これらは何れも江戸時代以前において、この地では中国錢貨によって、年貢の納入や商品取引が行われたことを示すものであって注目すべき事柄であり、また人々はこうした錢貨あるいは舶載

陶磁器等々を通じて国際化も進展しつつあったのであった。

なお、こうした各種の銭貨が流通するとなれば、当然換銭^{かわせ}ということも行われていた筈であるが、この地における換銭に関する資料が見られないのは、どういう理由であるのか考えて見る必要があるよう思うのである。

おわりに

以上「富士大宮司とその居館」という、発掘調査報告書によせて、考へてることを述べたのであるが、発掘担当者の皆さんと若干見解の相違するところがあるのであるが、これには寛恕願うとして駿河国富士郡大領であったり、浅間神社の祭祀をも行ったという和邏部氏の末裔が、富士氏に発展していくということは、ありそうであるが全くあり得ないと思っていることから出た結果からであることを申し添えて置くところである。

図 版



図版一4
1. 調査見学



2. 調査作業



1.元富士大宮司館跡造景



2.図1と図2(第3次)



3.図1と図2(第4次)



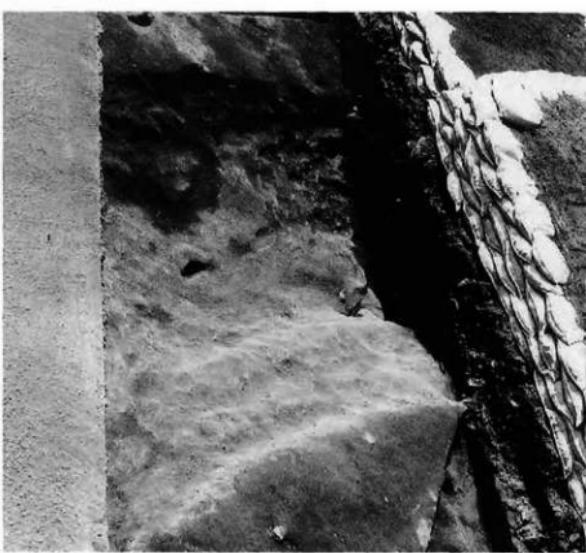
1.図1



2.図2



3.図3



1. 坑4



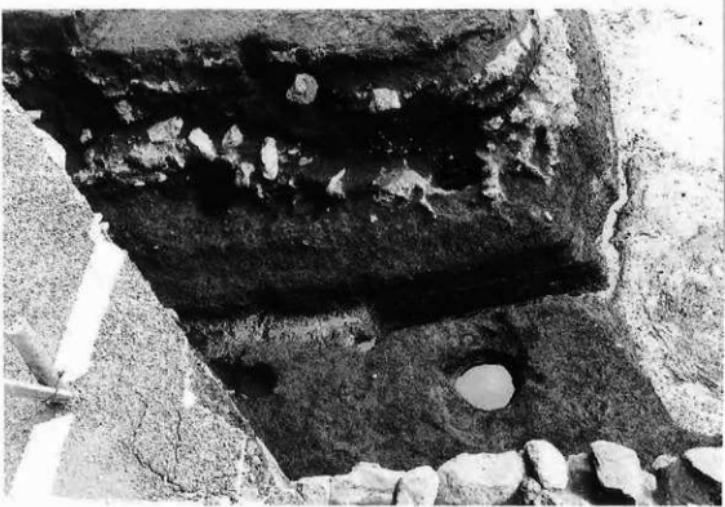
2. 坑5



3. 土墓2断面



1. 架橋部



2. 橋脚穴



3. 架橋下部の
埋群と廃材



1. 框2東側折れ



2. 框2西側折れ



3. 框1級曲部



1. 郡全景



2. 渠3



3. 土墻1



1. 郡西側



2. 溝 1



3. 溝 2



1.水 漏



2.溝4

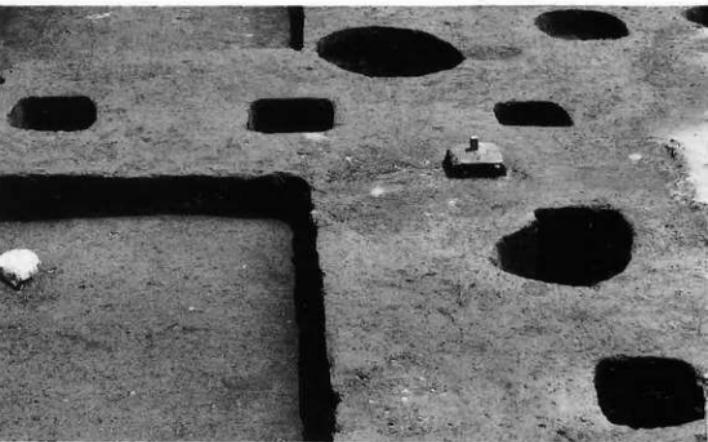


3.建物5

1.建物 1



2.建物 2



3.建物 3と建物 6の重複

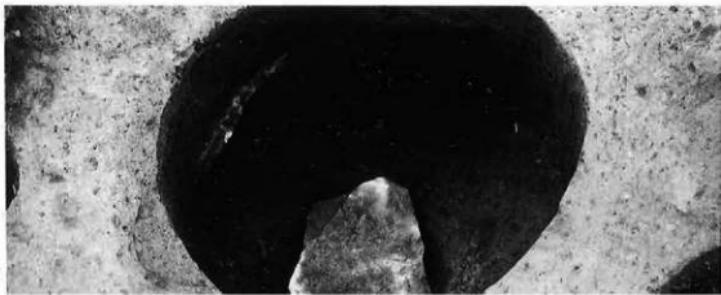




1. 建物4



2. ピット



3. 柱穴と礫石



1. 烟5と古墳建物群



2. 雇設築出土状況



3. 棒坑に接する塙跡

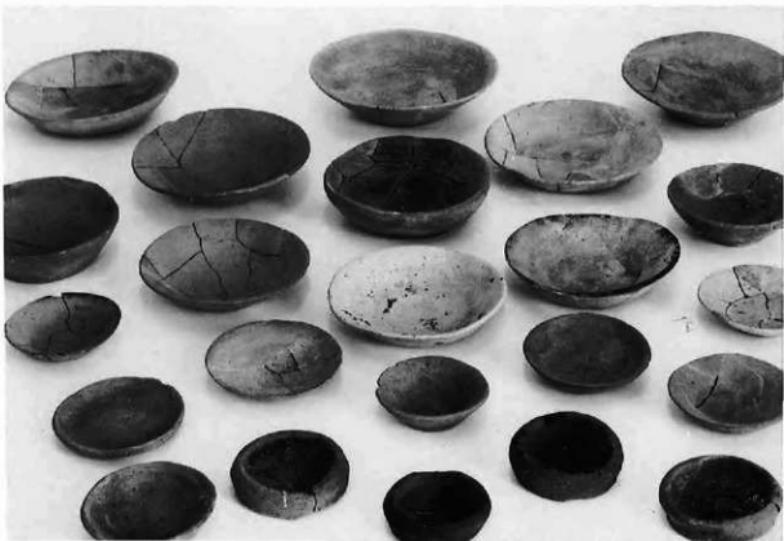
1. 坑9かわらけ出土状況



2. 坑9出土かわらけ



3. 墓内出土かわらけ





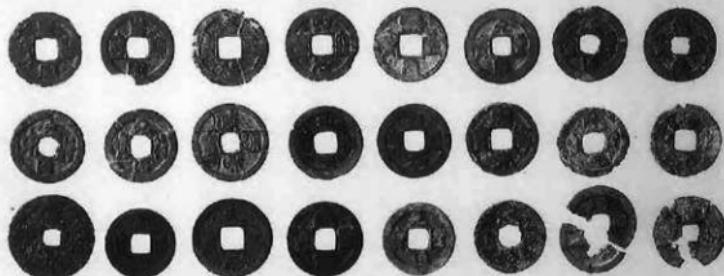
1.常滑窯



2.瀬戸陶器類



3.伝大宮城出土
の天目と小皿



1. 銅 貨



2. 銅 製 品



3. 鐵 钉



4. 足 金 物



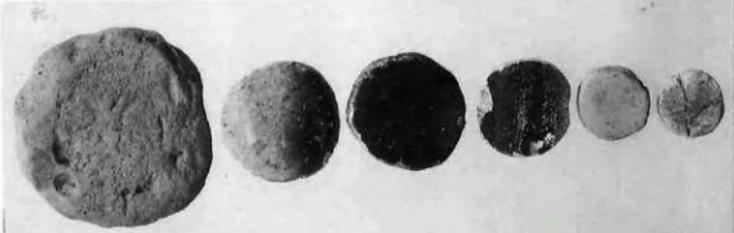
5. 雁 股 樣



1. 石臼と礪



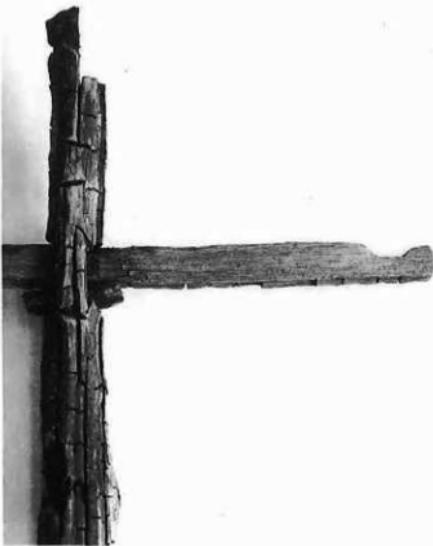
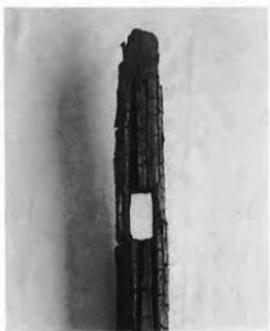
2. 滅石、礪と砾石



3. 玩具



1.木製品出土状況



2.構材



3.板材と鉄釘



4.鋼線とワラナワ



5.人 形



報告書抄録

ふりがな	もとふじだいぐうじやかた							
書名	元富士大宮司館跡							
副書名	大宮城跡にかかる埋蔵文化財発掘調査報告書							
巻次								
シリーズ名	富士宮市文化財調査報告書							
シリーズ番号	第24集							
編著者名	若林淳之、植松章八、建部恭宜、馬飼野行雄、小岱史芳、渡井英吾、永浜真理子、小野田晶							
編集機関	富士宮市教育委員会							
所在地	〒418-8601 静岡県富士宮市弓沢町150 TEL 0544-22-1187							
発行年月日	西暦2000年3月31日							
所収遺跡	所在地	コ一ド		北緯	東経	調査期間	調査面積 (m ²)	調査原因
		市町村	遺跡番号					
元富士大宮司館跡	富士宮市 元城町 1-1 他	22207	市番号 127	35° 12'55"	138° 35'29"	第I次調査 19840521 19840720	500 60 1,700 1,300	公共施設建設事業に伴う事前調査
			県番号 富士宮市 32			第II次調査 19951208 19951225		
						第III次調査 19970507 19971030		
						第IV次調査 19980608 19981130		
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物		特記事項		
元富士大宮司館跡	城館	古墳時代 (中・後)	竪穴	21棟	土師器、須恵器、 かわらけ	類例の少ない 中後期集落		
		鎌倉時代	居館遺構 建物跡 溝	7棟 5条等	舶載・国産陶磁器 木製品 金属製品 石製品	富士大宮司館から 大宮城への変遷		
		室町時代	土塁 堀	2基 5条				

富士宮市文化財調査報告書 第24集

元富士大宮司館跡

平成12年3月31日

編集 富士宮市教育委員会

発行 富士宮市教育委員会

〒418-8601

静岡県富士宮市弓沢町150

TEL (0544) 22-1111㈹

印刷 銘きうちいんさつ

〒418-8015

富士宮市舞々木町70

TEL (0544) 27-4055㈹